令和７年度
「建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会」

日　時：　令和 7 年 10 月 3 日（金）15:00～17:00

場　所：　ホテルブリランテ武蔵野２Ｆ「エメラルド」

議　事　次　第

司　会：関東地方整備局企画部
技術開発調整官

１．開　　会

２．挨　　拶

○　関東地方整備局長
○　一般社団法人 建設コンサルタンツ協会長

３．情報提供

○　関東地方整備局の取組について
○　建設コンサルタンツ協会関東支部の活動状況

４．意 見 交 換

○　一般社団法人 建設コンサルタンツ協会　要望と提案
　Ⅰ．担い手確保・育成のための環境整備
　Ⅱ．技術力による選定
　Ⅲ．品質の確保・向上
　Ⅳ．災害対応に向けた環境改善
　Ⅴ．DX 推進の環境整備

５．閉　　会

配 付 資 料 一 覧

①次第・配付資料

②名簿・座席表

③進行表

1）一般社団法人 建設コンサルタンツ協会　配付資料

【本部資料】

④令和 7 年度 地方ブロック意見交換会　建設コンサルタントの要望と提案

⑤令和 7 年度 地方ブロック意見交換会　建設コンサルタントの要望と提案

【説明資料】

⑥令和 7 年度 地方ブロック意見交換会　建設コンサルタントの要望と提案

【資料集】

⑦令和 6 年度 地方ブロック意見交換会の結果概要

⑧自治体における入札・契約方式などの実態調査結果等

⑨【参考資料】インフラ整備 70 年のご紹介

⑩【参考資料】技術競争普及のための自治体ヒアリング調査報告書（R7.6）

【支部資料】

⑪建設コンサルタンツ協会　関東支部の活動状況

【当日配付資料（冊子）】

・令和 7 年度建設コンサルタント白書

・建設コンサルタントビジョン 2025

・対外活動報告書（令和 6 年度）

・グローカル関東 Vol.18

2）　関東地方整備局　配付資料

⑫関東地方整備局の取組について	資料－１
⑬関東地方整備局　回答	資料－２
⑭関東地方整備局　回答（参考資料）	資料－２（参考資料）
⑮都県政令市　回答	資料－３

令和７年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
出席者名簿

	■一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	
	（本　部）	
1	会長	大本　修
2	副会長（対外活動委員長、関東支部長）	福岡　知久
3	副会長（総務部会長）	高橋　努
4	副会長	多田　智
5	常任理事（企画部会長、関東副支部長）	西村　達也
6	常任理事（技術部会長、関東副支部長）	堤　安希佳
7	常任理事（広報・情報部会長）	野本　昌弘
8	常任理事（資格・CPD部会長）	原田　政彦
9	常任理事（近畿支部長）	白水　靖郎
10	対外活動部会委員	笹部　剛男
11	常任委員長	河村　成人
12	対活副委員長	大場　勝一郎
13	参与	加本　実
14	参与・企画部長	新井田　浩
15	業務部長	小幡　宏
16	企画部次長	山中　直人
	（関　東　支　部）	
1	支部理事（技術部会長・施策委員長）	川村　栄一郎
2	支部理事（企画副部会長）	中田　健一
3	支部理事（技術副部会長）	齋藤　哲郎
4	支部理事	中沢　賢
5	支部理事	安田　実
6	支部理事	山﨑　幹夫
7	技術委員長・施策副委員長	松尾　新二朗
8	施策副委員長・自治体対応専門委員長	松金　伸
9	関東地整対応専門委員長	竹花　達也
10	市場調査委員長	八馬　康之
11	関東地整対応専門副委員長	嘉藤　忍
12	支部常任理事・事務局長	横山　正樹
13	技術参与	黒木　隆宏

	■都県政令市	
1	茨城県 土木部　次長兼総括技監	大森　満
2	栃木県 県土整備部　次長	星野　晃秀
3	群馬県 県土整備部　技監	中川　哲
4	埼玉県 県土整備部　県土整備政策課　主幹	永田　亘
5	千葉県 県土整備部　災害・建設業担当部長	角田　秀樹
6	東京都 建設局　総務部　企画担当部長	山本　聡
7	神奈川県 県土整備局　都市部　技術管理課　副課長	高山　義明
8	山梨県 県土整備部　技術管理課　技術審査監	名取　孝記
9	長野県 建設部　建設政策課　技術管理室長	柴草　真也
	さいたま市 建設局　技術管理課長	横田　聡（欠）
10	千葉市 建設局　土木部　技術管理課長	谷口　誠太郎
11	横浜市 財政局　ファシリティマネジメント推進部長	中澤　誠治
12	川崎市 建設緑政局　総務部　技術監理課長	小野　大樹
13	相模原市 都市建設局　技術監理課長	三浦　貴洋

	■関東地方整備局	
1	局　長	橋本　雅道
2	副局長	森　信哉
3	副局長	増田　圭
4	企画部長	田中　克直
5	建政部長　代理 （建設産業調整官）	佐藤　孝
6	河川部長	室永　武司
7	道路部長	河村　英知
8	営繕部長	中山　義章
9	用地部長	小山　陽一郎
10	統括防災官	田中　満
11	技術調整管理官	武藤　健治
12	技術開発調整官	宮坂　広志
13	工事品質調整官	渡辺　健一
14	水理水文分析官	霞　安行
15	道路情報管理官	後閑　浩幸

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会　　配席図

令和7年10月3日（金）　１５：００～１７：００
ホテルブリランテ武蔵野　エメラルド

出入口

山崎　支部理事
安田　支部理事
中沢　支部理事
齋藤　支部理事
八馬　市場調査委員長
松金　自治体対応専門委員長
松尾　施策副委員長　技術委員長
竹花　関東地整対応専門委員長
嘉藤　関東地整対応専門副委員長
横山　常任理事　事務局長
黒木　事務局　技術参与

出入口

記者席

一般社団法人　建設コンサルタンツ協会（関東支部）

中田　支部理事
川村　支部理事
大場　対活副委員長
笹部　対活活動部会委員
原田　常任理事
堤　常任理事
多田　副会長
福岡　副会長
大本　会長
高橋　副会長
西村　常任理事
野本　常任理事
白水　常任理事
河村　常任委員長
加本　参与
新井田　参与　企画部長
小幡　業務部長
山中　企画部次長

相模原市
川崎市
横浜市
千葉市
長野県
山梨県

相模原市　鈴木　都市建設局長
川崎市　小野　建設緑政局　総務部　技術監理課長
横浜市　中澤　財政局　ファシリティマネジメント推進部長
千葉市　谷口　建設局　土木部　技術管理課長
長野県　柴草　建設部　建設政策課　技術管理室長
山梨県　名取　県土整備部技術管理課　技術審査監

（関東支部）　一般社団法人　建設コンサルタンツ協会（本部）

政令市

都県

有線マイク　：　３本
ワイヤレスマイク　：　２本

関東地方整備局

都県　　関東地方整備局

森　企画部　技術管理課長
後閑　道路情報管理官
霞　水理水文分析官
渡辺　工事品質調整官
武藤　技術調整管理官
【司会】宮坂　技術開発調整官

関東地方整備局事務局5名

高山　副課長
神奈川県　県土整備局　技術管理課　都市部
山本　東京都　建設局　総務部　企画担当部長
角田　千葉県　県土整備部　災害・建設業担当部長
永田　埼玉県　県土整備部県土整備政策課　主幹
中川　群馬県　県土整備部　技監
星野　栃木県　県土整備部　次長
大森　茨城県　土木部　次長兼総括技監
増田　副局長
橋本　局長
森　副局長
田中　企画部長
佐藤　建政部長　代理　建設産業調整官
室永　河川部長
河村　道路部長
中山　営繕部長
小山　用地部長
田中　統括防災官

都県

神奈川県　東京都　千葉県　埼玉県　埼玉県　群馬県　栃木県　茨城県

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会（進行表）

令和7年10月3日（金） 15:00～17:00　　場所：ホテルブリランテ武蔵野2F「エメラルド」

時　間	内　容		発言者	配付資料
《開会》				
15:00	**開　会**		（司会：宮坂技術開発調整官）	
～ 15:10 （10分）	**挨　拶**	関東地方整備局	関東地整　橋本局長	
		一般社団法人　建設コンサルタンツ協会	協　会　　大本会長	
15:10 ～ 15:10 （分）	**出席者紹介**　　※資料確認含む			出席者一覧
《情報提供》				
15:10 ～ 15:20 （10分）	**関東地方整備局の取組**			
		関東地方整備局の取組について	企画部　技術管理課　森課長	資料－1
15:20 ～ 15:30 （10分）	**建設コンサルタンツ協会関東支部の活動状況**			
		実務者懇談会、実務者WGの検討内容について	協会関東支部　川村技術部会長	関東支部の活動状況
《意見交換》				
15:30 ～ 15:55 （25分）	**はじめに　魅力ある業界を目指して** **1章．担い手確保・育成のための環境整備** 1.1.建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化 1.1.1.履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化 ① 業務の納期分散の実現、目指すべき納期目標 ② 納期分散目標を実現するための施策の展開 1.1.2.受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化 ①「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化 1.2.人材の確保・育成 1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成 ①契約・評価制度の改善の継続 ②表彰制度の改善の継続		協会提案説明者：福岡副会長（対活委員長） 回答者：1.1.1. ① 技術管理課　森課長 ② 技術管理課　森課長 1.1.2. ① 技術管理課　森課長 1.2.1 ① 技術管理課　森課長 ② 技術管理課　森課長	建設コンサルタントの「要望と提案」【説明資料】 資料－2（参考資料あり）
《質疑》				
15:55 ～ 15:59 （4分）	**質　疑**			
15:59 ～ 16:16 （17分）	**2章．技術力による選定** 2.1.プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善 2.1.1. 業務の内容に応じた適切な発注方式の選定 ② 斜め象限図の適切な運用 2.2.地方自治体における発注方式の改善 2.2.1.業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定 2.2.2.見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示 2.2.3.最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大（事前公表の撤廃） 2.2.4.入札参加資格への建設コンサルタント登録制度の活用 2.3.地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成 2.3.1.地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進		協会提案説明者：福岡副会長（対活委員長） 回答者：2.1.1. ② 技術管理課 森課長 2.3.1. 技術管理課 森課長 回答者：2.2.1. 千葉県、横浜市 2.2.2. 神奈川県、千葉市 2.2.3. 茨城県 2.2.4. 長野県、川崎市	建設コンサルタントの「要望と提案」【説明資料】 資料－2（参考資料あり） 資料－3

16:16 ～ 16:25 (9分)	**3章. 品質の確保・向上** 3.2. 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保 3.2.1. 詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上 ② 指定仮設と任意仮設の取り扱い 3.2.2. 詳細設計から工事に至る段階（三者協議を含む）でのコンサルタント業務の適切な運用 ①追加業務や修正設計の定義の共有化と適切な工期設定、費用計上	協会提案説明者：福岡副会長（対活委員長） 回答者：3.2.1. ② 技術管理課 森課長 3.2.2. ① 技術管理課 森課長	建設コンサルタントの「要望と提案」【説明資料】 資料－２（参考資料あり）
《質疑》			
16:25 ～ 16:29 (4分)	**質 疑**		
16:29 ～ 16:38 (9分)	**4章. 災害対応に向けた環境改善** 4.1.被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立 4.1.1.災害対応業務への体制整備 4.2. 地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上 4.2.1. 災害申請作業の合理化・適切化 4.2.2. 実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算	協会提案説明者：福岡副会長（対活委員長） 回答者：4.1.1. 技術管理課 森課長 4.2.1. 山梨県 4.2.2. 栃木県、相模原市	建設コンサルタントの「要望と提案」【説明資料】 資料－２（参考資料あり） 資料－３
16:38 ～ 16:47 (9分)	**5章. DX推進の環境整備** 5.1. 受発注者協働による働き方改革に資するDX 推進：業務効率化の促進 5.1.4. DX 環境の整備 5.1.5. 各発注機関のインフラDX推進計画や実施状況等の情報の公開 5.3.DX推進の費用面での環境整備 5.3.2. DX 推進の環境整備のための助成金の創設	協会提案説明者：福岡副会長（対活委員長） 回答者：5.1.4. 技術管理課 森課長 5.1.5. 群馬県、東京都 5.3.2. 埼玉県	建設コンサルタントの「要望と提案」【説明資料】 資料－２（参考資料あり） 資料－３
《質疑》			
16:47 ～ 16:51 (4分)	**質 疑（全体を含め）**		
《閉会》			
16:51 ～ 16:56 (5分)	**閉 会**	関東地整 森副局長	

令和７年度　地方ブロック意見交換会
建設コンサルタントの要望と提案

【要望と提案の趣旨】
令和元年の品確法の改正により調査･設計などの業務が品確法の対象として明確に位置づけられた中、私ども建設コンサルタントは、持続可能な社会資本整備を支えるため、５つの倫理的行動規範を定め法令を遵守し、適正な技術力、注意力をもって誠実に業務遂行に努めております。

１：法令、社会規範及び契約の遵守
２：品位の保持
３：信用と信頼の保持
４：技術の向上と品質の確保
５：持続可能な社会の構築

近年の激甚化･広域化しつつある自然災害への対応をはじめ、老朽化した社会資本の維持･改修、ＣＭや事業促進ＰＰＰなど官民一体での事業マネジメントへの対応、脱炭素社会の実現やＤＸへの対応、地方創生への対応など、建設コンサルタントが果たすべき役割は年々拡大･深度化しております。

私ども建設コンサルタントは、これらの役割を着実に継続しながら、各企業において安定経営を目指し、様々な経営改革に尽力しておりますが、依然として公共事業量に大きく左右される企業が大半であります。

これまでの国や地方自治体との「要望と提案」活動ならびに様々な関係者との「業務量の安定的確保や技術者単価引き上げ等」の取組みによって、多くの改善や成果が得られていることに感謝しております。

また、令和６年の品確法の改正を踏まえ、担い手確保のための働き方改革・処遇改善の実現、災害への対応力の強化、技術開発の推進等による生産性向上の取組みは、建設コンサルタントにおいて喫緊の課題となっております。業界を挙げて効率化･生産性向上等に取り組んでおりますが、建設コンサルタント業界を魅力ある職場とするために、受発注者協働による改善の取組みは年々重要となってきております。

このような背景のもと、令和７年度は、冒頭に「はじめに」として中期的視点から持続的経営に関わる章を設け、次の５つの柱にて「要望と提案」活動を行うこととしました。

はじめに：「魅力ある業界を目指して」
１：「担い手確保･育成のための環境整備」
２：「技術力による選定」
３：「品質の確保･向上」
４：「災害対応に向けた環境改善」
５：「ＤＸ推進の環境整備」

令和７年６月
一般社団法人　建設コンサルタンツ協会

要望先を項の末尾に括弧書きで記載

はじめに　魅力ある業界を目指して

0.1.「成長と分配の好循環」の実現

0.1.1. 好循環の構築（本省）

0.2. 成長と分配を支える事業量の拡大

0.2.1. 公共事業投資と建設コンサルタントの経営（本省）

0.2.2. インフラ整備の中長期事業計画の策定（本省）

0.3. 報酬制度･仕組みの整備

0.3.1. 技術者単価の継続的な引き上げと適切な単価の適用（本省）

・年度繰越し業務におけるコンサル版スライド条項の導入

・コンサル版スライド条項試行業務の実施

0.3.2. 業務価格の改善（本省）

① 歩掛実態調査工種の増加と実態調査に基づく適切な歩掛設定

・一般構造物設計の函渠･擁壁

・樋門詳細設計

・築堤設計

② 技術基準の改定に伴う適切な歩掛･積算体系

・道路橋示方書改定（平成 29 年改定、令和 7 年改定予定）

・道路橋定期点検要領改定（平成 31 年改定、令和 6 年改定）

③ 設計変更時の経費･落札率等の改善

・設計変更に伴い新規に追加された工種に対する落札率について、当初落札率の適用外とする

・作業の増減無く工期延長となった場合の、延長期間分の管理費の計上

・公開用成果作成費は当初積算時に想定が難しく、その他経費としての計上

0.3.3. 一般管理費算入率の見直しと低入札調査基準価格の改善（本省）

0.4. 技術開発の推進

0.4.1. 知的財産の取扱い（本省）

・知的財産権の取扱いに関する意見交換の場の設置

１章. 担い手確保･育成のための環境整備

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進･強化

1.1.1. 履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

① 業務の納期分散の実現、目指すべき納期目標※（本省、地整、地方自治体）

※ 納期目標（設計変更後）：第 1 四半期 20%程度･第 2 四半期 30%程度･第 3 四半期 15%程度･第 4 四半期 35%程度･3 月 15%以内･翌債･国債の活用を年度に契約する件数割合 25%以上

② 納期分散目標を実現するための施策の展開（本省、地整、地方自治体）

③ プロポーザル方式･総合評価落札方式業務の公示･提案時期の分散化（地整、地方自治体）

④ 業務スケジュール管理表に基づく的確な契約管理（地整、地方自治体）

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進･強化（地整、地方自治体）

①「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化

② 深夜･休日勤務につながる業務指示･待機指示の削減、手戻り発生の排除（計画系業務）

③ 業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスの実施等の徹底

④ 入札･契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減

1.2. 人材の確保･育成

1.2.1. 若手･女性･シニアなど多様な技術者の活用･育成（地整、地方自治体）

① 契約･評価制度※の改善の継続

※ 若手：基礎点が低い(経験が浅い) 若手技術者でも担当技術者として配置し易い評価方法など

※ 女性：女性を含めた様々な技術者が係る制度の試行･改善など

※ シニア：照査技術者を継続できる評価制度、照査技術者実績を評価･考慮する制度など

※ 育休：管理技術者または照査技術者が短期間の育休をとる場合に、育休期間終了後に管理技術者または照査技術者に復帰できる制度、交代時に求められる同等以上の技術力要件について、「品質確保が可能な体制とする」等の緩和

② 表彰制度の改善の継続

・若手･女性技術者の技術力向上･モチベーションアップにつながるような表彰制度の水平展開

1.3. 適切な費用計上

1.3.1. 積算価格と実勢価格との乖離の是正（地整、地方自治体）

・点検･診断業務における、積算時の現地条件等の配慮と仕様や積算条件の明確化

・橋梁補修･補強設計における、設計条件の明確化、積算前の見積依頼の実施

２章. 技術力による選定

2.1. プロポーザル方式･総合評価落札方式等の的確な運用･改善

2.1.1. 業務の内容に応じた適切な発注方式の選定

① 技術力による選定方式の着実な増加（地整）

・プロポーザル方式の増加を主眼に、業務内容に応じた適正な発注方式の選定
・難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロポーザル方式への移行業務の追加
・価格競争入札から総合評価落札方式への移行業務の追加

② 斜め象限図の適切な運用（本省、地整）

・新たな業務への対応や技術的難易度の実態を考慮した、斜め象限図の更新
・建コン協会で作成した斜め象限図を補完するチェックリストの周知と活用

2.1.2. 計画系プロポーザル業務の業務規模の改善（地整）

2.1.3. 総合評価落札方式における落札率の改善（地整）

2.1.4. 業務成績評定の適切な運用と業務･技術者表彰の運用改善（本省、地整）

① 業務成績評定の運用改善

・地方整備局間の格差を是正するなど統一的運用
・事務手続きに関する改善(細目を含めた業務成績評定の速やかな通知)
・業務成績評定点の公表（北海道開発局及び沖縄総合事務局）

② 業務･技術者表彰の運用改善

・表彰における選定基準や表彰付与の考え方などの開示
・プロポーザル･総合評価落札方式における表彰の取扱いは、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（平成 27 年 11 月）」に沿って、地方整備局間での統一的運用

2.1.5. 国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用（本省）

① 令和４年度からの試行結果を踏まえた適切な対応

・令和 6 年度試行状況の共有
・RCCM 資格の適正な評価と組み合わせ加点する資格の適切な選定
・維持管理分野（補修設計を含む）での適用を基本
・計画的に資格取得ができるよう、資格の評価方針の事前公開
・本格導入については、余裕を持ったスケジュールでの導入
・RCCM 資格を他の国土交通省登録資格より高い評価とする
・RCCM 資格について、技術士と同様に、他の国土交通省登録資格と組み合わせて評価する

2.2. 地方自治体における発注方式の改善

2.2.1. 業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定（地方自治体）

・斜め象限図の周知と適用促進
・技術力による選定･発注方式（プロポーザル方式･総合評価落札方式）の導入促進、発注増加（「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(平成 27 年 11 月)」を参考）
・技術力評価を適正に行うための、業務成績評定や業務･技術者表彰の導入促進
・地方自治体における総合評価落札方式導入の取組みの水平展開

2.2.2. 見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示（地方自治体）

・最低値を採用している地方自治体において、平均値または最頻値の採用

2.2.3. 最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大（事前公表の撤廃）（地方自治体）

2.2.4. 入札参加資格への建設コンサルタント登録制度の活用（地方自治体）

・入札参加資格において「建設コンサルタント登録」を必須条件とする審査制度

2.3. 地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成

2.3.1. 地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進（地整、地方自治体）

2.3.2. 入札契約制度の改善（地整、地方自治体）

・地域コンサルタントが行うことにより、品質確保･向上が期待される業務※において、地域要件･地域貢献度･地域精通度等の評価項目･運用方法の改善、または地域コンサルタントに限定した発注業務の導入

※ 地域特性を踏まえた検討が必要となる業務や現地作業が必要となる業務（詳細設計･点検業務など）、地元及び関係行政機関等との協議･調整が頻繁に必要となる業務など

・国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進
・地域特性を踏まえた特定テーマを設定する業務のさらなる拡大
・地域コンサルタントと広域コンサルタントの JV 制度の好事例の水平展開

2.4. 適切な設計変更

2.4.1.「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更（地整）

2.5. 新たな契約制度への対応

2.5.1. 生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大と制度改善（本省、地整）

① 監理業務（PM･CM)、事業促進 PPP の拡大と制度改善

2.5.2.設計者･施工者連携方式の検討等合理的な入札契約制度の選定（本省、地方自治体）
① ＥＣＩ方式の拡大と制度改善

３章. 品質の確保･向上

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.1.受発注者合同現地踏査の実施（地整、地方自治体）
3.1.2.設計条件明示チェックシートの効果的な運用･活用（地整、地方自治体）
3.1.3.設計照査（的確な条件設定と確認、照査の充実等）（地整）
3.1.4.設計から施工への確実な情報共有
① 施工条件明示チェックシートの試行拡大（地整）
② 設計と施工のシームレス化の検討（本省）

3.2. 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

3.2.1.詳細設計における各工種の設計目的･設計条件･成果内容の明確化と適切な費用計上
（地整、地方自治体）
① 詳細設計における作業実態と歩掛との乖離の解消
- 設計条件･設計内容の明確化、適切な費用計上の実施
・特記仕様書における“修正”設計内容および関係機関協議内容の明示
② 指定仮設と任意仮設の受発注者間の認識不一致を解消
・設計業務等標準積算基準における指定仮設の記載内容の周知
・指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化と特記仕様書への明記
・指定仮設と任意仮設の成果の取扱い(任意は参考図、指定は設計図）の認識共有

3.2.2.詳細設計から施工に至る段階（三者協議を含む）でのコンサルタント業務の適切な運用
（地整、地方自治体）
・追加業務や修正設計の定義の共有化と適切な工期設定、費用計上
・詳細設計から施工（工事）に至る段階でのコンサルタントの対応に関する説明資料の好事例の水平展開

４章. 災害対応に向けた環境改善

4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立

4.1.1.災害対応業務への体制整備（本省、地整、地方自治体）
・災害対応業務への従事技術者が対応していた既往業務への効果的な対応
・災害対応業務への従事技術者に対し、労働基準法第 33 条の適切･確実な適用に関する厚生労働省への働きかけ
・広域（複数の発注者）にまたがる災害対応支援体制･仕組みの整備
4.1.2.災害対応業務への適切な評価（地方自治体）
・緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度の拡充と水平展開

4.2. 地方自治体における災害申請作業の合理化･適切化に関する改善と適切な費用計上

4.2.1.災害申請作業の合理化･適切化（本省、地方自治体）
・災害査定の効率化の適用拡大の継続
・大規模災害時の災害査定の効率化及び事前ルール（大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（H29.2））の適正な運用などの好事例の水平展開
・市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドラインの活用
4.2.2.実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算(地方自治体)

５章. ＤＸ推進の環境整備

5.1. 受発注者協働による働き方改革に資する DX 推進：業務効率化の促進

5.1.1.電子入札システム、電子契約システムの活用（本省）
5.1.2.情報共有システム（ASP）の運用ルールの改善（本省、地方自治体）
5.1.3.遠隔臨場の活用推進（本省）
5.1.4.DX 環境の整備
① 技術基準類の電子化（本省、地整）
5.1.5.各発注機関のインフラ DX 推進計画や実施状況等の情報の公開（本省、地整、地方自治体）

5.2. BIM/CIM の利用環境の改善

5.2.1.BIM/CIM データ連携の改善（本省、地方自治体）

5.3. DX 推進の費用面での環境整備

5.3.1.BIM/CIM 活用の業務価格の算定方法の見直し（本省）
①「BIM/CIM 標準歩掛」の設定
②「BIM/CIM 使用料」の適切な計上
5.3.2.DX 推進の環境整備のための助成金の創設（本省、地方自治体）

以　上

令和7年度　地方ブロック意見交換会
建設コンサルタントの要望と提案
【説明資料】

- **要望　64件**

本省・**地整**・**自治体**への要望	4件	本省への要望	19件
本省・**地整**への要望	4件	本省・**自治体**への要望	1件
地整への要望	9件	**自治体**への要望	12件
地整・**自治体**への要望	15件		

- **提案　7件**

本省・**地整**・**自治体**への提案	2件	本省への提案	4件
本省・**地整**への提案	1件		

令和7年6月

一般社団法人　建設コンサルタンツ協会

確かな未来をデザインする

目次

「要望と提案」の趣旨と概要 ・・・

「要望と提案」の趣旨と概要

趣旨

令和元年の品確法の改正により調査・設計などの業務が品確法の対象として明確に位置づけられた中、私ども建設コンサルタントは、持続可能な社会資本整備を支えるため、５つの倫理的行動規範(１：法令、社会規範及び契約の遵守　２：品位の保持　３：信用と信頼の保持　４：技術の向上と品質の確保　５：持続可能な社会の構築）を定め法令を遵守し、適正な技術力、注意力をもって誠実に業務遂行に努めております。

近年の激甚化・広域化しつつある自然災害への対応をはじめ、老朽化した社会資本の維持・改修、ＣＭや事業促進ＰＰＰなど官民一体での事業マネジメントへの対応、脱炭素社会の実現やＤＸへの対応、地方創生への対応など、建設コンサルタントが果たすべき役割は年々拡大・深度化しております。

私ども建設コンサルタントは、これらの役割を着実に継続しながら、各企業において安定経営を目指し、様々な経営改革に尽力しておりますが、依然として公共事業量に大きく左右される企業が大半であります。

これまでの国や地方自治体との「要望と提案」活動ならびに様々な関係者との「業務量の安定的確保や技術者単価引き上げ等」の取組みによって、多くの改善や成果が得られていることに感謝しております。

また、令和６年の品確法の改正を踏まえ、担い手確保のための働き方改革・処遇改善の実現、災害への対応力の強化、技術開発の推進等による生産性向上の取組みは、建設コンサルタントにおいて喫緊の課題となっております。業界を挙げて効率化・生産性向上等に取り組んでおりますが、建設コンサルタント業界を魅力ある職場とするために、受発注者協働による改善の取組みは年々重要となってきております。

概要

このような背景のもと、令和７年度は、冒頭に「はじめに」として中期的視点から持続的経営に関わる章を設け、次の５つの柱にて「要望と提案」活動を行うこととしました。

はじめに：「魅力ある業界を目指して」　１：「担い手確保・育成のための環境整備」
２：「技術力による選定」　３：「品質の確保・向上」
４：「災害対応に向けた環境改善」　５：「ＤＸ推進の環境整備」

はじめに　魅力ある業界を目指して

成長と分配の好循環、安定的な事業量の確保、報酬制度等、本省への要望

「要望と提案」の概要

0.1.「成長と分配の好循環」の実現			
0.1.1. 好循環の構築	要望 1	本省	P.4
0.2.　成長と分配を支える事業量の拡大			
0.2.1. 公共事業投資と建設コンサルタントの経営	要望 2	本省	P.5
0.2.2.インフラ整備の中長期事業計画の策定	要望 3	本省	P.6
0.3.報酬制度・仕組みの整備			
0.3.1.技術者単価の継続的な引き上げと適切な単価の適用	要望 4	本省	P.7
	提案 1	本省	P.7
0.3.2.業務価格の改善			
①　歩掛実態調査工種の増加と実態調査に基づく適切な歩掛設定	要望 5	本省	P.8
②　技術基準の改定に伴う適切な歩掛・積算体系	要望 6	本省	P.9
③　設計変更時の経費・落札率等の改善	要望 7	本省	P.10
0.3.3.一般管理費算入率の見直しと低入札調査基準価格の改善	要望 8	本省	P.11
0.4.技術開発の推進			
0.4.1.知的財産の取扱い	要望 9	本省	P.12

凡例

要望 ○ ：既存の仕組みや制度の改善　　提案 ○ ：建コン協会から提示する新たな仕組みや制度、建コン協会が作成した資料の提案など

本省 ：本省への要望や提案　　地整 ：地方整備局への要望や提案　　自治体 ：地方自治体への要望や提案

0.1.「成長と分配の好循環」の実現

0.1.1.好循環の構築

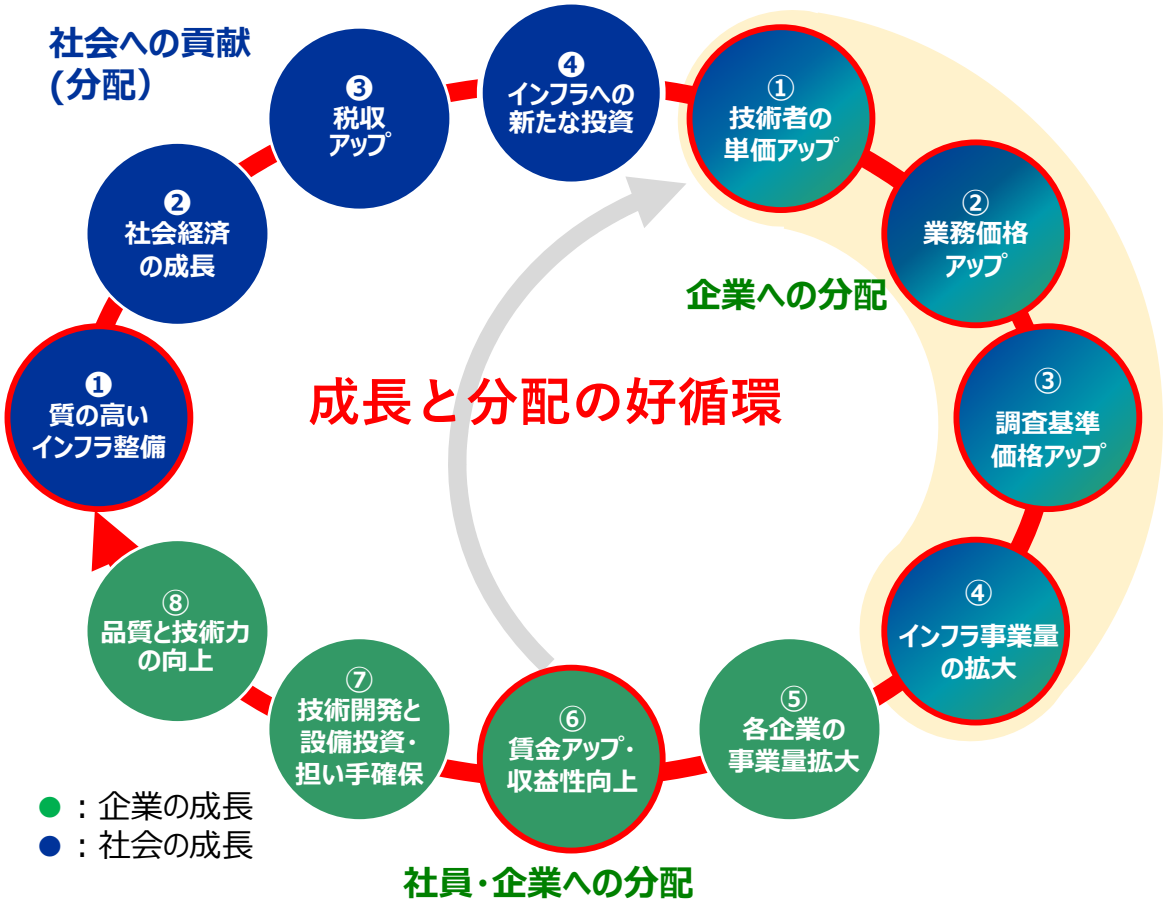
現　状

- 政府方針である「成長と分配の好循環」を実現するためには、建設コンサルタント業界において、以下のような好循環を得ることが必要
- インフラ事業量が一定のまま賃金アップすると利益が減少し、持続的経営が成り立たない

要望 1　**本省**

- ①技術者単価の継続的な引き上げと適切な単価の適用、②業務価格の改善、③調査基準価格の改善、④インフラ事業量の拡大による好循環の取組みを継続的に実施

【補足】 成長と分配の好循環の取組みと本省への具体的な要望



【本省への要望】

❶技術者単価の継続的な引き上げと適切な単価の適用
年度繰越し業務の翌年度分への新年度単価の適用

❷業務価格の改善
実態に即した歩掛・積算体系、業務規模や難易度等の適切な反映

❸調査基準価格の改善
一般管理費参入率の見直し、低入札価格調査基準の見直し

❹インフラ事業量の拡大
インフラの計画的な整備継続、中長期事業計画の策定

0.2.成長と分配を支える事業量の拡大

0.2.1. 公共事業投資と建設コンサルタントの経営

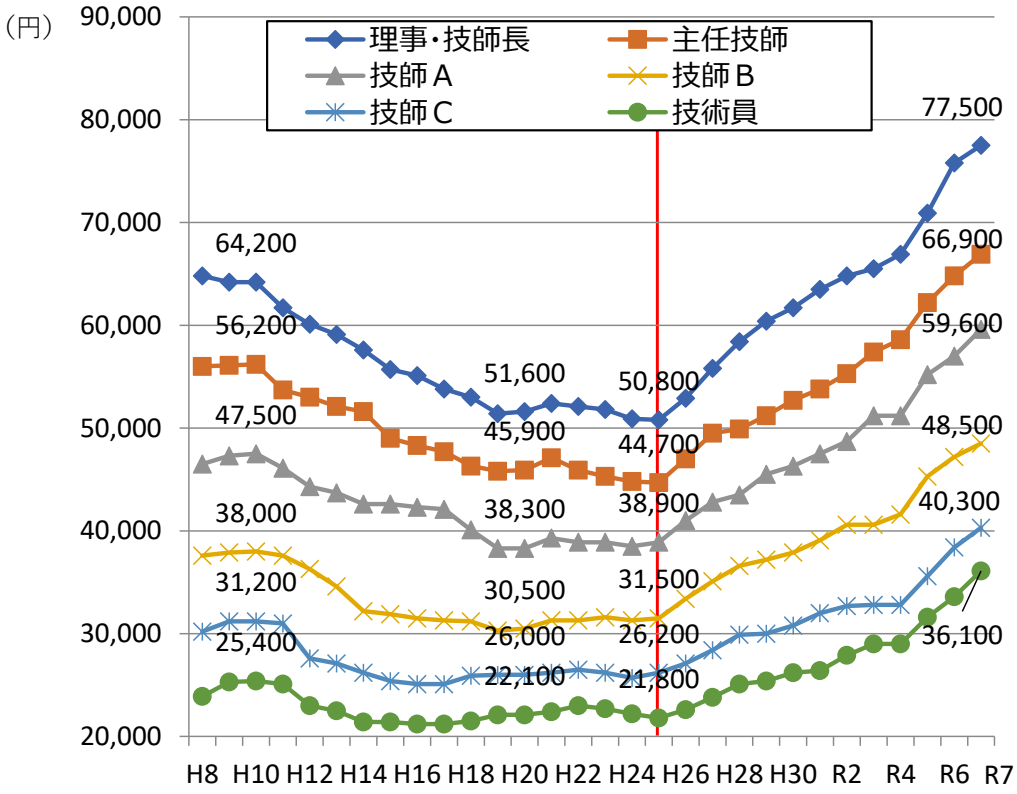
現　状

- 日本の公共事業関係費は1990年後半より2012年まで減少を続け、近年は横ばい傾向（**資料集P.2**）
- 建設コンサルタントの売上高は建設投資額との相関が高く、企業経営に公共事業の事業量が影響
- 設計業務等技術者単価は13年連続アップ

要望 2　**本省**

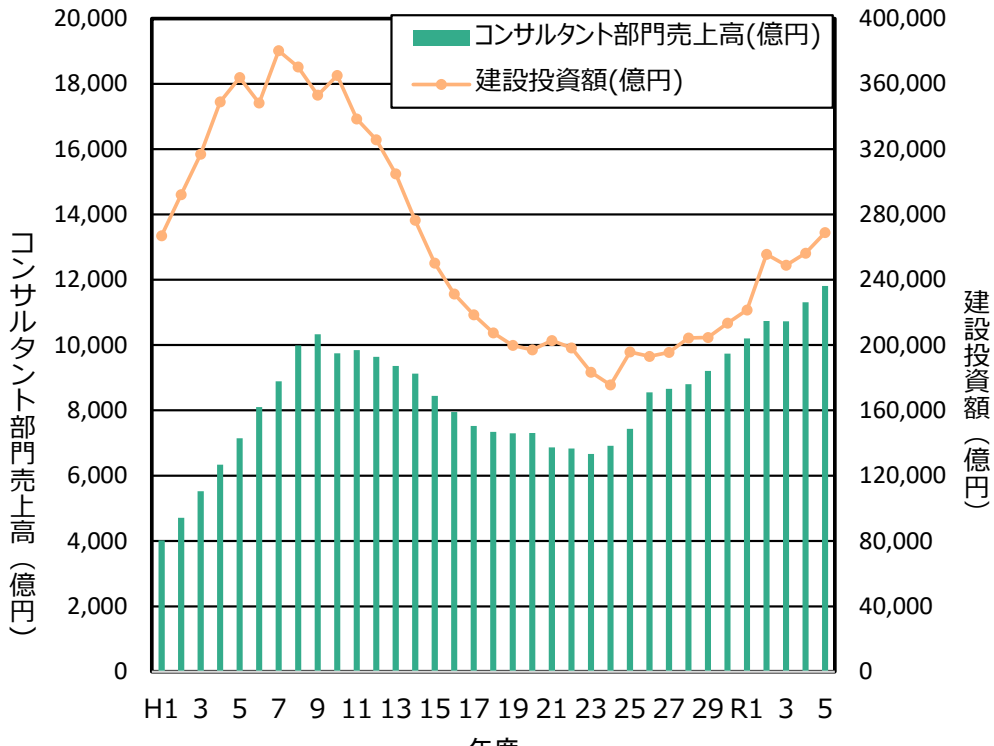
- 設計業務等技術者単価の継続的なアップ
- 公共事業の事業量の拡大

【補足】 設計業務等技術者単価の経年変化



[出典：令和5年度　建設コンサルタント白書より引用しR6を加筆]

【補足】 コンサルタント部門売上高と建設投資額の推移



[出典：令和6年度　建設コンサルタント白書]

0.2.2.　インフラ整備の中長期事業計画の策定

現　状

- 国土に関する課題(少子高齢化対応、国際競争力強化など）を合理的に解決するインフラ整備を計画的かつ着実に進めるための中長期的事業計画が必要
- 社会資本の老朽化や激化する自然災害による甚大な被害を鑑み、計画的な整備継続が必要

要望 3　**本省**

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」のようなインフラ整備の中長期事業計画の策定とそれに伴うインフラ投資の拡大

【事例】 新たな国土強靱化基本計画の概要

新たな国土強靱化基本計画の概要

令和5年7月28日
閣議決定

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

国土強靱化の基本的考え方（第１章）

○国土強靱化の理念として、4つの基本目標を設定し、取組全体に対する基本的な方針を定め、国土強靱化の取組を推進

4つの基本目標

①人命の保護	②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	④迅速な復旧復興

国土強靱化に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

①国土強靱化の理念に関する主要事項
- ○「自律・分散・協調」型社会の促進
- ○事前復興の発想の導入促進
- ○地震後の洪水等の複合災害への対応
- ○南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応

②分野横断的に対応すべき事項
- ○環境との調和
- ○インフラの強靱化・老朽化対策
- ○横断的なリスクコミュニケーション（災害弱者等への対応）

新規　③社会情勢の変化に関する事項
- ○気候変動の影響
- ○グリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現
- ○国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給
- ○SDGsとの協調
- ○デジタル技術の活用
- ○パンデミック下における大規模自然災害

④近年の災害からの知見
- ○災害関連死に関する対策
- ○コロナ禍における自然災害対応

[出典：内閣官房HP　国土強靱化基本計画(令和５年７月28日閣議決定）概要]
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html

0.3.1.技術者単価の継続的な引き上げと適切な単価の適用

現　状

- 近年、業務の履行期間は、年度繰越し業務や2か年業務が増加し、また「総合評価落札方式における賃上げ加点評価」の導入により給与等の引き上げが必須となっている
- 例年2月頃に設計技術者単価の改定があり、改定が活かされていない業務も多数

要望 4　本省

- 年度繰越し業務におけるコンサル版スライド条項の導入

提案 1　本省

- コンサル版スライド条項試行業務の実施

【解説】 スライド条項

契約中の工事において、賃金又は物価の変動が原因で未施工部分の金額に増減が生じた場合に、一定額を超えた分について変更契約を可能とする規定

【補足】 コンサル版スライド条項のイメージ

差額(Ａ）が残業務費（Ｂ）×一定割合を超える場合に請求可としたイメージ図、（Ｂ）×一定割合や一定期間の残工期等の条件設定を含め、詳細は今後要検討

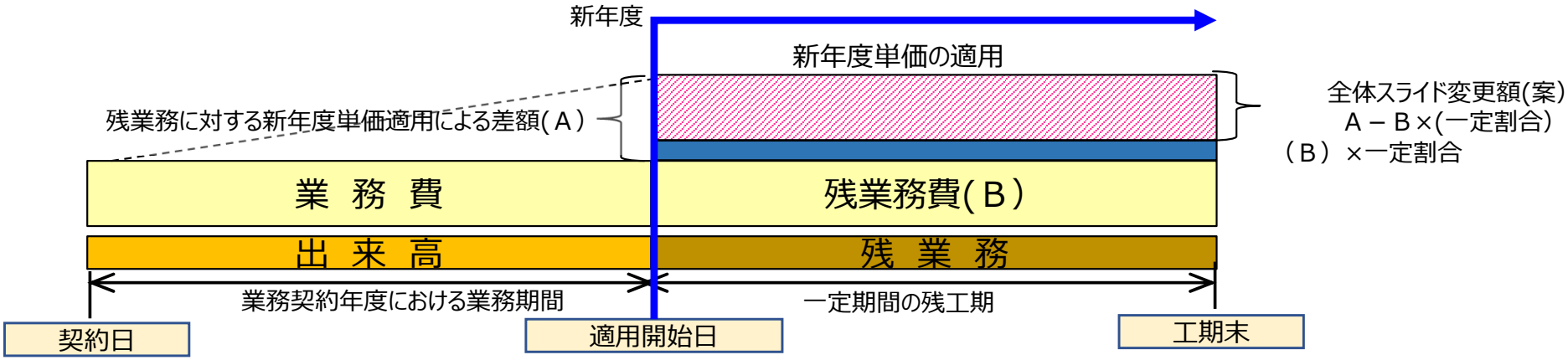
【補足】 コンサル版スライド条項試行業務のイメージ

対象業務(試行の結果を踏まえ今後追加を検討)

- 発注時より業務履行期間が2箇年にわたる予定の業務
- 出来高が設定しやすい業務（例えば点検業務や調査業務）

出来高・残業務の確認方法

- 各年度の出来高・残業務を、特記仕様書の項目ごとに整理し業務計画書提出時に明記
- １年目年度末に出来高・残業務を確認



[出典：国土交通省　単品スライド条項の運用に関する説明資料より引用し編集]

0.3.2.業務価格の改善

① 歩掛実態調査工種の増加と実態調査に基づく適切な歩掛設定

現　状

- 設計業務等積算基準において、業務規模や難易度等を含め、実態に即していない歩掛・積算体系になっている工種がある

要望 5　**本省**

建コン協会員より改善要望がある歩掛の改善

- 一般構造物設計の函渠・擁壁(平成28年から大きな改定がなされていない)
- 樋門詳細設計
- 築堤設計

【補足】 一般構造物設計の函渠・擁壁の改善要望についての詳述

- 一般構造物設計は、比較検討も複雑で難易度の高い設計が増加しており、業務実態と歩掛との乖離が大きい
- 既設道路への函渠新設・擁壁設置にて施工計画が必要な場合があるが、一般構造物設計の歩掛に施工計画がない
- 大型のプレキャスト構造物で、現在のプレキャストボックスや L型擁壁割付一般図作成の歩掛では実態との乖離が大きい業務がある

【補足】 樋門詳細設計の改善要望についての詳述

- 樋門詳細設計には、『ゲート工及び操作室』には機械関係の詳細設計は含まれていないと記載されているが、業務の実態は詳細設計の実施および概算工事費の算出のために機械関係の詳細設計を実施しており、実態と歩掛が乖離

【補足】 築堤設計の新設要望についての詳述

- 築堤設計は、通常、護岸設計の歩掛を準用しているが、護岸設計の歩掛には沈下解析や土配計画が含まれておらず、これらの作業により実際の作業が増加しており、実態と歩掛が乖離
- 沈下解析や土配計画を含めた「築堤設計」という歩掛の新たな設置を要望

0.3.2.業務価格の改善

② 技術基準の改定に伴う適切な歩掛・積算体系

現 状

- 設計業務等積算基準において、技術基準の改訂に伴う業務量の変更を含め、実態に即していない不合理な歩掛・積算体系になっている場合がある

要望 6 **本省**

技術基準の改定に伴う適切な歩掛・積算体系、仕様・積算条件の明確化

- 道路橋示方書改定(平成29年改定、令和7年改定予定)
- 道路橋定期点検要領改定(平成31年改定、令和6年改定)

【補足】

道路橋示方書改定に伴う改善要望についての詳述

- 平成29年の改定において限界状態設計法が導入され、これに伴い橋梁予備設計や橋梁詳細設計の検討作業が増加しているが、実態と歩掛が乖離しており歩掛改定を要望
- 令和7年の改定において性能規定型基準や耐災害性向上に関する追加が予定されており、これに伴い橋梁予備設計や橋梁詳細設計の検討作業の増加が想定され、作業増加を反映した歩掛改定を要望

道路橋定期点検要領改訂に伴う改善要望についての詳述

- 平成31年と令和6年の2回の改定に伴い、診断記録の標準化や新帳票導入への対応など作業が増加
- 令和7年1月に歩掛改定が通達（**資料集P.3～4**）されたが、これはR6年度の改訂による作業増分を対象としたものであり、平成31年の改定に伴う作業増分について反映されておらず、実態に即した歩掛調査を要望

0.3.2.業務価格の改善
③ 設計変更時の経費・落札率等の改善

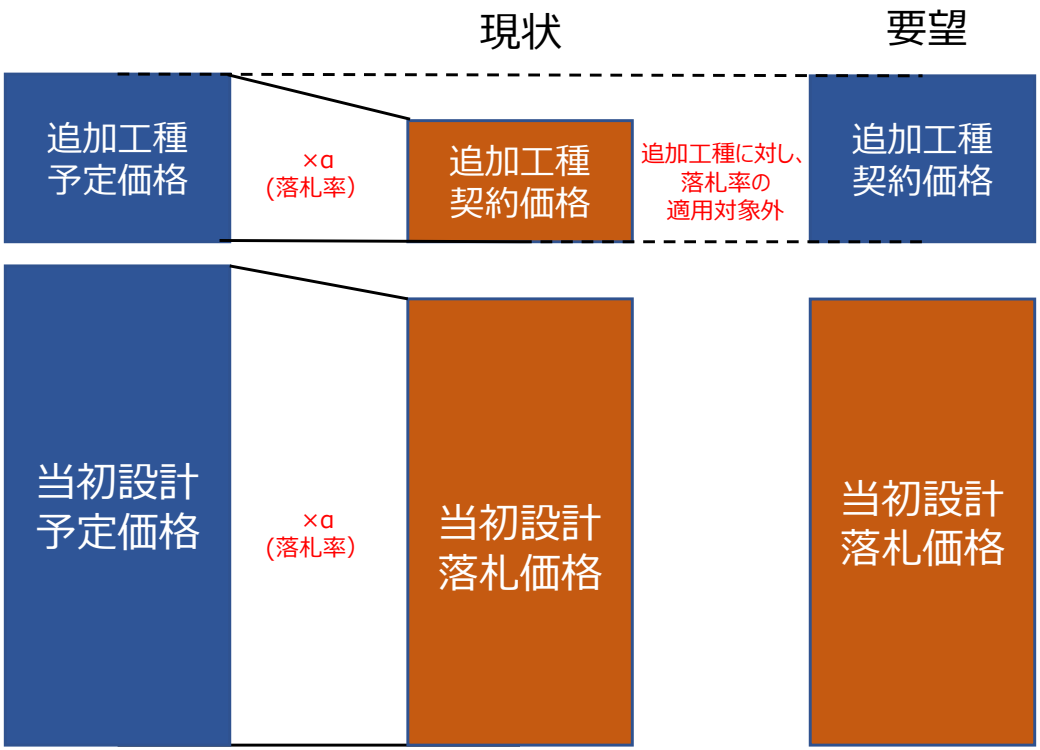
現　状

- 設計変更時の変更部分の費用計上において、落札率の適用や管理費の取扱いについて建コン協会企業より改善要望がある

要望 7　**本省**

- 設計変更に伴い新規に追加された工種に対する落札率について、当初落札率の適用外とする
- 作業の増減無く工期延長となった場合の、延長期間分の管理費の計上
- 公開用成果作成費は当初積算時に想定が難しく、その他経費としての計上

【補足】 新規工種に対する当初落札率適用のイメージ



設計変更に伴い新規に追加された工種の例

橋梁詳細設計	河川管理者との協議の過程で、河川断面の計画見直しにより、改めて予備設計レベルの検討と関係機関協議が必要となり、関係機関協議資料の項目を追加
道路詳細設計	長大切土法面の計画箇所で「法面工詳細設計」が必要であったが、設計項目に含まれていなかったため項目を追加
	交差道路が２車線以上となっていたが「平面交差点詳細設計」が含まれていなかったため項目を追加
河川詳細設計	当初想定していなかった軟弱地盤が確認されたため、現地条件の変更に伴い軟弱地盤解析の項目を追加

※「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料を参考に記載

0.3.3.一般管理費算入率の見直しと低入札調査基準価格の改善

現　状

- 建設工事デフレーターにおける上昇率と比べ、技術職員一人当たりの売上高は改善されず経営を圧迫（**資料集P.5**）
- 建コン業務の低入札価格調査基準は、算入率をその他原価0.9、一般管理費0.50に設定
- 一般管理費は令和6年度より0.48から0.50に引き上げられたが、工事の一般管理費0.68と比べると低い
- ほとんどの業務で調査基準価格(予定価格の約80.3%程度）に極めて近い価格で応札
- 令和5年度までの調査基準価格は予定価格の80%、令和６年度より81%

要望 8　**本省**

- 建コン業務における一般管理費等の算入率を工事と同様68%に見直し
  （その場合低入札調査基準価格は予定価格の86.6%程度に改善）

【補足】 建設コンサルタント業務における低入札価格調査基準の算出式(令和6年度以降）

(直接人件費＋経費＋その他原価×0.9）＋一般管理費×0.50

【現状】	・直接人件費 ・直接経費 ・その他原価 ・一般管理費等	：×1.0 ：×1.0 ：×0.9 ：×0.50

【要望】	・直接人件費 ・直接経費 ・その他原価 ・一般管理費等	：×1.0 ：×1.0 ：×0.9 ：×0.68

【補足】 建設コンサルタント業務における低入札価格調査基準の試算例と工事における低入札価格調査基準との対比

- 建コン業務の一般管理費を0.68とすれば予定価格の約86.6%と試算
- 現状（平成31年度より）の工事の低入札調査基準価格は予定価格の92%程度

0.4.技術開発の推進

0.4.1.知的財産の取扱い

現　状

- 令和6年改正の品確法運用指針において、研究開発主体による成果の利用を促進することを目的に、知的財産権への適切な配慮について記載

要望 9　**本省**

- 知的財産権の取扱いに関する意見交換の場の設置

【補足】 知的財産権に関する改善要望の例

- 業務において作成した著作物(写真等)の使用について、例えば研究開発で著作物を用いる場合に限れば使用が認められるといったルール作りを要望（現在は個別に協議）
- 業務成果品において、例えばプログラムのソースコードなど他の業務でも活用する著作物については、受注者への著作権を認めるルール作りを要望（現在は明確なルールがない）

> ・国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発を委託や請負により産学の主体に依頼する際には、研究開発主体による成果の利用を促進するため、研究開発等の成果に関する特許権等の知的財産権を一定の要件のもと受託者から譲り受けないことができることとする等、適切に配慮する。

[出典：発注関係事務の運用に関する指針（令和７年２月改正）]

1章. 担い手確保・育成のための環境整備

業務量集中の緩和、計画的な業務の遂行、多様な技術者の活用、仕様明確化に関する要望

「要望と提案」の概要

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1. 履行期限（納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

① 業務の納期分散の実現、目指すべき納期目標	要望 10	本省 地整 自治体	P.14
② 納期分散目標を実現するための施策の展開	要望 11	本省 地整 自治体	P.16
	提案 2	本省 地整 自治体	P.16
③ プロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化	要望 12	地整 自治体	P.17
④ 業務スケジュール管理表に基づく的確な契約管理	要望 13	地整 自治体	P.18

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化

① 「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化	要望 14	地整 自治体	P.19
② 深夜・休日勤務につながる業務指示、待機指示の削減、手戻り発生の排除(計画系業務)	要望 15	地整 自治体	P.20
③ 業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスの実施等の徹底	要望 16	地整 自治体	P.21
④ 入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減	要望 17	地整	P.22
	要望 18	自治体	P.23

1.2. 人材の確保・育成

1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成

① 契約・評価制度の改善の継続	要望 19	地整 自治体	P.24
② 表彰制度の改善の継続	要望 20	地整 自治体	P.25

1.3.適切な費用計上

1.3.1.積算価格と実勢価格との乖離の是正

	要望 21	地整 自治体	P.26

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1.履行期限(納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

① 業務の納期分散の実現、目指すべき納期目標

現 状

- 重点方針に示される納期目標(設計変更後）はほぼ達成されているが、建コン協会提案の納期目標とは乖離
- 協会提案は、令和6年度より翌債・国債目標を設定

要望 10 本省 地整 自治体

- 建コン協会提案の目指すべき納期目標への改善を推進

【取組み状況】 令和６年度の各地整納期目標(設計変更後)

		第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期	３月	翌債・国債目標
協会提案の納期目標		20%程度	30%程度	15%程度	35%程度	15%以内	翌債・国債 25%以上
本省の納期目標※		15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	–	翌債・国債 25%以上
各地整の納期目標（変更後）	北海道開発局	65%以上			35%以下	15%以下	翌債・国債の活用
	東北地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債の活用
	関東地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債 25%以上
	北陸地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債 25%以上
	中部地整	50%		50%		—	翌債・国債の活用
	近畿地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債の活用
	中国地整	15%以上	25%(20%)以上	25%以上	35%(40%)以下	—	翌債・国債の活用
	四国地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債 25%以上
	九州地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債 25%以上
	沖縄総合事務局	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債の活用

※「令和５年度「設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式の改善等」重点方針より引用
赤字：令和6年度改善箇所 （ ）：令和5年度目標(変化のあった地整のみ) —：回答なし

協会目標と異なる目標値

［出典：令和6年度 地方ブロック意見交換会資料］

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

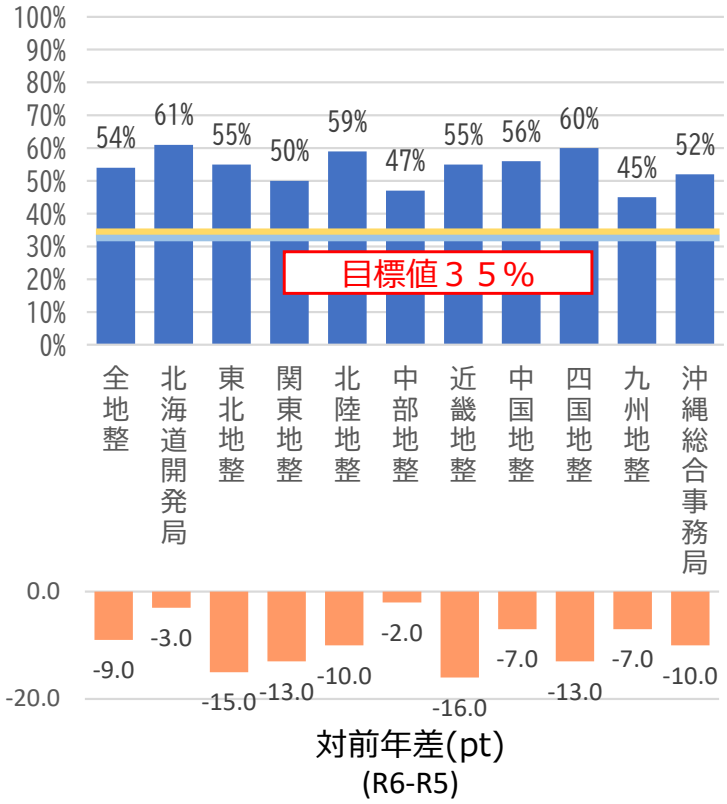
1.1.1.履行期限(納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
② 納期分散目標を実現するための施策の展開

現 状

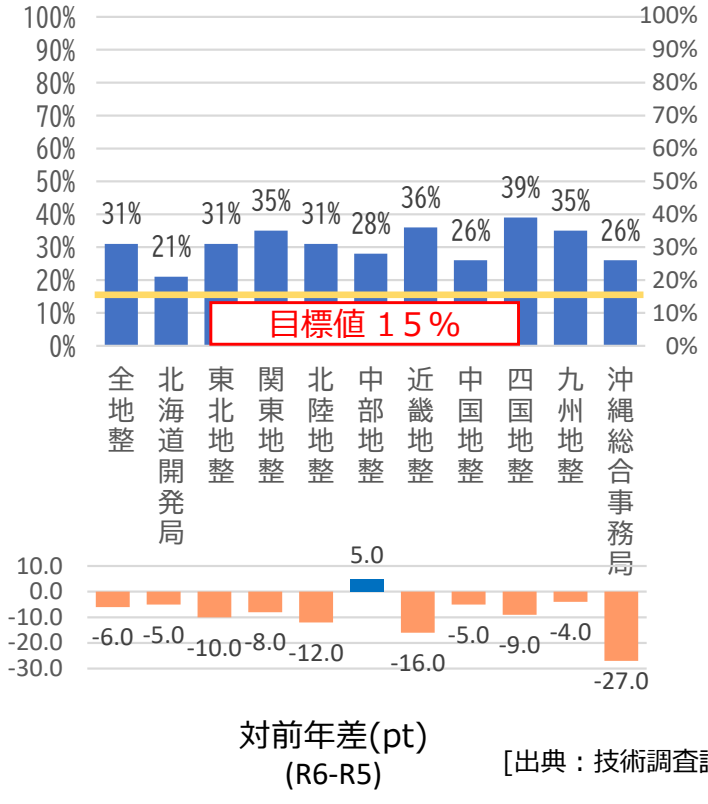
- 納期分散目標を実現するため様々な施策を組み合わせ展開中（**資料集P.6～9**）
- 残業時間は着実に減少しているが、依然として年度末3月に残業時間が集中する傾向（**資料集P.10**）
- 提案書作成や見積積算などの作業が年度末に集中し、業務納期と重なっている
- 納期分散の状況は、第４四半期目標35%に対し実態54%、3月納期率目標15%に対し実態31%、改善傾向にあるが、目標値から大きく乖離（自治体における第４四半期納期率の実績値を**資料集P.11**に記載）

【補足】 令和6年度当該年度稼働業務における地整別年度末納期状況

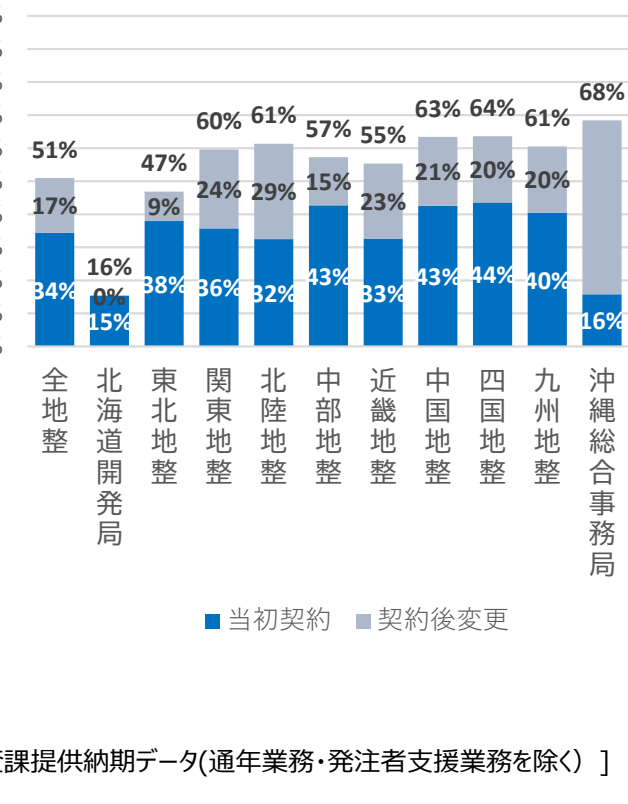
納期率(変更後)第4四半期



納期率(変更後)3月



次年度繰越率



[出典：技術調査課提供納期データ(通年業務・発注者支援業務を除く）]

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1.履行期限(納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
② 納期分散目標を実現するための施策の展開

要望 11 本省 地整 自治体

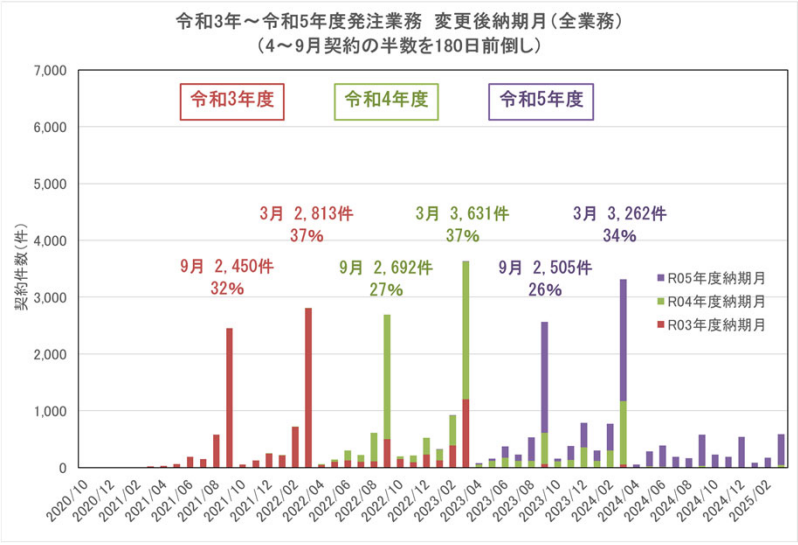
- 年度末の業務集中を緩和するため、各施策の継続・強化
- 原因を明らかにするための調査・分析への協力
- 繰越し業務の履行期限について、翌年度2月3月を避ける取組みの強化 (**資料集P.12**)

提案 2 本省 地整 自治体

- 各地方整備局における業務サイクル見直しの好事例の水平展開
  （取組みの周知、フォローアップ、第4四半期の発注手続き低減、第4四半期への工期変更回避）
- 大気常時観測、自然環境調査、交通調査、水文調査など通年業務の発注時期を半期前倒し契約

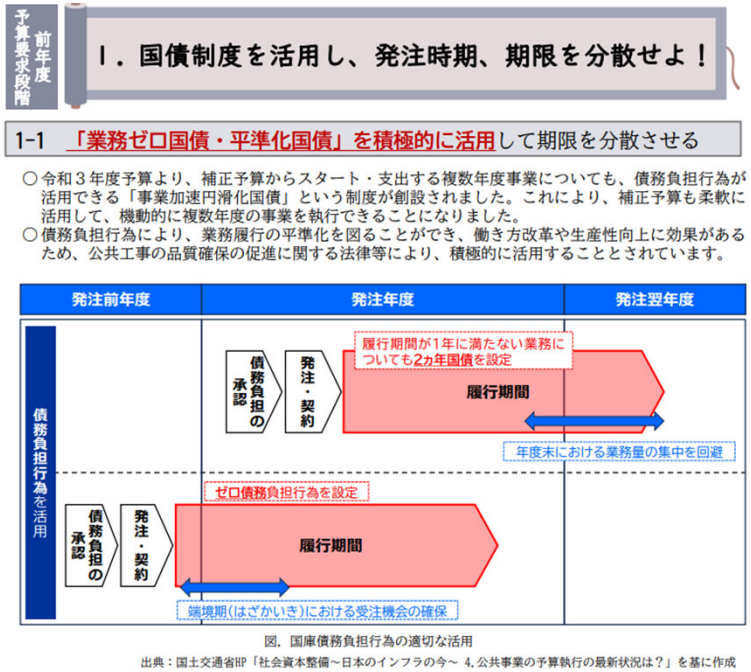
【補足】 建コン協会にて実施した納期平準化シミュレーション（令和３年度※～令和５年度契約業務を対象）

条件：4月～9月契約業務の半数を6か月前倒し契約に変更
結果：9月納期率26～32%、3月納期率34～37%に分散
（3月納期率建コン協会目標15%）



[出典：建コン協会業務形成実施専門委員会資料（令和６年度）]

【事例】 納期分散目標を実現するための施策（北陸地方整備局）（**資料集P.13～14**）



図．国庫債務負担行為の適切な活用
出典：国土交通省HP「社会資本整備～日本のインフラの今～ 4. 公共事業の予算執行の最新状況は？」を基に作成

[出典：業務履行の平準化ガイド ～ 業務平準化の新・五箇条 ～（令和７年２月）北陸地方整備局 https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/gokajo/heijunka_guied_R7.2.pdf]

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1.履行期限(納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ プロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化

現 状

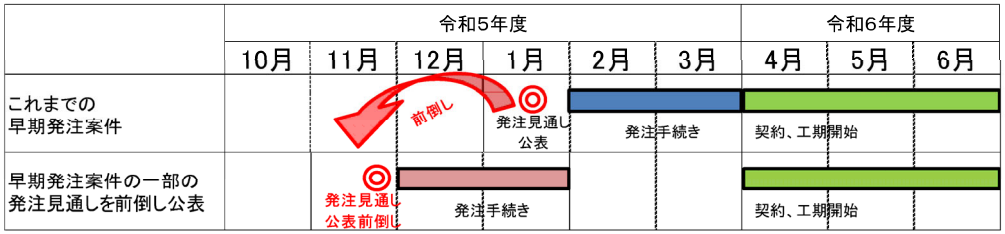
- プロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期について、業務集中時期を避ける取組みが行われている

要望 12 地整 自治体

- 残業削減に効果的であり、施策の継続・強化
- 業務集中を避ける提案時期(北陸地方整備局・近畿地方整備局）の取組み事例の共有

【事例】 年度末の提案時期分散化の試行（北陸地方整備局）

- 早期発注案件のうち、前倒しできるものはさらに手続きを早め、年度末（特に２～３月）の受・発注者双方の事務手続き作業量を分散化することを狙いとする試行
- 令和５年度は、一般競争入札・簡易公募型競争入札・簡易公募型プロポーザル方式にて実施



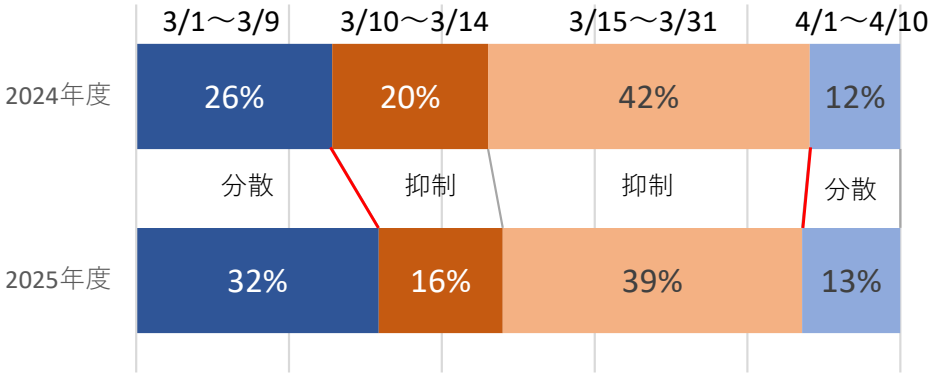
[出典：令和６年度の発注見通し（４月中契約案件等）の前倒し公表について
北陸地方整備局　企画部　技術管理課]

中部地方整備局では、令和４年度に同様の事務手続き分散化の取組みを実施していたが、令和５年度は未実施

【事例】 近畿地方整備局と建コン協会近畿支部で開催している品質向上委員会の意見（業務集中を避ける提案時期分散）（近畿地方整備局）

- 令和5年度末納期集中時期の提案書提出業務を調査・提示
- 年度末の繁忙を緩和するため、提案書提出期限の前倒し又は3月末を４月中旬へ２週間程度遅らせることを要望
- 近畿地方整備局副所長会議にて上記の要望を周知

技術提案書の提出期限の割合(プロポーザル・総合評価)



[出典：2024（R6)年度　第１回品質向上委員会資料より作成]

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1.履行期限(納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

④ 業務スケジュール管理表に基づく的確な契約管理

現 状

- 対外協議や関連業務との調整等によりスケジュール設定が難しく、業務集中の一因となっている

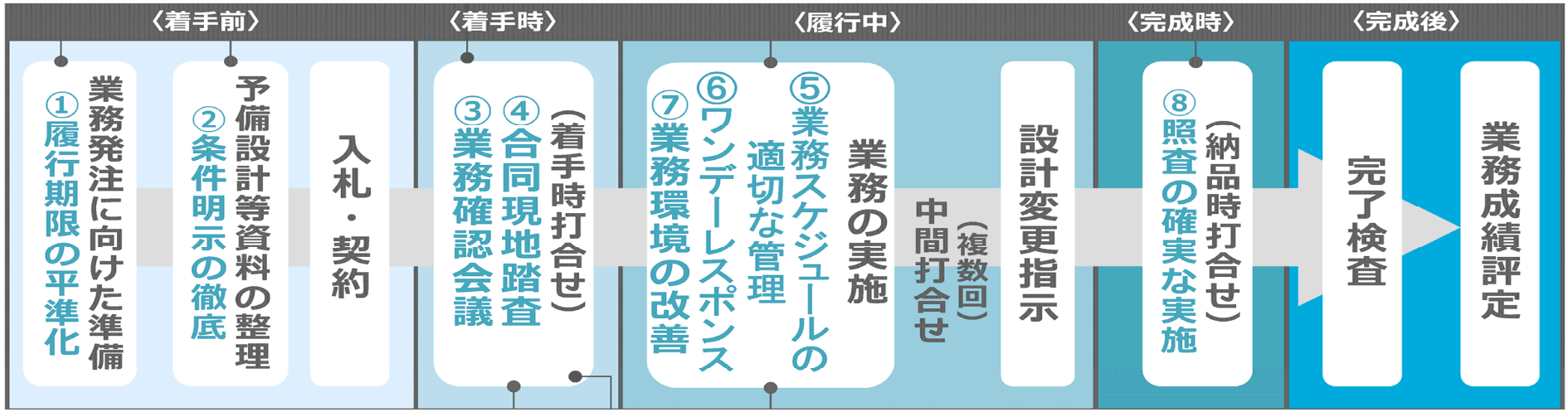
要望 13 地整 自治体

- 適切な履行期間の確保
- 適切な履行期間を確保するための取組み(北海道開発局）の好事例の水平展開
- 余裕期間を考慮した業務の履行期限の設定（NEXCO東日本）（**資料集P.15**）のような取組みを検討

【補足】 適切な履行期間の確保についての詳述

- 業務管理スケジュール表の適切な活用による契約期間の管理
- 発注時および変更時における条件明示チェックシート等による条件明示の徹底
- 標準履行期間を確保できない場合の適切な履行期限の延期
- BIM/CIM対応、第3者照査期間、測量や地質調査等関連調査の進捗具合等の考慮
- 重要な打合せへの総括・主任調査員の出席

【事例】 業務スケジュール管理表など各種施策を組み合わせた「品質向上プロジェクト」(北海道開発局)



[出典：令和５年度　地方ブロック意見交換会資料(北海道開発局）]

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化
①「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化

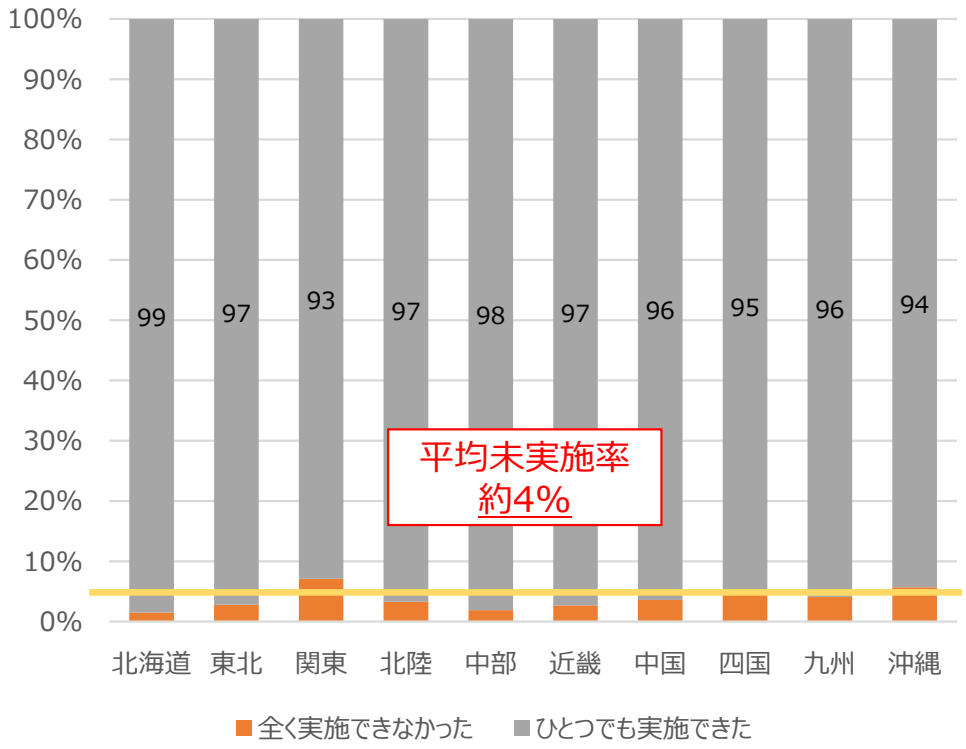
現 状

- 「ウィークリースタンス」の平均実施率は約96%であり、全国で適用が進んでいる
- 一方、作業工程の遅れや、地元・関係機関との協議によりやむを得ず実施できなかった例も散見

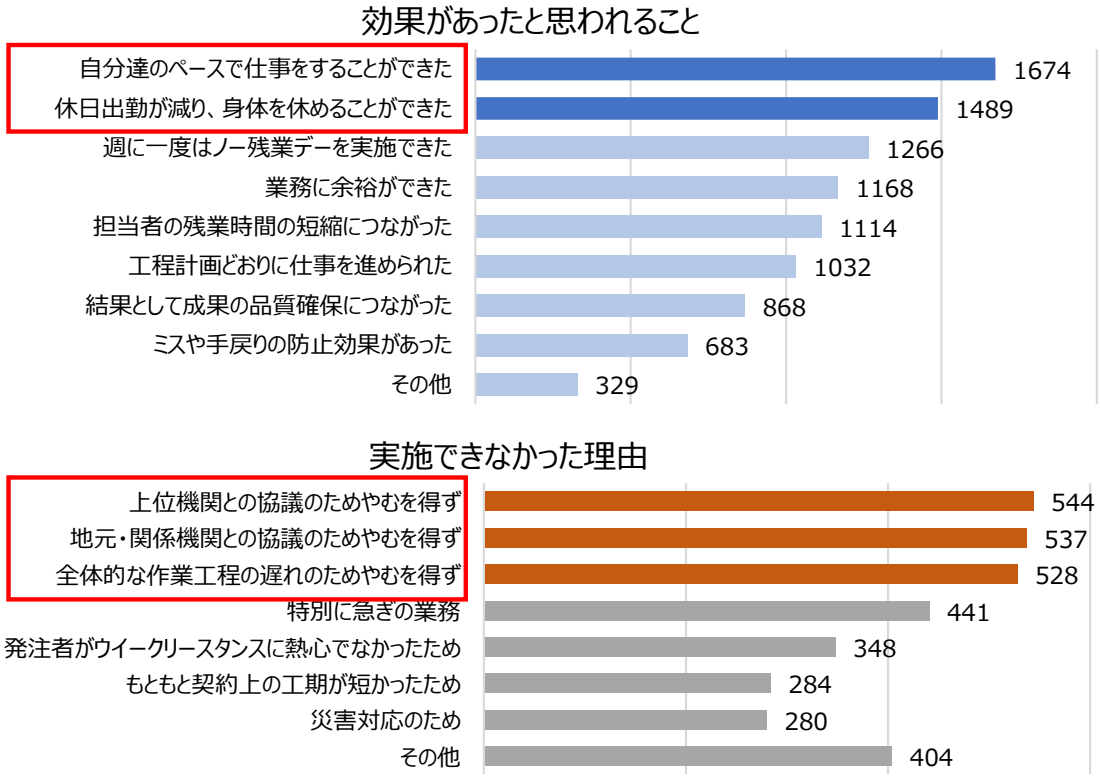
要望 14 地整 自治体

- 「ウィークリースタンス」の確実な推進、実施率の向上
- 地方自治体への展開の一層の推進
- 業務スケジュール管理表と併せた運用、特記仕様書への記載、記録の報告等による実効性の向上
- 「ウィークリースタンス」の好事例の水平展開（**資料集P.16～18**）

【補足】 ウィークリースタンスの実施状況



【補足】 ウィークリースタンスの実施効果と未実施理由



[出典：建コン協会「ウィークリースタンスの実施状況アンケート調査」(令和7年4月調査)]

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化

② 深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減、手戻り発生の排除(計画系業務)

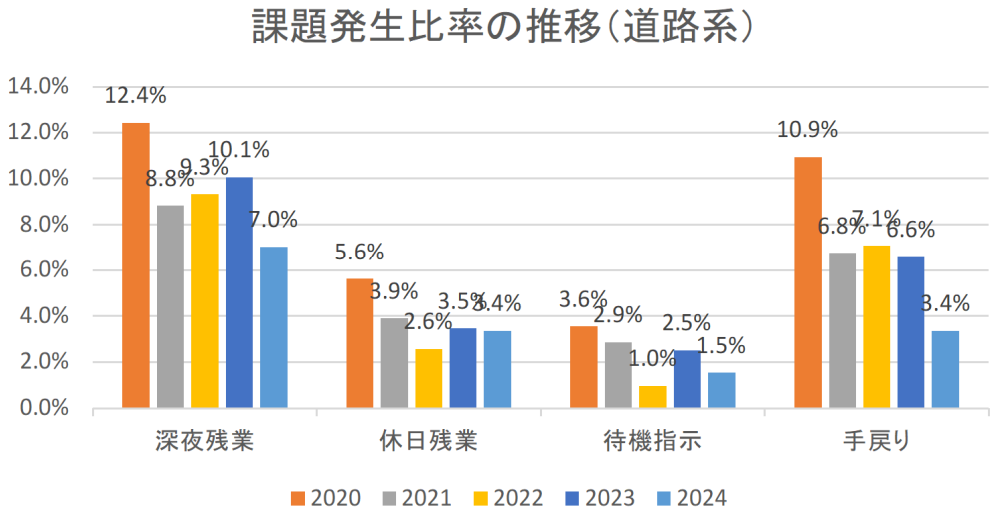
現 状

- 計画系業務において、深夜残業等の課題が発生した業務は61件、8.0%(前年度64件、8.0%)
- 計画系業務の課題発生数は、道路分野では深夜残業(23件)、手戻り(11件)が依然多く、河川分野では休日残業(10件)が多い（**資料集P.19～20**）

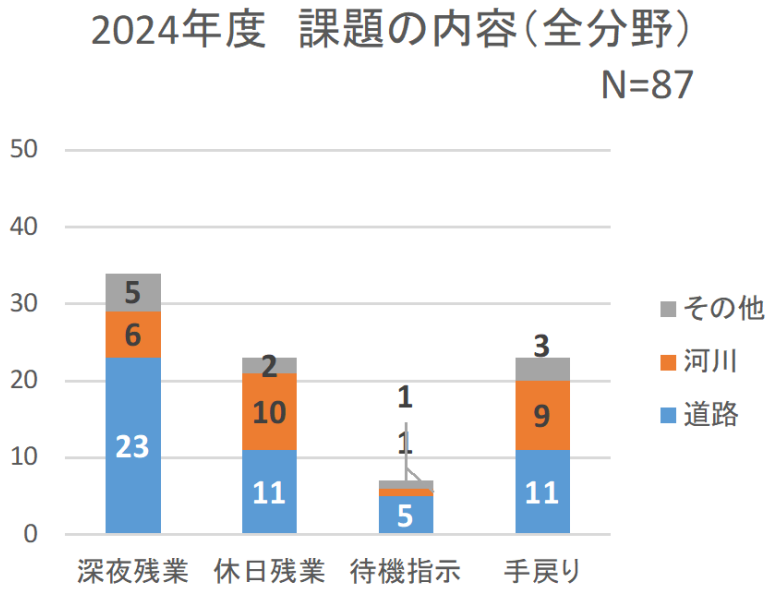
要望 15 地整 自治体

- 深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減
- 特記仕様書への具体的な記述(委員会・本省関連業務における資料作成等、また、特記仕様書の内容を超える作業を実施する場合は設計変更することを明記など)
- 実態に即した適切な費用計上(深夜対応や休日出勤等に対する割増し、設計変更が適切に実施できる特記仕様書の明確化、特記仕様書の明確化による過剰要求の排除)

【補足】 計画系業務における課題が発生した業務の割合



【補足】 計画系業務における技術分野別の課題業務件数



1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化
③ 業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスの実施等の徹底

現 状

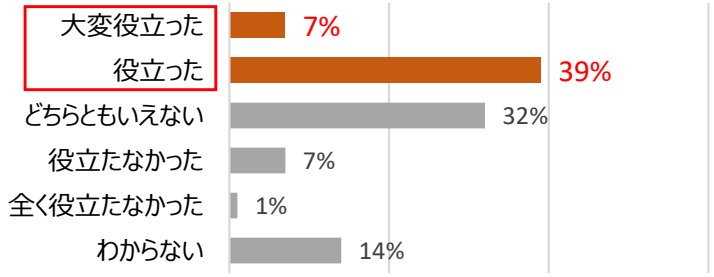
- ワンデーレスポンスはエラー防止や品質向上など業務に有効であるとの認識が46%と高い
- 業務スケジュール管理表は工程管理に有効活用されているが、様式の改善要望が36%ある

要望 16 地整 自治体

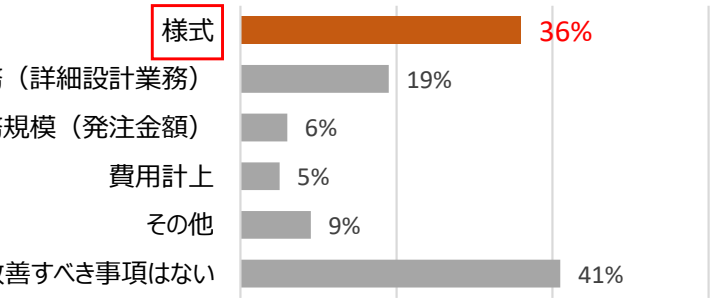
- ワンデーレスポンスの更なる推進(例：特記仕様書にワンデーレスポンスを記載、共有メールアドレスの作成など)
- 業務スケジュール管理表について、内容に応じて受注者が様式を簡素化など変更可能であることを周知

【補足】 ワンデーレスポンスの実施状況

問：ワンデーレスポンスはエラー防止や品質向上に役立ったと思うか



問：業務スケジュール管理表の運用等に関して改善すべき事項はあるか（複数回答可）



［出典：建コン協会「ワンデーレスポンスの実施状況に関するアンケート調査」(令和5年4月）］

【補足】 業務スケジュール管理表のイメージ

【1.概要】

【2.スケジュール】

作業項目	実施状況	区分	着手日	完了日	期間（日）	○○年 4月	○○年 5月
打合せ【事務所（△）・局（○）・本省（◎）・委員会,検討会等（●）】		計画					
		実績					
		計画			0		
		実績			0		
		計画			0		
		実績			0		

【3.作業事項及び対応状況等】

No,	作業事項	実施状況	作業担当 発注者	作業担当 受注者	依頼日	着手日	期限	備考

［出典：国土交通省技術調査課HP 設計業務の品質確保に関する取り組み資料 を参考に作成］
https://www.mlit.go.jp/tec/gyoumukankei.html

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化

④ 入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減

現 状

- 各地方整備局で取組みを実施、地整間の様式統一化については整備局間で課題を共有している状況

要望 17 地整

- 入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減の取組みを推進
- 品質確保の確認を主眼とする1:1の総合評価業務では、技術提案書の記載量を削減
- プロポーザル方式の特定までの経緯を、閲覧からホームページやＰＰＩ(入札情報サービス）での公表
- 各地方整備局の取組み事例の共有

【事例】 入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減の主な取組み

北海道開発局	・令和6年度より順次共通様式を使用 ・技術提案のための資料閲覧において、令和4年12月よりクラウドによる閲覧を試行的に開始
東北地整	・作成支援システムにより統一を図っている
関東地整	・「クラウドを活用した資料閲覧」、「入札公告資料の合理化」、「一括審査方式の導入」、「実施能力を評価した選定の更なる簡素化」等適切に継続
北陸地整	・入札方式別にひな形を作成し、統一を図っている ・令和５年度より、技術提案書の提出を省略する「一般競争入札方式（業務能力評価型）」の試行開始や、総合評価落札方式における実施方針の評価項目の見直しを実施
中部地整	・発注方式毎に異なる様式について、令和5年度より統一
中国地整	・入札・契約関係書類について、中国地方整備局では書類の統一を図っている ・平成29年度から試行的に実施してきた一括審査方式について、令和6年度より対象業務を拡大
四国地整	・令和６年４月より、プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型）の全業務で「実施方針の提出」を廃止 ・令和５年度より、全業務を対象に、技術提案書の作成等に係る資料閲覧は電子納品保管管理システムＷｅｂ閲覧にて対応 ・設計業務等の履行の効率化における意見・要望は、四国地整WEBサイトにある『業務関係受付メール』で受付
九州地整	・入札・契約関連書類の統一において、「一括審査方式」及び「技術提案」の試行を継続 ・事務負担の軽減書類の簡素化の取組みにおいて、引き続き「一括審査方式」の試行を継続

※中国地整は令和７年度より、「技術提案簡素化型」の試行を開始

[出典：令和6年度　地方ブロック意見交換会資料より抜粋]

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化

④ 入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減

現 状

- 地方公共団体において、競争入札参加資格審査申請の項目が異なるなど、申請手続きが大きな負担

要望 18 自治体

- 自治体ごとに様式や提出書類が異なっている競争入札参加資格申請の書式の統一
- 地方公共団体が共同運営する入札システムの先進事例（共同受付、統一様式、電子申請）の水平展開
- 競争入札参加資格審査の有効期間延長の先進事例の水平展開

【事例】 競争入札参加資格審査の主な先進自治体（共同受付実施自治体）

都道府県	共同受付対象自治体	様式			提出方法			有効期間
		統一様式	統一様式＋個別様式	個別様式	電子申請	電子申請＋一部郵送	郵送	
北海道	道＋107市町村		○		○			2年
東京都	23区＋33市町村＋3団体	○				○		1年8か月
三重県	県＋28市町村＋1団体		○			○		**4年**

電子申請

有効期間を延長

[出典：各共同受付ホームページを元に作成]

1.2.人材の確保・育成

1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成

① 契約・評価制度の改善の継続

現 状

- バブル期に入社した従業員の高齢化等により、建設コンサルタントは著しく高齢化が進行（**資料集P.21～22**）
- 女性技術者比率は17%と低く、女性管理職比率は4%に留まる（**資料集P.21**）
- 令和6年改正の品確法運用指針において、若手技術者や女性技術者などの登用を促す方式の対応例について記載（**資料集P.23**）

要望 19 地整 自治体

若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の改善の継続（**資料集P.24**）

- 若 手：基礎点が低い(経験が浅い) 若手技術者でも担当技術者として配置し易い評価方法など
- 女 性：女性を含めた様々な技術者が係る制度の試行・改善など
- シニア：照査技術者を継続できる評価制度、照査技術者実績を評価・考慮する制度 など
- 育 休：管理技術者または照査技術者が短期間の育休をとる場合に、育休期間終了後に管理技術者または照査技術者に復帰できる制度
  交代時に求められる同等以上の技術力要件について、「品質確保が可能な体制とする」等の緩和

【取組み状況】 若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成の取組み

	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	中国地整	四国地整	九州地整	沖縄総合事務局
若手育成支援	○	○	○	○	○ R5～	○	○ R5～	○	○	○
女性育成支援	△	○	○	○	―	―	○ R2～	○ R6～	○	△
シニア人材活用	―	―	○	△	―	○	○	○ R3～	○ R5～	―
育休	○	―	○	―	―	○	―	○	○	△

○：試行を含め取組みを推進中 △：今後検討 －：回答無し ○：令和6年度より新たな取組みを開始

[出典：令和6年度 地方ブロック意見交換会資料]

1.2.人材の確保・育成

1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成

② 表彰制度の改善の継続

現 状

- 若手・女性技術者の確保・育成において、モチベーションの向上が重要

要望 20 地整 自治体

- 若手・女性技術者の技術力向上・モチベーションアップにつながるような表彰制度の水平展開

【取組み状況】 若手および若手・女性技術者を対象とした表彰制度の取組みの状況

	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	中国地整	四国地整	九州地整	沖縄総合事務局
若手	△	△	△	○	△	△	△		○	○
若手・女性	△	△	△	―	△	△	△		―	△
備考			R7以降			R7年度若手表彰創設		年齢・性別による表彰より企業を評価		

○：試行を含め取組みを推進中　△：今後検討　－：回答無し　△：令和6年度より新たな取組みを開始

[出典：令和6年度　地方ブロック意見交換会資料]

【事例】 若手および若手・女性技術者を対象とした表彰制度(北陸地方整備局、北九州市)

	取組みの概要
北陸地整（若手）	北陸地方整備局所管の工事や業務の成果において、秀でた若手技術者を表彰する制度「若手技術者賞」を平成27年度に創設し、表彰(**資料集P.25**に詳述)
北九州市（若手・女性）	令和４年度に若手技術者・女性技術者の表彰制度を開始

[出典：令和6年度　地方ブロック意見交換会資料より抜粋し整理]

1.3.適切な費用計上

1.3.1.積算価格と実勢価格との乖離の是正

現 状

- 点検・診断は、仕様や積算条件が不明確で、積算価格と実態価格に乖離が生じる場合が多い
- 補修・補強設計は、設計条件が不明確で、積算価格と実態価格に乖離が生じる場合があり、また数量の一式計上による発注も見られ、数量単位での積算ができていない場合がある

要望 21 地整 自治体

- 点検・診断業務における、積算時の現地条件等の配慮と仕様や積算条件の明確化
- 橋梁補修・補強設計における、設計条件の明確化、積算前の見積依頼の実施

【解説】 点検・診断の積算時の留意事項

- 点検・診断の価格は、現地条件(定期点検作業や関係機関等の協議、ならびに交通規制等の安全費や機械損料） 等により大きく変動する

【解説】 補修・補強設計の積算時の留意事項

- 補修・補強設計の価格は、既存資料の有無、点検や診断結果の整備状況等により変動する
- 入札時に見積り依頼がある場合は問題は少ないが、見積り依頼が無い業務では積算価格と実勢価格の乖離が生じる場合がある

(**資料集P.26~27**に詳述)

2章. 技術力による選定

技術力を重視した発注方式、評価制度、適切な契約変更、新たな契約制度に関する要望

「要望と提案」の概要

2.1. プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善			
2.1.1. 業務の内容に応じた適切な発注方式の選定			
① 技術力による選定方式の着実な増加	要望22	地整	P.29
② 斜め象限図の適切な運用	要望23	本省 地整	P.30
	提案 3	本省 地整	P.30
2.1.2. 計画系プロポーザル業務の業務規模の改善	要望24	地整	P.31
2.1.3. 総合評価落札方式における落札率の改善	要望25	地整	P.32
2.1.4. 業務成績評定の適切な運用と業務・技術者表彰の運用改善			
① 業務成績評定の運用改善	要望26	本省 地整	P.33
② 業務・技術者表彰の運用改善	要望27	本省 地整	P.34
2.1.5. 国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用			
① 令和４年度からの試行結果を踏まえた適切な対応	要望 28	本省	P.35
	提案 4	本省	P.35
2.2. 地方自治体における発注方式の改善			
2.2.1. 業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定	要望 29	自治体	P.36
2.2.2.見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示	要望 30	自治体	P.37
2.2.3.最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大(事前公表の撤廃)	要望 31	自治体	P.38
2.2.4.入札参加資格への建設コンサルタント登録制度の活用	要望 32	自治体	P.39

2章. 技術力による選定

「要望と提案」の概要

2.3.地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成			
2.3.1. 地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進	要望 33	地整 自治体	P.40
2.3.2. 入札契約制度の改善	要望 34	地整 自治体	P.41
	要望 35	自治体	P.41
2.4.適切な設計変更			
2.4.1.「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更	要望 36	地整	P.42
2.5.新たな契約制度への対応			
2.5.1.生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大と制度改善			
① 監理業務(PM･CM）、事業促進PPPの拡大と制度改善	要望 37	本省	P.43
	要望 38	地整	P.43
2.5.2.設計者･施工者連携方式の検討等合理的な入札契約制度の選定			
① ＥＣＩ方式の拡大と制度改善	要望 39	本省	P.44
	要望 40	自治体	P.44

2.1. プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善

2.1.1. 業務の内容に応じた適切な発注方式の選定

① 技術力による選定方式の着実な増加

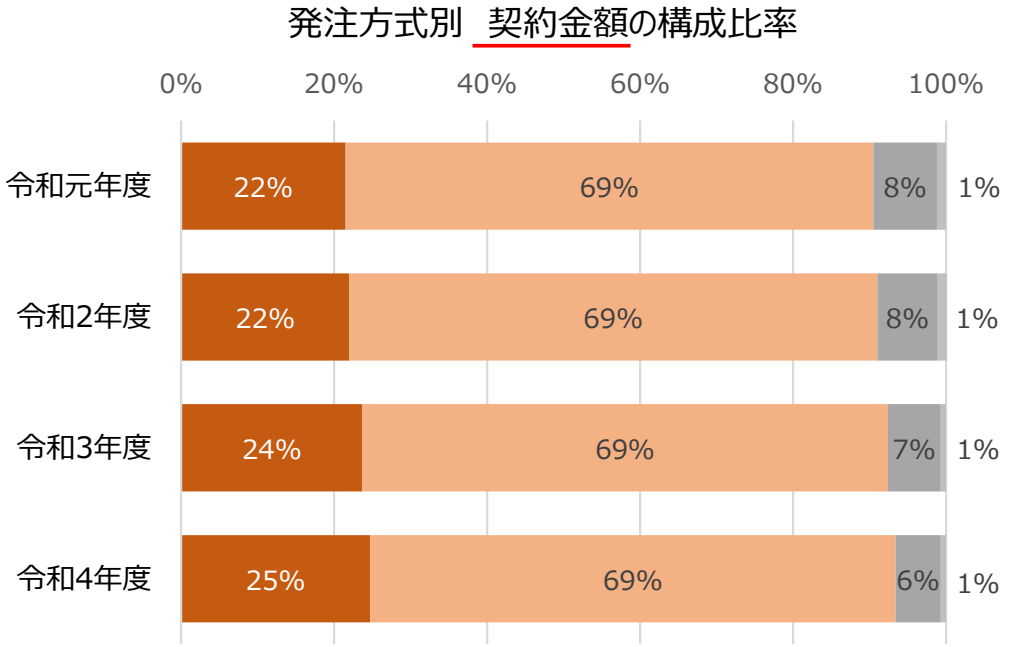
現 状

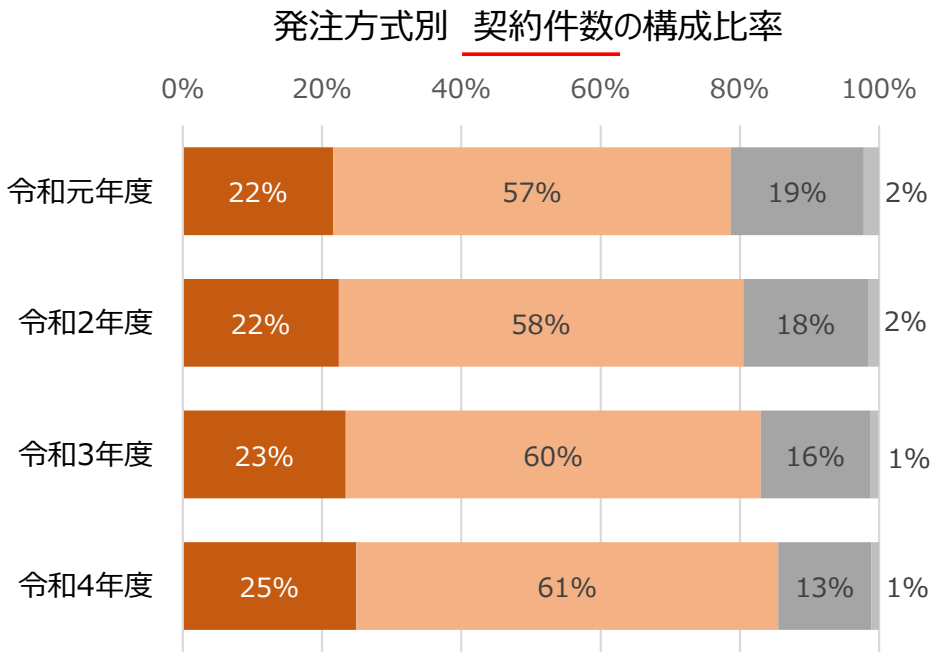
- プロポーザル方式及び総合評価落札方式の発注比率は微増傾向

要望22 地整

- プロポーザル方式の増加を主眼に、業務内容に応じた適正な発注方式の選定
- 難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロポーザル方式への移行業務の追加
- 価格競争入札から総合評価落札方式への移行業務の追加

【補足】 地方整備局における発注方式の構成比率の推移(令和元年度～令和４年)





■プロポーザル ■総合評価 ■価格競争 ■随意契約

※北海道開発局＋８地方整備局の業務を対象（港湾・空港関係、農林・水産関係を除く）

[出典：業務・マネジメント部会「令和５年度 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会資料」]

2.1.1. 業務の内容に応じた適切な発注方式の選定
② 斜め象限図の適切な運用

現 状
- 発注方式は斜め象限図により選定されているが、新たな事業対応等への適合など逐次更新が必要

要望23 本省 地整
- 新たな業務への対応や技術的難易度の実態を考慮した、斜め象限図の更新

提案 3 本省 地整
- 建コン協会で作成した斜め象限図を補完するチェックリストの周知と活用

【補足】 プロポーザル方式の適用が望まれる業務
- マネジメント系業務、検討業務
- 高度な技術(診断、設計、施工方法、大規模修繕等）が要求される場合の補修・補強設計業務
- 災害時の対応など、地域コンサルタントの活用に繋がる、プロポーザル方式の適用について検討

【補足】 斜め象限図を補完するチェックリスト(河川分野の例）（**資料集P.28～29**に詳述）

番号	チェック項目	チェック
1	河川整備計画の策定または、策定済みの河川整備計画に基づく調査・設計か	□
2	河川砂防技術基準の「標準」以外の手法【「推奨」「例示」】による検討が必要か	□
3	対象河川延長、流域面積が基準値以上か(基準値は別途指定)	□
4	構造物の規模が基準値以上か(基準値は別途指定)	□
5	特殊構造物の設計か(樋門・樋管・排水機場以外)	□

2.1. プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善

2.1.2. 計画系プロポーザル業務の業務規模の改善

現 状

- 道路分野の計画系業務(交通分野）はプロポーザル業務が基本となっているが、設計業務等技術者単価の上昇にもかかわらず、業務規模(発注金額）はここ数年増加していない又は微増に留まっている

要望24 地整

- 業務規模の拡大を要望する業務において、設計業務等技術者単価の上昇に見合った業務規模の拡大

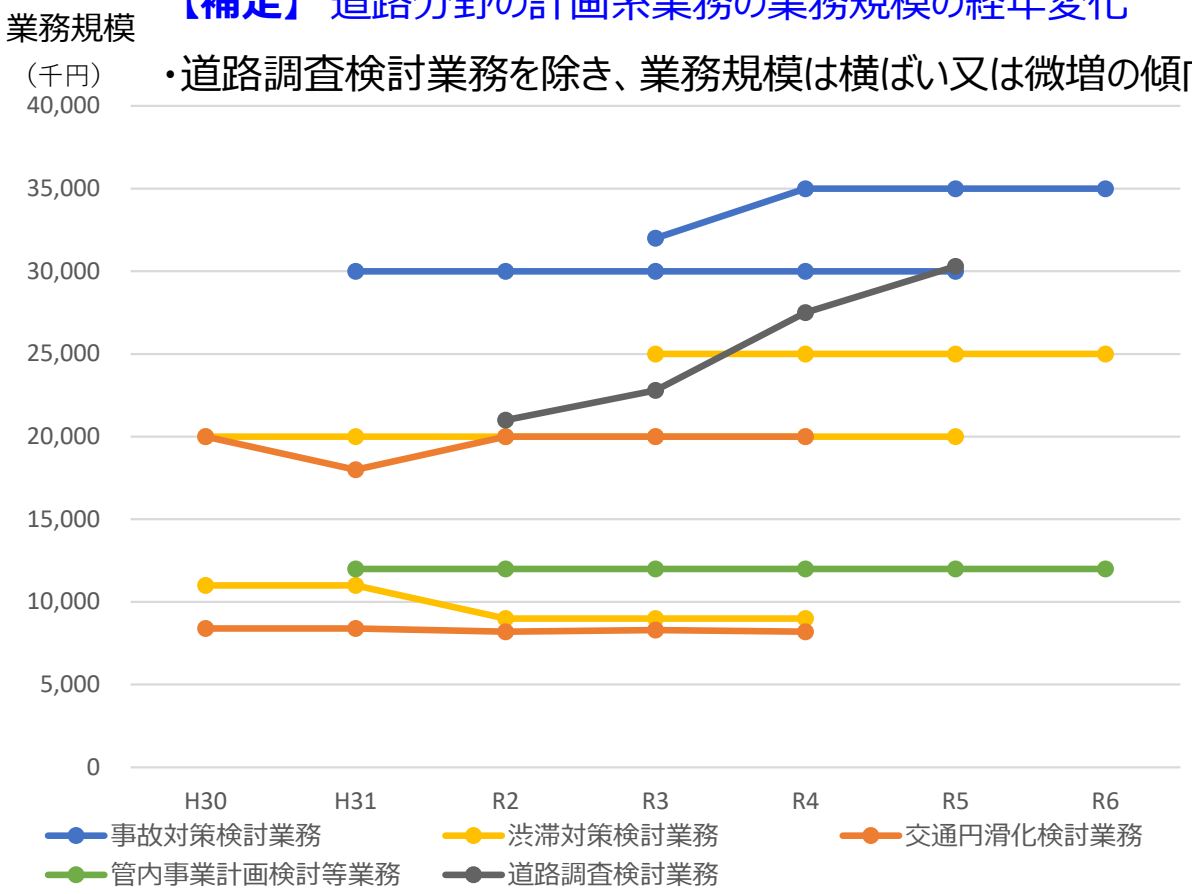
【補足】 道路事業における業務規模の拡大を要望する主な計画系業務

業務規模の拡大を要望する計画系業務

- 道路・交通等現況分析
  【マニュアル等で手法が決まっているものを除き、調査計画、企画立案を伴うもの等】
- 道路網整備計画検討
- 交通需要予測検討
- PIプロセス
- 社会実験実施
- 事業評価【全体計画を含むもの等】
- 整備効果分析検討
  【企画立案から実施するもの、委員会の運営を伴うもの】
- 交通安全・渋滞対策等検討
  【事故分析、渋滞分析、委員会運営】

【補足】 道路分野の計画系業務の業務規模の経年変化

・道路調査検討業務を除き、業務規模は横ばい又は微増の傾向



調査結果のうち、業務項目の増減なく4か年以上のデータがある案件のみ記載

[出典：建コン協会３社が把握しているデータをもとに作成]

2.1.3. 総合評価落札方式における落札率の改善

現 状

- 総合評価落札方式の平均落札率(84.5%）は、価格競争方式の平均落札率(84.1%）とほぼ同率
- 応札時に技術点差がわからない状況の中、調査基準価格付近で応札する傾向

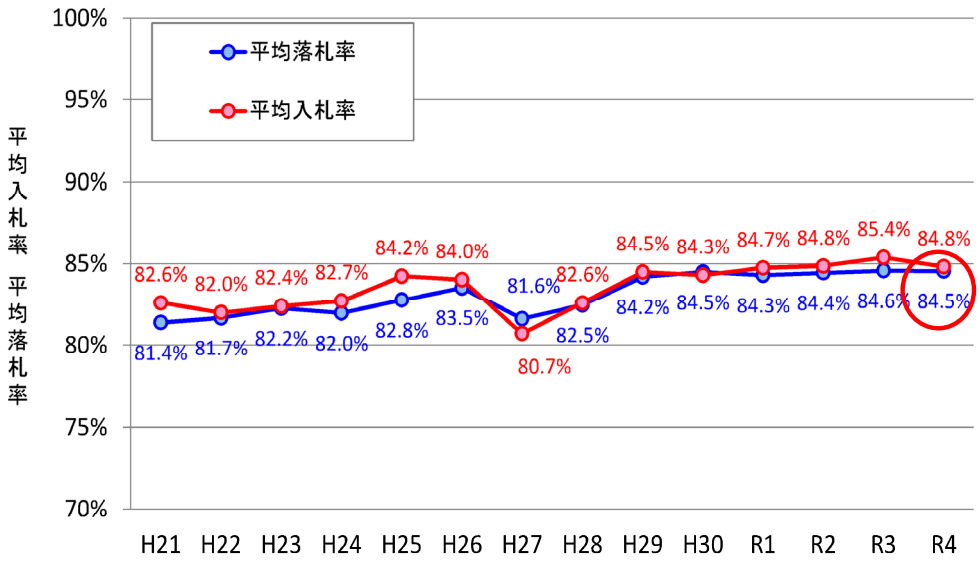
要望25 **地整**

- 総合評価落札方式における落札率の向上を促す施策（例えば価格点と技術点のウエイトの見直し等）について意見交換の場の設置（**資料集P.30～31**）

【補足】 総合評価落札方式、価格競争方式における平均落札率

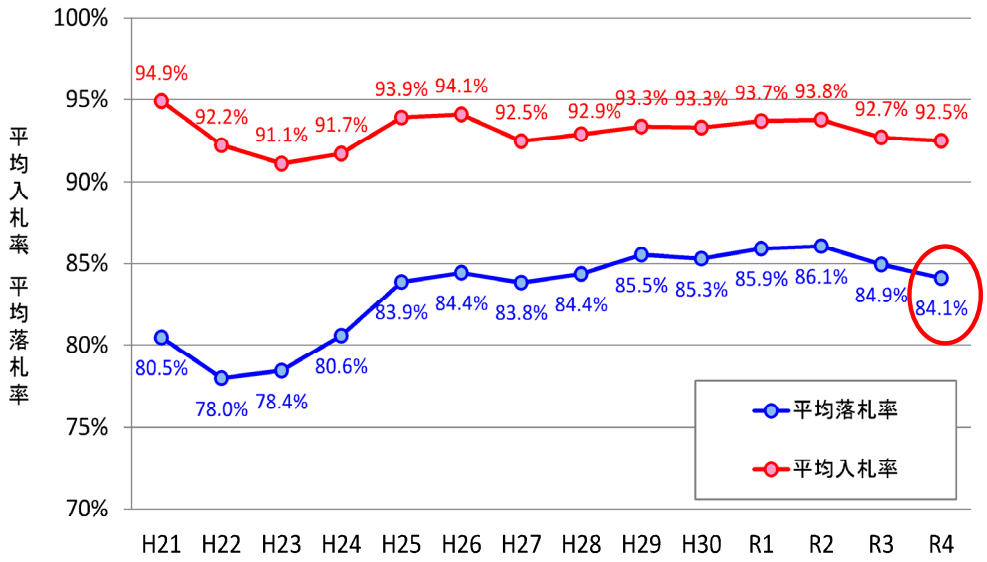
- 応札時には技術点差がわからない状況の中、受注確度を上げるために、参加企業は、価格点の差が最小限となるよう調査基準価格付近で応札する傾向にある

総合評価



※価格点と技術点のウエイト（１：１～１：３）全ての案件を含む

価格競争



※契約年度で集計

[出典：業務・マネジメント部会「令和５年度　発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会資料」]

2.1.4. 業務成績評定の適切な運用と業務・技術者表彰の運用改善

① 業務成績評定の運用改善

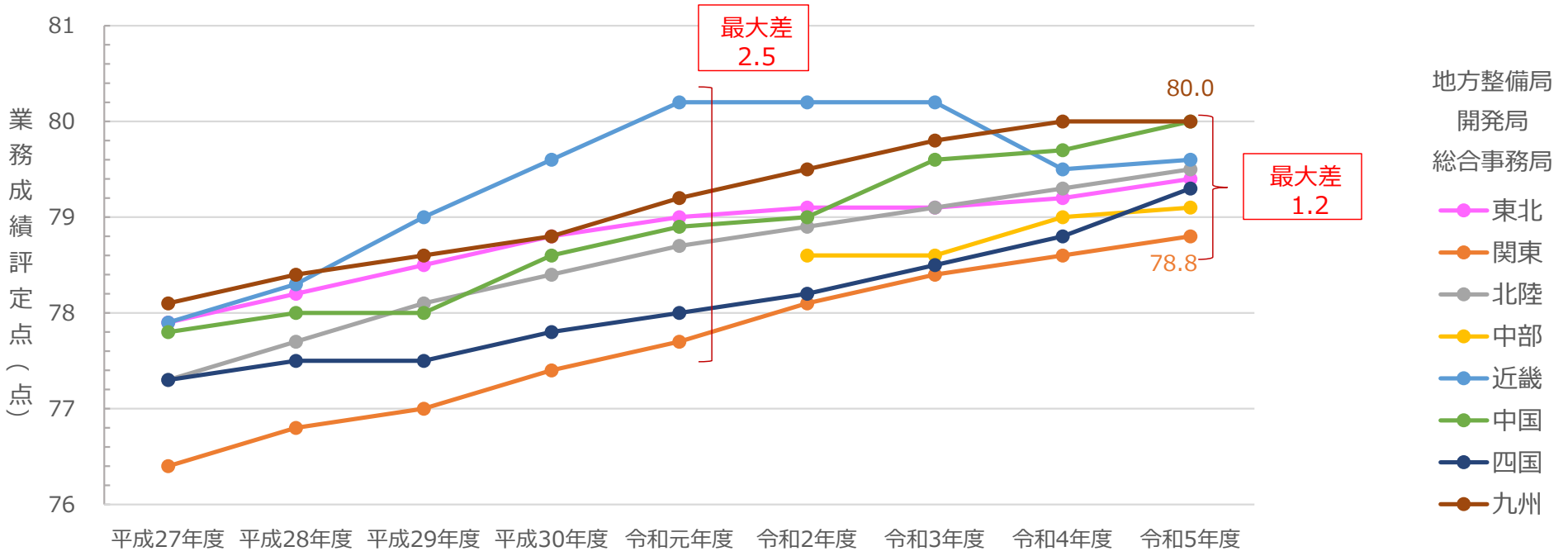
現 状

- 地方整備局の業務成績評定点の格差は改善傾向にあるが、依然として収束していない
- 平均点が低い地方整備局の業務に、平均点が高い地方整備局の業務を多く行っている企業が参入することにより、平均点が低い地方整備局の業務を中心に行っている企業が不利になる傾向にある

要望26 本省 地整

- 地方整備局間の格差を是正するなど統一的運用
- 事務手続きに関する改善(細目を含めた業務成績評定の速やかな通知)
- 業務成績評定点の公表（北海道開発局及び沖縄総合事務局）

【補足】 地方整備局別業務成績評定点の推移



北海道開発局、沖縄総合事務局は非公表
中部地方整備局は平成27年～令和元年は非公表

[出典：各地方整備局の公表又は各地方整備局からの提供データ(令和6年3月）より作成]

2.1. プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善

2.1.4. 業務成績評定の適切な運用と業務・技術者表彰の運用改善

② 業務・技術者表彰の運用改善

現 状

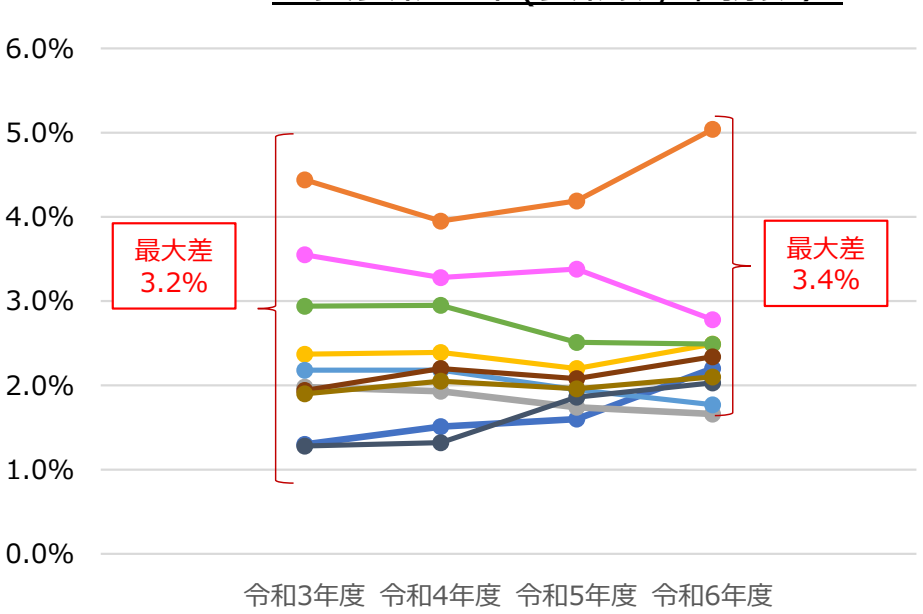
- 局長表彰比率・事務所長表彰比率は各地方整備局間でばらつきがあり、平均点が低い地方整備局の業務を中心に携わっている企業が不利になる傾向にある
- プロポーザルの結果、特定者のみ社名が公開され、非特定者が他社との配点差を確認できない場合がある
- プロポーザル・総合評価落札方式における表彰の取り扱いは、地方整備局で異なった運用例がある

要望27 本省 地整

- 表彰における選定基準や表彰付与の考え方などの開示
- プロポーザル・総合評価落札方式における表彰の取扱いは、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(平成27年11月）」に沿って、地方整備局間での統一的運用

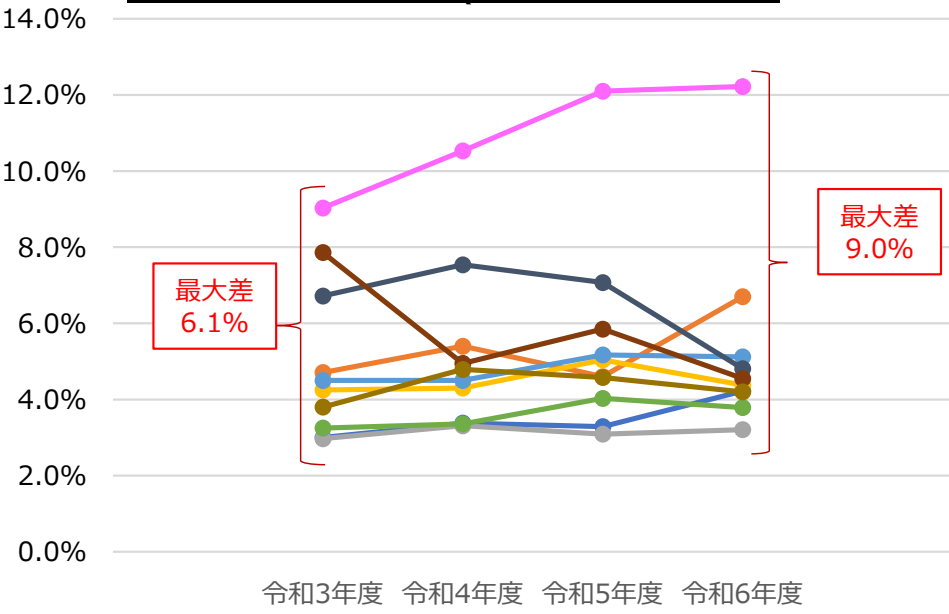
【補足】 地方整備局別局長表彰比率、事務所長表彰比率の推移

局長表彰比率(表彰数/業務数)





事務所長表彰比率(表彰数/業務数)



[出典：建コン協会「各地方整備局の各表彰件数と業務件数に占める比率の実態調査」(令和6年3月調査）]

2.1.5. 国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用

① 令和４年度からの試行結果を踏まえた適切な対応

現 状

- 令和4年度試行の技術士とRCCMとの組み合わせ加点は、令和5年度も変更して試行
- 令和4～６年度の試行において、RCCM資格が他の民間資格より不利な評価となっているケースがある

要望28 本省

- 令和６年度試行状況の共有
- RCCM資格の適正な評価と組み合わせ加点する資格の適切な選定
- 維持管理分野（補修設計を含む）での適用を基本
- 計画的に資格取得ができるよう、資格の評価方針の事前公開
- 本格導入については、余裕を持ったスケジュールでの導入

提案 4 本省

- RCCM資格を他の国土交通省登録資格より高い評価とする
- RCCM資格について、技術士と同様に、他の国土交通省登録資格と組み合わせて評価する

【補足】 建コン協会が提案する国土交通省登録資格組み合わせ加点の概要

RCCMは、専門的な知識に加え**「管理技術力」「建設一般」「関連法制度」「技術者倫理」**を網羅し、幅広い分野に対応できる管理技術者の資質を試験や更新講習などにて確認している。4年に1回の資格更新では、**所定のCPD単位の取得と更新講習の受講などを義務付け**、専門技術力と管理技術力の向上・維持を図っている。

令和5年度試行の組み合わせ加点の配点

配点		組み合わせ	
（資格）	（配点順）	（配点順）	
① 技術士	1) ① 6	1) ①＋②2	8
② 国土交通省登録資格（施設分野・業務）		2) ①	6
1（RCCM、土木学会認定技術者）	2) ② 2	3) ②1＋②2	4
2（RCCM、土木学会認定技術者 以外）		4) ②1または②2	2
③ 上記以外のもの（国土交通省登録資格を除いて、発注者が指定するもの）	3) ③ 1	5) ③	1

建コン協会案

配点		組み合わせ	
（資格）	（配点順）	（配点順）	
① 技術士	1) ① 6	1) ①＋③	8
② 国土交通省登録資格（施設分野・業務）（RCCM、土木学会認定技術者）	2) ② 3	2) ①	6
		3) ②＋③	5
③ 国土交通省登録資格（施設分野・業務）（RCCM、土木学会認定技術者 以外）	3) ③ 2	4) ②	3
		5) ③	2
④ 上記以外のもの（国土交通省登録資格を除いて、発注者が指定するもの）	4) ④ 1	6) ④	1

[出典:建コン協会「資格・CPD部会資料」]

2.2. 地方自治体における発注方式の改善

2.2.1.業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定

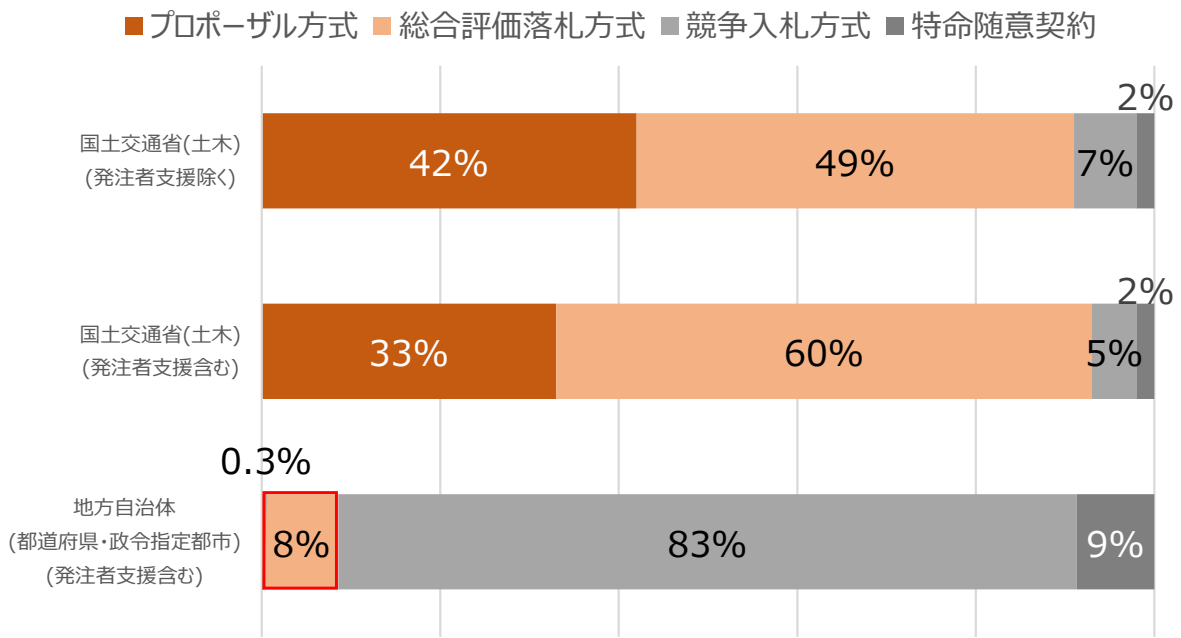
現 状

- プロポーザル方式・総合評価落札方式での発注は極めて少なく、魅力ある業界を実現するために価格競争から技術競争への移行が不可欠

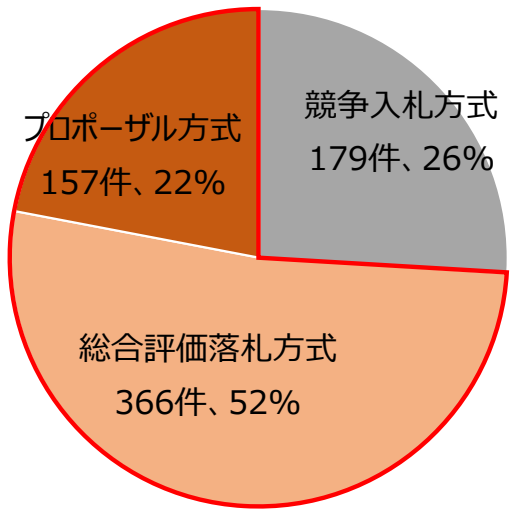
要望 29 自治体

- 斜め象限図の周知と適用促進
- 技術力による選定・発注方式(プロポーザル方式・総合評価落札方式）の導入促進、発注増加（「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(平成27年11月）」を参考）
- 技術力評価を適正に行うための、業務成績評定や業務・技術者表彰の導入促進
- 地方自治体における総合評価落札方式導入の取組みの水平展開（**資料集P.32**）

【補足】 国土交通省と地方自治体における契約件数割合の相違（令和5年度）



【補足】 地方自治体発注競争入札方式（2000万円以上）における技術競争発注が妥当な割合(令和5年度)



[出典：建コン協会「16社調査」]

2.2. 地方自治体における発注方式の改善

2.2.2.見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示

現 状

- 見積徴取による予定価格設定において都道府県で2県、政令指定都市で3市が最低値を採用

要望 30 自治体

- 最低値を採用している地方自治体において、平均値または最頻値の採用

【取組み状況】 平均値・最頻値採用自治体の状況(採用自治体／見積徴取自治体)

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
都道府県	1/1	6/6	8/9 群馬県	2/3 新潟県	4/4	7/7	5/5	4/4	7/7	1/1
政令指定都市	1/1	0/1 仙台市	5/5	0/1 新潟市	3/3	3/4 大阪市	2/2	–	3/3	–
計	2/2	6/7	13/14	2/4	7/7	10/11	7/7	4/4	10/10	1/1
令和６年度採用自治体				富山県 石川県		神戸市				

※新潟県は令和７年度中に平均値採用を運用開始予定
※群馬県は令和７年度中に平均値または最頻値採用を運用開始予定

青文字は100%に至っていない項目

[出典：令和６年度　地方ブロック意見交換会資料、令和６年度本部支部意見交換会議事メモ（関東支部・北陸支部）]

2.2. 地方自治体における発注方式の改善

2.2.3.最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大(事前公表の撤廃)

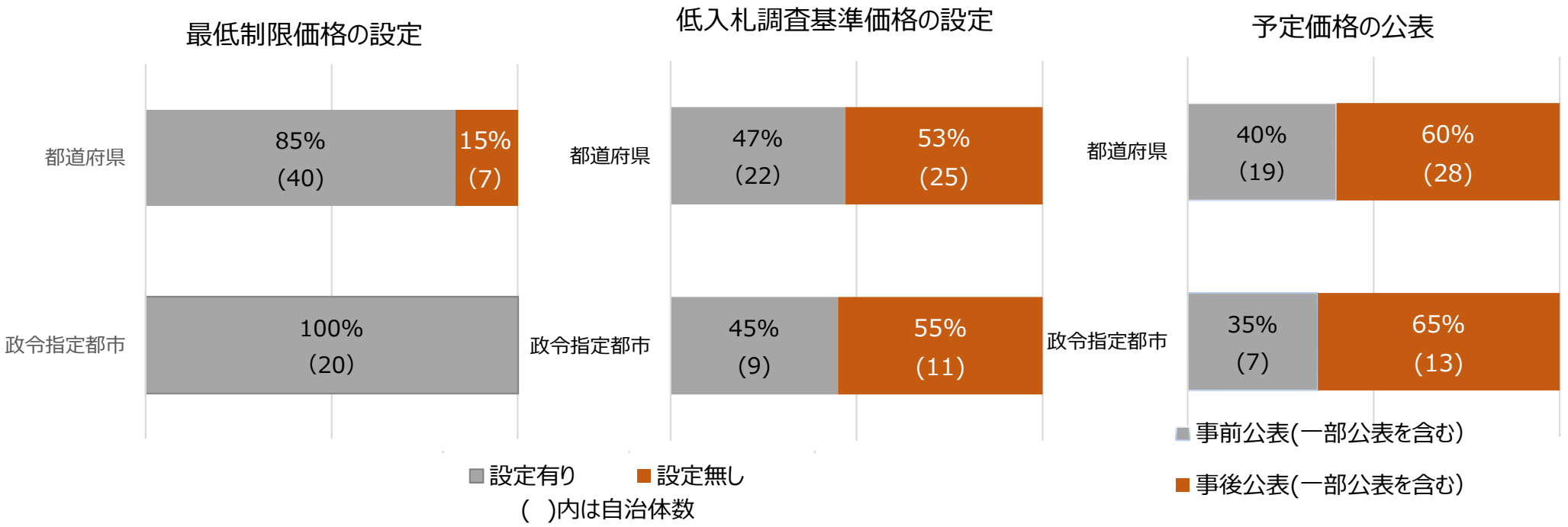
現 状

- 最低制限価格制度は、2割程度の地方自治体が導入していない状況
- 低入札価格調査制度は、5割程度の地方自治体が導入していない状況
- 予定価格の事前公表は、４割程度の地方自治体のみ実施(一部実施含む）している状況

要望 31 自治体

- 最低制限価格制度の導入徹底
- 予定価格の事後公表の拡大(事前公表の撤廃)

【補足】 令和5年度　最低制限価格及び低入札調査基準価格の設定、予定価格の公表



[出典：建コン協会「都道府県及び政令市における最低制限価格制度等の導入状況調査」]

2.2. 地方自治体における発注方式の改善

2.2.4. 入札参加資格への建設コンサルタント登録制度の活用

現 状

- 建コン業務において、入札参加資格に建設コンサルタント登録を必須としている都道府県は4割弱、政令指定都市は5割（2019年度調査）
- 建設コンサルタント登録を有しない企業が建コン業務を実施した場合に、一定の品質が確保できない懸念がある

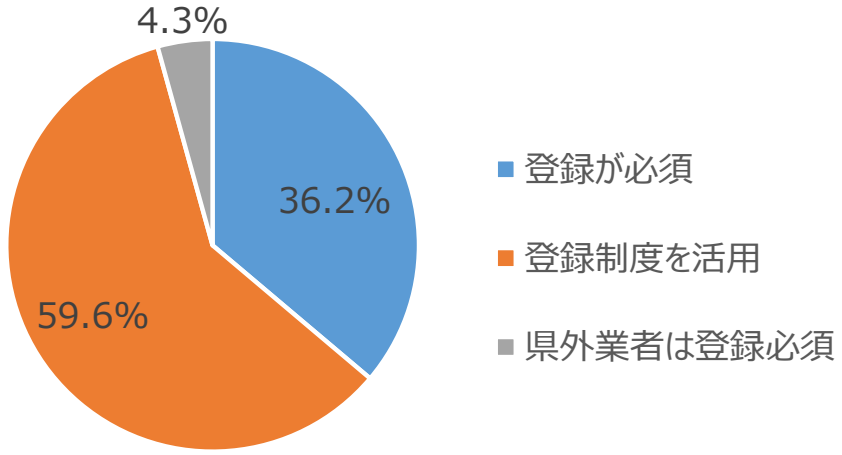
要望 32 自治体

- 入札参加資格において「建設コンサルタント登録」を必須条件とする審査制度

【補足】 入札参加資格における建設コンサルタント登録制度の活用状況（2019年度）

- 登録制度の活用状況について令和5年度にも調査を実施、令和7年度開示予定

◆入札参加資格審査段階における登録制度の活用状況
※地方自治体（47都道府県）の内訳



◆入札参加資格審査段階における登録制度の活用状況
※政令指定都市（20自治体）の内訳

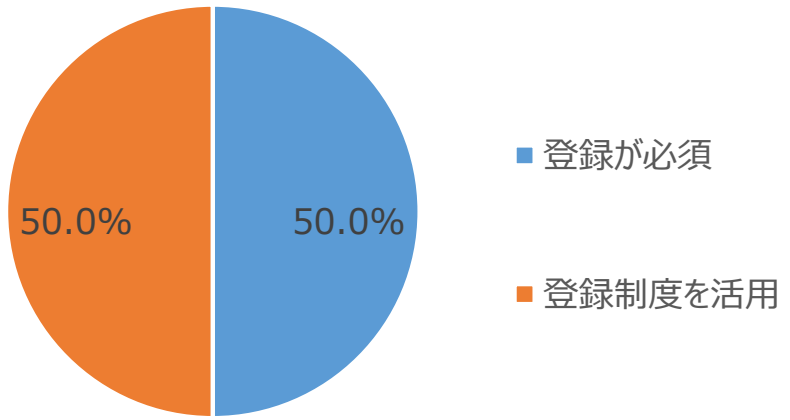


図 2019年度地方公共団体(都道府県・政令指定都市)入札参加資格審査段階における登録制度の活用状況

[出典：令和５年度 建設コンサルタント白書]

【補足】 建設コンサルタント登録制度

- 主に土木に関する21の登録部門の全部又は一部について建設コンサルタントを営む者が、一定の要件を満たした場合に国土交通大臣の登録が受けられる制度
- 登録企業は一定水準の技術者及び財務条件を満たした企業であり、一定の成果品質が確保される

2.3. 地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成

2.3.1.地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進

現 状

- 国土交通省の実績のない企業も多く、技術力の向上につながる業務受注の機会が少ない（**資料集P.35**）
- 各地方整備局において、国土交通省の実績が無くてもチャレンジ可能な試行(地方自治体の実績を評価する方式、国の成績評定点・表彰などの配点を無くすか減ずるチャレンジ方式など）を推進中

要望 33 地整 自治体

- 地域の実情に応じた方式を継続検討して頂き、チャレンジの機会の増加

【補足】 地域コンサルタントの定義（建設コンサルタンツ協会）

企業本社のある都道府県内での営業活動が中心で、かつ単一ブロック（国土交通省地方整備局）内で営業活動を行っている企業

【事例】 総合評価における業務チャレンジ型(近畿地方整備局)

1．目的

地域コンサルタントの活用の拡大と育成を目的として、自治体発注の業務実績しかない企業に対して、直轄の業務への新規参入を促す

2．チャレンジ型のポイント

・直轄業務の実績がない地域コンサルが参集し易くなるよう、直轄の成績・表彰については評価を行わない
・業務実績については、国とそれ以外の実績で差をつけない
・指名段階において、本店所在地が当該地域の企業を優位に評価

3．業務チャレンジ型実施内容

契約方式	総合評価落札方式(業務能力評価型）が対象
参加要件	総合評価落札方式(業務能力評価型）と同じ
同種・類似業務	同種・類似業務の実績があるもの(国以外の業務成績評定は問わない、国の実績については60点以上）
地域要件	本店所在地等が地域(府県内）の企業を指名段階で優位に評価(要件とせず加点評価）
対象業務	土木設計業務、測量、地質調査業務(概ね2,000万円以下を対象）
成績・表彰	評価しない
実施方針	簡易な実施方針

※補償コンサルタント業務においては、同種・類似業務、地域要件、対象業務が異なる

［出典：令和５年度　地方ブロック意見交換会資料(近畿地方整備局）］

2.3. 地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成

2.3.2. 入札契約制度の改善

現 状

- 地域コンサルタントは限られた地方公共団体の発注動向の影響を大きく受け、不安定な経営環境
- 地域コンサルタントの技術的な特徴を活かし、担うべき事業分野を拡充していく取組みが必要

要望 34 地整 自治体

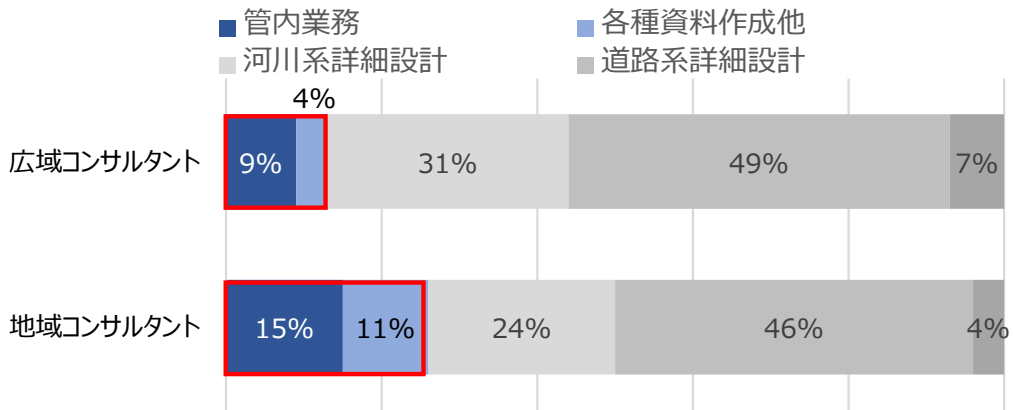
- 地域コンサルタントが行うことにより、品質確保・向上が期待される業務※において、地域要件・地域貢献度・地域精通度等の評価項目・運用方法の改善、または地域コンサルタントに限定した発注業務の導入
  - ※ 地域特性を踏まえた検討が必要となる業務や現地作業が必要となる業務(詳細設計・点検業務など）、地元及び関係行政機関等との協議・調整が頻繁に必要となる業務など
- 国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進
- 地域特性を踏まえた特定テーマを設定する業務のさらなる拡大

要望 35 自治体

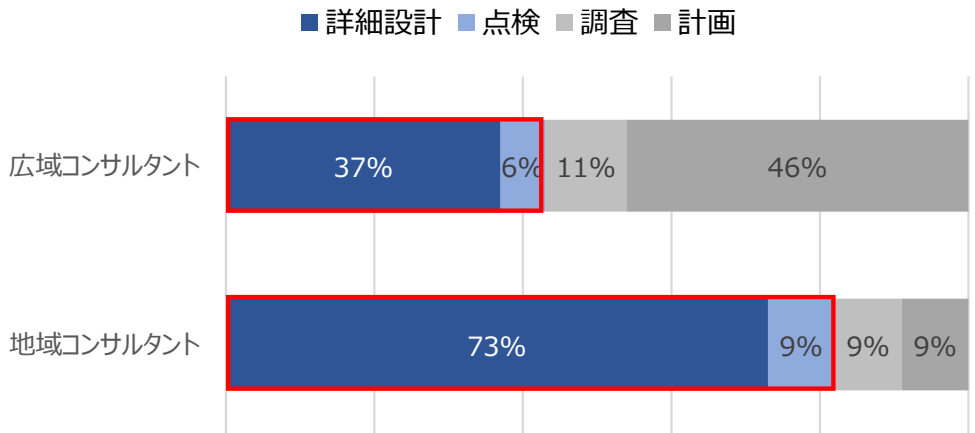
- 地域コンサルタントと広域コンサルタントのJV制度の好事例（**資料集P.36~37**）の水平展開

【補足】 地域コンサルタントが行うことにより、品質確保・向上が期待される業務の特徴
(国土交通省の優良表彰実態を整理した主な特徴)

- 地域コンサルタントは迅速性や地域密着性が求められる「管内業務」と「各種資料作成他」の表彰の比率が広域コンサルタントに比べて高い



- 地域コンサルタントは広域コンサルタントに比べ、「詳細設計」「点検」の表彰の比率が特に高い



[出典：建コン協会「国土交通省の優良業務表彰の実態調査(令和3・4年度実績）」]

2.4.1.「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更

現 状

- 設計変更ガイドラインの認識は高まっているが、ガイドラインの理解を促す補足資料の充実と更なる運用の周知が必要

要望 36 地整

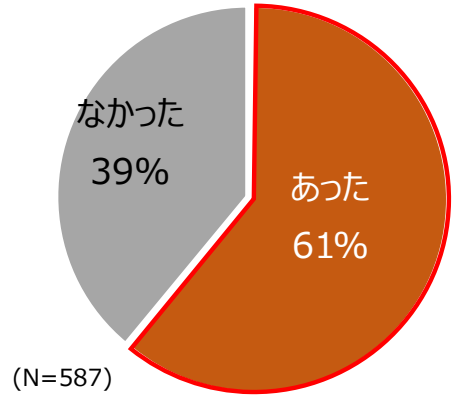
- 「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の全地整での策定
- 「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の運用徹底に基づく、更なる適切・確実な設計変更
- 「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の好事例の水平展開（**資料集P.38**）

【補足】設計変更時に配慮いただきたい事項

- 打合せ協議書、指示書、特記仕様書等において、一式計上の数量の明確化及び作業量に応じた費用の支払い
- 条件設定遅れに応じた履行期限の延期

【補足】 設計変更が認められず困った経験

問：設計変更が認められず困った経験



(N=587)

	困った経験の内訳	回答
1	仕様書の数量が明確でなく、増工が認められなかった	190
2	予算制約があるとの理由のため、必要な増額が認められなかった	234
3	関連業務の遅延に対して、適切な工期延期が認められなかった	109
4	年度またぎができないため、適切な工期延期が認められなかった	206
	合計	739

[出典：建コン協会「「土木設計業務等変更ガイドライン」適用実態に関する調査」(令和５年）]

【取組み状況】「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の運用状況

	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	中国地整	四国地整	九州地整	沖縄総合事務局
ガイドラインの補足資料	○	△	○	○	△	○	—	○	○	○

○：作成済み　△：今後作成　－：不明　○△：令和６年度より新たな取組みを開始

[出典：令和６年度　地方ブロック意見交換会資料]

2.5.新たな契約制度への対応

2.5.1. 生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大と制度改善
① 監理業務(PM･CM）、事業促進PPPの拡大と制度改善

現 状

- 新たな業務形態において、実施状況をフィードバックし適切な運用改善や適用範囲の拡大が必要

要望 37 本省

- 事業促進PPP、PM･CMにおける費用の適正化(技術者区分の適正化、柔軟な設計変更)
- 官民の役割分担の明確化　　･請負契約から準委任契約等への改善
- 技術的難易度や早期開通などの事業条件を考慮した費用の設定

要望 38 地整

- 監理業務(PM･CM）：平常時での適用拡大
- 事業促進PPP：「受注制限緩和」「常駐･専任緩和」(関東地方整備局）の取組みの水平展開
  （国土交通省直轄の事業促進ＰＰＰに関するガイドライン（令和6.4改正版）の適正な運用）

【事例】 事業促進PPPの「常駐･専任緩和」「受注制限緩和」の運用(関東地方整備局)

1．常駐･専任緩和

本省ガイドライン	常駐	専任
管理技術者	必要なし	必要なし
主任技術者	必要	必要
担当技術者	必要	必要

関東試行案	常駐	専任
管理技術者	必要なし	必要なし
主任技術者	**必要**（いずれかで最低1名）	**必要なし**
担当技術者		**必要なし**

専任：必要なし(手持ち業務量を2億5件以下に制限、低入札の手持ち業務がある場合は参加不可)
常駐：主任･担当技術者のうち、最低1名は必須(常駐者の途中交代可)
※発注者の判断で常駐･専任を求めることは可
※常駐･専任を緩和する場合は、管理技術者出席の事業調整会議の定期開催を必須とする

2．業務の受注制限の緩和

【対象】事業促進PPP業務(事業監理業務)
【概要】発注者支援業務等の受注制限を緩和
⇒受注制限の対象を「発注者支援業務等」から「調査設計資料作成業務」に緩和

3．受注制限緩和･常駐･専任緩和の効果

○令和3年3月国土交通省直轄の事業促進ＰＰＰに関するガイドラインにおいて、受注インセンティブの向上のため、業務の受注制限、常駐･専任要件緩和
○業務の受注制限、常駐･専任要件緩和により、事業促進PPPの入札不調は改善傾向
･関東地方整備局において、全国に先立ち令和元年度に常駐専任･受注制限緩和を実施（令和７年度 入札･契約、総合評価の実施方針でも継続）
･入札不調は(緩和前）約6割→(緩和後）約4割に改善（R2年度データ）

[出典：令和５年度　地方ブロック意見交換会資料(関東地方整備局）より引用し加筆]

2.5.新たな契約制度への対応

2.5.2. 設計者・施工者連携方式の検討等合理的な入札契約制度の選定

① ECI方式の拡大と制度改善

現 状

- 橋建協・PC建協・建コン協会が共同の取組みにより、橋梁修繕事業におけるECI試行が実現
- 設計の受注者が施工（工事）段階で関与するECI方式は、土木学会のガイドラインに掲載
- 自治体において設計段階から施工技術者が関与する取組み（試行）が進められている

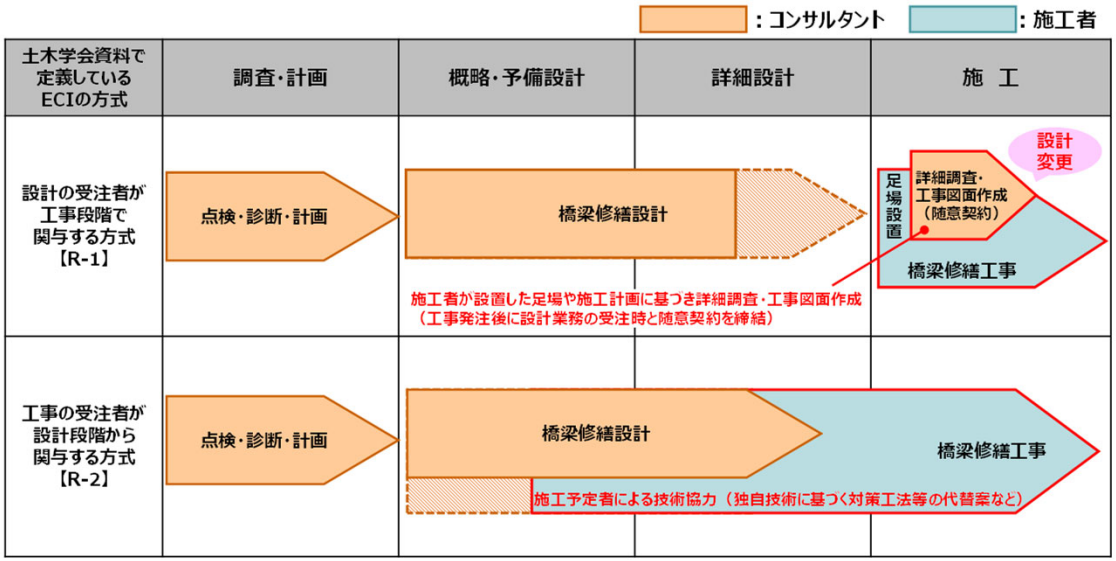
要望 39 本省

- ECI適用範囲の拡大について、国のガイドラインへの記載
- 橋梁修繕の他、災害対応も含め適用拡大

要望 40 自治体

- 設計段階において施工上の課題や対応に関する意見交換を、発注者・設計者・施工者の三者で行う取組み（宮崎県）の好事例の水平展開

【補足】橋梁修繕事業における入札契約方式の模式図（公益社団法人 土木学会）



［出典:維持管理等の入札契約方式ガイドライン(案) 平成27年3月 公益社団法人 土木学会］

【補足】設計段階における三者検討会試行要領（宮崎県）

目的

設計業務において、発注者、設計者及び施工技術者の三者が一堂に会して、施工上の課題や対応方法などの意見交換を行う「設計段階における三者検討会」（以下、「三者検討会」という。）を試行的に開催するための必要な事項を定めたもの。

対象業務

詳細設計業務（建築設計を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ発注機関の長が必要と認めるもの

（１）急峻な地形など施工条件が厳しい現場
（２）災害復旧など２次被害のおそれのある現場
（３）特殊工法など難易度の高い現場
（４）その他、施工技術者に意見を聞くことが必要な現場

施工技術者について

当該業務の現場施工に際し、地域に精通し、当該現場の施工に必要な技術力を有する者として、各種団体から推薦を受けた者

［出典:設計段階における三者検討会議試行要領（宮崎県）］

3章. 品質の確保・向上

設計から施工に至る段階でのエラー防止の取組み、業務の明確化と適切な費用計上に関する要望

「要望と提案」の概要

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.1. 受発注者合同現地踏査の実施 要望 41 地整 自治体 P.46

3.1.2. 設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用 要望 42 地整 自治体 P.47

3.1.3. 設計照査(的確な条件設定と確認、照査の充実等) 要望 43 地整 P.48

3.1.4. 設計から施工への確実な情報共有

① 施工条件明示チェックシートの試行拡大 要望 44 地整 P.49

② 設計と施工のシームレス化の検討 提案 5 本省 P.50

3.2.詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

3.2.1. 詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上

① 詳細設計における作業実態と歩掛との乖離の解消 要望 45 地整 自治体 P.51

② 指定仮設と任意仮設の受発注者間の認識不一致を解消 要望 46 地整 P.52

要望 47 地整 自治体 P.52

3.2.2. 詳細設計から施工に至る段階(三者会議を含む) でのコンサルタント業務の適切な運用 要望 48 地整 自治体 P.53

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.1. 受発注者合同現地踏査の実施

現 状

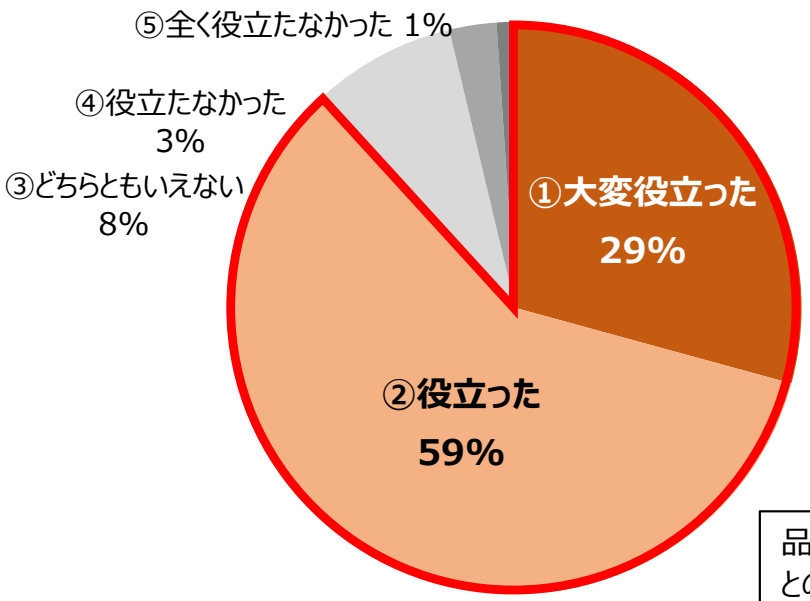
- アンケートの結果、合同現地踏査は、エラー防止や品質向上に役立ったとの回答が88%
- 地質技術者が参画した合同現地踏査は全体の22%(昨年18%）にとどまる

要望 41 地整 自治体

- 合同現地踏査の継続的実施
- 地質情報の不確実性が高い現場では、必要に応じ地質技術者の参加への配慮

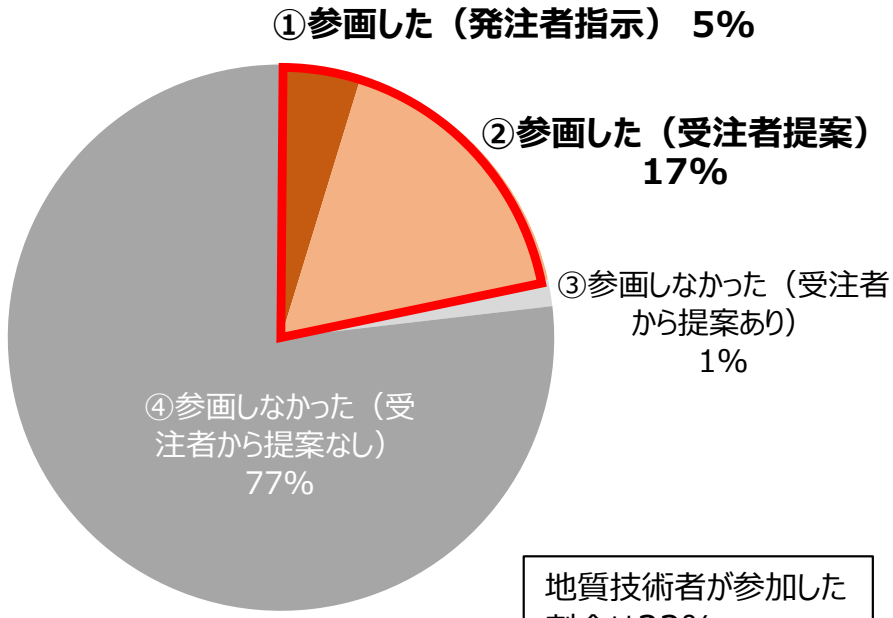
【補足】 合同現地踏査の実施状況調査

問：合同現地踏査の実施は、エラー防止や品質向上に役立ったと思うか



品質向上に役立ったとの回答は88%

問：合同現地踏査に、地質技術者は参加したか



地質技術者が参加した割合は22%

[出典：建コン協会「合同現地踏査の実施状況に関するアンケート調査」(令和6年7月）]

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.2. 設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用

現 状

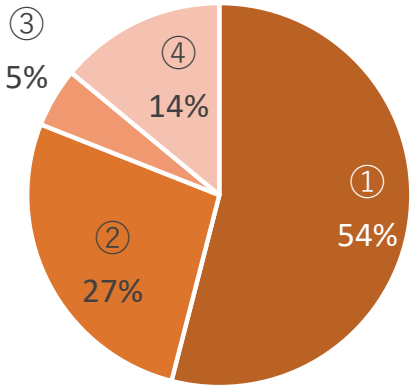
- 条件明示チェックシートの特記仕様書への記載率が46%、シート作成率が38%と低迷

要望 42 地整 自治体

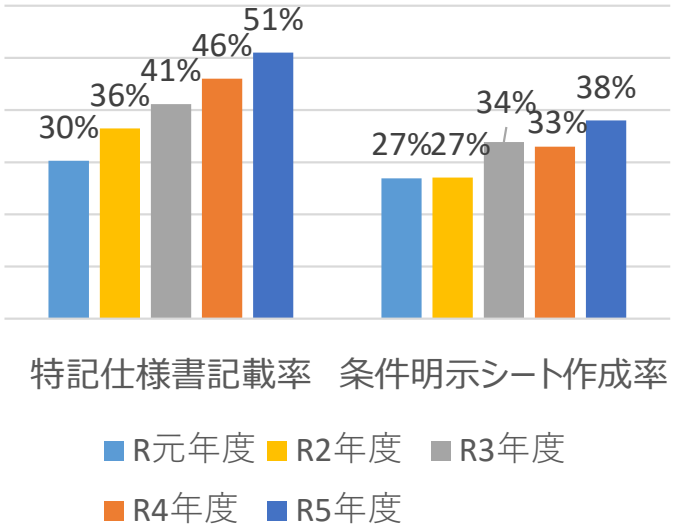
- 条件明示チェックシートを特記仕様書に添付するなど契約図書として明確化
- ガイドラインへの記載など積極的な周知・活用促進

【補足】 条件明示チェックシートの活用実態調査（資料集P.39）

問：条件明示チェックシートの活用により、どのような効果があったか



[出典：建コン協会「条件明示チェックシートの活用実態調査」（令和5年4月）]



対象業務：各年度に完了した国土交通省　詳細設計の全業務
(「予備設計を行わずに詳細設計を行なった業務」も含む※)

※予備設計を行わずに詳細設計を行なった業務においても、条件明示チェックシートを活用いただきたいことから、詳細設計の全業務を対象としている

[出典：建コン協会「条件明示チェックシートの活用実態調査」（令和6年7月）]

【事例】 活用促進リーフレット（資料集P.40）



[出典：建設コンサルタンツ協会作成リーフレット]

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.3. 設計照査(的確な条件設定と確認、照査の充実等)

現 状

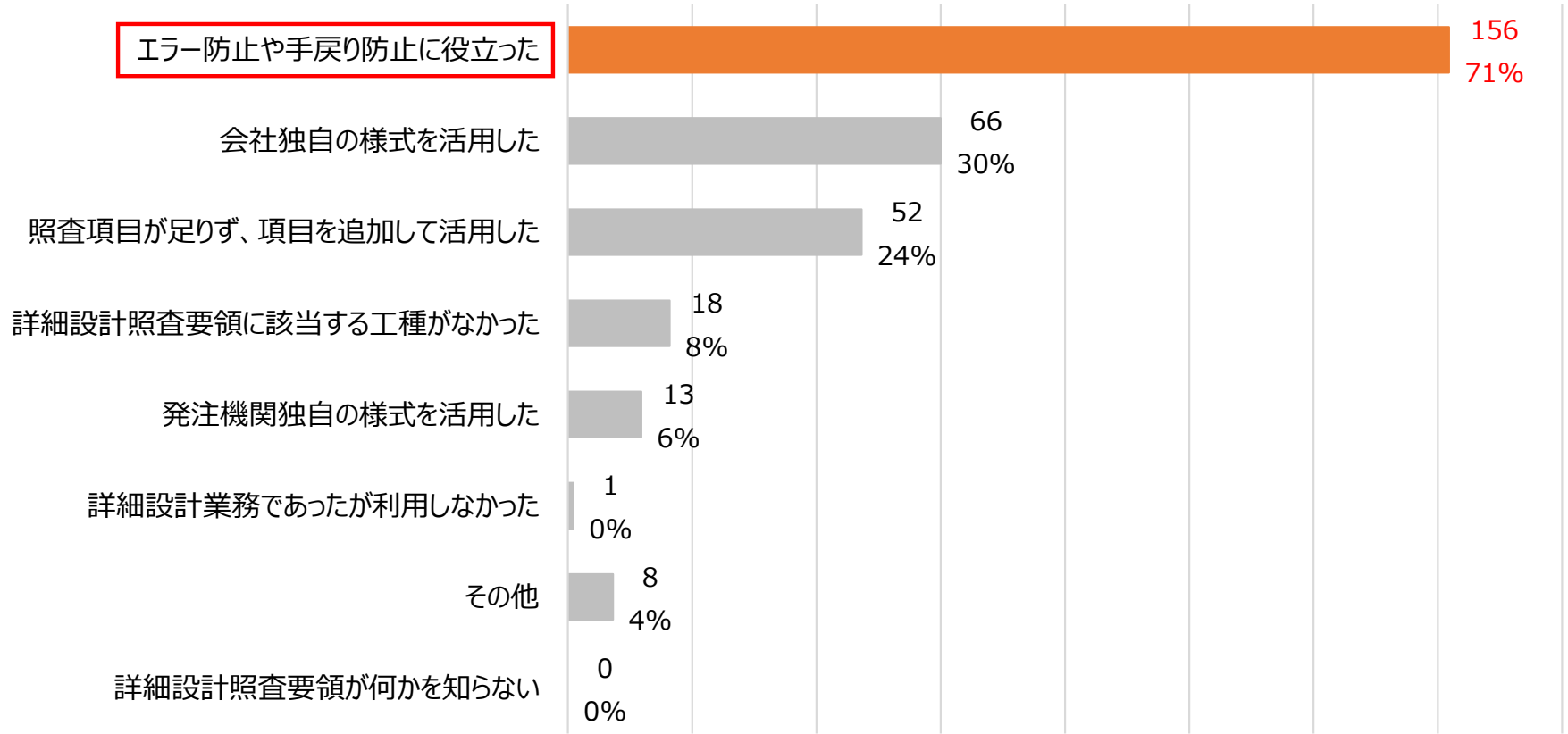
- 詳細設計照査要領がエラー防止や手戻りに役立ったとの回答が71%であり、品質確保に有効に活用されている

要望 43 **地整**

- 照査項目や対象工種の追加など継続的な照査要領の充実

【補足】 詳細設計照査要領の活用状況調査

問：詳細設計照査要領は有効に活用しましたか(複数回答可)



[出典：建コン協会「照査全般の使用及び実施状況に関するアンケート調査」令和6年7月]

3.1.4. 設計から施工への確実な情報共有
①施工条件明示チェックシートの試行拡大

現 状

- 関東地方整備局にて、橋梁工事を対象とした施工条件明示チェックシート（関東地整試行名称：工事発注時チェックシート）を試行中

要望 44 **地整**

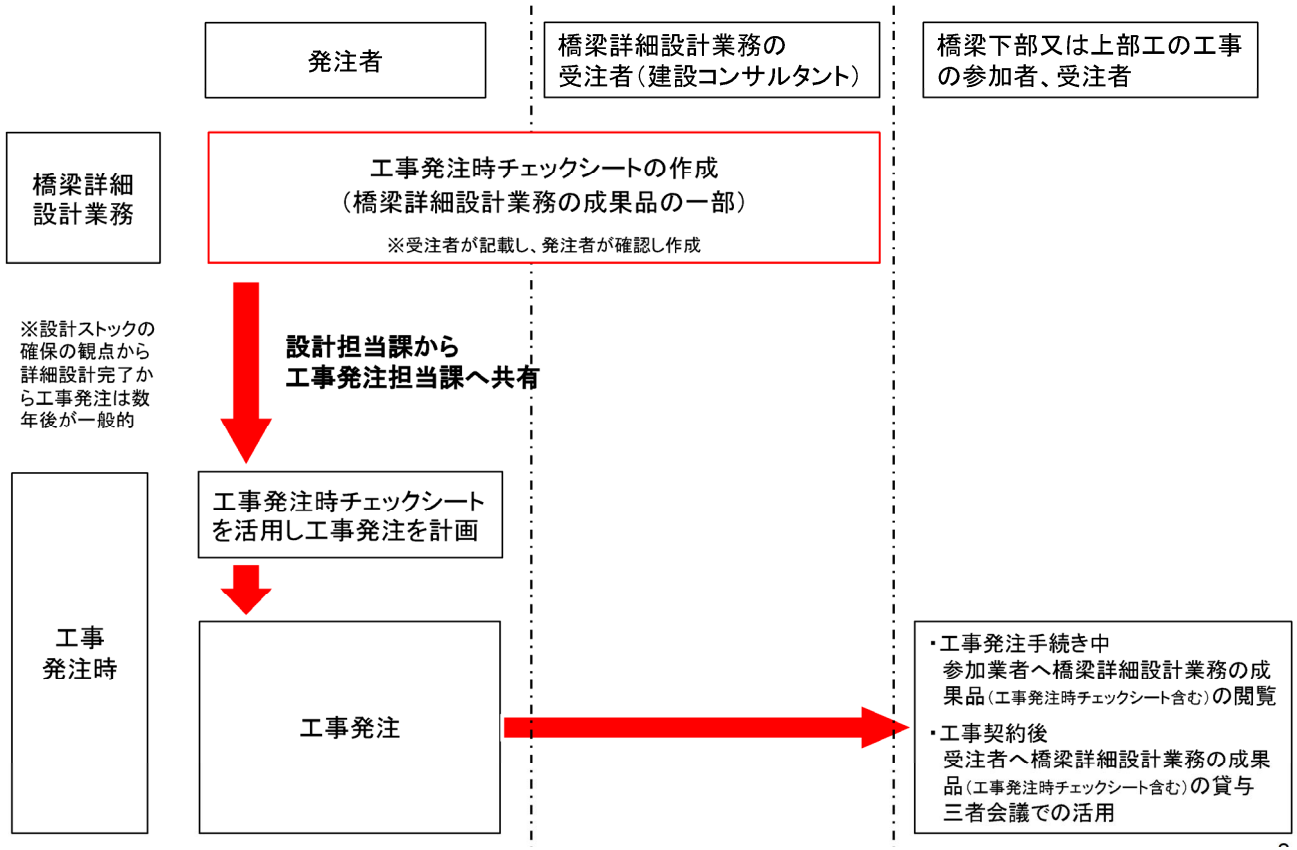
- 施工条件明示チェックシート（関東地整試行名称：工事発注時チェックシート）の水平展開

【補足】 工事発注時チェックシートについて

・活用目的
　発注者が工事発注時に施工条件を確認し、工事受注者に対して必要な施工条件等が明示されているかを確認するためのツール

・記載内容例
　詳細設計業務において設定している設計条件・施工条件・設計思想・工事前に完了しておくべき公文書協議の状況、施工上の配慮事項

【事例】工事発注時チェックシートの活用イメージ(関東地方整備局)



[出典：「関東地方整備局HP　工事発注時チェックシート(案)(橋梁詳細設計)」の試行について]

3.1.4. 設計から施工への確実な情報共有
② 設計と施工のシームレス化の検討

現 状

- 設計段階で作成した設計・詳細図に対し、施工段階で追加検討や修正が必要となるケースが多い
- 設計者と施工者双方の意思伝達や意見交換を行う場の減少

提案 5 本省

- 土木工事において設計段階と施工段階がより一体的に進められる仕組みや取組みの検討の実施

【現状の主な課題】

設計段階	施工段階	施工完了
ECI制度における設計者への負担増 設計者の工事現場の認識不足によるミスの発生	設計で作成した図面データが施工で十分活用されていない	施工条件の変更等による施工段階での追加検討への設計者の対応が明確でない

設計段階と施工段階がより一体的に進められる仕組みや取組みが必要

【検討の例】 設計と施工の独立性は確保した上で設計と施工がシームレスとなるよう、さまざまな施策を総合的に検討

- ECI制度の活用促進に向けた検討
- 設計段階で作成した図面データ・BIMCIMデータのクラウド共有方法など、施工段階でのデータ活用を促進する方策の検討
- ECIと類似の発想で、施工段階に設計者が第3者として関与する仕組みの検討
- 現場見学会や施工勉強会など、設計者が工事現場に触れる機会の創出
- 設計者へ、施工時に生じた課題を共有できる仕組みの検討
- 工事内容や規模に応じて、当初から三者会議を施工中も適宜開催する形で発注するなど、三者会議を拡大する仕組みの検討

3.2.詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

3.2.1. 詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上

① 詳細設計における作業実態と歩掛との乖離の解消

現 状

- 詳細設計における施工計画・仮設計画の成果レベルが高く、受注者への負荷が大きい事例が見られる
- 修正設計の修正内容が特記仕様書に明確に記載されていないため、修正設計の見積りと作業実態が乖離する事例がある

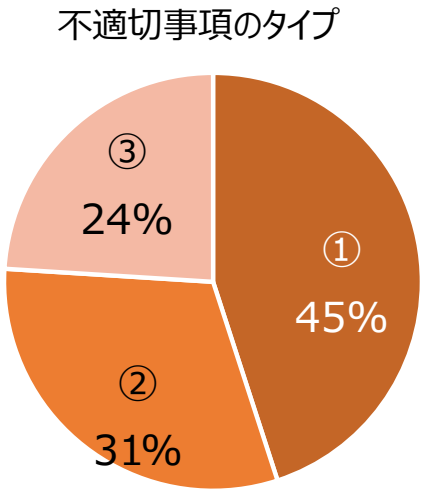
要望 45 地整 自治体

- 設計条件・設計内容の明確化、適切な費用計上の実施
- 特記仕様書における“修正”設計内容および関係機関協議内容の明示

【補足】 建設コンサルタントが実施する詳細設計の定義付け

仕様書共通編※における詳細設計の定義は『工事発注に必要な図書を作成するもの』とあり、工事に必要なものではない
※「土木設計業務等共通仕様書(令和２年３月改定) 第1編 共通編」第2章 設計業務等一般 第1206条 設計業務の内容」

【補足】 詳細設計における施工計画・仮設設計で発生している不適切な内容の分類



- ①詳細設計で求められる施工計画が、施工業者が施工を行うために必要なレベルに及んでいる
- ②工事発注時又は工事発注後、無償もしくは少額で追加の施工図等の作成を求められる
- ③仮設設計(任意仮設) において、施工業者が施工するために必要な図面・数量を過大要求される(副資材や標準仮設の詳細図等の作成)

[出典：建コン協会「詳細設計における施工計画・仮設設計で発生している不適切な内容の事例収集
(収集期間：令和２年10月26日～令和２年11月6日) 」]

3.2.詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

3.2.1. 詳細設計における各工種の設計目的･設計条件･成果内容の明確化と適切な費用計上

② 指定仮設と任意仮設の受発注者間の認識不一致を解消

現 状

- 仮設設計(任意仮設）において、受注者が施工業者が施工するために必要な図面･数量など過大な成果を要求されるケースがある

要望 46 地整

- 設計業務等標準積算基準における指定仮設の記載内容の周知

要望 47 地整 自治体

- 指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化と特記仕様書への明記
- 指定仮設と任意仮設の成果の取扱い(任意は参考図、指定は設計図）の認識共有

【取組み状況】 特記仕様書に指定仮設の扱いを明記

	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	中国地整	四国地整	九州地整	沖縄総合事務局
特記仕様書への扱いの明記	－	－	○	○	○ R6～予定	○	－	○	○	○

○：試行を含め取組みを推進中　△：今後検討　－：不明　○：令和６年度より新たな取組みを開始

[出典：令和６年度　地方ブロック意見交換会資料]

【補足】 積算基準における指定仮設の記載内容
（第3編　土木設計業務　道路詳細設計（Ａ））

8．仮設構造物・用排水設計に指定仮設を検討する場合は，本歩掛を適用せず別途計上する。

[出典：令和５年度　設計業務等標準積算基準]

【事例】 特記仕様書に指定仮設を明記(九州地方整備局)

8．仮設構造物の設計において、指定仮設による検討が必要な場合は、調査職員と協議し、契約変更の対象とする。

[出典：令和５年度　覚井一武線災害復旧球磨大橋予備･詳細設計業務の特記仕様書]

3.2.詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

3.2.2. 詳細設計から施工に至る段階(三者会議を含む）でのコンサルタント業務の適切な運用

現 状

- 詳細設計から施工に至る段階(三者会議を含む）においてコンサルタントが対応する業務の定義が不明瞭で、適切な工期や報酬となっていない場合がある

要望 48 地整 自治体

- 追加業務や修正設計の定義の共有化と適切な工期設定、費用計上
- 詳細設計から施工（工事）に至る段階でのコンサルタントの対応に関する説明資料（良くわかる工事連携会議（北陸地方整備局））の好事例の水平展開

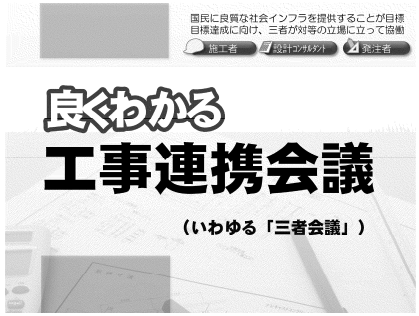
【補足】 追加業務や修正設計の適切な実施

【追加業務や修正設計の例】
・三者会議など施工段階においてコンサルタントが対応する業務等
・施工のための詳細図面作成等

⇒上記の定義の共有化、コンサルタント業務として適切な工期設定と費用計上

【事例】 良くわかる工事連携会議(北陸地方整備局)

対象工事、開催方法、費用負担などを解説



7－3　設計者の会議における費用の位置付け

（1）負担の方法
　発注者は設計者と契約を締結し、会議に要する費用を負担する。
（2）積算
　設計者と締結する契約に係わる積算は、以下のとおりとする。なお、積算費用は設計業務等標準積算基準書による技術者の直接人件費と旅費交通費とし、その他原価及び一般管理費等を土木設計業務等積算基準に基づき計上する。
　・打　合　せ：主任技師０．５人／回、技師(A)０．５人／回を標準とする。
　・旅費交通費：実費
　※その他、工事連携会議で使用する設計意図を説明するための資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。

[出典：令和５年度　地方ブロック意見交換会資料(北陸地方整備局）]

４章. 災害対応に向けた環境改善

災害時支援体制の強化、災害申請作業の合理化、災害対応業務の環境改善に関する要望

「要望と提案」の概要

4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立

4.1.1.災害対応業務への体制整備
要望 49 本省 地整 自治体 P.55
提案 6 本省 地整 自治体 P.55

4.1.2.災害対応業務への適切な評価
要望 50 自治体 P.56

4.2. 地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

4.2.1.災害申請作業の合理化・適切化
要望 51 本省 P.57
要望 52 自治体 P.57

4.2.2.実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算
要望 53 自治体 P.58

4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立

4.1.1. 災害対応業務への体制整備

現 状

- 災害対応業務に対し、企業として支援体制(技術者派遣）構築が困難
- 災害対応業務従事者に対する労基法遵守のための対応が課題

要望 49 本省 地整 自治体

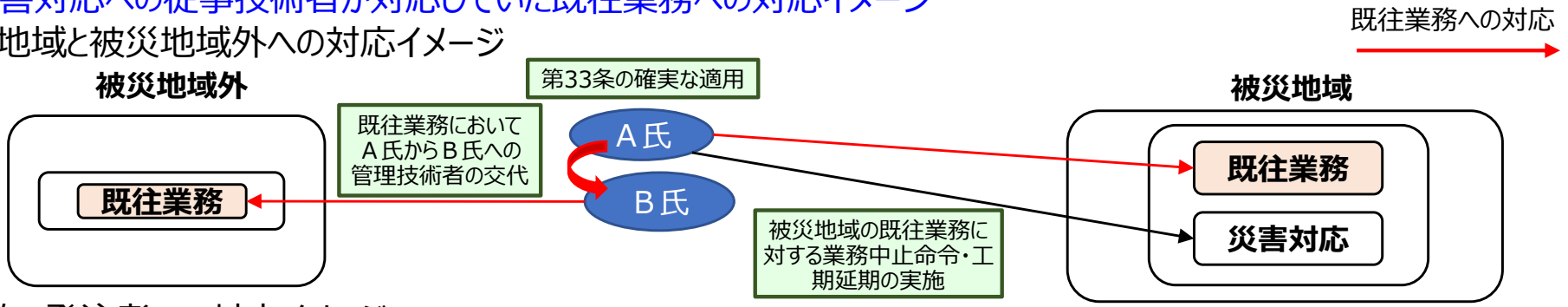
- 災害対応業務への従事技術者が対応していた既往業務への効果的な対応※
  ※業務一時中止命令や工期延期の実施、管理技術者交代要件の緩和
- 災害対応業務への従事技術者に対し、労働基準法第33条の適切・確実な適用に関する厚生労働省への働きかけ

提案 6 本省 地整 自治体

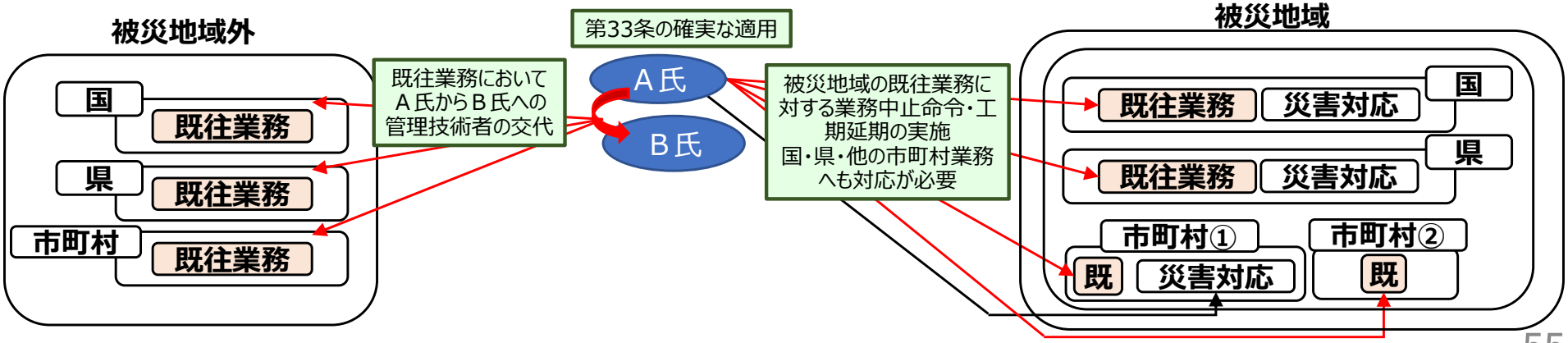
- 広域(複数の発注者）にまたがる災害対応支援体制・仕組みの整備（**資料集P.41**）

【補足】 災害対応への従事技術者が対応していた既往業務への対応イメージ

1：被災地域と被災地域外への対応イメージ



2：複数の発注者への対応イメージ



4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立

4.1.2. 災害対応業務への適切な評価

現 状

- 災害対応業務は、迅速かつ集中的な対応が求められ、平常時業務の調整を含め業務担当者への負担が大きい
- 全国の地方整備局において、緊急的な災害対応業務に対する表彰制度を制定済み（**資料集P.42**）

要望 50 自治体

- 緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度の拡充と水平展開

【事例】 災害対応等功労者表彰要領（和歌山県）

（趣旨）

第１条　この要領は、災害対応等に迅速かつ適切に対応した者のうち特に顕著な功績のあった者に対する表彰について必要な事項を定める。

（表彰の対象者）

第２条　表彰の対象者は、和歌山県県土整備部が実施する災害対応等において、資機材等の提供又は緊急に出動する等により、被害の拡大防止・軽減、応急対応及び災害復旧等において特に顕著な功績のあった者とする。

ただし、次の各号に該当する工事又は業務を実施した者は除く。

（１）県内に主たる営業所を有する者が実施した、土木一式工事、建築一式工事、管工事又は電気工事

（２）県内に主たる営業所を有する者が実施した設計業務

[出典：和歌山県地方機関等が実施する災害対応等功労者表彰要領]

4.2.地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

4.2.1.災害申請作業の合理化・適切化

現 状

- 地方自治体における構造物の災害申請において、災害査定を受けるまでの期間が短く(1～2ヵ月）、かつ工事発注できる詳細設計レベルの成果作成及び工事費算出が求められ、著しい長時間労働が発生
- 水管理・国土保全局より、大規模災害※以外の災害においても災害査定の効率化を適用する取組みが進められている
  ※大規模災害：激甚災害等に国が指定又は指定の事前公表がされた災害

要望 51 本省

- 災害査定の効率化の適用拡大の継続（**資料集P. 43**）

要望 52 自治体

- 大規模災害時の災害査定の効率化及び事前ルール(大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針(平成29年2月））の適正な運用などの好事例の水平展開
- 市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドラインの活用（**資料集P.43**）

【事例】 大規模災害以外の災害における災害査定の効率化(令和5年梅雨前線豪雨等)(水管理・国土保全局)

いのちとくらしをまもる 防 災 減 災

令和５年 梅雨前線豪雨関連

令 和 ５ 年 ８ 月 ７ 日
水管理・国土保全局 防災課

令和５年梅雨前線豪雨等により被災した河川・道路等の迅速な復旧を支援
～設計図書の簡素化や書面査定の上限額引き上げにより、災害査定を効率化します～

令和５年梅雨前線豪雨等により多くの公共土木施設が被災しています。このため、災害復旧事業の災害査定について、被害件数が多い地方公共団体において、設計図書の簡素化や被災現場に赴かずに書面により査定を行う対象の拡大により、災害査定の事務手続きの効率化・迅速化を図ります。

[出典：国土交通省報道発表資料 令和５年梅雨前線豪雨等により被災した道路・河川等の迅速な復旧を支援]

【事例】 災害時の査定簡素化推進好事例(北海道)

【推進方策】 実務者への周知拡大

発注者・受注者双方に向け、災害査定の簡素化ルールや軽微な変更及び設計変更（大臣変更）の理解を深めるため、様々な機会を活用し周知徹底を図る。

・会議、講習会、研修会の活用
・関係コンサル団体への周知拡大

[出典：令和４年度 地方ブロック意見交換会資料（北海道）]

4.2.地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

4.2.2. 実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算

現 状

- 災害申請の作業に関する地方自治体独自の標準歩掛があるものの、実際の作業内容と大きく乖離、また、査定官の指示による複数回の修正作業が生じ、災害申請業務における積算価格と実態価格に大きな乖離がある

要望 53 自治体

- 実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算(遠方からの支援の場合の旅費・滞在費精算等）のルール化

【補足】 実態を踏まえた積算の導入に関する参考資料

２－２　現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

発災後の状況把握や災害応急対策、災害復旧に関する業務の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、災害の状況や地域の実情に応じて、発注関係事務に関して必要な措置を講じる。

（１）確実な履行確保、不調・不落対策
（実態を踏まえた積算の導入）

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適正に価格を設定する。また、遠隔地から資材・機材の調達や技術者を確保する必要がある場合など発注準備段階において作業条件等を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

[出典：発注関係事務の運用に関する指針（令和７年２月改正）]

5章. ＤＸ推進の環境整備

システム運用改善による業務効率化、ｉ-ConやBIM/CIMの推進施策、整備費用に関する要望

「要望と提案」の概要

5.1. 受発注者協働による働き方改革に資するDX推進：業務効率化の促進		
5.1.1. 電子入札システム、電子契約システムの活用	要望 54 本省	P.60
5.1.2. 情報共有システム(ASP）の運用ルールの改善	要望 55 本省 自治体	P.61
	要望 56 本省	P.61
5.1.3. 遠隔臨場の活用推進	要望 57 本省	P.62
5.1.4. DX環境の整備		
①技術基準類の電子化	要望 58 本省 地整	P.63
5.1.5. 各発注機関のインフラDX推進計画や実施状況等の情報の公開	要望 59 本省 地整 自治体	P.64
5.2. BIM/CIMの利用環境の改善		
5.2.1. BIM/CIMデータ連携の改善	要望 60 本省	P.65
	要望 61 自治体	P.65
5.3. ＤＸ推進の費用面での環境整備		
5.3.1. BIM/CIM活用の業務価格の算定方法の見直し		
①「BIM/CIM標準歩掛」の設定	提案 7 本省	P.66
②「BIM/CIM使用料」の適切な計上	要望 62 本省	P.67
5.3.2. ＤＸ推進の環境整備のための助成金の創設	要望 63 本省	P.68
	要望 64 自治体	P.68

5.1. 受発注者協働による働き方改革に資するDX推進：業務効率化の促進

5.1.1.電子入札システム、電子契約システムの活用

現 状

- 電子入札システム・電子契約システムにおいて、未対応の項目がある
- 対応済みの一部機能においても、操作性や運用の改善要望がある

要望 54 **本省**

- 電子入札システム・電子契約システムの機能追加、改修、運用改善

【補足】 電子入札システム・電子契約システムにおける未対応の機能

現状の電子入札システム・電子契約システムにない機能	
電子入札システム	参考見積書提出、資料閲覧申込、ヒアリング通知、資料閲覧、履行確実性ヒアリング通知
電子契約システム	年間委任状、成績評定通知書

[出典：建コン協としてのＤＸへの取り組み検討　テーマ１：受発注者協働による働き方改革に資するＤＸ推進　令和3年度 報告書]

【補足】 電子入札システム・電子契約システムにおける課題と要望

	項 目	要 望
電子入札システム	■機能追加	「参考見積書提出」「履行確実性ヒアリング通知」「ヒアリング通知」
	■改修	一部機能の操作性改善、検索機能追加、稼働時間外での書類入手
	■運用改善	通知メールの付与、余裕を持った通知メールの送信など運用面の改善を要望
電子契約システム	■機能追加	「成績評定通知書」「年間委任状」
	■運用改善	着手時、変更時、完了時の各段階で要する書類について、電子契約システムに運用変更など運用面の改善を要望

5.1. 受発注者協働による働き方改革に資するDX推進：業務効率化の促進

5.1.2.情報共有システム(ASP) の運用ルールの改善

現 状

- 情報共有システム(ASP) は比較的認知されているものの、利用者は4割程度と少ない（**資料集P.44**）
- 情報共有システム(ASP) 利用者からは、操作方法がわかりづらさや費用面の改善要望がある
- 令和6年度より、システム利用費用が間接原価の率分に含まれる計上に変更

要望 55 本省 自治体

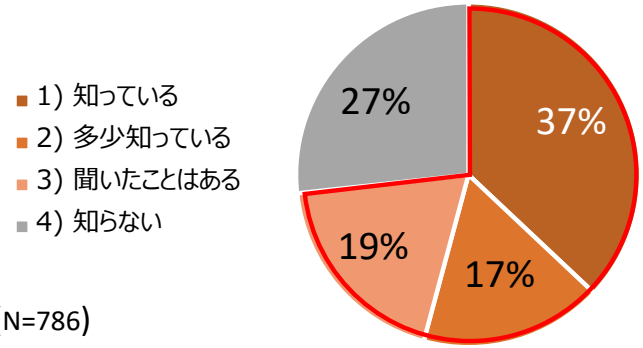
- 情報共有システム(ASP)の活用推進

要望 56 本省

- 利用ルール・手引き作成などによる操作性の向上
- ASPの利用費用は受注金額に比例するものではないため、費用の計上方法について継続して協議

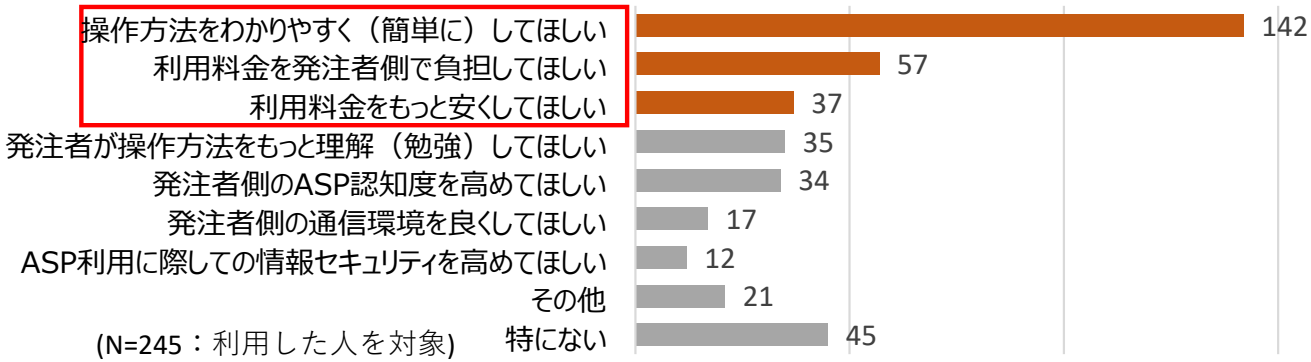
【補足】 情報共有システム(ASP) の認知状況

問： 情報共有システム(ＡＳＰ)の認知状況



(N=786)

問：利用した際に感じた改善点



(N=245：利用した人を対象)

【補足】 情報共有システム(ASP)の運用における課題と要望

[出典：建コン協会「16社アンケート調査」]

情報共有システム(ASP)	要 望
■活用推進	情報共有システム(ASP)を活用する機能要件等の特記仕様書への明記 ＩＳＭＡＰへの申請手続きの簡素化
■操作性の向上	操作方法をわかりやすく、承認ルートの統一など運用ルールの設定、コンサルタント業務に対応したシステムへの改善など

5.1. 受発注者協働による働き方改革に資するDX推進：業務効率化の促進

5.1.3.遠隔臨場の活用推進

現 状

- 遠隔臨場は有効という意見が多いが認知度は低く、コンサルタント側でも啓発の努力が不足

要望 57 **本省**

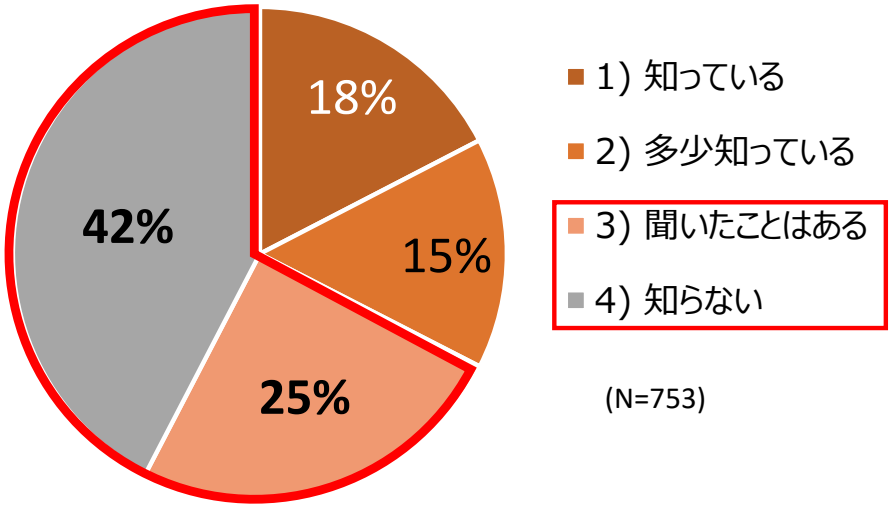
- 受発注者双方の認知度を高めるため、試行業務の取組みや要領の作成

【補足】 遠隔臨場の活用推進のための要望

遠隔臨場	要 望
■PRと活用推進	工事使用と同様な「要領の作成」
	遠隔臨場の有効性を受発注者で共有する「試行業務」と「特記仕様書への明記」
	遠隔臨場に代わる言葉の設定(例、リモート現場や遠隔による現場共有など)

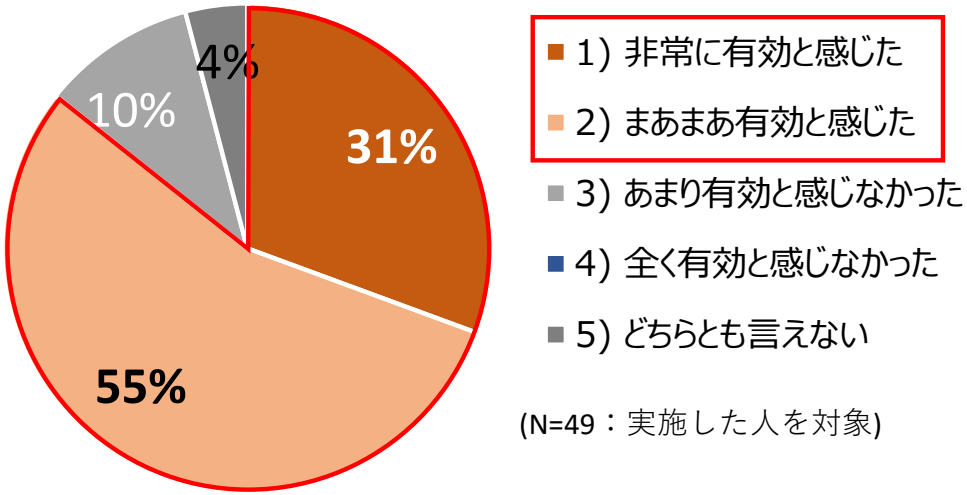
【補足】 遠隔臨場の活用状況

問：遠隔臨場の認知状況



(N=753)

問：遠隔臨場を実施して有効と感じたか否か



(N=49：実施した人を対象)

[出典：建コン協会「16社アンケート調査」]

5.1. 受発注者協働による働き方改革に資するDX推進：業務効率化の促進

5.1.4. DX環境の整備
① 技術基準類の電子化

現 状

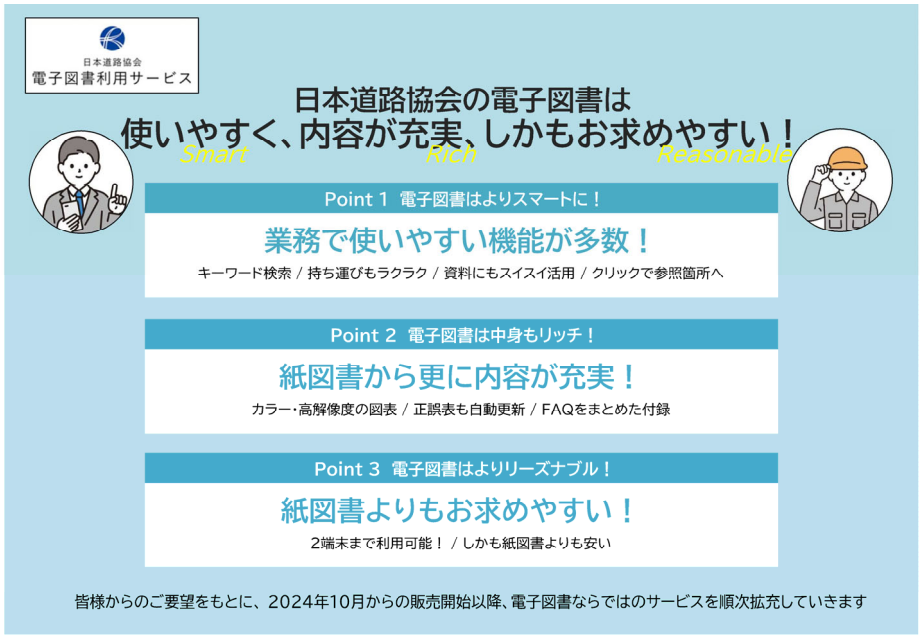
- コンサルタント業務に必須である基準類等が未だ紙媒体であるものも多く、テレワークや業務効率化の障壁となっている

要望 58 **本省** **地整**

- 各種技術基準類の電子化、WEB公開などの推進

【事例】 2024年10月より電子図書利用サービスの本格運用を開始(日本道路協会)

日本道路協会の電子図書利用サービスの概要



[出典：日本道路協会HP　https://www.road.or.jp/info/e-pub.htm]]

図書の電子化による効果

図書の電子化		期待される効果
• 検索機能で読みたい箇所へ簡単アクセス • テキストのコピー＆ペースト機能等で書類への引用も簡単 • 付箋、メモ機能で自分用にカスタマイズも可能	⇒	**作業の効率化による生産性が向上**
• PCでもスマホでも読める（ブラウザでの閲覧、アプリならオフラインでも閲覧可能） • 個人での所有、複数人での共有も可能	⇒	**現場、在宅勤務、出張先での利便性が向上**

5.1. 受発注者協働による働き方改革に資するDX推進：業務効率化の促進

5.1.5.各発注機関のインフラDX推進計画や実施状況等の情報の公開

現 状

- 各発注機関にてインフラDX推進計画が進められている

要望59 本省 地整 自治体

- インフラDX推進計画に基づく具体的な施策の推進と情報公開(例：今後数年間の実施計画等)

【事例】 インフラDX推進計画等の情報公開

	インフラDX推進計画等の情報公開
北海道開発局	毎年度「北海道開発局インフラDX・i-Construction アクションプラン」を策定するとともに、実施状況をフォローアップし、情報公開 https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/gijyutu/splaat000001x3oy.html#s0
東北地整	令和６年５月に整備局内に「東北インフラDX 推進室」を設置 http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00097/k00915/dxhp/dxhp.html
北陸地整	インフラＤＸ推進本部の資料や取組み状況についてホームページにて公開 https://www.hrr.mlit.go.jp/hokugi/dx/
中部地整	概ね５年間の主な取組として整理した「中部インフラＤＸ行動計画」を策定 令和６年7 月に「中部インフラＤＸ行動計画2024」を公表 https://www.cbr.mlit.go.jp/kikaku/dx/infrastructure_dx.html
近畿地整	近畿地方整備局のインフラDXの取り組みについては「近畿インフラDXアクションプログラム」としてHPにて公開 インフラDXの具体的な取り組みや進捗状況、目指す姿を示しており、毎年の公表を予定
中国地整	令和6年3月「中国地方整備局インフラDX推進計画2024」を策定 「中国地方整備局インフラDX推進計画2024」及び実施状況については、整備局ウェブサイトにて公表 https://www.cgr.mlit.go.jp/kikaku/infradx/index.html
四国地整	令和3 年8 月に「四国地方整備局インフラDX 推進本部会議」を設置し、インフラＤＸ推進の方向性やロードマップ、具体的取組みや進捗状況などについて毎年公表 https://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/infraDX/index.html
九州地整	インフラDX推進計画（九州インフラＤＸアクションプラン）等を九州地方整備局のホームページにて公開 http://www.qsr.mlit.go.jp/infradx/index.html

[出典：令和６年度　地方ブロック意見交換会資料より抜粋し整理]

5.2. BIM/CIMの利用環境の改善

5.2.1. BIM/CIMデータ連携の改善

現 状

- BIM/CIMデータがプロセス間で分断され、設計で作成したデータが工事や維持管理で活用されていない
- 建設事業全体での一貫したシステム構築が必要

要望 60 本省

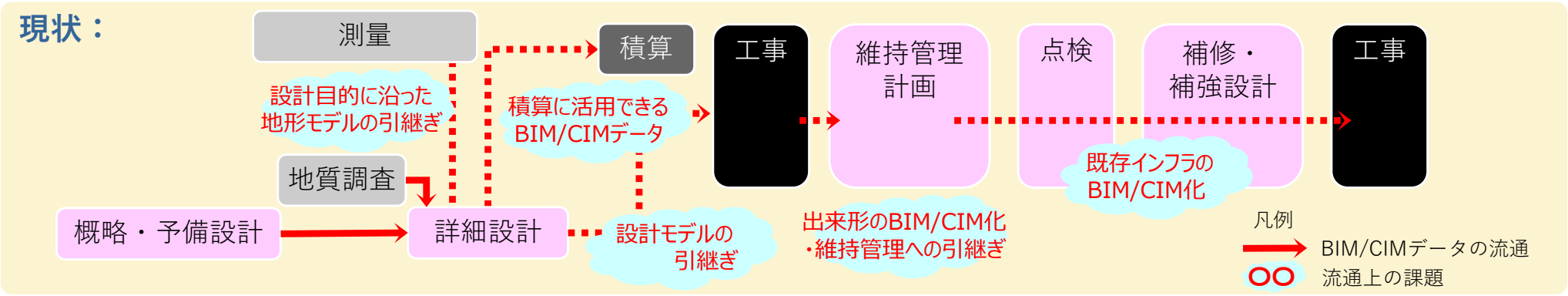
- データ連携に必要な基本事項における課題から優先的に検討を推進（**資料集P.45**）

要望 61 自治体

- 設計で作成したBIM/CIMデータの活用状況について、設計と工事の意見交換や連携の場の設置

【補足】 BIM/CIMデータの流れと課題（BIM/CIMデータがプロセス間で分断）

- ３次元ソフトで数量算出ができるが、現在2次元の図面をもとに積算される仕組みであるため、3次元ソフトで算出した数量が採用されない。例えば積算システムの変更も必要



[出典：建コン協としてのＤＸへの取り組み検討　テーマ１：受発注者協働による働き方改革に資するＤＸ推進　令和3年度 報告書]

【補足】 基本事項における主な課題と要望

基本事項における課題	要　望
BIM/CIM情報共有を図る体制整備	発注者、設計者、施工者の三者間会議など
３Dソフトの開発目標の明確化	調査・設計・積算・工事・維持管理において、データ連携が適切にできる３Ｄソフトの開発
３Dモデルの照査機能開発の要請	照査の自動化の開発促進の要請(ソフトウェアベンダーに対して)
	アノテーション機能等の強化の開発促進の要請(ソフトウェアベンダーに対して)

5.3. ＤＸ推進の費用面での環境整備

5.3.1. BIM/CIM活用の業務価格の算定方法の見直し
①「BIM/CIM標準歩掛」の設定

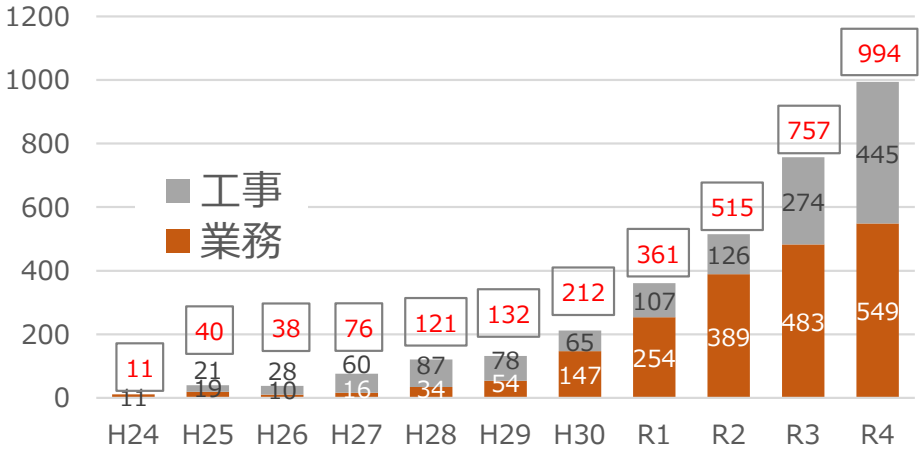
現 状

- 2023年のBIM/CIM原則化に伴い、詳細設計業務ではBIM/CIMが必須ツール
- BIM/CIM対応の見積り作成は事例も少なく、見積り作成の協議や資料作成に手間と費用を要する

提案 7 **本省**

- 「BIM/CIM標準歩掛」の段階的な設定(3ｽﾃｯﾌﾟ)

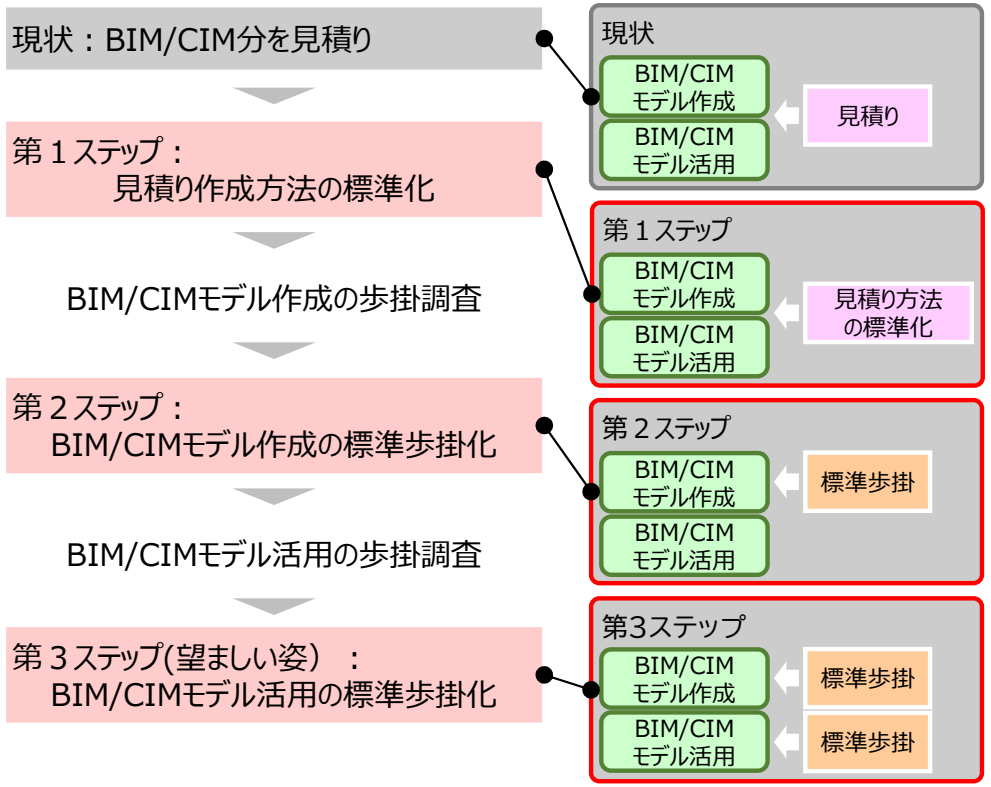
【補足】 BIM/CIM活用業務の増加



【補足】 BIM/CIM費用の課題

- ソフトの費用は会社の規模やライセンス数により変動するため定量化が難しい
- 「モデル活用」の作業量は大きく変動し、見積り以上の作業が発生するケースがある
- 事例が少なく、歩掛調査が可能な件数を確保できるか不透明
- 見積りの作成方法が統一されていないため、実態を反映した歩掛調査結果が得られない可能性がある

【補足】 BIM/CIMに関する標準歩掛の設定(3ｽﾃｯﾌﾟ)の提案



[出典：建コン協としてのDXへの取り組み検討
テーマ２：i-ConstructionおよびBIM/CIMの推進
（ライフサイクルマネジメントによる生産性向上）令和5年度 報告書]

5.3. ＤＸ推進の費用面での環境整備

5.3.1. BIM/CIM活用の業務価格の算定方法の見直し
②「BIM/CIM使用料」の適切な計上

現 状

- BIM/CIM対応のCADライセンス費用が高額であり、業務の原価を圧迫

要望 62 **本省**

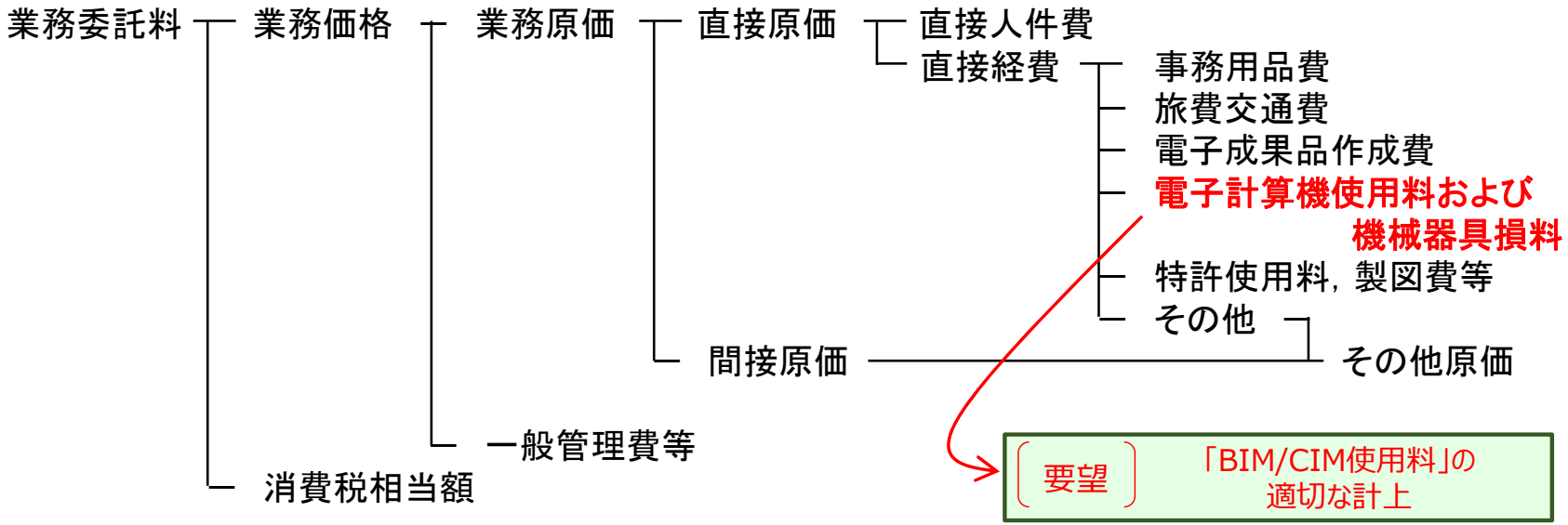
- 「BIM/CIM使用料」の適切な計上

【補足】 BIM/CIMのCADライセンス単価について

- BIM/CIMのCADライセンス単価は、２次元設計用のCADライセンス単価に対して約10倍で、業務の原価を圧迫する要因

項目	２次元設計	BIM/CIM設計
１業務当たり使用ライセンス数	2ライセンス	2ライセンス
CADライセンス単価	50,000円	500,000円
１業務当たり必要ライセンス費	100,000円	1,000,000円

【補足】 建設コンサルタント業務の業務委託料の構成とBIM/CIM使用料の新設



[出典：建コン協としてのDXへの取り組み検討　テーマ２：i-ConstructionおよびBIM/CIMの推進（ライフサイクルマネジメントによる生産性向上）令和5年度 報告書]

5.3. ＤＸ推進の費用面での環境整備

5.3.2.ＤＸ推進の環境整備のための助成金の創設

現 状

- 各企業において、ＤＸ推進に対応するための技術開発や設備投資を進めている

要望 63 本省

- 他省庁における既存の助成制度等の情報共有

要望 64 自治体

- DX推進の環境整備のための助成金の創設

【事例】 地方自治体におけるDX推進の環境整備への主な助成金制度

東北地方	岩手県「建設DX人材育成支援事業」 宮城県「地域建設産業災害対応力強化支援事業」 秋田県、福島県「３次元設計ソフトウエア等の導入補助」
関東地方	東京都「DX推進支援事業」 埼玉県「埼玉県DX推進支援ネットワーク」 横浜市「中小企業デジタル化推進支援補助金」
北陸地方	石川県「成長戦略ファンド」
近畿地方	福井県「ICT関連機器等整備コース」 滋賀県、京都府「DX推進の環境整備への補助金」
四国地方	香川県「ICT活用工事普及推進事業補助金」 高知県「中小企業等デジタル化促進事業費補助金」
九州地方	佐賀県「佐賀県建設ＤＸ加速化事業費補助」 長崎県「デジタル力向上支援事業費補助金制度」 大分県「建設産業女性活躍加速化促進事業補助金(ICT機器等導入補助）」 熊本県「くまもとDX推進コンソーシアム」 宮崎県「産業デジタル実装支援事業費補助金制度」 北九州市「DX推進補助金」

[出典：令和６年度 地方ブロック意見交換会資料より抜粋し整理]

令和7年度　地方ブロック意見交換会
建設コンサルタントの要望と提案
【資料集】

令和7年６月

一般社団法人　建設コンサルタンツ協会

確かな未来を
デザインする

目次

はじめに　魅力ある業界を目指して ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2

0.1. 「成長と分配の好循環」の実現
0.2. 成長と分配を支える事業量の拡大
0.3. 報酬制度・仕組みの整備
0.4. 技術開発の推進

1章.　担い手確保・育成のための環境整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・ P.6

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化
1.2. 人材の確保・育成
1.3. 適切な費用計上

2章.　技術力による選定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.28

2.1. プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善
2.2. 地方自治体における発注方式の改善
2.3. 地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成
2.4. 適切な設計変更
2.5. 新たな契約制度への対応

3章.　品質の確保・向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.39

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み
3.2. 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

4章.　災害対応に向けた環境改善 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.41

4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立
4.2. 地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

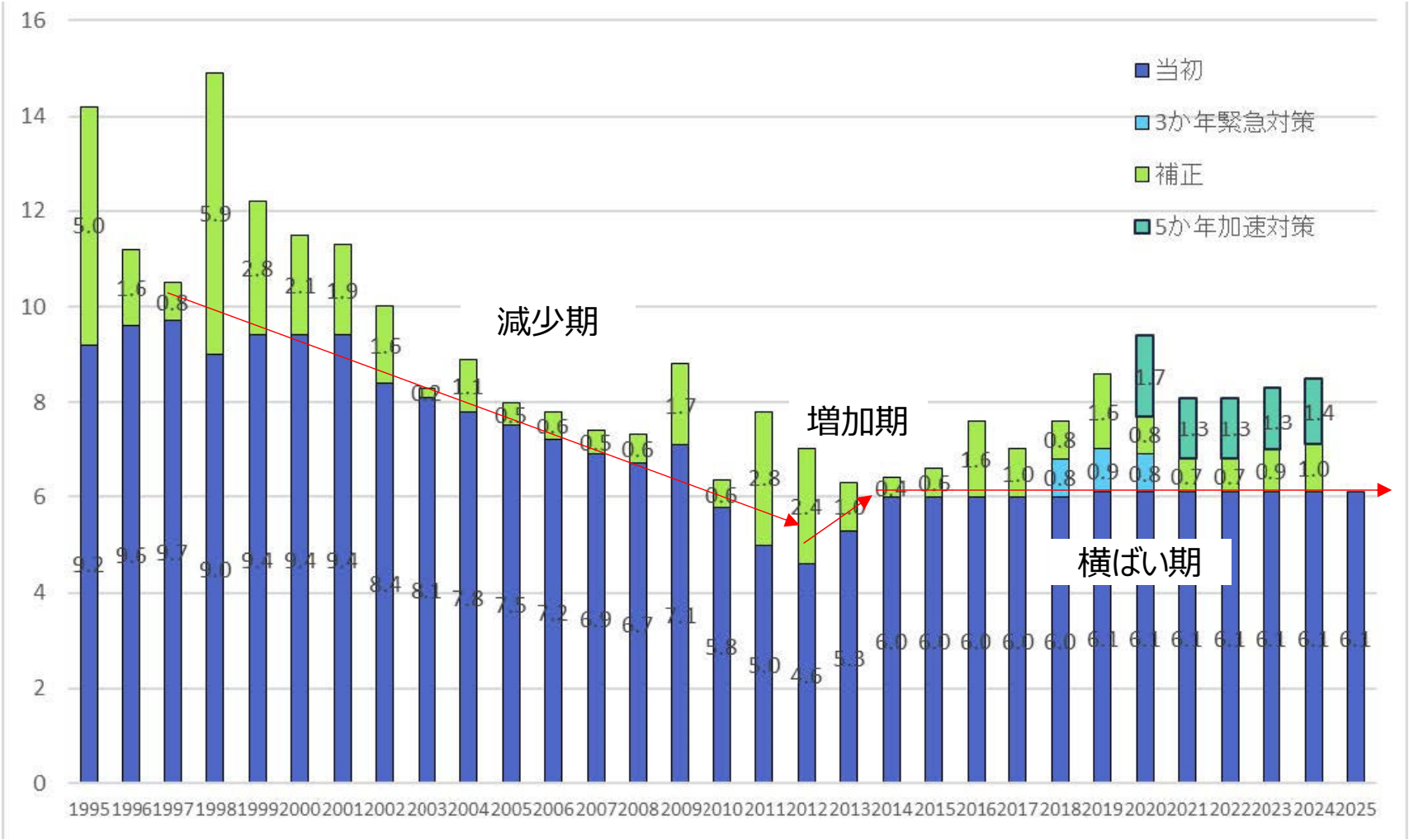
5章.　DX推進の環境整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.44

5.1. 受発注者協働による働き方改革に資するＤＸ推進：業務効率化の促進
5.2. BIM/CIMの利用環境の改善
5.3. ＤＸ推進の費用面での環境整備

0.2. 成長と分配を支える事業量の拡大

0.2.1. 公共事業投資と建設コンサルタントの経営

国の公共事業関係費の推移（1995～2025年）



[出典：国土交通省「令和7年度国土交通省予算概算要求概要」（2024年8月 国土交通省ホームページ参照）]
https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_003264.html

0.3.2.業務価格の改善
② 技術基準の改定に伴う適切な歩掛・積算体系

令和７年1月14日　事務連絡
「国の定期点検要領」に基づく点検業務の積算歩掛へ適用する要領について

事　務　連　絡
令和７年１月１４日

各地方整備局　　道 路 管 理 課 長　殿
北海道開発局　　道路維持課課長補佐　殿
沖縄総合事務局　道 路 管 理 課 長　殿

道路局　国道・技術課　　課長補佐

「国の定期点検要領」に基づく点検業務の積算歩掛へ適用する要領について

令和６年７月25日付国道国技第96号および令和６年９月30日付国道国技第109号の「国の定期点検要領についての一部改正について」（以下、「R6点検要領」という）に基づき、国管理の道路橋および道路トンネルの定期点検を実施いただいているところです。

R6点検要領に基づく道路橋および道路トンネルの点検業務を実施するための調達関係については、積算歩掛は歩掛実態調査を現在実施しているところであり、特記仕様書は関係部局で構成される検討会(運用技術ワーキンググループ)にて検討しており、それぞれ令和７年度内に通知の予定です。

したがいまして､R6点検要領に基づく各点検業務の設計積算については､当面の間、別紙のとおり運用するものとします。

本事務連絡を貴局内にて運用していただくともに、道路関係事務所へ遺漏なく周知していただくようお願いします。

なお，本運用は、R6点検要領の歩掛改定までの暫定措置であり、歩掛改定は別途通知するものとします。

【問合せ先】
道路橋に関して　酘島（37865）、森（37855）
道路トンネルに関して　児玉（37893）、森（37855）

（別紙）

- 道路橋の定期点検業務における当面の運用について

(1) 道路橋の定期点検業務に適用する積算歩掛および特記仕様書は後日に通知するものとする。
(2) 令和7年度の橋梁定期点検業務については、H31点検要領に基づく定期点検業務に使用した特記仕様書および積算歩掛を用いて手続きを進めるものとする。
(3) 歩掛改定前に完了する道路橋の定期点検業務の契約変更にあたっては、請負業者から見積もりを徴収して対応するものとする。
(4) R6点検要領による積算歩掛を通知した後に完了する道路橋の定期点検業務の契約変更は、通知した積算歩掛により行うものとする。
(5) R6点検要領による道路橋の定期点検業務の実施にあたっては、2025年1月末に発刊（予定）の「道路橋点検必携　令和6年版」（日本道路協会発行）の内容を参考に、適正な業務の執行となるように努めるものとする。
(6) (2)、(4)、(5) については、当初特記仕様書にて以下の条文により条件を明示するものとする。

記

【道路橋の定期点検業務の場合】
第○○条 当初設計の契約変更について
本業務は「橋梁定期点検要領（令和6年7月）国土交通省道路局国道・技術課」に基づき道路橋の定期点検業務を実施するものとする。
なお、本業務の当初設計は、設計業務等標準積算基準書（2024年版）における「橋梁定期点検要領（平成31年3月）国土交通省道路局国道・技術課」および「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）（平成 28 年 12 月）国土交通省道路局国道・防災課」に基づき実施する道路橋の定期点検業務として計上するものとし、「橋梁定期点検要領（令和6年7月）国土交通省道路局国道・技術課」に基づく積算歩掛が公表された場合には、調査職員と協議の上、設計変更できるものとする。

第○○条 その他
定期点検業務の実施にあたっては、以下の図書類の内容を把握し、適正な業務の執行となるように努めるものとする。
またここに記載のない図書についても適宜参考にできるが、その適用にあたっては、必要に応じて協議を行うものとする。
① 道路橋の定期点検に関する参考資料(2013 年版)橋梁損傷事例集 国土技術政策総合研究所資料
② 新技術利用のガイドライン(案) 平成 31 年 2 月 国土交通省
③ 点検支援技術性能カタログ(案) 令和 6 年 4 月 国土交通省
④ 道路橋定期点検必携 令和 6 年版 日本道路協会

［出典：令和７年1月14日　事務連絡「国の定期点検要領」に基づく点検業務の積算歩掛へ適用する要領について］

0.3.2.業務価格の改善
② 技術基準の改定に伴う適切な歩掛・積算体系

(7) なお、道路橋の診断業務は、通知する特記仕様書の内容により契約変更するものとする。
(8) 後日通知するR6点検要領に基づく特記仕様書を、設計変更における特記仕様書へ反映するものとする。

- 道路トンネルの定期点検業務における当面の運用について

(9) 道路トンネルの定期点検業務に適用する積算歩掛および特記仕様書は後日に通知するものとする。
(10) なお、道路トンネルの定期点検業務については、従来どおり、見積もり対応とする。
(11) 当初特記仕様書にて以下の条文を明示するものとする。

記

【道路トンネルの定期点検業務の場合】
第○○条 適用要領
本業務は「道路トンネル定期点検要領（令和6年9月）国土交通省道路局国道・技術課」に基づき道路トンネルの定期点検業務を実施するものとする。

第○○条 その他
定期点検業務の実施にあたっては、以下の図書類の内容を把握し、適正な業務の執行となるように努めるものとする。
またここに記載のない図書についても適宜参考にできるが、その適用にあたっては、必要に応じて協議を行うものとする。
① 新技術利用のガイドライン(案)　平成31年2月 国土交通省
② 点検支援技術性能カタログ(案)　令和6年4月 国土交通省

(12) 後日通知するR6点検要領に基づく特記仕様書を、設計変更における特記仕様書へ反映するものとする。

以　上

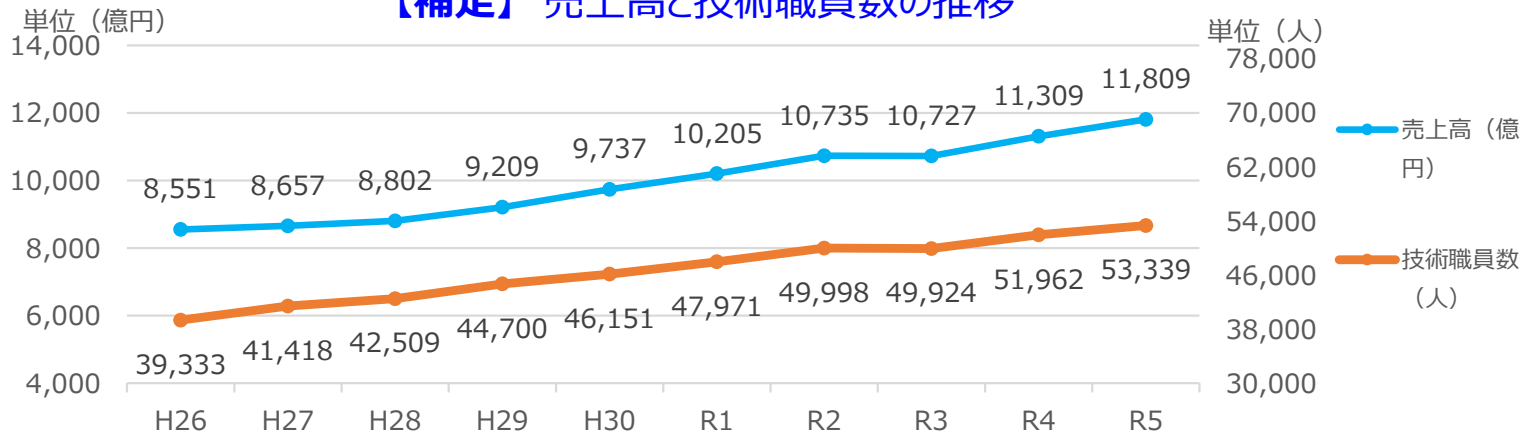
［出典：令和７年1月14日　事務連絡「国の定期点検要領」に基づく点検業務の積算歩掛へ適用する要領について］

0.3.3.一般管理費算入率の見直しと低入札調査基準価格の改善

現　状

- 頻発する災害への対応や国土強靭化に向けた業務量の増加に伴い、売上高は増加しているものの、建コン技術職員一人当たりの売上高は横ばい（平成26年度からの上昇率102%）
- 建設工事デフレーターにおける上昇率（124%）と比べ、技術職員一人当たりの売上高は改善されず経営を圧迫

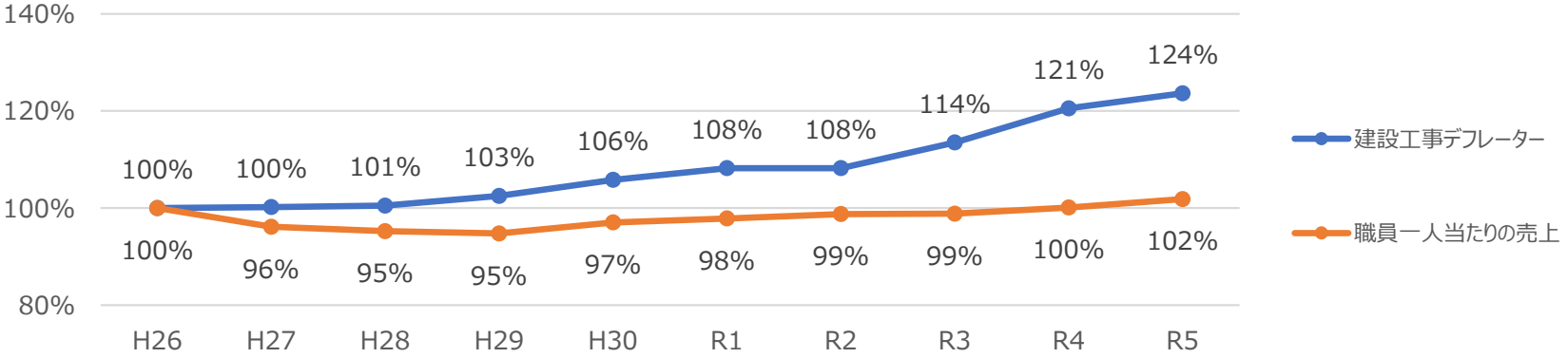
【補足】 売上高と技術職員数の推移



※売上高は建設コンサルタント登録21部門を集計、（官公庁・民間・海外を含む）、技術職員数は協会「会員名簿」より集計

［出典：国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室　「令和5年度(2023年度)建設投資見通し」(2023年8月)(国土交通省HP)］

【補足】 建設工事デフレーターと技術職員一人当たりの売上高の推移



※2014年を基準（100%）として作成　　［出典：建設工事費デフレーター（2015年度基準）(国土交通省HP)］

1.1.1.履行期限(納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
② 納期分散目標を実現するための施策の展開

業務サイクル見直しの好事例

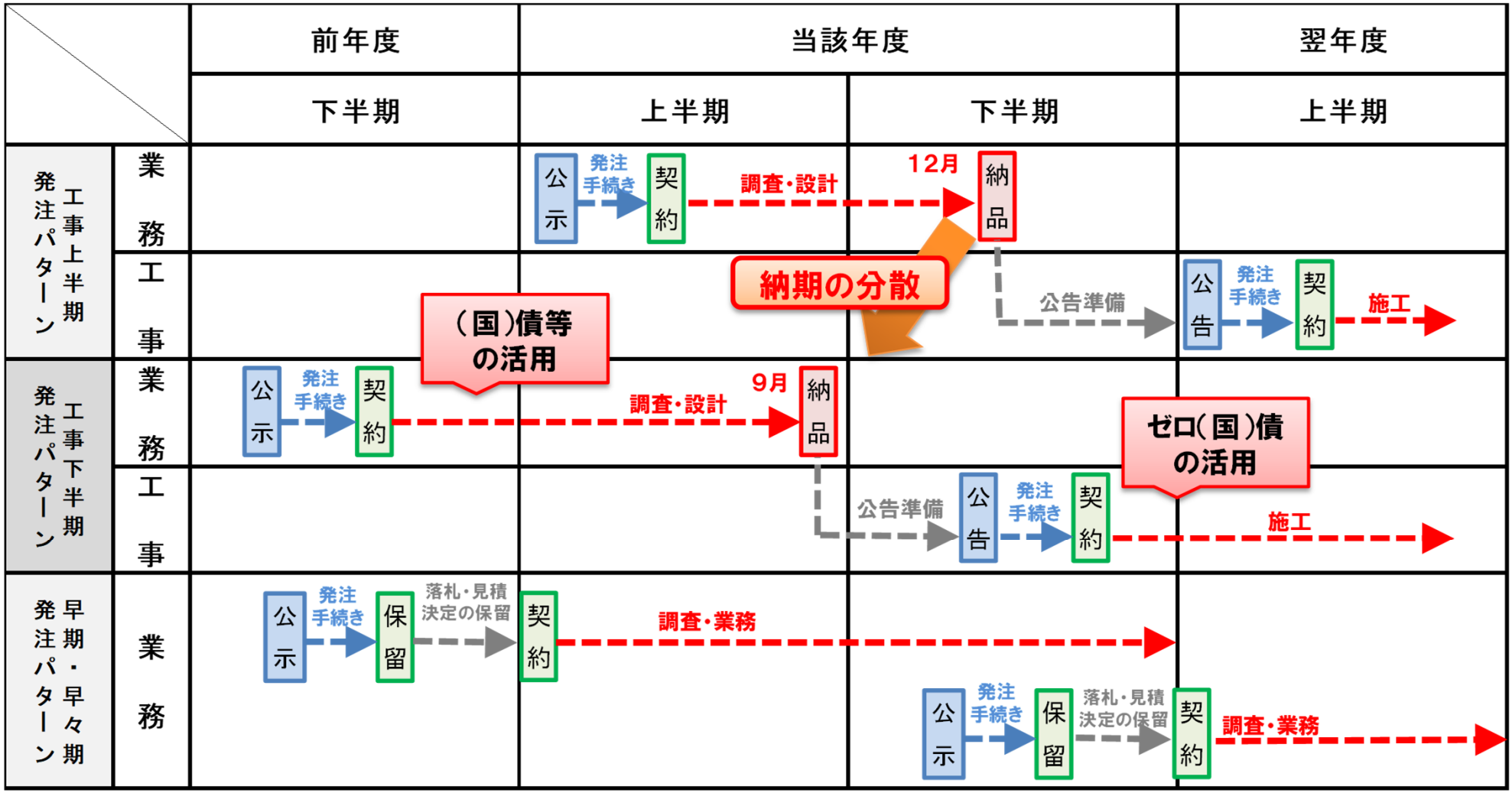
	業務サイクル見直しの好事例
東北地整	①平準化国債、機動的国債、事業加速円滑化国債を十分に活用 ②工期延期を伴う新工種等の追加増工指示は原則として別途発注 ③第３四半期以降に追加増工を必要とする場合、翌債対応又は次年度に新規発注 ④**第３四半期から第4 四半期への工期変更はできるだけ避けて繰り越し対応** ⑤第３四半期以降に発注する業務は原則として翌債承認を受けてから発注 ⑥降雪の影響を受ける現地作業を伴う業務は12月までの履行期限等
関東地整	・ 令和４年度は局・事務所**幹部意識改革**とともに第２～３四半期発注業務を中心に翌債による履行期限再検討を実施 ・ 令和6年度は『設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式等の改善』重点方針の《関東方針》を作成し**具体的な取組を明記、現在、実施上の課題・実態把握等のフォローアップを実施**
北陸地整	**・業務の平準化の五箇条を掲げ取組みへの理解を促す**とともに、下記を確認のポイントとして推進 ①適切な履行期間を確保し、出来る限り第４四半期納期としない(目標は12月末を目処) ②履行期限(納期） 延期の抑制 ③履行期限(納期） を延期する場合、できる限り早く履行期限(納期） を確定、第４四半期となる場合には「繰越しを基本」として協議
中部地整	・当初予算で発注する業務のうち、対象業務※については第４四半期を履行期限とせず、変更契約についても原則第４四半期を履行期限としない ※ 対象業務は、土木関係建設コンサルタント業務・測量業務・地質調査業務・補償関係コンサルタント業務のうち、令和５年度補正予算成立以降に契約するすべての業務
近畿地整	①平準化国債を活用し第４四半期の発注手続きおよび納品の低減 ②発注者支援業務等の複数年国債の活用や発注ロット拡大により**第４四半期の発注手続きの低減** ③令和４年度からは、発注者支援業務等以外の業務についても工期を年内に設定することを条件に早期発注を認める等
中国地整	工期延期により第３四半期までに完了することが困難となる場合の対応を具体的に例示し、令和６年度より対策強化

赤文字：令和６年度より追加された新たな取組み

[出典：令和6年度　地方ブロック意見交換会資料、令和６年４月以降に適用する業務の入札・契約手続き（中部地整）より抜粋し整理]

1.1.1.履行期限(納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
② 納期分散目標を実現するための施策の展開

業務サイクルを見直した平準化への取組み（北陸地方整備局）



出典：令和5年度　地方ブロック意見交換会（北陸地方整備局）資料

1.1.1.履行期限(納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
② 納期分散目標を実現するための施策の展開

業務サイクルを見直した平準化への取組み（中部地整）

国土交通省

履行期間の設定

- 当初予算で発注する業務のうち、対象業務については、『履行期限としてはならない期間』を設定する。（補正予算で発注する業務は、履行期限の制限は設けない。）
- 当初契約時だけでなく、変更契約についても原則、当該期間に履行期限を設けない。
- 履行期限の設定方法は以下のとおりとし、「設定不可」の期間を『履行期限としてはならない期間』として設定する。

中部地方整備局における業務の履行期間の平準化のイメージ

業務の種類	予算区分	令和６年度 1Q	2Q	3Q	4Q	令和７年度 1Q	2Q	3Q	4Q
対象業務	R5当初【繰越】	設定可	設定可	設定可	設定不可				
	R5当初【補正】	設定可	設定可	設定可	設定可				
	R6当初	設定可	設定可	設定可	設定不可	設定可	設定可	設定可	設定不可
対象外業務	R5当初【繰越】	設定可	設定可	設定可	設定可				
	R5当初【補正】	設定可	設定可	設定可	設定可				
	R6当初	設定可	設定可	設定可	設定可	設定可	設定可	設定可	設定可

履行期限設定不可期間

※対象業務は、土木関係建設コンサルタント業務・測量業務・地質調査業務・補償関係コンサルタント業務のうち、令和５年度補正予算成立以降に契約する全ての業務を対象とする。
※なお、当面は以下に該当する業務は対象外とする。
a．少額随契（予定価格 100 万円以下）　b．単価契約業務
c．発注者支援業務、公物管理補助業務、用地補償総合技術業務、地整統一業務等
d．発注者を支援するための通年業務（PPP、PM、CM業務等）

7

出典：令和６年４月以降に適用する業務の入札・契約手続き（中部地整）

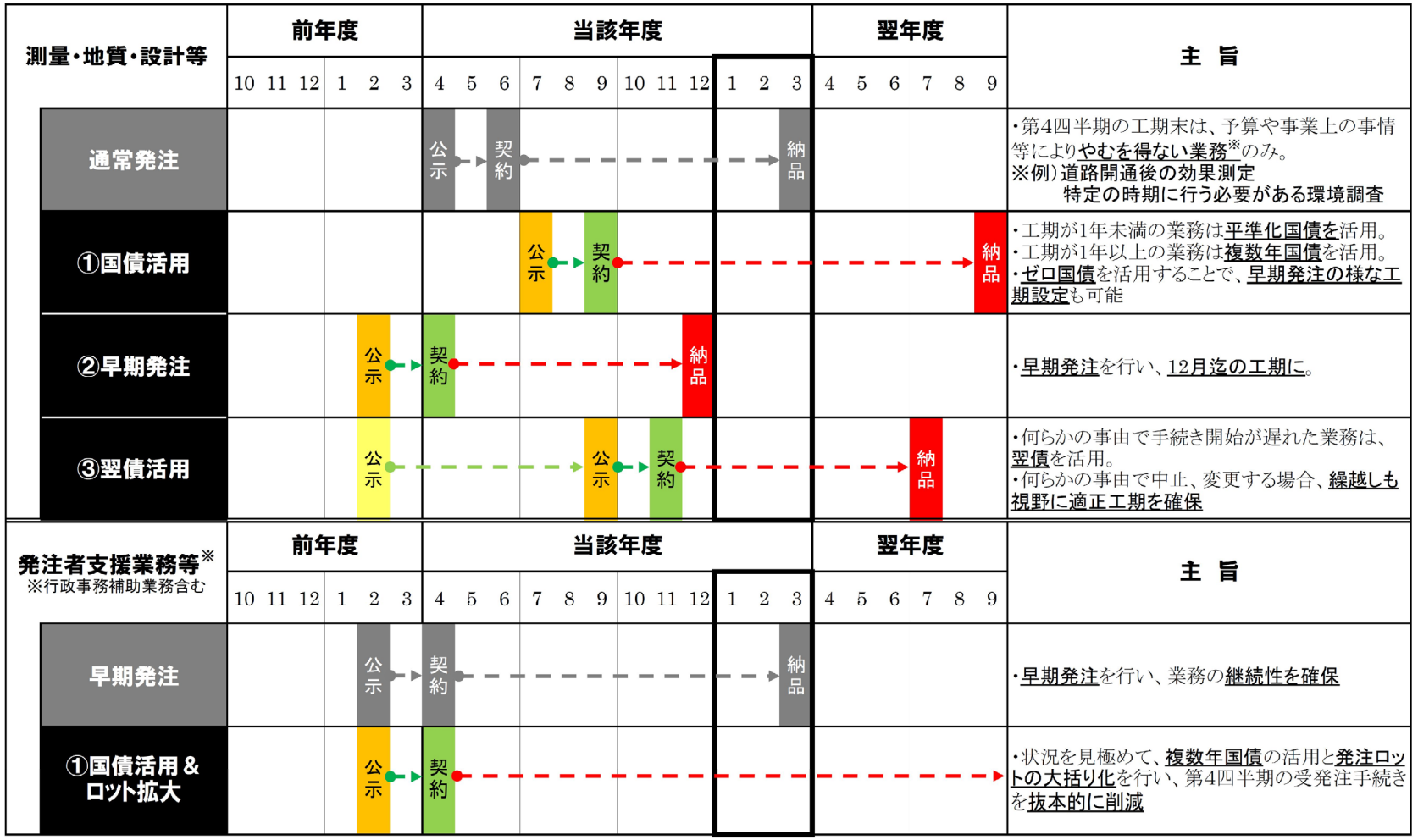
1.1.1.履行期限(納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
② 納期分散目標を実現するための施策の展開

業務サイクルを見直した平準化への取組み（近畿地方整備局）

目標達成に向けた発注の工夫例

国土交通省

業務サイクルの見直し類型

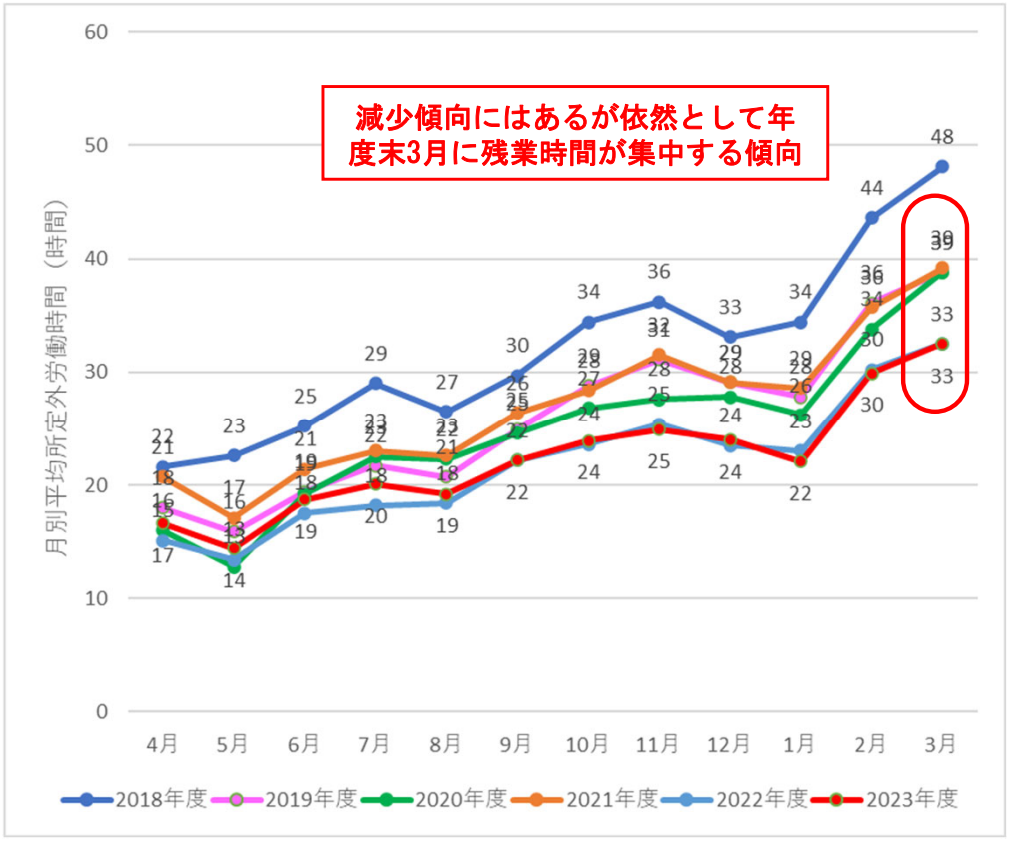


出典：令和5年度　地方ブロック意見交換会（近畿地方整備局）資料

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

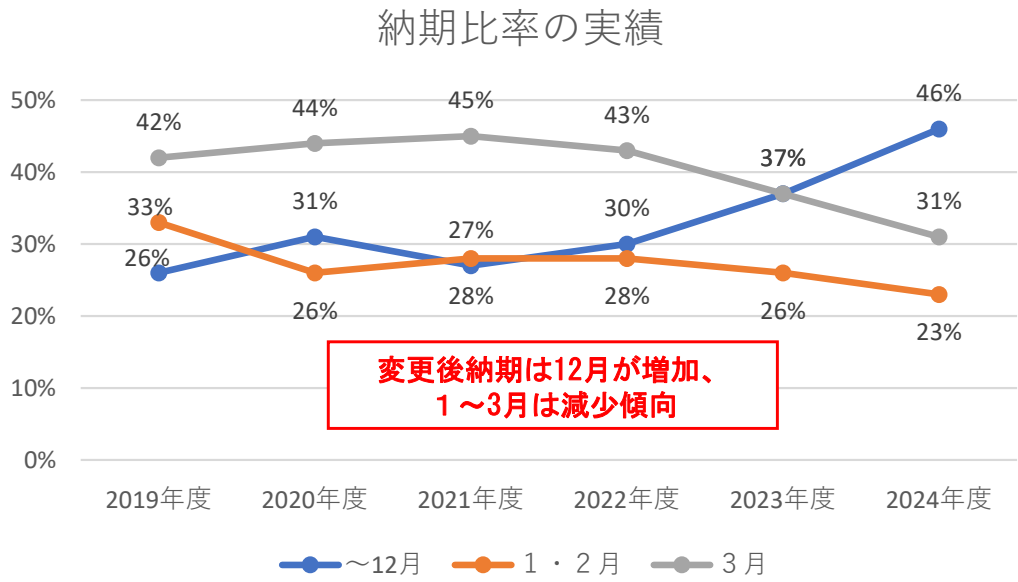
1.1.1.履行期限(納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
② 納期分散目標を実現するための施策の展開

建コン協会会員企業平均一人当たり 月別所定外労働時間の経年変化



[出典：建コン協会「所定外労働時間等に関する実態調査(令和6年度）」2025(令和7）年4月]

納期の比率の実績(変更後納期)



調査年度	～12月	1・2月	3月
2019年度	26%	33%	42%
2020年度	31%	26%	44%
2021年度	27%	28%	45%
2022年度	30%	28%	43%
2023年度	37%	26%	37%
2024年度	46%	23%	31%

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1.履行期限(納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

② 納期分散目標を実現するための施策の展開

第4四半期納期率（件数）＝ 第4四半期（1～3月）に完了する業務件数 ／ 年度の業務稼働件数

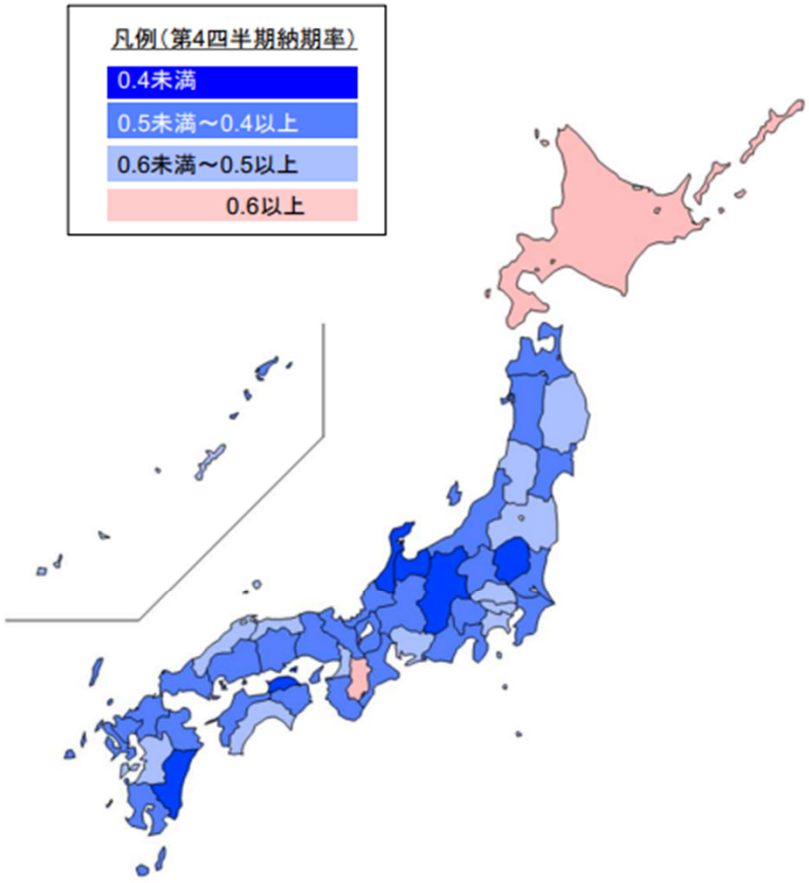
測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務（1件当たり100万円以上）および「農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）」に登録された業務

営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に登録された業務

稼働件数：当該年度に稼働（繰越、翌債等次年度にも渡る業務含）

※県域単位：各都道府県管内の都道府県・政令市発注の対象業務を足し合わせて算出

■第４四半期納期率の実績値（R5）



■実績値（R4,R5）と目標値（R6）

県域	第4四半期納期率			県域	第4四半期納期率			県域	第4四半期納期率		
	実績値（R4）	実績値（R5）	目標値（R6）		実績値（R4）	実績値（R5）	目標値（R6）		実績値（R4）	実績値（R5）	目標値（R6）
北海道	0.65	0.69	0.50	石川県	0.46	0.37	0.40	岡山県	0.45	0.48	0.40
青森県	0.53	0.46	0.50	福井県	0.45	0.41	0.46	広島県	0.43	0.48	0.40
岩手県	0.52	0.50	0.50	山梨県	0.47	0.47	0.50	山口県	0.45	0.45	0.40
宮城県	0.47	0.47	0.50	長野県	0.34	0.34	0.35	徳島県	0.45	0.41	0.40
秋田県	0.49	0.48	0.50	岐阜県	0.41	0.40	0.40	香川県	0.31	0.34	0.40
山形県	0.46	0.53	0.50	静岡県	0.46	0.42	0.40	愛媛県	0.48	0.47	0.40
福島県	0.60	0.59	0.50	愛知県	0.50	0.51	0.40	高知県	0.52	0.50	0.40
茨城県	0.48	0.46	0.40	三重県	0.39	0.40	0.40	福岡県	0.49	0.47	0.40
栃木県	0.40	0.39	0.40	滋賀県	0.45	0.46	0.46	佐賀県	0.41	0.42	0.40
群馬県	0.45	0.44	0.40	京都府	0.46	0.47	0.43	長崎県	0.49	0.44	0.40
埼玉県	0.47	0.51	0.50	大阪府	0.55	0.56	0.47	熊本県	0.54	0.52	0.40
千葉県	0.47	0.48	0.50	兵庫県	0.53	0.49	0.46	大分県	0.42	0.42	0.40
東京都	0.54	0.51	0.50	奈良県	0.63	0.60	0.46	宮崎県	0.40	0.37	0.40
神奈川県	0.59	0.54	0.50	和歌山県	0.45	0.46	0.43	鹿児島県	0.47	0.45	0.40
新潟県	0.47	0.46	0.40	鳥取県	0.42	0.50	0.40	沖縄県	0.56	0.54	0.50
富山県	0.47	0.39	0.40	島根県	0.47	0.51	0.40	全国	0.49	0.48	—

[出典：令和5年度　品質確保・働き方改革のための取組目標 ～新・全国統一指標～]

1.1.1.履行期限(納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
② 納期分散目標を実現するための施策の展開

1．業務量の平準化

検討事項①　変更納期第4四半期禁止

【3月納期の実態】
多くが変更により3月納期へ
- R3年度稼働業務：3月納期の内27%が変更により3月へ
- R4年度稼働業務：3月納期の内30%が変更により3月へ

【変更後第4四半期納期を第1四半期とした場合】
変更納期第4四半期禁止により3月と6月のふた山
- 3月納期57.3%⇒27.8%
- 6月納期2.5%⇒32.5%

R4年度稼働業務　　件,%

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R4 稼働業務	31	123	146	122	95	140	136	96	379	208	1,025	3,353	5,854
	0.5%	2.1%	2.5%	2.1%	1.6%	2.4%	2.3%	1.6%	6.5%	3.6%	17.5%	57.3%	100.0%
うち第4四半期への工期変更										94	329	1,756	2,179
										1.6%	5.6%	30.0%	

第4四半期への工期変更を禁止（第4四半期から第4四半期への変更も禁止）　　件,%

修正後 R4 稼働業務	31	123	146	122	95	140	136	96	379	208	1,025	3,353	5,854
										-94	-329	-1,756	-2,179
	89	260	1,724										2,073
	120	**383**	**1,870**	**122**	**95**	**140**	**136**	**96**	**379**	**114**	**696**	**1,597**	**5,748**
	2.1%	**6.7%**	**32.5%**	**2.1%**	**1.7%**	**2.4%**	**2.4%**	**1.7%**	**6.6%**	**2.0%**	**12.1%**	**27.8%**	**100.0%**

件,%

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R3 稼働業務	56	128	154	138	101	149	133	129	367	246	1,145	3,676	6,422
	0.9%	2.0%	2.4%	2.1%	1.6%	2.3%	2.1%	2.0%	5.7%	3.8%	17.8%	57.2%	100.0%
うち第四四半期への工期変更										89	260	1,724	2,073
										1.4%	4.0%	26.8%	



2

[出典：建コン協会業務形成実施専門委員会資料（令和5年度）]

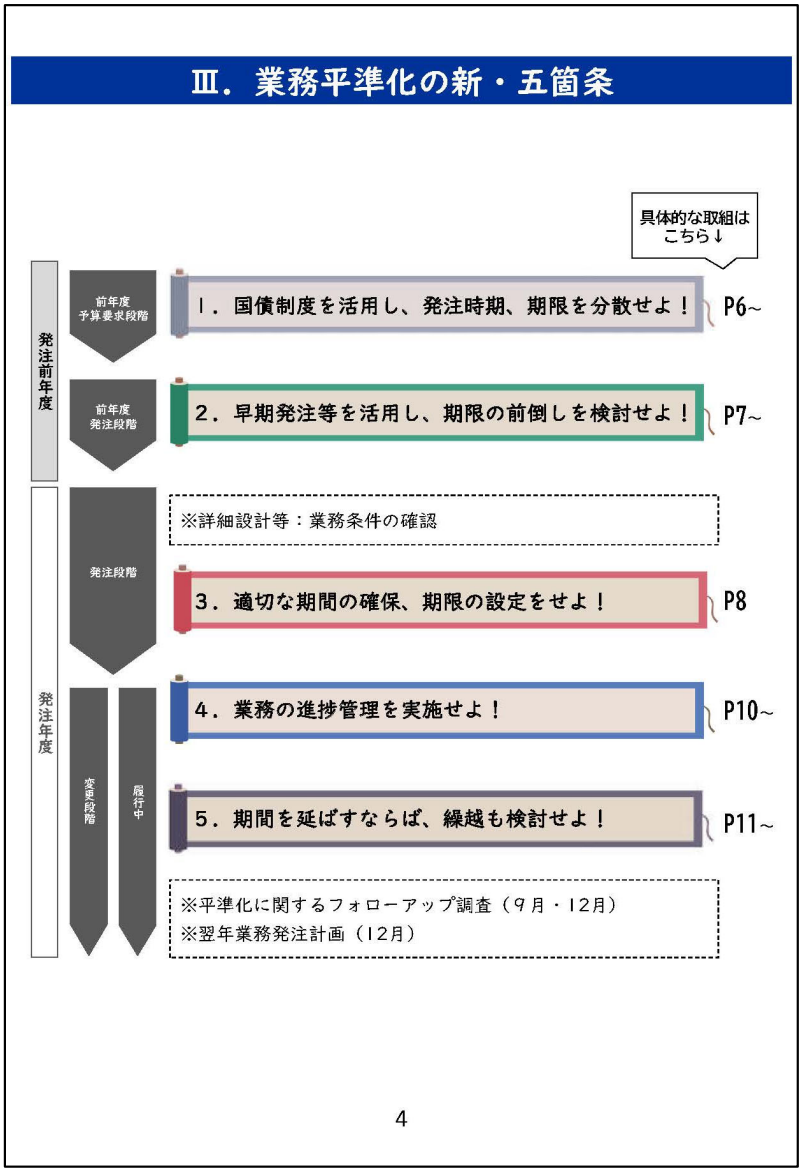
1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1.履行期限(納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

② 納期分散目標を実現するための施策の展開

業務履行の平準化ガイド（北陸地方整備局）





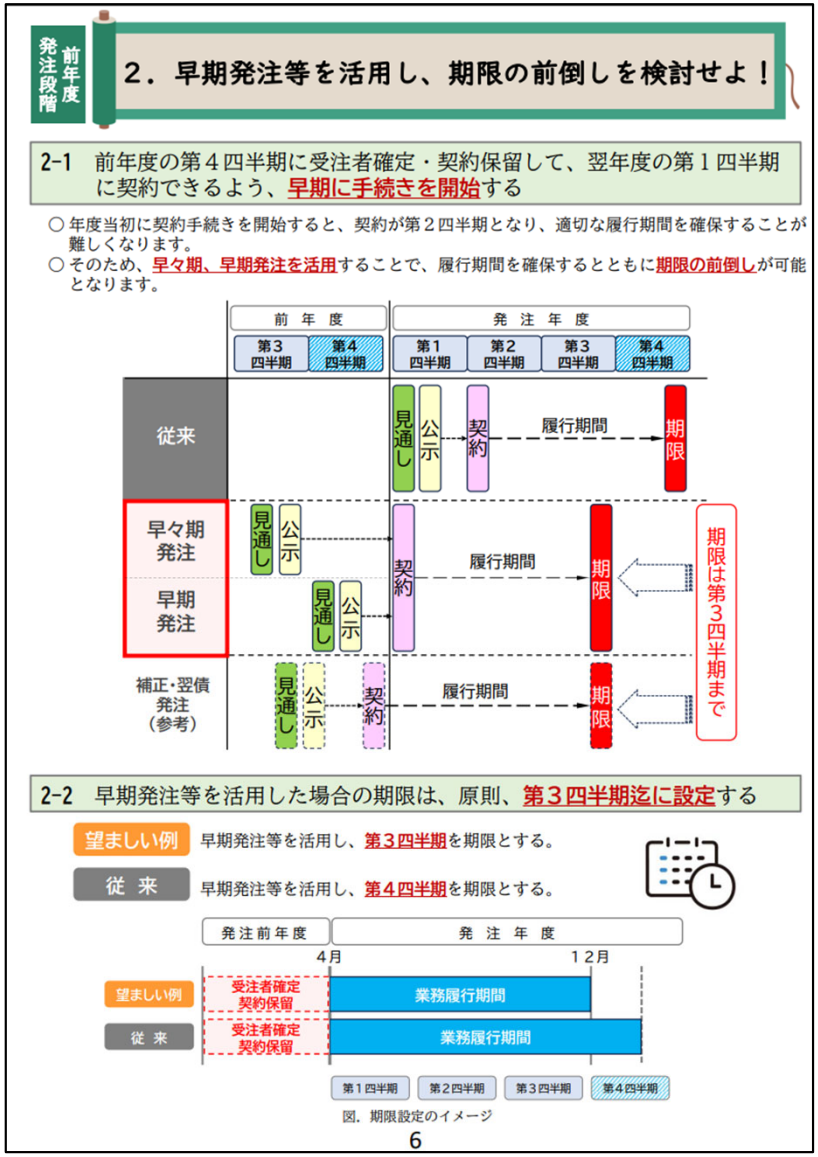
出典：業務履行の平準化ガイド ～ 業務平準化の新･五箇条 ～（令和７年２月）北陸地方整備局
https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/gokajo/heijunka_guied_R7.2.pdf

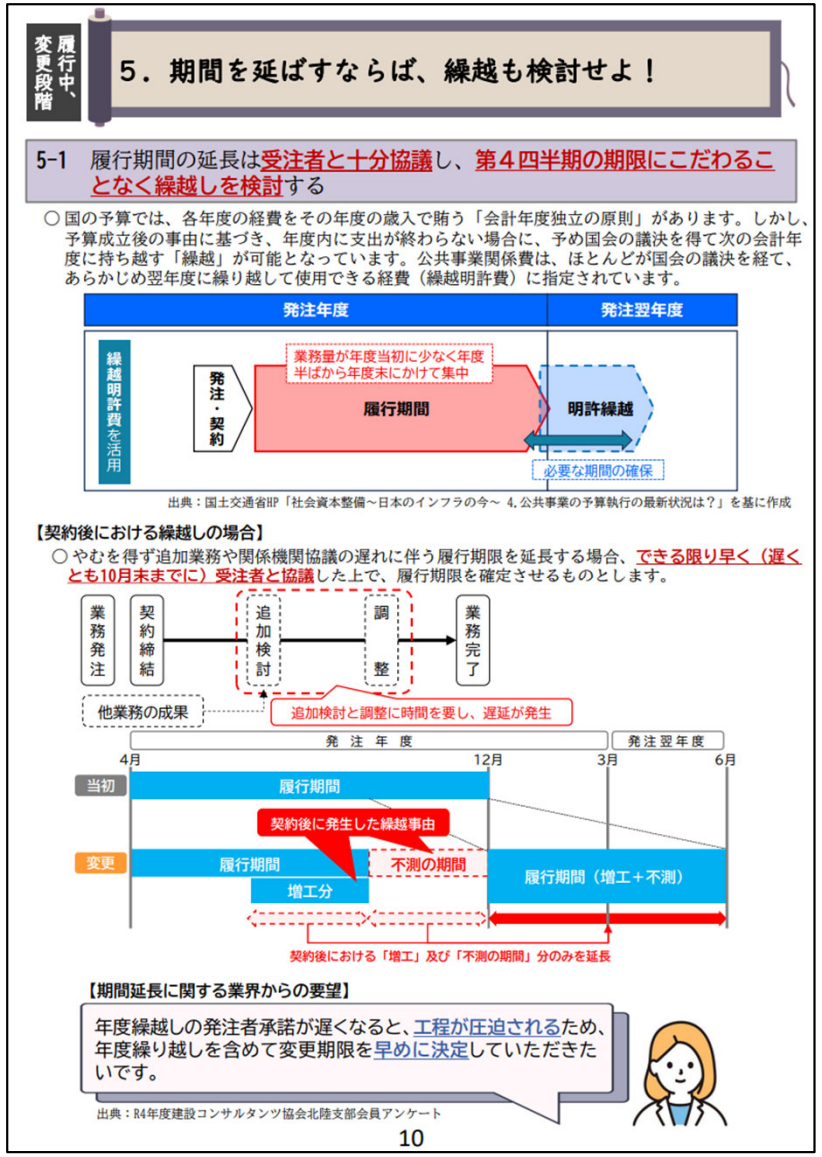
1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1.履行期限(納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

② 納期分散目標を実現するための施策の展開

業務履行の平準化ガイド（北陸地方整備局）





出典：業務履行の平準化ガイド ～ 業務平準化の新･五箇条 ～（令和７年２月）北陸地方整備局
https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/gokajo/heijunka_guied_R7.2.pdf

1.1.1.履行期限(納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
④ 業務スケジュール管理表に基づく的確な契約管理

3. 調査等業務の取組み

(1)調査等における余裕期間制度

令和6年7月以降に入札公告等を行う工事から適用

契約ごとに、全体履行期間の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を受注者が選択できる制度。
なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。



余裕期間：契約期間内であるが、実履行期間外であるため、受注者は管理技術者等の配置が不要であり、業務の着手してはならない期間。業務着手以外の業務のための準備は、受注者の裁量で行うことが可能。
60日に満たない場合は60日を基本とする。

受注者は、落札者決定から10日以内に、履行期間通知書により、業務の始期及び終期を発注者に通知しなければならない。

9

[出典：令和6年度　NEXCO東日本と建設コンサルタンツ協会との意見交換会資料]

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化
①「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化

ウィークリースタンスの好事例

	ウィークリースタンスの好事例
北海道開発局	・ウィークリースタンスや業務スケジュールの適切な管理、ワンデーレスポンスの実施などの取組みを包括した「業務成果」品質向上プロジェクトを推進 ・令和６年１月にウィークリースタンスの取り組み拡大を北海道、札幌市に通知
東北地整	・「東北地方発注者協議会」や「働き方・人づくり改革プロジェクト２０２４」において取り組んでおり、令和６年６月末時点において東北の全市町村が仕様書に明記 ・令和７年度からは、実態調査など、取組を徹底する段階へ移行
関東地整	・令和3年３月より実施要領を策定し、業務完了後に受注者よりウィークリースタンスの実施状況報告を提出する取組みを継続 ・自治体に対しては、「関東ブロック発注者協議会」において、関東ブロック独自指標として、ウィークリースタンス実施調査結果について取組の見える化を行い、指標の解説および取組状況を紹介
北陸地整	・令和3年度より、発注者が受注者に対し、月1回、業務での困りごとやウィークリースタンスの実施状況等のヒアリングを行う「マンスリー・ケア制度」を試行中
中部地整	・初回打合せで「ウィークリースタンスの取組み」を設定して議事録に記録、業務完了後に受注者が実施状況の記録を技術管理課へ提出。
近畿地整	・令和4年度より、「すべての打合わせにおけるWeb会議の活用」「技術的に高度な業務では初回打合せを含む重要な意思決定の場面には総括調査員が打ち合わせに出席」「軽易なものを除く意思決定の場面では主任調査員が方向性を示す」という取組みを新たに追加
中国地整	・令和６年度完了業務より、特記仕様書に「ウィークリースタンスの取組み」を明記し、ウィークリースタンスの実施状況を「実施報告書Webアンケート」に入力、業務終了後に技術管理課に直接送付
九州地整	・「いきいき現場づくり(ver.2.0)」にて業務スケジュール管理表活用による適正な工期の確保について具体に記載 ・地方自治体に対しては、地方公共団体等で構成される「九州ブロック発注者協議会」等の場を通じて周知

赤文字：令和６年度より追加された新たな取組み

[出典：令和6年度　地方ブロック意見交換会資料及び令和6年3月21日　記者発表資料（中国地方整備局）より抜粋し整理]

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化
①「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化

県域ごとにウィークリースタンス実施目標を設定する取組み（関東地方整備局）

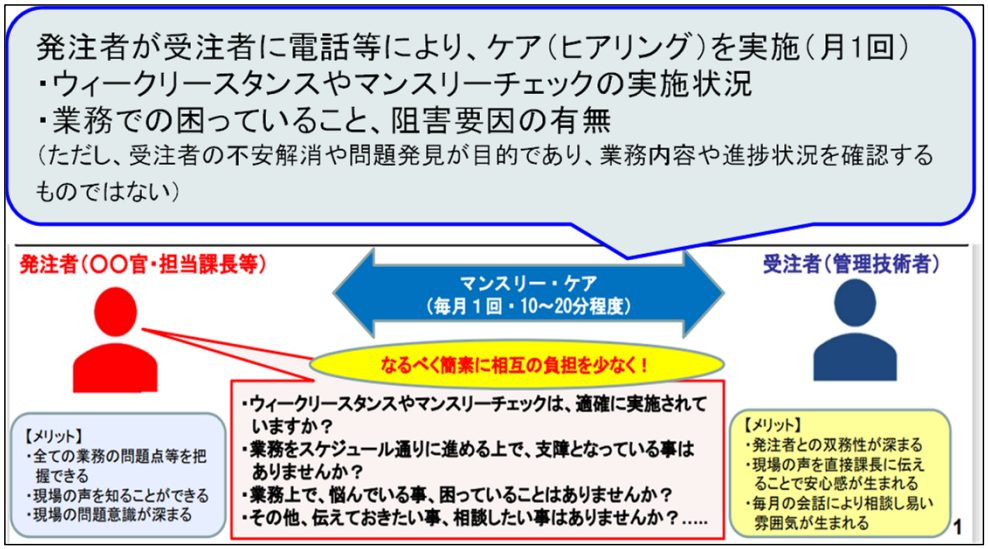
県域ごとにウィークリースタンスの実施状況をモニタリング、発注者協議会で確認

	全国統一指標				関東ブロック独自指標	
					ウィークリースタンスの実施	
					基準値(R1)	目標値(R6)
関東ブロック	0.51	0.50以下	0.75	1.00	24/56	全機関a
茨城県域	0.44	0.40	0.95	1.00	a	a
栃木県域	0.39	0.40	0.93	1.00	a	a（取組を推進する）
群馬県域	0.40	0.40	未集計	1.00	a	a（ただし災害を除く）
埼玉県域	0.51	0.50	0.98	1.00	a	a
千葉県域	0.51	0.50	0.95	1.00	a	a（受注者へ浸透を図る）
東京都域	0.59	0.50	0.00	1.00	a	a
神奈川県域	0.62	0.50	0.96	1.00	a	a
山梨県域	0.51	0.50	0.02	1.00	a	a
長野県域	0.35	現状維持	1.00	1.00	c	a

【ウィークリースタンスの実施】
a：ウィークリースタンスに関する 指針等の一　定のルールを整備し、かつ、取り組みを実施
b：ウィークリースタンスに関する 指針等の一定のルールを整備 していないが、取り組みを実施
c：実施していない

出典：令和4年度　地方ブロック意見交換会資料（関東地方整備局）

マンスリー・ケア制度（北陸地方整備局）

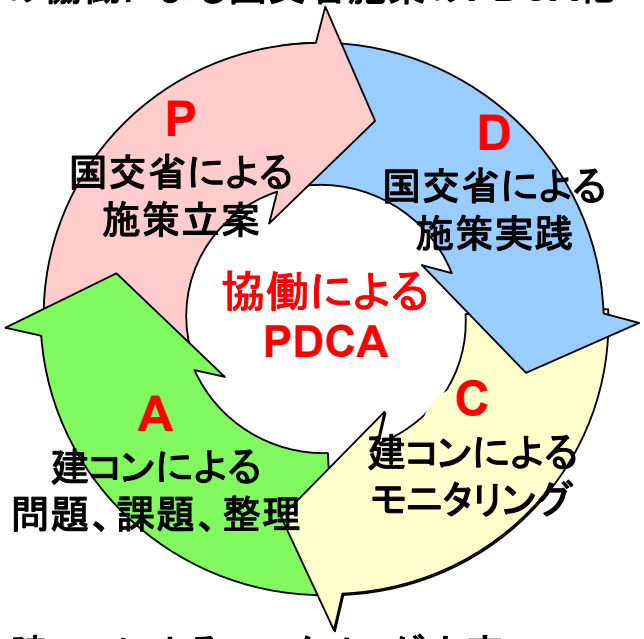


出典：令和4年度　地方ブロック意見交換会資料（北陸地方整備局）

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化
①「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化

国交省施策の浸透への取組み（いきいき現場づくり【業務版】の浸透）
（九州地方整備局）

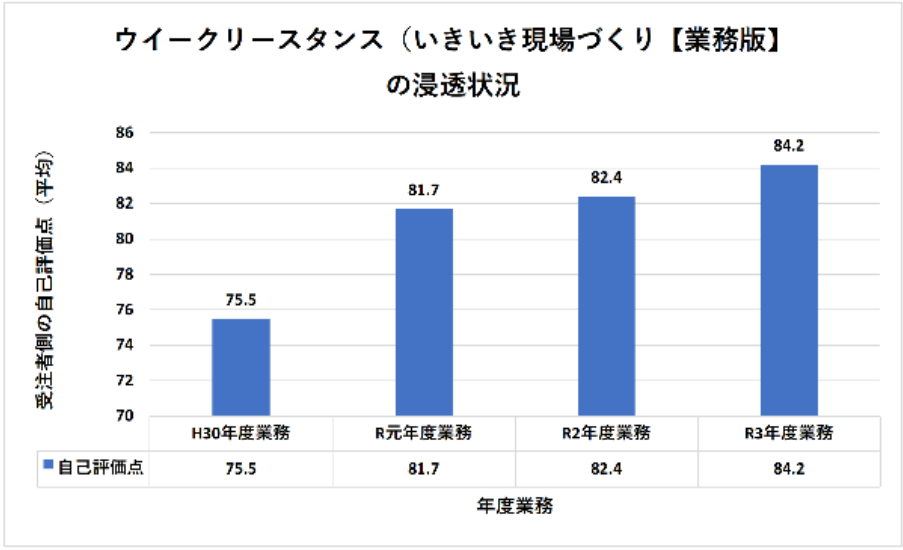
国交省九州地方整備局と建コン九州支部との協働による国交省施策のPDCA化



■建コンによるモニタリング内容
- 履行期限の平準化
- 労働環境の改善
- 担い手育成型施行業務
- プロポ・総合評価の新たな取り組み　等

■概要
国交省九州地方整備局の立案・実践する施策を建コン協会でモニタリングし、問題、課題を提起することで施策の継続的改善・浸透を協働で進めている。

■施策の効果（例）
□ウィークリースタンス（いきいき現場づくり【業務版】）が年々、浸透している。



出典：令和4年度　地方ブロック意見交換会資料（九州地方整備局）

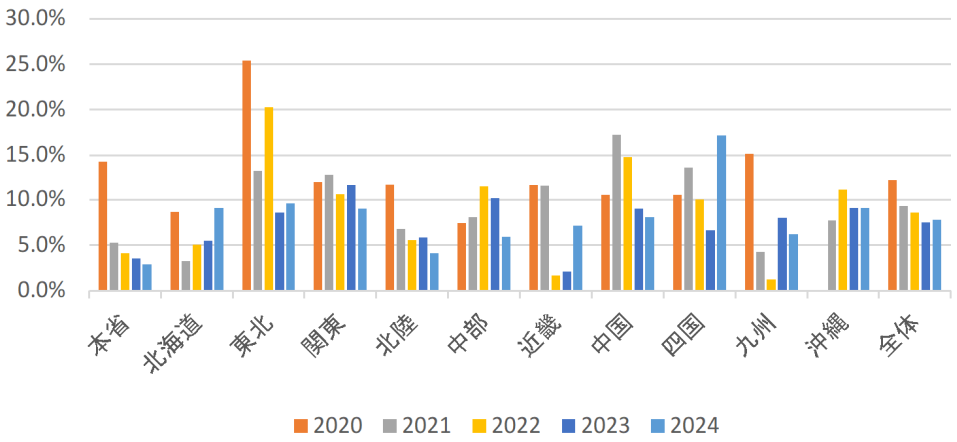
1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化
② 深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減、手戻り発生の排除(計画系業務)

計画系業務の就業環境実態のアンケート調査

●アンケート調査概要
調査方法：協会会員会社へのアンケート調査
調査対象：協会の業務システム委員会構成会社16社（782件）
調査時期：令和６年

●アンケート調査結果（抜粋）
深夜残業等の課題が発生した業務は61件、8%（前年度64件、8%）
業務分野に着目とすると道路系では327件中31件10%（同45件、14%）に、河川系では303件中20件7%（同18件、5%）に課題があった。その他の業務では152件中10件7%（同1件、1%）となった。
道路系業務での課題発生割合は前年度より減少したが河川系・その他と比較すると課題発生割合が高い。

地整ごとの課題発生率の推移（全分野）



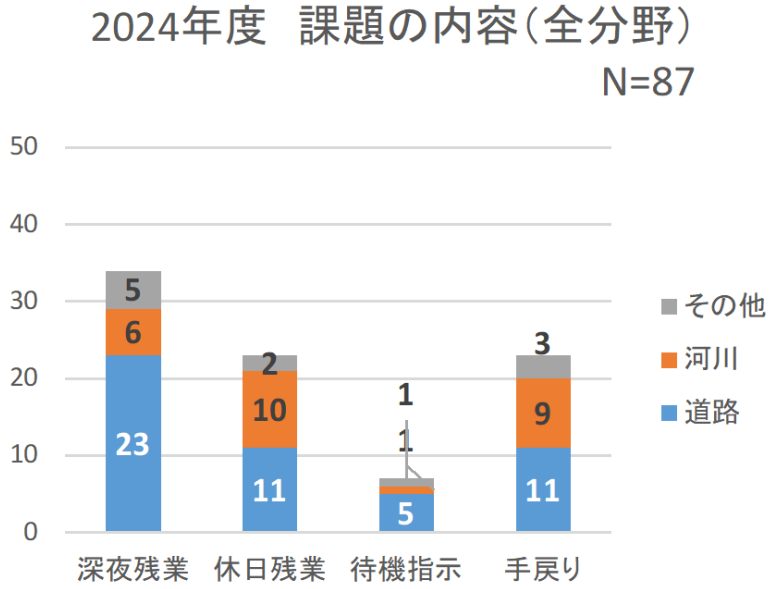
分野別課題発生業務数（2024年度業務調査）

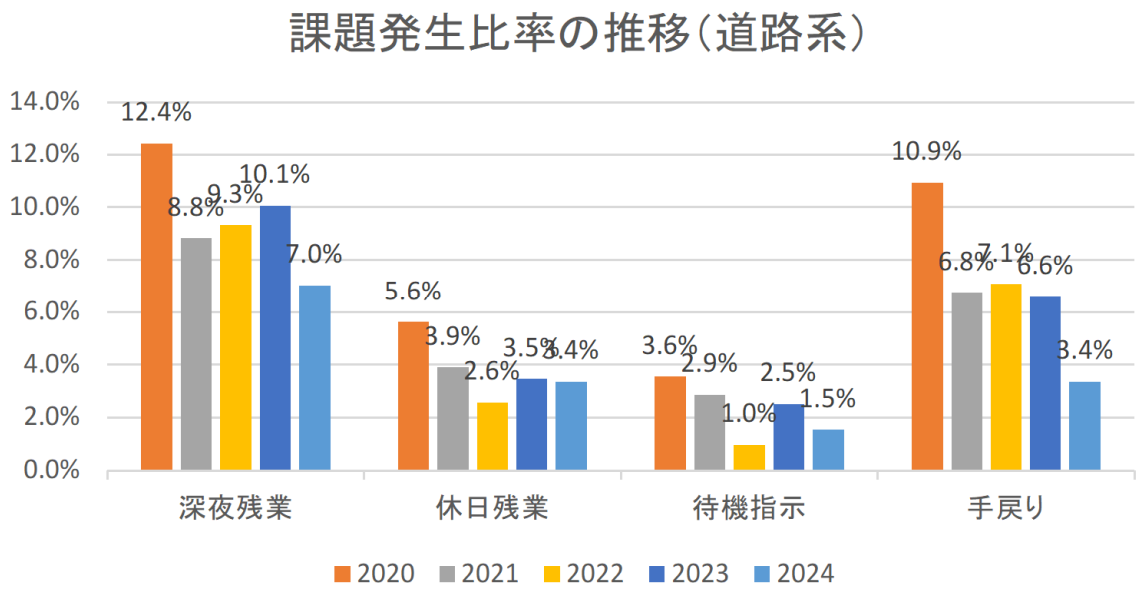
技術分野	業務件数	課題業務	分野別課題有率
道路	327（318）	31（45）	9.5%（14.2%）
河川	303（388）	20（18）	6.6%（4.6%）
その他	152（152）	10（1）	6.6%（0.7%）
合計	782（858）	61（64）	7.8%（7.5%）

［出典：建コン協会「計画系業務の就業環境実態のアンケート調査」(令和6年）］

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化
② 深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減、手戻り発生の排除(計画系業務)

計画系業務の就業環境実態のアンケート調査

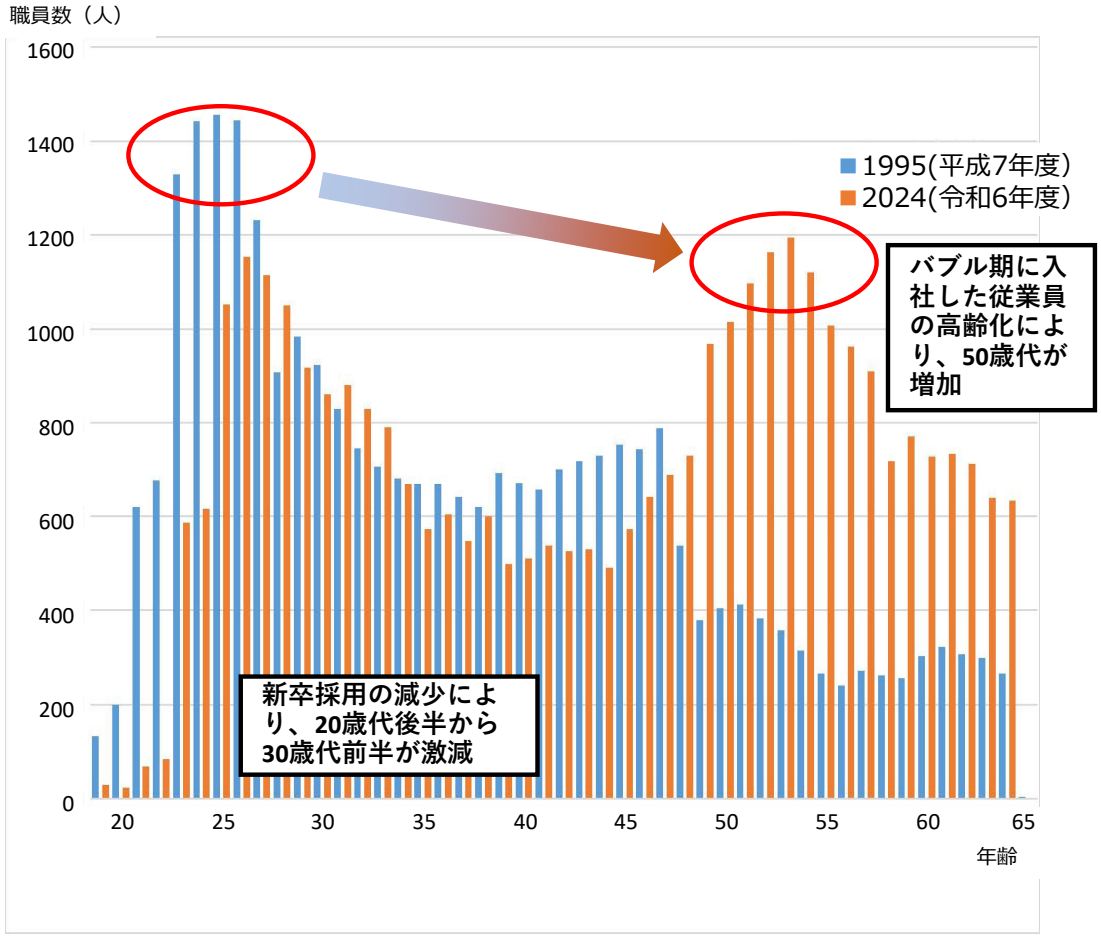




［出典：建コン協会「計画系業務の就業環境実態のアンケート調査」(令和6年）］

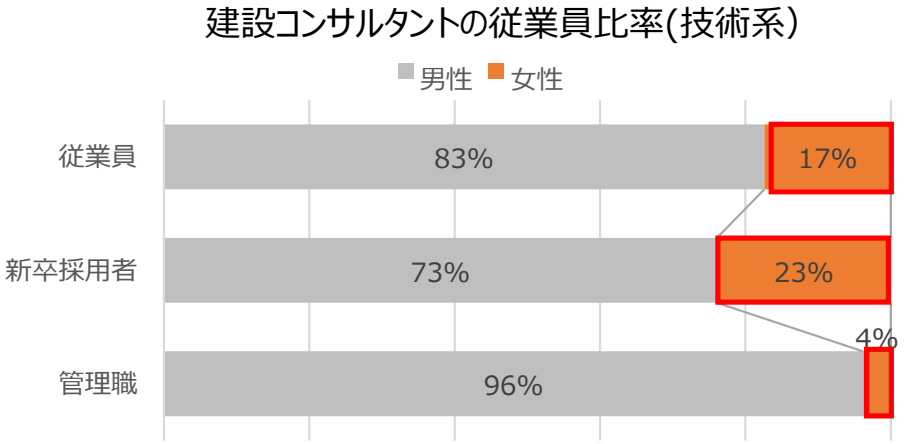
1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成
① 契約・評価制度の改善の継続

建設コンサルタント従業員の年齢構成（1995年と2024年の対比）

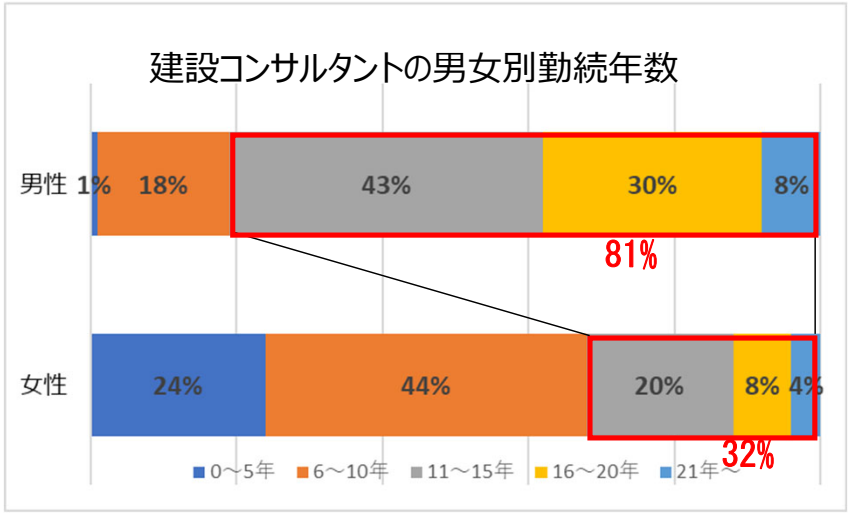


出典：建設コンサルタンツ企業年金基金「建設コンサルタンツ企業年金資料」(2025年3月)

建設コンサルタントにおける女性登用の状況



出典：建設コン協会「建設コンサルタント人材の実態調査」(2024年7月)



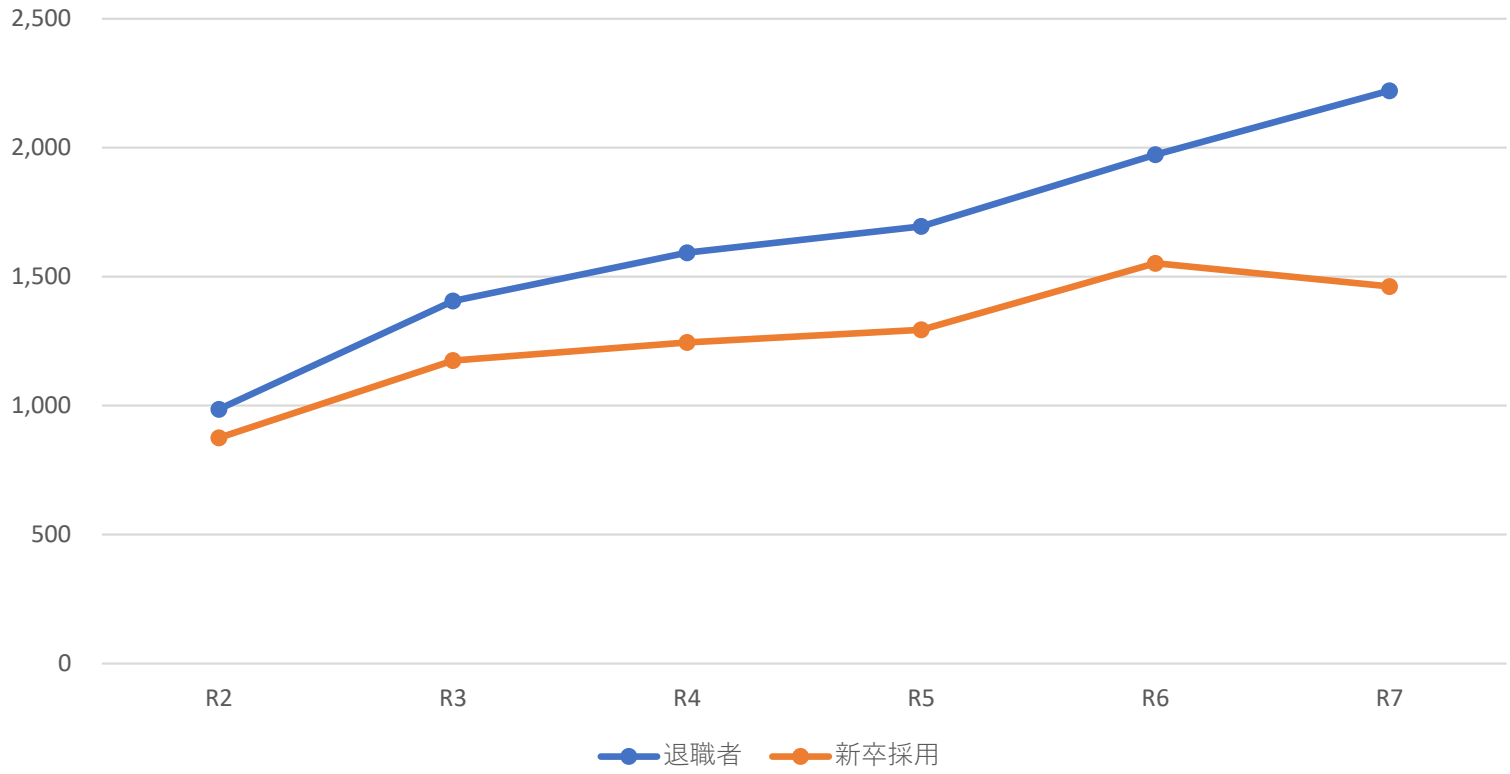
［出典：建コン協会「担い手確保等に関する実態調査」(2025年4月）］

1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成

① 契約・評価制度の改善の継続

社員の退職者数は増加傾向にある。また、退職者数が新卒採用数を上回っている状況であり、退職者数を中途採用で補完している傾向はここ数年変わらない。

新卒採用数と退職者数（定年退職を除く）の経年推移



出典：建設コン協会「建設コンサルタント人材の実態調査」(2024年7月)

1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成

① 契約・評価制度の改善の継続

（２）若手技術者や女性技術者などの登用を促す方式

豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者が実績を積む機会が得られにくい場合、将来的な業務成果の品質の低下、担い手の中長期的な育成・確保に支障が生じる懸念がある。

豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者などの登用を促す方式として、以下のような対応例が考えられる。

- 若手技術者や女性技術者などの登用を考慮して業務実績の要件を緩和した競争参加資格の設定
- 他の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価項目として設定
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の取得企業や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく計画を策定した中小企業）を評価項目として設定

[出典：発注関係事務の運用に関する指針（令和７年２月改正）]

1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成

① 契約・評価制度の改善の継続

契約・評価制度の好事例　●：若手　●：女性　●：シニア　●：育休

	契約・評価制度の好事例
北海道開発局	実績の評価ウェイトを減らし技術者の経験値による得点差を緩和する「緩和型」を実施(平成26年度～)● 予定管理技術者の参加要件として、年齢制限型や管理技術者の経験がない技術者に制限する方式を試行(平成30年度～)● 配置予定技術者に若手(45歳以下）技術者を配置する場合にベテラン補助技術者の実績を評価する試行(令和5年度～)●
東北地整	成績・表彰を年齢に置き換えて評価する「若手技術者評価型業務」を試行(平成28年度～)● 若手技術者配置促進方式に加え女性技術者の配置を促進する方式を新たに併用し、加点評価を実施(平成30年度～)●● 若手・女性を配置した場合の加点割合や対象業務価格の引き上げ●●
関東地整	若手技術者(40歳以下）を管理技術者として配置する場合の加点評価を継続、令和5年8月より加点割合を増加● 出産や育児等による休業期間を遡って評価対象期間とする試行を継続● 照査技術者の配置要件の見直しの試行を継続●
北陸地整	業務を実施する技術者の多様性(女性技術者、若手技術者、年齢差）を評価するダイバーシティー推進型業務を試行(平成29年度～)●●● 「自主的照査併用型総合評価落札方式」については令和６年度より試行制度を一部見直し、若手技術者の育成支援に加え、建設シニア等を活用し技術伝承を促すことを目的として試行を継続●●
中部地整	総合評価方式（簡易型）において若手技術者の配置を評価する項目を追加（令和5年12月～）●
中国地整	40歳以下の若手技術者を配置する場合に加点評価を実施(令和5年度～、令和６年度は対象を総合評価落札方式に限定し試行）● 厚生労働省の認定制度「くるみん」「えるぼし」の認定企業に入札参加時の加点評価を実施● シニア技術者に配慮し、照査技術者の実績評価では照査技術者として従事した実績も評価する取組みを実施●
四国地整	WLB等推進企業を評価する試行（令和６年度～）●● シニア技術者に配慮し、照査技術者の実績評価では照査技術者として従事した実績も評価する取組みを実施● 業務実績等の評価期間内に出産・育児による休業期間がある場合は、その期間を評価対象期間に加算する取組みを実施●
九州地整	管理技術者として若手技術者(45歳未満）若しくは女性技術者を配置し、管理補助技術者を配置する担い手育成型を試行、若手若しくは女性は資格と実績有無のみを評価、管理補助技術者の資格、実績等を点数評価●● シニア技術者に配慮し、照査技術者の実績評価では照査技術者として従事した実績も評価する取組みを実施● 平成29 年度より業務実績等の評価期間内に出産・育児等の休業期間がある場合は、評価対象期間に追加する取組みを実施●

※中国地整は令和７年度より、厚生労働省の認定制度「ユースエール」も加点対象

赤文字：令和６年度より追加された新たな取組み

[出典：令和6年度　地方ブロック意見交換会資料、令和６年４月以降に適用する業務の入札・契約手続き（中部地整）及び
令和６年度総合評価落札方式等実施方針（四国地整）、令和6年度入札・契約方針（業務）について（中国地整）より抜粋し整理]

1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成

② 表彰制度の改善の継続

若手技術者表彰制度例（北陸地方整備局）

若手技術者の育成（若手技術者表彰）

平成27年度～

【目的】
建設業の担い手の確保・育成のため、表彰により、若手技術者のモチベーションアップを期待するとともに、表彰を通じて、技術者の技術力の向上をサポートするため、北陸地方整備局所管の工事施工において、秀でた若手技術者を表彰しています。

【表彰者】
令和4年度は令和3年度に完成した工事の現場代理人、監理(主任)技術者から35歳以下の6名、業務関係の管理(主任)技術者等で40才以下の2名を選定。
令和4年11月18日に表彰式典を開催しました。





参考：工事関係の6名の年齢21～34歳、平均27.3歳
業務関係の2名は36、39歳

○ 北陸・若手技術者賞の受賞は、1技術者、1回限り（また、過去も含め、優良工事（業務）技術者表彰を受賞されている方は対象外）
○ 選定は、工事関係（現場代理人、監理（主任）技術者）10名程度、業務関係（管理（主任）技術者、主任担当者）5名程度を目安に、年齢、成績等を総合的に考慮して決定

76

出典：令和5年度 地方ブロック意見交換会資料（北陸地方整備局）

1.3.1.積算価格と実勢価格との乖離の是正

保全事業全体における課題

1　入札・契約制度の課題

① 点検・診断における積算価格と実勢価格の乖離
- 点検・診断時のコストは、現地条件等により、定期点検作業や関係機関等の協議、ならびに交通規制等の安全費や機械損料で大きく変動する。これらの仕様や積算条件が不明確なため、積算価格と実態価格に乖離が生じる場合が多い。
- 橋梁点検要領が改定となり作業量が増加したが、設計歩掛は変更となっていない。

② 補修・補強設計の設計与条件の明確化
- 設計条件（既存資料の有無、点検や診断結果の整備状況などの明示条件）が不明確なため、業務実態と予定価格（設定歩掛）の整合がとれていない。
- また、数量の一式計上による発注もみられ、数量単位での積算ができていない場合がある。

③ 補修・補強設計業務の適切な選定方式
- 補修・補強設計業務は総合評価落札方式で発注される場合が多く、高度な技術（診断、設計、施工方法、大規模修繕等）が要求される施設において適切な選定方式となっていない場合がある。

課題への対策（1/2）

1.プロセス・役割分担の検証・整理・取組みの推進

① 補修設計の設計条件の確認および設計条件の確実な伝達による施工手戻りの削減
- 設計条件・設計思想の施工時への確実な伝達方式の制度化に向け、「条件確認シート（案）」の運用
  例）設計時の設計条件の確認
  ⇒設定されていた設計条件を明確にし、変更される場合は修正設計（契約変更）を実施
  施工時の設計条件の確認
  ⇒設計条件を、施工者が現場確認し対応を実施
  工事開始時から必要協議、条件未確定への早期対応が可能

② 補修設計の技術的課題（足場設置による調査、施工時修正設計の円滑な実施）に対応した入札契約制度の活用
- 修繕事業の効率的な事業推進に向け（補修設計及び施工時の足場設置への合理的対応、施工時に生じる修正設計の円滑な実施）、補修設計～修繕工事の相互連携を図った入札契約制度（例：設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）、設計の受注者が工事段階で関与する方式）を活用する。

1.3.1.積算価格と実勢価格との乖離の是正

課題への対策（2/2）

2. 基準・要領の整備（技術基準・要領）

① 補修設計に適用する基準の整備
- 補修工事の品質確保・向上、エラーの減少を目的とした補修設計の技術基準・要領、照査要領の整備

② ICT等新技術の活用を促進させる基準・要領等の促進
- 地方自治体が抱える数多くの社会インフラの点検・診断を効率的、経済的に進めるためには、ICT等新技術の活用が必要であり、そのための制度設計や基準・要領、事例集等の作成を進める。

3. 入札・契約制度の検討

① 点検・診断における実勢価格に応じた積算価格の設定

② 補修・補強設計における条件明示（受発注者による「点検調査・補修設計に関する条件確認シート」の活用）と見積りによる適切な積算価格の設定、条件変更時の条件確認シート活用による適切な設計変更
- 点検・診断、補修・補強設計の条件の明確化及び条件変更における設計変更の適正化に向け、受発注者による「点検調査・補修設計に関する条件確認シート」の整備ならびに活用

③ 高度技術が必要となる修繕設計（補修・補強設計）業務におけるプロポーザル方式の採用
- 高度な技術レベルが求められる大型・特殊構造等の補修・補強設計に対するプロポーザル方式の採用

※ プロポーザルが相応しい業務：変状原因の推定、耐震補強、高度な解析（FEM解析）、歴史的施設の補修・補強、制約条件が厳しいなかでの施工方法検討等

4. 技術と人（資格等）に関する検討・確立

① 官民連携による講習会の継続（メンテナンス講習会等）

② 点検・診断等に関わる登録技術者（RCCM等）の活用

③ 道路橋メンテナンス技術講習の継続と当講習達成度試験合格者の活用促進

④ 道路メンテナンス事業補助の活用促進

以上の対策について、受発注者協働で検討し、講じていただくことを要望する。

2.1.1.業務の内容に応じた適切な発注方式の選定
② 斜め象限図の適切な運用

斜め象限図を補完するチェックリスト等の活用ツールの充足（1/2）

斜め象限図の適切な運用を目的とした補足資料として、プロポーザルとすべき業務選定チェックリスト（案）を作成した。現在、国交省にて「総合評価ガイドラインの改訂」作業中であり、下記の内容も含めて引き続き協議していく。

契約金額や関連する技術分野数のみで閾値を決めるのは難しく、技術的難易度とは直接関連しない。また、個別技術分野のチェックリストでチェックされることから、共通編のチェックリストは不要とした。

業務選定チェックリスト（都市事業分野）

番号	チェック項目	チェック
1	マスタープランや基本計画等の法定計画を作成する業務	□
2	まちづくり等に関する総合的な計画を策定する業務	□
3	まちづくりや土地利用に関する指針やガイドラインを策定する業務	□
4	市街地整備に関わる大規模な都市施設の設計業務	□
5	社会実験を企画運営する業務	□
6	高度な予測やモニタリング調査等を含む環境アセスメント業務	□
7	学識経験者や各種団体による委員会等を開催する業務	□

業務選定チェックリスト（河川分野）

番号	チェック項目	チェック
1	河川整備計画の策定または、策定済みの河川整備計画に基づく調査・設計か	□
2	河川砂防技術基準の「標準」以外の手法【「推奨」「例示」】による検討が必要か	□
3	対象河川延長、流域面積が基準値以上か（基準値は別途指定）	□
4	構造物の規模が基準値以上か（基準値は別途指定）	□
5	特殊構造物の設計か（樋門・樋管・排水機場以外）	□

2.1.1.業務の内容に応じた適切な発注方式の選定
② 斜め象限図の適切な運用

斜め象限図を補完するチェックリスト等の活用ツールの充足（2/2）

業務選定チェックリスト（道路分野）

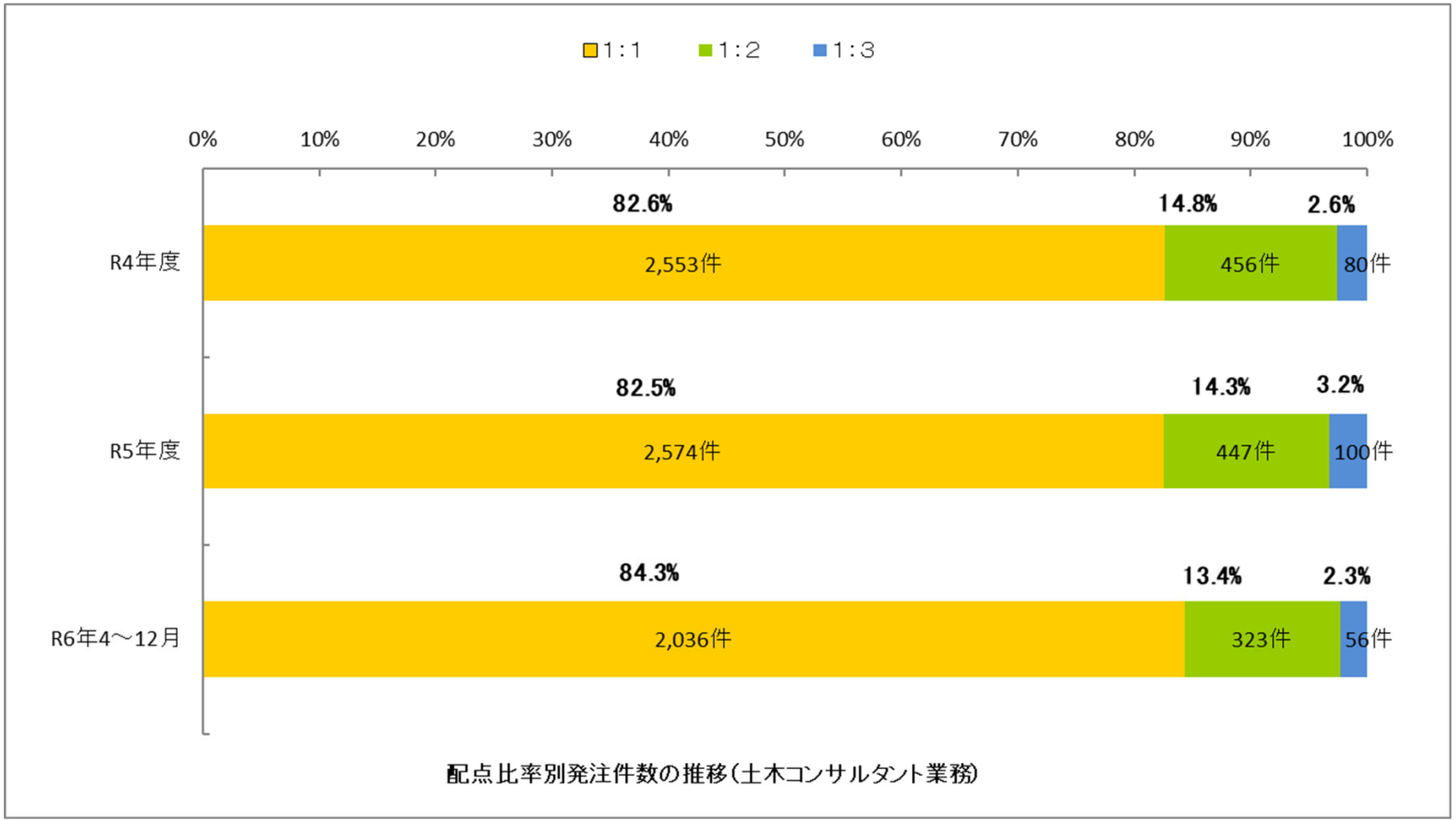
番号	チェック項目	チェック
1	道路事業の方向性を検討する計画・設計	□
2	事業を円滑に推進するために必要な検討（環境影響、関係者合意形成等）を含む計画・設計	□
3	道路の計画ルートを検討する設計	□
4	道路の基本構造を決定する設計	□
5	施工条件の制約が厳しい(用地、供用路線の規制等) 構造物設計	□
6	複雑な交通運用や制約条件の厳しい道路構造となるＩＣやＪＣＴ設計、または修正設計	□
7	利用者や周辺地域の安全性を判断する検討	□
8	シミュレーションを用いて効果（影響）を検証する必要がある	□

業務選定チェックリスト（橋梁分野）

番号	チェック項目	チェック
1	既設橋梁の拡幅設計、架け替え設計、改築設計か	□
2	交差条件が厳しい（鉄道、交通量の多い道路、河川・港湾・池・湖、等が交差する）橋梁設計、耐震補強設計、橋梁補修設計か	□
3	関連する関係機関が多い（３機関以上）橋梁設計、耐震補強設計、橋梁補修設計か	□
4	地形・地質条件が厳しい（谷地形や急峻な斜面、軟弱地盤上等）橋梁設計、耐震補強設計、橋梁補修設計か	□
5	施工条件が厳しい(既設道路を活かしての施工等) 橋梁設計、耐震補強設計、橋梁補修設計か	□
6	特殊構造形式（①上部工形式　トラス橋、アーチ橋、斜張橋、吊り橋、ラーメン橋②下部工形式　鋼製橋脚、ＳＲＣ、ラーメン式③基礎工形式　ケーソン、鋼管矢板、大口径深礎）を対象とする橋梁設計、耐震補強設計、橋梁補修設計か	□
7	高度な解析（3次元解析やＦＥＭ解析等）を必要とする橋梁設計、耐震補強設計、橋梁補修設計か	□

2.1.3. 総合評価落札方式における落札率の改善

技術点のウェイトが高い発注方式（１：３）での発注量が極めて少ない。



配点比率別発注件数の推移（土木コンサルタント業務）

[出典：建設コンサルタンツ協会調べ]
※８地整＋北海道　土木コンサルタント業務、発注者支援業務除く

2.1.3. 総合評価落札方式における落札率の改善

技術点のウェイトが高い発注方式になると落札率は向上するが、大差はない。

【地整別・配点比率別の技術点差・落札率の状況】
（令和4年度～令和6年度（4月～12月）データ）

		技術・価格比（60：60）			技術・価格比（60：30）			技術・価格比（60：20）		
		件数率	落札率	技術点差	件数率	落札率	技術点差	件数率	落札率	技術点差
北海道開発局		90.3%	82.8%	1.6	9.1%	83.7%	2.2	0.5%	86.8%	5.3
東北地整		98.3%	81.8%	2.4	1.4%	83.8%	1.3	0.3%	82.0%	16.0
関東地整		82.2%	81.7%	3.3	0.4%	80.0%	－	17.4%	82.0%	3.3
北陸地整		87.0%	82.3%	3.7	12.4%	84.2%	2.3	0.5%	82.8%	8.4
中部地整		59.5%	81.9%	2.9	40.1%	82.4%	3.4	0.4%	85.3%	7.6
近畿地整		59.7%	82.0%	1.9	39.8%	87.1%	3.5	0.4%	80.3%	0.6
中国地整		96.6%	81.1%	1.5	2.9%	84.2%	6.7	0.6%	82.1%	0.0
四国地整		81.1%	81.9%	3.5	18.4%	89.6%	7.5	0.5%	83.6%	0.0
九州地整		93.4%	81.5%	2.2	6.3%	85.7%	5.6	0.3%	80.5%	0.9
計	令和6年度	84.3%	82.0%	2.4	13.4%	85.1%	3.7	2.3%	82.3%	3.6
	令和5年度	82.5%	81.6%	2.3	14.3%	83.6%	3.3	3.2%	83.1%	4.0
	令和4年度	82.6%	81.8%	1.6	14.8%	84.0%	3.6	2.6%	84.6%	4.1

[出典：建設コンサルタンツ協会調べ]
※８地整＋北海道　土木コンサルタント業務、発注者支援業務除く

2.2.1.業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定

地方自治体における総合評価落札方式落札方式導入に関するヒアリング結果

【実態①】ヒアリングした12自治体のうち9自治体は実績評価型総合評価落札方式が主であり、技術提案型総合評価落札方式を積極的に導入している自治体は２県（宮城県と三重県）。

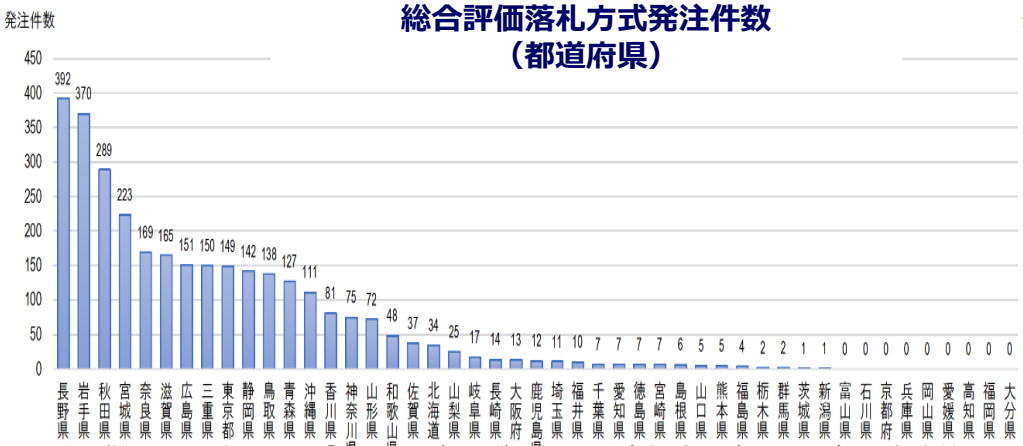
【実態②】総合評価落札方式導入の効果はあり、各自治体は拡大に向けた工夫をしている。

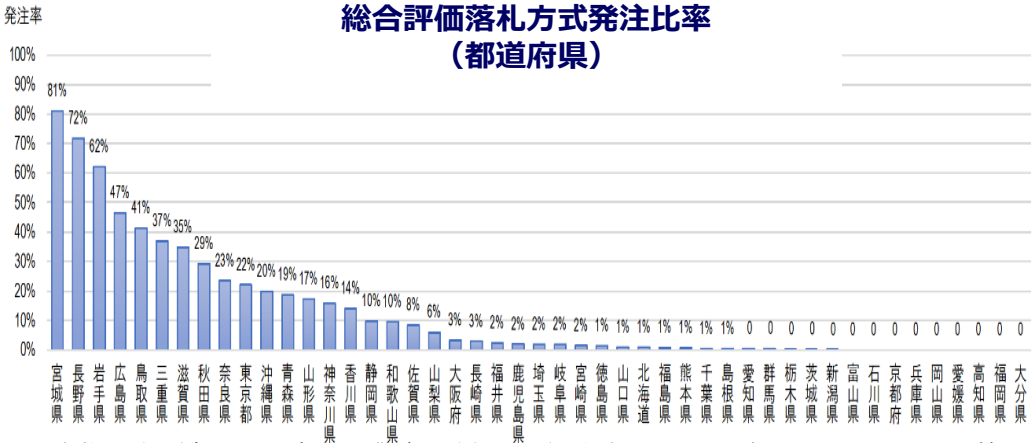
【実態①】発注全体件数※のうち総合評価落札方式の発注割合

※発注全体件数は全ての入札方式における合計件数
※比率はﾋｱﾘﾝｸﾞで確認した件数から算出
※数値は、前年度実績

※東京都は建設局/都市整備局/財務局へヒアリング実施。下表の建設局は（財務Ⅰ課）案件、都市整備局は（財務Ⅱ課）案件の数値。

	令和4年					令和5年			令和6年				
	岩手県	宮城県	長野県	三重県	鳥取県	滋賀県	奈良県	静岡県	香川県	佐賀県	札幌市	東京都(建)	東京都(都)
実績評価型	75.5%	14.7%	73.9%	0.0%	42.5%	27.9%	6.4%	6.2%	14.0%	8.4%	10.2%	22.0%	0.0%
実績+技術提案評価型	3.8%	34.8%	0.0%	32.6%	1.7%	0.9%	9.0%	9.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.9%





（出典）上記グラフは「令和6年度 都道府県・政令指定都市の入札契約方式等に関する実態調査（令和５年度発注業務調査）」（一般社団法人　建設コンサルタンツ協会 業務システム委員会 選定・契約専門委員会）のデータを基に集計。建設コンサルタンツ協会/選定契約委員会/地方自治体の選定・契約に関わる同行に関わる調査WGの資料を活用している

１）競争入札（総合評価落札方式）の導入効果

- 業務成績評定の平均点が向上した（三重、滋賀、静岡、香川、東京（建）、佐賀）。
- 優良業務表彰の件数が増加した（宮城）。
- 技術職員の技術力が向上した(長野、鳥取、滋賀、奈良、静岡、佐賀、札幌）。
- 総事業費が縮減できた（滋賀、静岡）。受注者側も事業費縮減の意識が向上した（奈良、佐賀）。
- 企業やNPO法人によるインフラ整備の支援が図られている。（静岡）

2.2.1.業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定

2）普及拡大の取り組み

①技術提案型調達方式の拡大

●技術提案型での**発注件数の目標を設定**し、発注事務所と調整している（鳥取県）。

●**斜め象限図を活用**し、業務に求められる知識、構想力及び応用力を踏まえ、発注方式を選定している（宮城県）。

●**成績評定評価型モデルやCO2削減への取組を行っている**（滋賀県）、他県の**好事例等の導入を検討している**（奈良県）、35歳未満の技術者1人は担当技術者の実績評価から除外可能とし、**若手技術者育成の機会を増やしている**（香川県）等、毎年ガイドラインを更新しながら新たな取組を導入し、拡大を図っている。

●**総合評価落札方式の選定フロー図とタイプ選定表**を作成し、事務所ごとの発注方式の統一と技術提案型調達方式拡大を図っている（静岡県）。

●**対象工種の拡大とスキルアップ型の導入**により、県内事業者の技術力向上を図っている（佐賀県）。

●制度所管として主管各局に対して総合評価方式及びプロポーザル方式の積極的な活用を求めている（東京都(財)）。

②普及展開に向けた取り組み

●地域性を重視した受注機会の確保や小規模事業者の育成に配慮した制度を導入している（鳥取県）。

●**業界団体との意見交換を踏まえた制度改正**を行っている（岩手県、静岡県、香川県、佐賀県）。

●総合評価の評価基準に関して学識経験者から意見聴取する機会として県が設置する委員会を、市町村も活用できるようにして支援、普及している（長野県、静岡県）。

●導入していない自治体（主に県内の市町）に**導入メリットをアピールしている**（滋賀県）。県での導入状況や制度を説明している（佐賀県）。

●**発注方式毎の評定点傾向(プロポ＞総合評価＞価格競争)等を積極的に情報公開**している。（東京都(建)）

3）発注者の負担軽減の工夫

①事前確認・事後審査導入

●総合評価方式の入札案件ごとに、提出が必要な評価項目の資料を事前に確認、その結果を登録し、**入札案件ごとの評価項目の資料の提出が省略できる登録制度（事前確認登録制度）**（三重県、静岡県）や**事後審査方式を導入**している（奈良県、札幌市）。

②専門部署の組織化

●**県庁に専門部署を組織化し、一元管理・運営**による事務所間の統一性、発注事務所の負担軽減を推進している（奈良県）。

③発注件数の平準化

●プロポは提案書作成に時間を要するため、**同時に複数案件を発注しないように配慮している**（東京都（建））。

④技術提案書のテーマの枚数の軽減

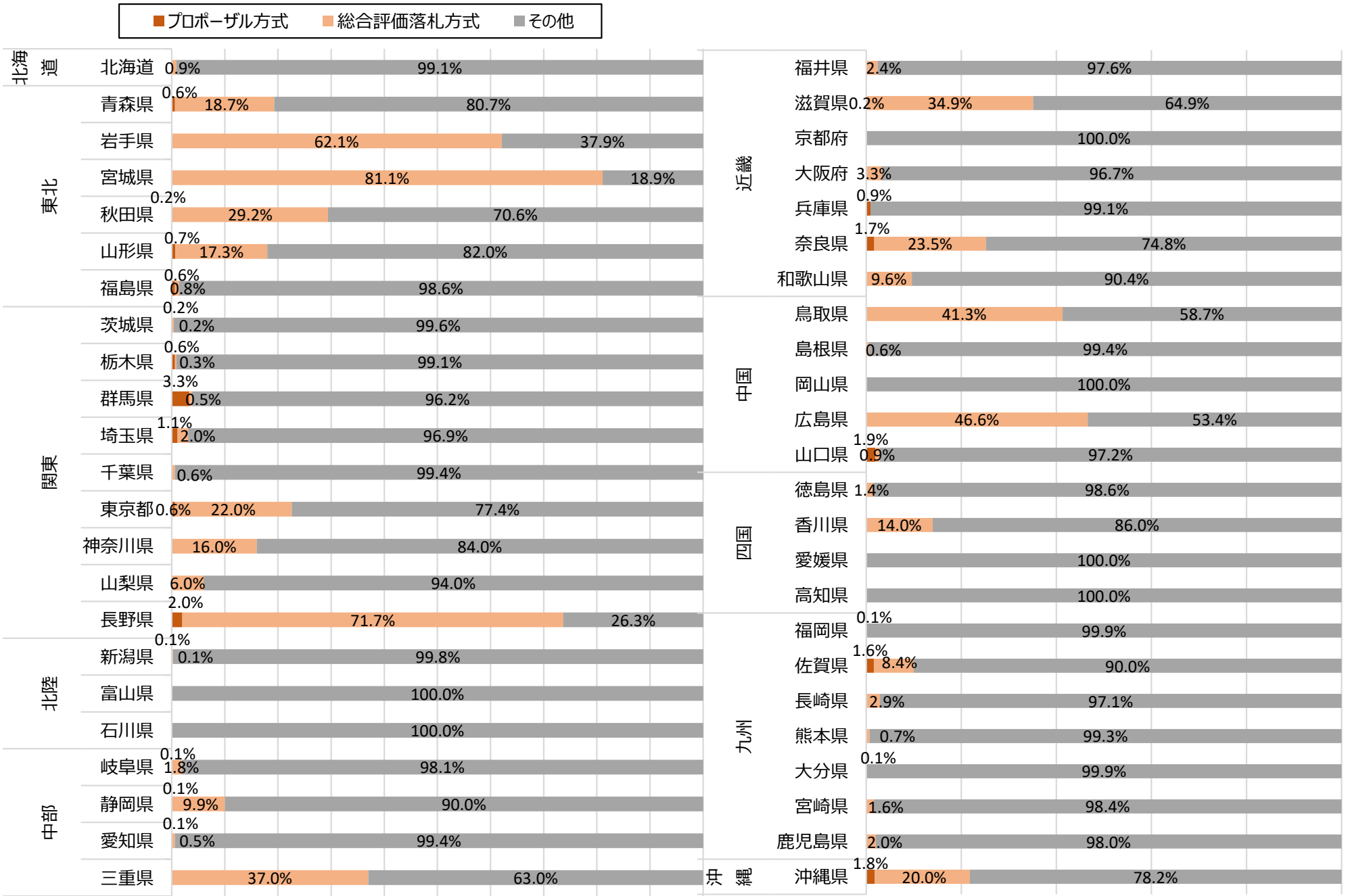
●R2年度から案件により技術提案書のテーマを1つでも可能としている（鳥取県）。

●技術提案書の枚数を4枚から1枚に削減している（三重県）。

2.2. 地方自治体における発注方式の改善

2.2.1.業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定

都道府県別のプロポーザル方式・総合評価落札方式契約割合（令和5年度）



2.3.1.地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進

国土交通省の総合評価落札方式における地域コンサルタントの落札比率は、近年横ばい状態が続いており、各地域によって格差も大きく厳しい現状と言える。

区　分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
a.総発注件数	1,455件	1,289件	1,051件	1,068件	1,039件
b.総合評価落札方式の発注件数	755件	668件	589件	560件	547件
c.地域要件付発注件数と比率（c/b）	577件 （76.4%）	534件 （79.9%）	496件 （84.2%）	448件 （80.0%）	425件 （77.7%）
d.地域コンサルタントの 落札件数と比率（d/c）	183件 （31.7%）	161件 （30.1%）	158件 （31.9%）	127件 （28.3%）	121件 （28.5%）

地域要件の設定、地域コンサルタントの落札状況
注）各年度ともに6月、7月の国土交通省各地方整備局の全発注案件を対象（港湾・空港関係を除く）
　　地域要件：一定の地域内における「本店」又は「本店、支店又は営業所」の有無
出典：JACIC「入札情報サービス（統合PPI）」を基に作成（協会　地域コンサルタント委員会　地域要件等が付された総合評価落札方式の運用モニタリング調査　2025年1月）

2.3.2. 入札契約制度の改善

地域コンサルタントと広域コンサルタントのJV制度の例

各自治体のJV業務調査

自治体	発注件数	発注業務	JV業務の長所・短所
福岡県	無		
佐賀県	5件	・河川予備及び詳細設計：1件 ・橋梁詳細設計：3件 ・道路詳細設計：1件	【長所】地方コンサルでは日頃携わらない業務であり、技術の研鑽に繋がった。 【短所】JV間での情報共有が難しい。BIM/CIMモデルへの対応が難しい。
長崎県	4件	・砂防基礎調査：1件 ・港湾施設設計：2件 ・電線共同溝詳細設計：1件	【長所】大手コンサルとの交流・情報交換が可能である。 【短所】地方コンサルは雑務作業が多い。
大分県	無		
熊本県	無		
宮崎県	8件	・河川耐震対策検討：2件 ・電線共同溝詳細設計：5件 ・火山緊急減災対策砂防施設検討：1件	【長所】地方コンサルでは受注できない業務に携われ、知識や情報を得ることができる。 【短所】技術の移転が出来ていない（大手コンサルと地方コンサルで人の受け入れ体制が出来ていない）　：大手7割、地方3割の比率では、地方コンサルは現場作業が主となり下請けと変わらない。
鹿児島県	無		
沖縄県	5件	・道路構造物（トンネル、交差点）に関する測量設計：1件 ・ ダム長寿命化計画策定：1件 ・浸水想定区域図作成及び雨水管理総合計画策定：1件 ・ウォーターPPP事前検討：1件 ・うるま市に位置する周辺整備基礎調査業務：1件	【長所】 ・大手コンサルと同席して、打合せ協議の進め方、資料作成などが参考になった。 ・新技術、高度な技術を要する解析などは、非常に参考になった。 ・国土強靭化に応じた計画、設計の対応が、国の政策に準拠した設計が参考になった。 【短所】 ・業務遂行上、打合せが対面式ではないためWeb形式の協議となり、情報共有がスムーズではなかった。 ・現場対応の連絡体制が構築されていない部分があり、業務上の工程に遅れが生じた。 ・打合せ協議の際、代表構成員業務に時間が割かれ、構成員の協議時間が取れないケースがあり、再度設定する必要があった。

2.3.2. 入札契約制度の改善

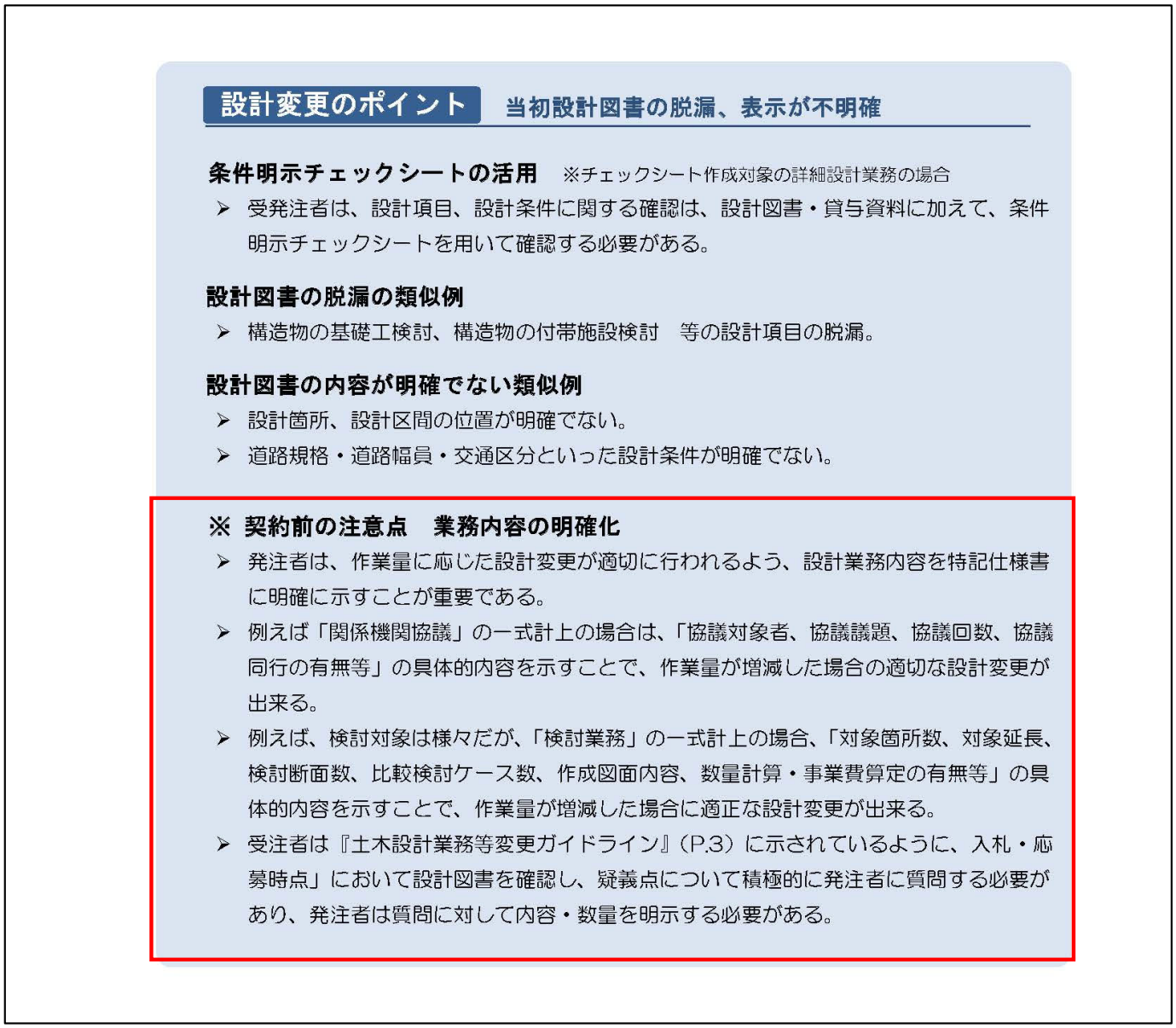
地域コンサルタントと広域コンサルタントのJV制度の例（佐賀県）

設計ＪＶ業務（佐賀県）

業務名	受注者	業務内容	良い点	悪い点
有浦川総合流域防災委託（護岸設計）（令和５年度国補正）	間瀬・親和建設関連共同企業体	河川予備及び詳細設計（L＝1.1km）	• 不等流計算を含む河川計画など日頃行わない業務に係ることによって、技術の研鑽に繋がったのではないかと思う。また、測量業務に携わることによって、より深く業務に係れたのではないかと思う。 • 塩害対策を考慮した杭基礎の橋梁詳細設計で、日頃携わることのない業務なので、勉強になっていると思う。 • 当年度ではないが、複雑な線形、構造物が多い箇所の道路詳細設計の進め方等を学ぶことができた。 • 技術の向上へ繋がった。	• 難易度の高い設計と思われるので、弊社の担当が十分理解できるかが不安である。 • 当年度ではないが、打合せ日程の事前連絡が滞ってしまうことがあった他、BIM/CIMモデルは同様の環境を構築することが難しく、関わることはできなかった。 • 協議前の情報共有が出来ていなかった。
国道２０４号（瀬戸工区）道路整備交付金委託（橋梁詳細設計）	間瀬・親和建設関連共同企業体	橋梁詳細設計(N=1)		
伊万里港（久原南地区）港湾整備交付金（社会資本整備）委託（道路詳細設計）	福山コンサルタント・国際技術コンサルタント建設関連共同企業体	道路詳細設計（L=1.76km）	• 最近では、発注例が少ない交差点詳細設計に携わることによって、設計への考え方などを学ぶことができた。 • 若手技術者があまり経験のなかったCBR試験に携わることにより、技術の研鑽に繋がった。	• 基本的に一般的な道路設計ではあったが、業務の進め方や考え方など弊社と異なる箇所もあったため、担当者が理解するのに時間を要した。 • JV間での連絡調整がうまくいかないこともあり、情報共有に時間を要することがあった。
伊万里有田線（二里第二工区）地方特定道路整備委託（橋梁詳細設計）	福山コンサルタント・国際技術コンサルタント建設関連共同企業体	橋梁詳細設計(N=1)	• 現在業務進行中ではあるが、若手技術者を同行させることにより、協議の進め方、資料作成、設計の考え方など学ばせることが出来ている。 • 両業務ともに新設橋の設計であるため、橋梁形式の選定から詳細設計までの流れを熟練技術者では再認識、若手技術では技術の習得ができる良い機会と考えている。	• 弊社では経験の少ない業務であるので、担当者が十分理解できるかが不安ではある。 • 若手技術者がJVのプレッシャーで積極的に業務に関わっていけるかが不安である。 • 弊社ではまだ経験がないBIM/CIMモデルについて関わっていきたいが習得できるかが不安である。 • 協議時には内容理解をして望みたいが、JV間での情報共有がうまくいかず理解せずに協議に望むことがある。
国道２０４号（黒塩工区）道路整備交付金委託（橋梁詳細設計）	福山コンサルタント・国際技術コンサルタント建設関連共同企業体	橋梁詳細設計(N=2)		

2.4.1.「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更

設計変更のポイントや契約前の注意点を分かりやすく記載



設計変更のポイント　当初設計図書の脱漏、表示が不明確

条件明示チェックシートの活用　※チェックシート作成対象の詳細設計業務の場合

- 受発注者は、設計項目、設計条件に関する確認は、設計図書・貸与資料に加えて、条件明示チェックシートを用いて確認する必要がある。

設計図書の脱漏の類似例

- 構造物の基礎工検討、構造物の付帯施設検討　等の設計項目の脱漏。

設計図書の内容が明確でない類似例

- 設計箇所、設計区間の位置が明確でない。
- 道路規格・道路幅員・交通区分といった設計条件が明確でない。

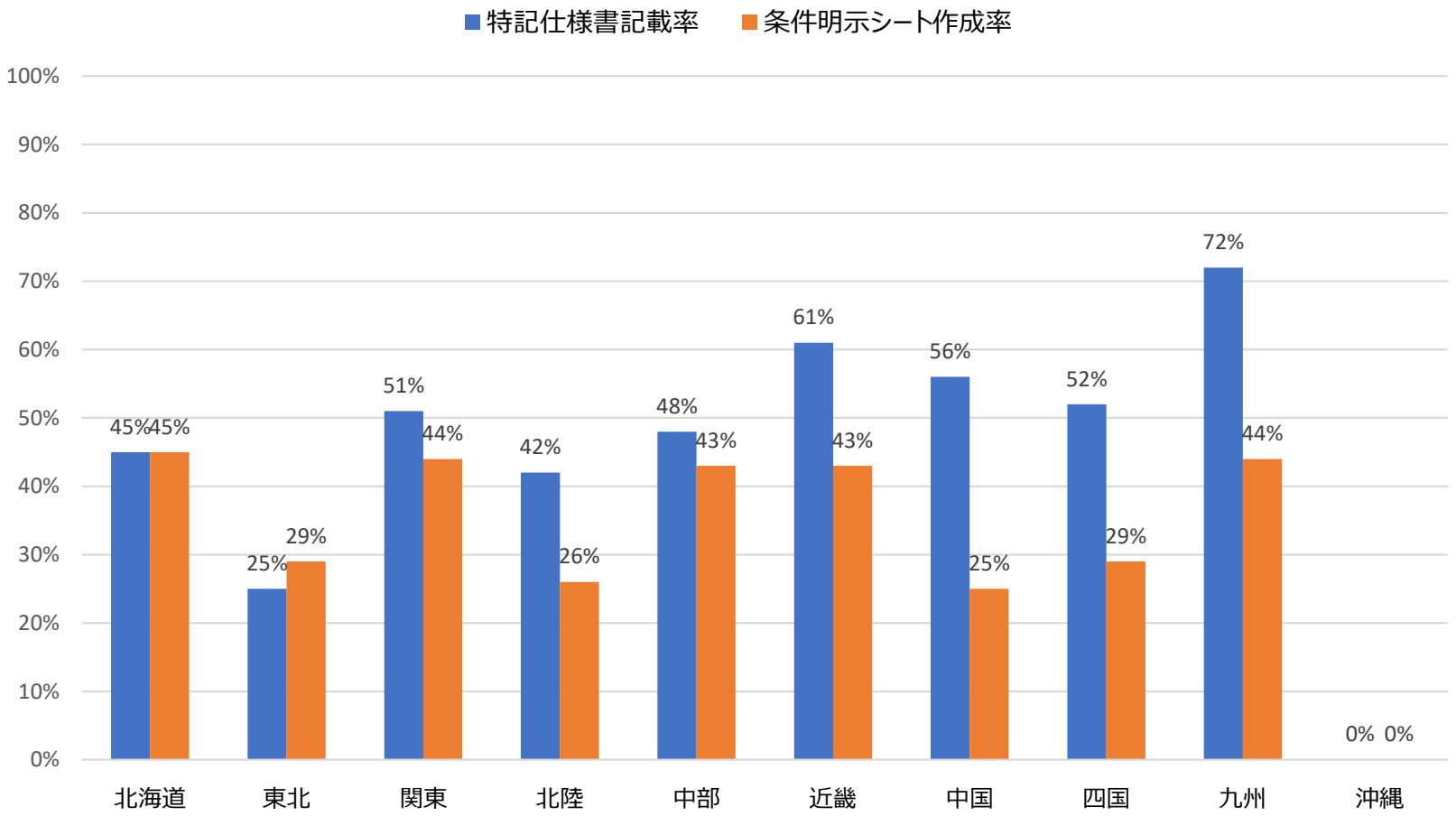
※ 契約前の注意点　業務内容の明確化

- 発注者は、作業量に応じた設計変更が適切に行われるよう、設計業務内容を特記仕様書に明確に示すことが重要である。
- 例えば「関係機関協議」の一式計上の場合は、「協議対象者、協議議題、協議回数、協議同行の有無等」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合の適切な設計変更が出来る。
- 例えば、検討対象は様々だが、「検討業務」の一式計上の場合、「対象箇所数、対象延長、検討断面数、比較検討ケース数、作成図面内容、数量計算・事業費算定の有無等」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合に適正な設計変更が出来る。
- 受注者は『土木設計業務等変更ガイドライン』（P.3）に示されているように、入札・応募時点」において設計図書を確認し、疑義点について積極的に発注者に質問する必要があり、発注者は質問に対して内容・数量を明示する必要がある。

[出典：土木設計業務等変更ガイドライン補足資料(平成３０年２月)国土交通省関東地方整備局企画部]

3.1.2. 設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用

令和5年度　地整別　条件明示チェックシートの活用実態



	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
業務数	22	24	39	19	21	28	16	21	25	0
特記仕様書記載業務数	10	6	20	8	10	17	9	11	18	0
特記仕様書記載率	45%	25%	51%	42%	48%	61%	56%	52%	72%	0%
条件明示シート作成業務数	10	7	17	5	9	12	4	6	11	0
条件明示シート作成率	45%	29%	44%	26%	43%	43%	25%	29%	44%	0%

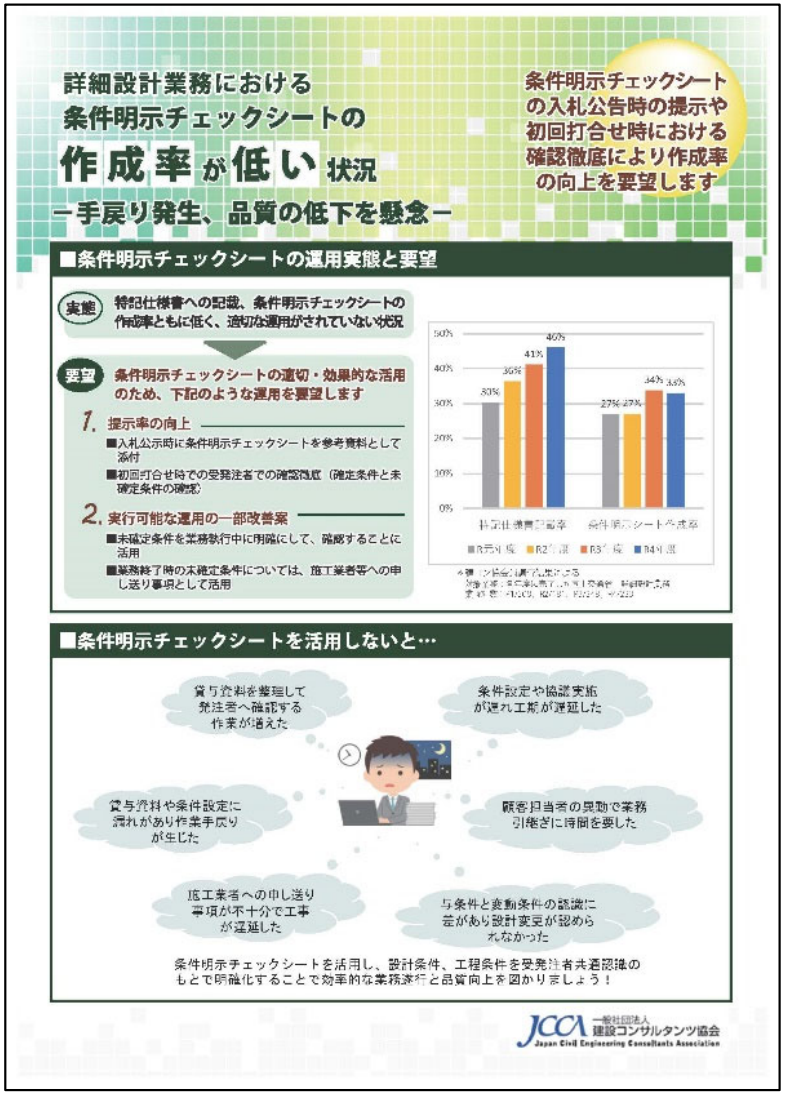
[出典：建コン協会「条件明示チェックシートの活用実態調査」(令和6年7月）]

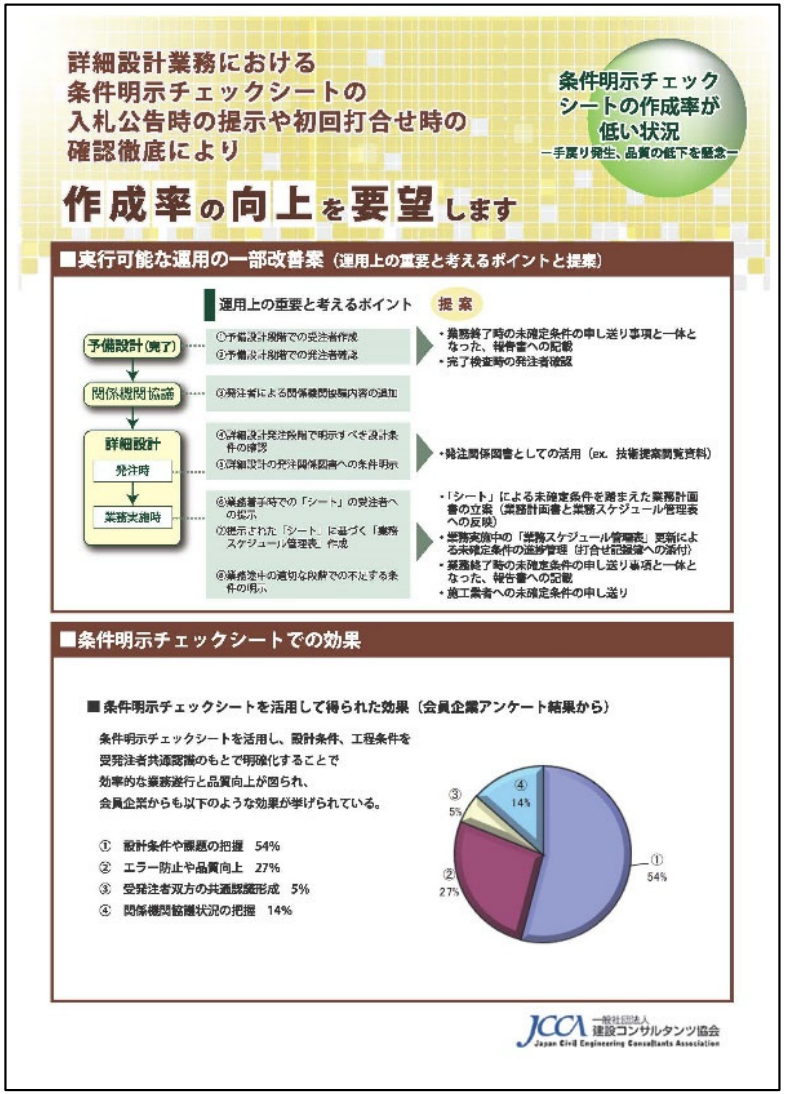
3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.2. 設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用

建設コンサルタンツ協会作成のリーフレットによる設計条件明示チェックシート活用促進

- 活用促進に向けたリーフレットを作成し会員企業に配付し活用促進を啓発。また、同リーフレットをブロック意見交換会にて発注者にも配付し活用を要請。
- 品質セミナー（令和6年度参加者2204名）にて設計条件明示チェックシート活用の重要性や効果を紹介。
- 品質向上推進ガイドライン改定版を令和4年11月に公開し、設計条件明示チェックシートの重要性を再周知するとともに、活用場面等を提示。





4.1.1. 災害対応業務への体制整備

災害対応マネジメントに対する建コン協会からの提案

１．大規模災害時の最適化を目指した災害対応・協定の在り方提案

① 大規模災害指定に関する対応
- 大規模災害時に迅速な支援体制を構築するため、支援すべき大規模災害に指定する災害規模の設定

② 大規模災害時の情報発信及び支援要請の一元化
- 上記で設定された大規模災害発災時には、国が主体となって災害情報を集約し、災害支援要請を一元化する仕組みづくりならびに災害協定の策定

③ 地方自治体に対する国の支援

２．迅速な災害対応支援に向けての連携強化の提案

災害連携強化に向け、統括防災官と各支部における協議会を立ち上げ、具体的な連携策を協議していきたい
【協議会のテーマ例】
① 支援体制構築、現地作業着手の迅速化を図るため、発災直後の情報収集及び共有を目的とした、体制や役割分担の検討
② スムースな官民連携の実現に向け、官民合同の災害訓練への参加
③ 発災時の混乱を避けるため、災害支援要請時の情報伝達の流れが明確かつ簡潔に示されたフロー図作成(四国地整・九州地整にて実績あり)

３．ＩＣＴ技術活用の提案

被災情報の早期入手や迅速な災害復旧に寄与するＩＣＴ技術を活用する災害対応システム構築を推進していただきたい
- 参考例：現在、各事業(道路、河川等）で取得しているＬＰデータを統括管理(結合）しデータベース化することで、発災時の現地確認の迅速化と、対策検討の早期着手を図る

4.1.2. 災害対応業務への適切な評価

災害対応業務に対する表彰の概要

北海道開発局	優良工事等表彰において「困難な条件を克服して工事等を完遂し、優秀な成果を上げた者」の対象として、「災害等の緊急復旧のため優秀な工事等を実施した者」とする選考基準を設置
東北地整	災害対策功労者「局長表彰」を実施、各事務所等においても「所属長表彰」を実施
関東地整	総合評価落札方式（標準型、簡易型）で発注する業務において、災害協定等に基づく活動実績の評価に加え、新たに災害協定締結の有無について評価対象として加え評価
北陸地整	各種災害にてTEC-FORCE活動への協力、緊急災害対応、及び物資支援等に尽力した団体、会社などに感謝状を贈呈 災害対応への評価として、総合評価落札方式における企業の評価（地域貢献度）において加点
中部地整	災害の予防、応急対策、応急復旧等に顕著な功績があった個人又は団体を対象として局長又は事務所長表彰を実施
近畿地整	災害に際し、近畿地方整備局からの要請に応じ、近畿管内の緊急復旧作業等に多大な貢献を頂いた近畿管内の企業に感謝状を贈呈
中国地整	災害応急対策や防災活動に対する協力又は支援等において、特に顕著な功績があった団体を「災害対策関係功労者」として表彰
四国地整	国土交通省所管施設に関する災害の予防、応急対策、応急復旧、及び災害に関する支援活動に顕著な功績があった企業等に表彰状（感謝状）等を授与 災害支援等関係功労企業に対する感謝状については、入札手続きにおいて評価
九州地整	緊急的な災害対応業務の実施に対して、「災害復旧等功労業者表彰」を局長及び事務所長にて表彰 入札手続きにおいて、災害協定等に基づく活動実績の評価も併せて実施
沖縄総合事務局	災害の緊急・応急復旧を実施した業務を対象に「災害復旧等功労業者表彰」として平成３１年４月より施行

4.2.地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

4.2.1.災害申請作業の合理化・適切化

大規模災害時における業務の一時中止等の対応(令和2年7月豪雨時の要請)(国土交通省)

国不建第１２号
令和２年７月７日

各都道府県主管部局長　殿
各政令指定都市主管部局長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（　　公　　印　　省　　略　　）

令和２年７月豪雨に伴う応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等について（要請）

１．工事中止命令について

公共工事の請負契約については、これまでも、公共工事標準請負契約約款の活用をお願いしていますが、各発注者におかれては、同約款第２０条の規定の趣旨に沿って、次のとおり、受注者に対する工事の一時中止を適切に指示されるよう、特段の御配慮をお願いします。

[出典：国土交通省通知文　令和２年７月豪雨に伴う応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等について(要請）]

市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドラインの策定（国土交通省水管理・国土保全局）

ガイドラインの概要：
地方自治体(特に小規模な市町村）において、迅速・円滑に災害復旧事業が遂行できるように、支援体制や参考となる取組み、地域の先進事例をとりまとめ紹介したもの(協会が要望する制度あり)

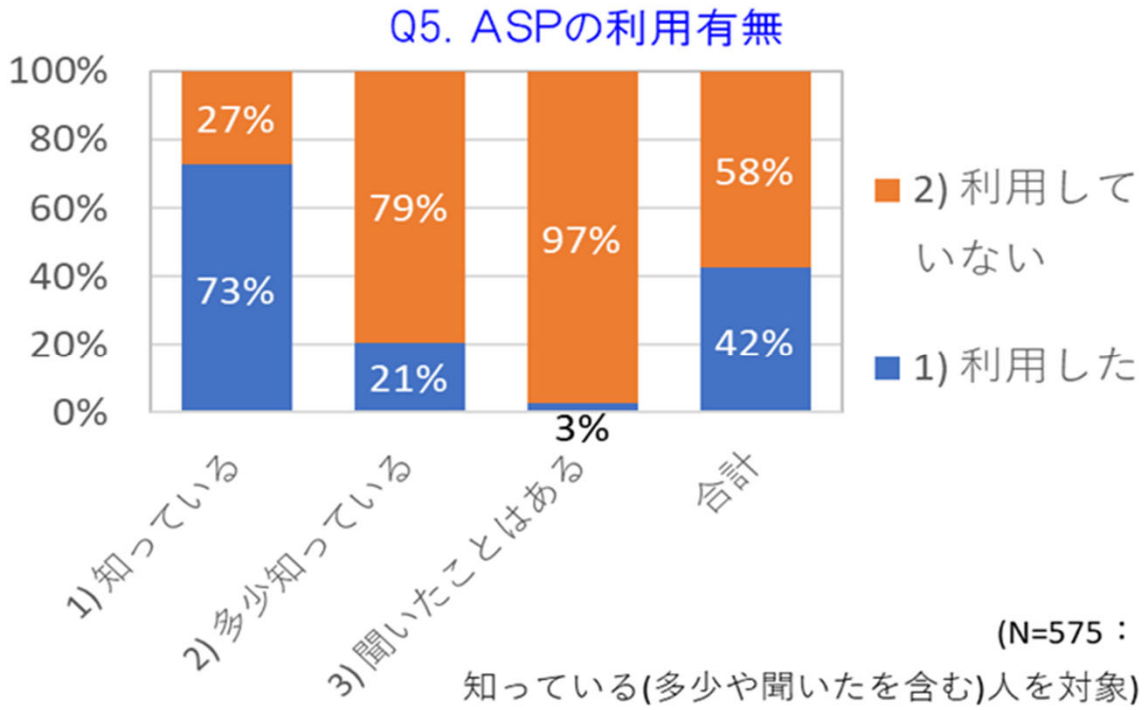


[出典：第2稿　市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドラインより抜粋]
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/pdf/saigaihukkyu_guideline.pdf

5.1.2.情報共有システム(ASP）の運用ルールの改善

情報共有システム（ASP）の利用状況

●アンケート調査概要
- 調査方法：協会会員企業16社へのアンケート調査
- 調査対象：国土交通省発注業務（令和2年度、令和3年度）の管理技術者や担当技術者
- 調査期間：令和3年10月26日～令和3年11月26日



［出典：建コン協会「DX取組み施策に対する認知度や利用実態調査」(令和3年）］

5.2.1. BIM/CIMデータ連携の改善

基本事項における課題と要望

基本事項における課題	要　望
・BIM/CIM設計照査シートの充実	対象工種の拡充、段階的に必要となる照査項目の設定、「条件明示チェックシート」および「工事発注時チェックシート」との整合性の確保
・BIM/CIM対応のための情報共有を図る体制整備	発注者、設計者、施工者の三者間会議など
・積極的な活用事例の発信や協議の場の設置	BIM/CIMポータルサイトの活用、適用PTによる推奨項目の拡充など
・３Dソフトの開発目標の明確化	調査・設計・積算・工事・維持管理において、データ連携が適切にできる３Dソフトの開発目標として、bSJ(buildingSMART Japan）※1主導による「ＩＦＣ(Industry Foundation Classes）※2検定制度」の活用の明確化 ※１建設業界におけるデータの共有化および相互運用を目的として、IFC(Industry Foundation Classes）の策定や　標準化活動を行う国際的な団体 ※２建物を構成する全てのオブジェクト(例えばドア、窓、壁などの要素）のシステム的な表現方法の仕様の定義
・３Dモデルの照査機能開発の要請	照査の自動化の開発促進の要請(ソフトウェアベンダーに対して)
	アノテーション機能等の強化の開発促進の要請(ソフトウェアベンダーに対して)
・ＡＰＩの開発のあり方の検討	データプラットフォームのデータを活用するためのインターフェース(ＡＰＩ）の開発のあり方の検討やアプリケーション開発の検討として、東京大学i-Con寄付講座協調領域検討会と協働の促進
・BIM/CIMデータのマネジメント体制の検討	BIM/CIMモデルを管理・継承するマネジメント体制・役割(CIMマネージャー）の検討(行政機関、建設コンサルタント)

資料④

令和６年度
地方ブロック意見交換会の結果概要

令和7年6月
対外活動委員会

確かな未来を
デザインする

目　次

１．令和6年度　地方ブロック意見交換会の開催状況……2

２．「要望と提案」に対する各地整の取組と改善状況……3

３．「要望と提案」に対する主な回答……6

3-1.履行期限（納期）の平準化の状況……7
3-2.若手・女性・シニアなどの担い手確保……10
3-3.設計変更ガイドラインの補足資料の運用状況……12
3-4.地方自治体の見積徴収による予定価格設定方法……13
3-5.指定仮設と任意仮設の取り扱い……14

1.令和6年度　地方ブロック意見交換会の開催状況

ブロック	日　時		会　場
東　北	7月25日（木）	15：00～17：00	TKPガーデンシティ仙台
四　国	7月30日（火）	15：00～17：00	JRホテルクレメント高松
北海道	8月05日（月）	15：00～17：00	ANAクラウンプラザホテル札幌
中　国	8月07日（水）	15：00～17：00	TKPガーデンシティ広島駅前大橋
近　畿	8月09日（金）	16：00～18：00	國民會館大阪城ビル
九　州	書面審議（8 月 29 日（木）開催予定の意見交換会は中止）		
関　東	9月04日（水）	14：45～16：15	ホテルブリランテ武蔵野
中　部	9月09日（月）	16：00～18：00	KKRホテル名古屋
北　陸	9月17日（火）	15：00～17：00	ホテルグローバルビュー新潟
沖　縄	10月7日（月）	15：30～17：30	オリオンホテル那覇

2．「要望と提案」に対する各地整の取組と改善状況（1/3）

【取組状況の凡例】
北海道開発局、8地方整備局、沖縄総合事務局の10の組織のうち
◎：全国の組織（10組織）で取組が実施されているもの
○：半数以上の組織（5～9組織）で取組が実施されているもの
△：少数の組織（2～4組織）で取組が実施されているもの

注１地整以外の項目は、※にて凡例を記載
注２取組を検討中の組織を含まない

赤文字：令和6年度の新たな取組み
青文字：取組み状況の補足説明

	取組状況	回答の概要 【新たな取組み】
はじめに　魅力ある業界を目指して		
0.1. 安定的な事業量の確保		
0.2.「成長と分配の好循環」の実現		
0.3.　報酬制度・仕組みの整備		
0.3.1.技術者単価の継続的な引き上げと適切な単価の適用	◎ ※1	全職種（職階）単純平均で対前年度比5.5%引き上げ 12年連続の技術者単価引き上げが実現 （※１　要望に対して単価引き上げの結果となっているため取組状況を◎とした） ・建コン協会各社の経営状況を鑑み、継続し要望が必要
１章．担い手確保・育成のための環境整備		
1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた受発注者協働による取組み推進・強化		
1.1.1.履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化		
① 業務の納期分散の実現、目指すべき納期目標	○	・第４四半期の納期目標は、中部地整を除き35%程度以下を実現（開発局、7地整、総合事務局） （本資料P.7参照） 【新たな回答】 **・令和６年度より、中国地整の目標値が改善**
② 納期分散目標を実現するための施策の展開	◎	・適切な時期での発注や適正な履行期間の設定、工程管理の徹底など、平準化の取組みを引き続き推進（開発局、8地整、総合事務局） ・令和6年度の第４四半期目標35%に対し、全地整の実態値は目標値から大きく乖離しており、継続し要望が必要（本資料P.8参照） ・本項目は、建コンとしての目標値を定めており、建コン目標値に対する評価とした。 【新たな回答】 **・令和６年度に『設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式等の改善』重点方針の《関東方針》を作成し、周知（関東地整）**
③ プロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化	◎	・各種国債を活用した発注や、年度開始前の入札手続きによる発注時期の分散化、一括審査方式の活用等による提案書作成の負担軽減を引き続き推進（開発局、8地整、総合事務局） ・各地整にて様々な取組みを進めていただいているが、効果の高い施策の共有等継続し、取組み強化が必要
1.1.2.受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化		
② 深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減・手戻り発生の排除（計画系業務）	◎	・事前に作業内容や時期を明確にするなど計画的な業務の進捗に取り組むよう、周知・指導を強化（開発局、8地整、総合事務局） ・一部業務での改善が進んでいないとの意見もあり、引き続き周知指導の要望が必要
③ 業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスの実施等の徹底	◎	・業務スケジュール管理表は、全業務において特記仕様書に記載し積極的に活用（開発局、8地整、総合事務局） ・業務スケジュール管理表の運用方法周知のため、継続し要望が必要
④入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減（自治体、窓口統一）	○ ※2	一般競争入札を対象とした地方公共団体が共同運営する入札システムの導入都道府県数が半数以上（24都道府県） （※2　47都道府県のうち、24都道府県が採用） （参考）本項目の取組み状況は令和６年度意見交換会での回答によるものではないため、参考とする。 （導入都道府県数の出典：デジタル庁HP/2024年1月31日時点）

2．「要望と提案」に対する各地整の取組と改善状況（2/3）

	取組状況	回答の概要 【新たな取組み】
1章．担い手確保・育成のための環境整備		
1.2.人材の確保・育成		
1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成		
① 契約・評価制度の改善の継続	◎	・若手・女性・シニアなど多様な技術者の活躍を促進する取り組みを継続（開発局、8地整、総合事務局） （本資料P.9参照） 【新たな回答】 **・令和６年度より、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法のいずれかの法令に基づく認定企業を加点評価する新たな取組を開始（四国地整）**
② 表彰制度の改善の継続	△	・若手・女性技術者への表彰制度の実施（北陸地整、九州地整、総合事務局）（本資料P.10参照） ・開発局及び4地整が今後検討であり、更なる水平展開が必要
1.3. 適切な費用計上		
2章．技術力による選定		
2.1.（国）プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善		
2.1.3.総合評価落札方式における落札率の改善	◎	・ガイドラインに記載の「斜め象限図」をもとに、業務内容の難易度、技術の専門性を考慮した上で業務の発注方式を選定、全地整で実施（開発局、8地整、総合事務局） ・新たな業務への対応や、技術的難易度の実態を考慮し、適切な更新と運用を継続して要望が必要
2.1.4.業務成績評定の適切な運用と業務・技術者表彰の運用改善	△	・地方整備局間での統一的運用、表彰における選定基準、表彰付与の考え方などの開示について、本省と課題を共有（東北地整、近畿地整、九州地整） ・開発局、５地整、総合事務局に対し引き続き要望
2.2.（地方自治体）発注方式の改善		
2.2.2.見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示	○ ※3	・予定価格設定において、平均値または最頻値を採用する自治体が増加（※3　67自治体（47都道府県及び20政令市）のうち、64自治体が採用）　（本資料P.12参照） 【新たな回答】 **・令和６年度より富山県、石川県、神戸市が平均値を採用** **・令和７年度より、新潟県及び群馬県にて平均値または最頻値採用を運用開始予定**
2.3（国・地方自治体）地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成		
2.3.1.地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進	◎	・チャレンジ型業務など、地域コンサルタントの育成を図る取り組みの推進（開発局、8地整、総合事務局） ・地域コンサルタントの育成を図る取組みを進めていただいているが、取組みの結果を評価し地域コンサルタントの受注機会を増やす方式の強化が必要 【新たな回答】 **・九州地整では試行件数を令和5年度3件から令和6年度10件に拡大**
2.4. 適切な設計変更		
2.4.1.「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更		
① 土木設計業務等変更ガイドラインの理解を促す補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく確実・適切な設計変更※	○	・土木設計業務等変更ガイドラインの理解を促す補足資料の策定（開発局、5地整、総合事務局） （本資料P.11参照） ・土木設計業務等変更ガイドラインの理解を促す補足資料は半数を超える地整にて策定されているが、補足資料の内容の充実については、引き続き要望が必要 【新たな回答】 **・「土木設計業務変更ガイドライン【事例集】」を、令和6年度に公表予定（総合事務局）** ・東北地整、中部地整、中国地整に対して引き続き要望
2.5. 新たな契約制度への対応		

2．「要望と提案」に対する各地整の取組と改善状況（3/3）

	取組状況	回答の概要 【新たな取組み】
3章．品質の確保・向上		
3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み		
3.1.2.設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用	◎	・条件明示チェックシートの活用について、対象業務には特記仕様書にその旨を記載し、継続して普及を推進（開発局、8地整、総合事務局） ・建コン協会では詳細設計の全業務を対象に条件明示チェックシートの活用を要望しており、条件明示チェックシートの特記仕様書への記載率が46%（令和４年度）の改善のため、継続し周知・活用促進が必要
3.1.4.設計から工事への確実な情報共有 ① 施工条件明示チェックシートの試行拡大	△	・施工条件明示チェックシートの試行を実施（関東地整、沖縄総合事務局） 関東地整では昨年度完了した2件の橋梁詳細設計成果のフォローアップを実施
3.2. 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保		
3.2.1.詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上		
② 指定仮設と任意仮設の取り扱い 3) 特記仕様書への指定仮設明記の取組みの水平展開	○	・特記仕様書への指定仮設明記の取組みは拡大傾向（関東地整、北陸地整、中部地整、近畿地整、四国地整、九州地整、沖縄総合事務局）（本資料p.13参照） 【新たな回答】 **・中部地整で令和6年度より明記** ・開発局、東北地整及び中国地整に対して引き続き要望
4章．災害対応に向けた環境改善		
4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立		
4.2. 地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上		
4.2.1.災害申請作業の合理化・適切化	◎	・災害申請作業の合理化の施策は着実に推進（開発局、8地整、総合事務局） ・地方自治体へ継続し、要望 【新たな回答】 **・令和6年5月31日付けで、各県・政令市あてに「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針の改定について」が通知され、その中で新たに「早期確認型査定」が正式に運用** **・令和６年能登半島地震では、大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルールが適用**
5章．ＤＸ推進の環境整備		
5.1. 受発注者協働による働き方改革に資するDX推進：業務効率化の促進		
5.1.4.DX環境の整備 ② テレワーク・WEB会議の推進	◎	・職員のWEB会議環境整備とともに、WEB会議の活用を着実に推進（開発局、8地整、総合事務局）
5.1.5.各発注機関のインフラDX推進計画や実施状況等の情報の公開	○	・インフラDXの推進計画・取組み状況についてWEBサイトで公開（北海道開発局、東北地整、北陸地整、中部地整、近畿地整、中国地整、四国地整、九州地整）
5.2. BIM/CIMの利用環境の改善		
5.3. DXの推進の費用面での環境整備		
5.3.1.BIM/CIM活用の業務価格の算定方法の見直し	△	・BIM/CIM 活用業務に要する費用は「見積もり」を採用し、「標準歩掛化」や「使用料の計上」は、本省とも相談しながら対応（東北地整、北陸地整）

3.「要望と提案」に対する主な回答

凡例
：R6年度建設コンサルタンツ協会からの要望
：R6年度地整からの回答の概要
：R6年度からの新たな取り組み

3-1.履行期限（納期）の平準化の状況(1/2)

履行期限(納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
・業務の納期分散の実現、目指すべき納期目標

要望 9 本省 地整

- 建コン協会提案の目指すべき納期目標への改善を推進

回答概要

- 第４四半期の納期目標は全国的に35%程度以下を実現
- 翌債・国債の活用目標についても浸透が進む
- 各地整の納期目標の多くは、本省の納期目標に準じており、本省のと協会提案の納期目標のすり合わせが必要

■令和６年度の各地整納期目標(設計変更後)

		第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期	３月	翌債・国債目標
協会提案の納期目標		20%程度	30%程度	15%程度	35%程度	15%以内	翌債・国債 25%以上
本省の納期目標※		15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	–	翌債・国債 25%以上
各地整の納期目標(変更後)	北海道開発局	65%以上			35%以下	15%以下	翌債・国債の活用
	東北地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債の活用
	関東地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債 25%以上
	北陸地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債 25%以上
	中部地整	50%		50%		—	翌債・国債の活用
	近畿地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債の活用
	中国地整	15%以上	25%(20%)以上	25%以上	35%(40%)以下	—	翌債・国債の活用
	四国地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債 25%以上
	九州地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債 25%以上
	沖縄総合事務局	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債の活用

※「令和５年度「設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式の改善等」重点方針より引用
赤字：令和6年度改善箇所　（ ）：令和5年度目標(変化のあった地整のみ)　—：回答なし

協会目標と異なる目標値

3-1.履行期限（納期）の平準化の状況(2/2)

履行期限(納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

・納期分散目標を実現するための施策の展開

要望 10 本省 地整

- 年度末の業務集中を緩和するため、各施策の継続・強化
- 原因を明らかにするための調査・分析への協力

回答概要

- 納期分散の状況は、第４四半期目標35%に対し実態は52%～74%と目標値から大きく乖離
- 地整回答の数値と技術調査課提供納期データ数値に一部齟齬がみられる

3-1.履行期限（納期）の平準化の状況(2/2)

履行期限(納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
・納期分散目標を実現するための施策の展開

要望 10 本省 地整

- 年度末の業務集中を緩和するため、各施策の継続・強化
- 原因を明らかにするための調査・分析への協力

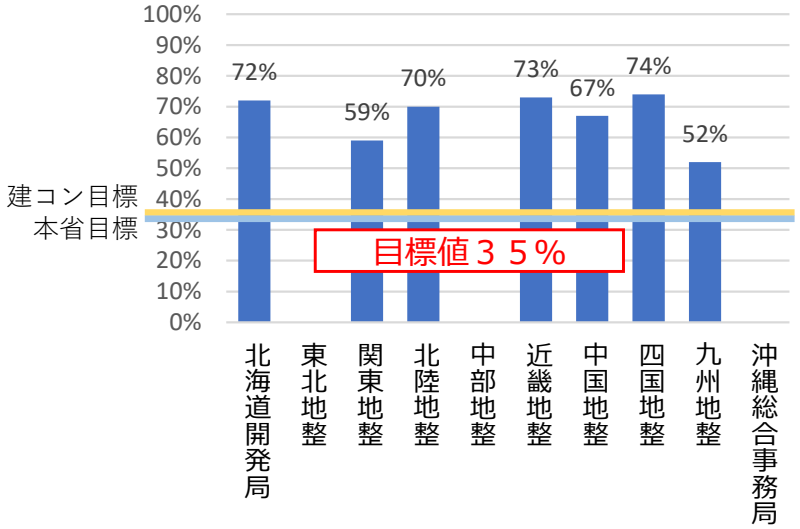
回答概要

- 納期分散の状況は、第４四半期目標35%に対し実態は52%～74%と目標値から大きく乖離
- 地整回答の数値と技術調査課提供納期データ数値に一部齟齬がみられる

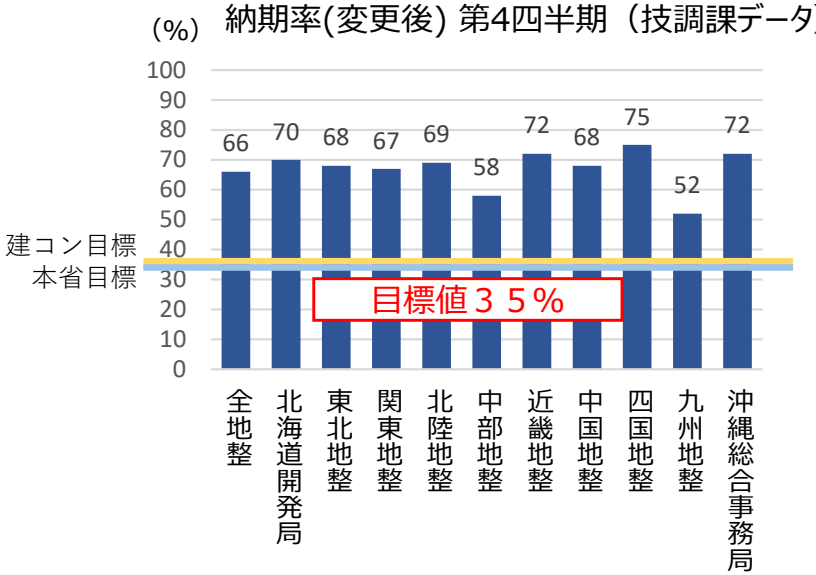
【補足】 令和５年度当該年度稼働業務における地整別年度末納期状況

	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	中国地整	四国地整	九州地整	沖縄総合事務局
第４四半期	72%	–	59%	70%	–	73%	67%	74%	52%	–
3月	–	–	42%	–	–	–	–	–	–	–

納期率（変更後）第４四半期（R6地整回答）



納期率(変更後) 第4四半期（技調課データ）



[出典：技術調査課提供納期データ(土木業務・発注者支援業務を除く）]

3-2. 若手・女性・シニアなどの担い手確保(1/2)

若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成
・ 契約・評価制度の改善の継続

要望 18 地整

若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の改善の継続
- 若 手：プロポーザル方式・総合評価落札方式において、基礎点が低い(経験が浅い) 若手技術者でも担当技術者として配置し易い評価方法など
- 女 性：担い手(女性) 育成支援：女性を含めた様々な技術者が係る制度の試行・改善など
- シニア：照査技術者を継続できる評価制度、管理技術者実績ではなく照査技術者実績を評価・考慮する制度など
- 育 休：管理技術者が短期間の育休をとる場合に、育休期間終了後に管理技術者に復帰できる取組み（関東地方整備局・四国地方整備局）の好事例の水平展開

R6からの新たな取り組み

【四国地整】
- 令和６年度より、やりがいとワーク・ライフ・バランスが両立した環境の実現として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法のいずれかの法令に基づく認定企業を加点評価する新たな取組を開始

	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	中国地整	四国地整※	九州地整	沖縄総合事務局
若手育成支援	○	○	○	○	○ R5～	○	○ R5～	○	○	○
女性育成支援	△	○	○	○	―	―	○ R2～	○ R6～	○	△
シニア人材活用	―	―	○	△	―	○	○	○ R3～	○ R5～	―
育休	○	―	○	―	―	○	―	○	○	△

○：試行を含め取組みを推進中　△：今後検討　－：回答無し　○：令和６年度より新たな取組みを開始

※　四国地方整備局は令和６年度より新たな取組みWLB等推進企業評価を試行

3-2. 若手・女性・シニアなどの担い手確保(2/2)

若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成
・ 表彰制度の改善の継続

要望 19 地整

- 若手・女性技術者の技術力向上・モチベーションアップにつながるような表彰制度の水平展開

R6からの新たな取り組み

【関東地整】

- 令和７年度以降に、管理技術者、主任技術者または担当技術者で、３５歳以下の若手技術者もしくは女性技術者の受賞者を対象として、総合評価にて加点するインセンティブの付与を検討

【取組み状況】 若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成の取組み

	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	中国地整	四国地整※	九州地整	沖縄総合事務局
若手・女性技術者への表彰制度	△	△	△ R7以降	○	―	△	△	―	○	○ 若手

○：試行を含め取組みを推進中　△：今後検討　－：回答無し　○：令和６年度より新たな取組みを開始

3-3. 設計変更ガイドラインの補足資料の運用状況

「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更
・ 土木設計業務等変更ガイドラインの理解を促す補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく確実・適切な設計変更

要望 34 **地整**

- 土木設計業務等変更ガイドラインの理解を促す補足資料の全地整での策定
- 補足資料の運用徹底に基づく、更なる適切・確実な設計変更

R6からの新たな取り組み

【沖縄総合事務局】
- 「土木設計業務変更ガイドライン【事例集】」を、年内に公表予定

【取組み状況】 設計変更ガイドラインの補足資料の運用状況

	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	中国地整	四国地整	九州地整	沖縄総合事務局
ガイドラインの補足資料	○	△	○	○	△	○	―	○	○	○ 年内公表予定

○：作成済み　△：今後検討　－：回答なし

3-4. 地方自治体の見積徴収による予定価格設定方法

2.2.2.見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示

要望 29 自治体

- 最低値を採用している地方自治体において、平均値または最頻値の採用

回答概要

- 見積徴取による予定価格設定において都道府県で２県（群馬県、新潟県）、政令指定都市で３市が最低値を採用

【取組み状況】 平均値・最頻値採用自治体の状況(採用自治体／見積徴取自治体)

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
都道府県	1/1	6/6	8/9 群馬県	2/3 新潟県	4/4	7/7	5/5	4/4	7/7	1/1
政令指定都市	1/1	0/1 仙台市	5/5	0/1 新潟市	3/3	3/4 大阪市	2/2	–	3/3	–
計	2/2	6/7	13/14	2/4	7/7	10/11	7/7	4/4	10/10	1/1
令和６年度採用自治体				富山県 石川県		神戸市				

※新潟県は令和７年度中に平均値採用を運用開始予定
※群馬県は令和７年度中に平均値または最頻値採用を運用開始予定

青文字は100%に至っていない項目

取組み状況は、地方ブロック意見交換会資料及び、自治体における入札・契約方式などの実態調査結果による。
※は令和６年度本部支部意見交換会議事メモ（関東支部・北陸支部）を参考に記載。

3-5.指定仮設と任意仮設の取り扱い

詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上
・ 指定仮設と任意仮設の取り扱い

要望 45 地整

1）設計業務等標準積算基準における指定仮設の記載内容の周知
2）任意仮設か指定仮設かについて、下記に留意し、受発注者間の認識不一致を解消
・指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化
・任意仮設と指定仮設の成果の取扱い(任意は参考図、指定は設計図）の認識共有
・責任所在の明確化と歩掛の改善
3）特記仕様書への指定仮設明記の取組み(近畿、四国、九州地方整備局、沖縄総合事務局）の水平展開
4）指定仮設への条件変更時の適切な設計変更

R6からの新たな取り組み

【中部地整】
- 指定仮設への条件変更時の設計変更にあたっての特記仕様書への明示については今年度より導入予定

【取組み状況】 特記仕様書に指定仮設の扱いを明記

	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	中国地整	四国地整	九州地整	沖縄総合事務局
特記仕様書への扱いの明記	－	－	○	○	○ R6～予定	○	－	○	○	○

○：試行を含め取組みを推進中　△：今後検討　－：不明　○：令和６年度より新たな取組みを開始

記入様式－１

令和6年度　発注機関別入札・契約方式等の実施状況

※赤字は令和5年度調査結果からの変更点(①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況(令和6年度業務)、トピックス等は黒字)

北海道ブロック(令和7年3月31日時点)

発注機関名	①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況					②予定価格の公表時期	③低入札防止対策			④業務成績評価の実施と活用				⑤業務表彰制度	トピックス等
	方式選定の考え方	(令和6年度業務)		(令和5年度業務)		事後:○ 事前:×	最低制限価格制度	低入札調査制度	その他の対策	業務成績評価の実施	業務成績評価基準有無	公表のレベル	業務成績活用の有無	制度有:○ 制度無:×	
		プロポ	総合評価	プロポ	総合評価										
北海道開発局	ガイドラインにより実施	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○	
北海道	総合評価及びプロポーザルは積極的に考えていない	×	×	×	×	○	○	○	－	○	○	○	○	○	
札幌市	総合評価及びプロポーザルは積極的に考えていない	×	○	×	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	

東北ブロック(令和7年3月31日時点)

発注機関名	①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況					②予定価格の公表時期	③低入札防止対策			④業務成績評価の実施と活用				⑤業務表彰制度	トピックス等
	方式選定の考え方	(令和6年度業務)		(令和5年度業務)		事後:○ 事前:×	最低制限価格制度	低入札調査制度	その他の対策	業務成績評価の実施	業務成績評価基準有無	公表のレベル	業務成績活用の有無	制度有:○ 制度無:×	
		プロポ	総合評価	プロポ	総合評価										
国交省東北地整	ガイドラインにより実施 (R7.4.1改訂施行)	281/863	578/863	226/685	458/685	○	—	○	技術評価点の減点	○	○	公表 R6業務から事務所HPで公表	○	○ 活用有	
青森県	ガイドラインにより実施 (R1.7.1改訂施行)	2/560	119/560	4/679	127/679	×	○ くじ多	○ (総合評価)	－	300万円以上(最終設計額)	県独自基準	公表 HP 1ヵ年分	あり 総合評価	○ 活用有	
秋田県	ガイドラインにより実施 (R3.7.1改訂施行)	3/707	295/707	0/762	285/762	×	○ くじ多	○ (総合評価) (WTO協定)	管理・照査技術者の手持ち制限	100万円以上	国交省の基準を採用	公表 県庁 紙ベース	あり 総合評価	県内本店○ 県外本店○ 活用無	
岩手県	ガイドラインにより実施 (R1.4.1改訂施行)	0/361	270/361	0/374	302/374	○	○ ランダム係数	○ (総合評価)	－	250万円以上	県独自基準	公表 各事務所 紙ベース	あり 総合評価	○ 活用無	
宮城県	ガイドラインにより実施 (R2.4.1改訂施行)	0/219	182/219	0/275	223/275	×	－	○	業務費用実績報告書の提出	100万円以上	県独自基準	公表 ・各事務所 紙ベース ・HP(各部門(測量、地質、建コン、補償コン、建築)の平均点が80点以上の会社)	あり 総合評価	県内本店○ 県外本店JV業務 活用有(総合評価)	
山形県	ガイドラインにより実施 (R6.7.1改訂施行)	4/417	95/417	3/416	72/416	○	○	○ (総合評価)	業務費用実績報告書の提出	200万円以上	県独自基準	公表 HP 2ヵ年分	あり 総合評価	県内本店○ 県外本店JV業務 活用有(総合評価)	
福島県	ガイドラインにより実施 (R7.4.1改訂施行)	1/415	29/415	3/476	4/476	○	○ くじ多	○ (総合評価)	管理技術者の専任	100万円以上	県独自基準	自社通知のみ	あり 総合評価	○ 活用有(総合評価) ※同種・類似業務に限る。	
仙台市	ガイドラインにより実施 (R6.6.1以降適用)	0/108	2/108	0/104	0/104	○ (1000万以上) (ただし局長発注は非公表)	○ (ただし局長発注は適用外)	○ (WTO協定) 2.7億円以上の工事に係る業務委託)	—	100万円以上 (ただし局長発注は適用外)	市独自基準	自社通知のみ	あり 総合評価	県内本店○ 県外本店× 活用無	

令和6年度　発注機関別入札・契約方式等の実施状況

※赤字は令和5年度調査結果からの変更点(①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況(令和6年度業務)、トピックス等は黒字)

関東ブロック(令和7年3月31日時点)

発注機関名	①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況					②予定価格の公表時期	③低入札防止対策			④業務成績評価の実施と活用				⑤業務表彰制度	トピックス等
	方式選定の考え方	（令和6年度業務）		（令和5年度業務）		事後:○ 事前:×	最低制限価格制度	低入札調査制度	その他の対策	業務成績評価の実施	業務成績評価基準有無	公表のレベル	業務成績活用の有無	制度有:○ 制度無:×	
		プロポ	総合評価	プロポ	総合評価										
国交省関東地整	提要ガイドラインにより実施	416/1433	999/1433	496/1609	1080/1609	○	○ 調査基準価格算定	○	—	○	○	HPで公表	○	○	・関東地方整備局の事務所等との「災害協定締結の有無」を評価(R6.8) ・ワークライフバランス等を推進する企業を評価(R7.8より　0.5点加点) ・『若手・女性技術者奨励賞』を受賞された技術者を加点評価(R6年度完了業務より表彰を実施　1点加点) ・若手技術者の活用を評価:35歳、40歳の段階評価(R7.8より　各8点、5点加点) ・実施能力評価拡大型:新規業務の有無(年度において関東地整の受注がない場合)(R7.8より5点加点)
茨城県	ガイドラインにより実施	0/389 (0.0%)	0/389 (0.0%)	1/490 (0.2%)	1/490 (0.2%)	×	○ 発注3,000万円未満 国方式×ランダム係数(±1.5%)	○ 発注3,000万円以上 国方式	—	500万円以上の業務委託	国交省に準じた基準を採用	事務所で閲覧可	×	×	
栃木県	原則として2000万以上の業務を総合評価で発注	6/314	0/314	5/431 (1.2%)	2/431 (0.5%)	×	○ 国に準拠　算定率及び設定範囲に独自設定あり	○	—	500万以上の業務委託	国交省に準じた基準を採用	事務所で閲覧可	×	○	
群馬県	ガイドラインにより実施.	13/408 (3.2%)	1/408 (0.2%)	16/677 (2.3 %)	2/677 (0.3%)	○	○ 国と同様	○	—	100万円以上の業務委託(調査検討、計画、設計)	国交省に準じた基準を採用	事務所で閲覧可 (ランクのみ)	プロポ、総合評価方式に活用	○	
埼玉県	プロポは試行要領により実施 総合評価は総合評価方式試行ガイドライン※Ver.6に更新(R6.7.1～R7.6.30)「地域担い手確保型」を新設	10/557 (1.8%)	42/557 (7.5%)	6/561 (1.1%)	11/561 (2.0%)	○500万円以上 ×500万円未満	○ 国と同様	○	平均値に　最も近い値	300万円以上の業務委託	国交省に準じた基準を採用	県HPで公表	プロポ、総合評価方式に活用	○本庁部長表彰 (名称:優秀委託業務表彰)	
千葉県	プロポはターゲットを定めて実施。 総合評価落札方式はガイドラインを基に試行中。 試行開始(R4.9～)	0/1031 (0.0%)	4/1031 (0.4%)	0/1163 (0.0%)	7/1163 (0.6%)	○	○ 国と同様	○	—	100万円以上の業務委託	国交省に準じた基準を採用	事務所で閲覧 (前年度分まで)	○	×	
東京都	「入札方式の選定フロー」、「具体の設計等委託業務のイメージ」、「入札方式の適用表」を建設局の品質確保取組方針において明確化し、それに基づき選定	5/957 (0.5%)	178/957 (18.6%)	12/912 (1%)	196/912 (21%)	○	○ 国と同様	—	—	100万円以上の設計業務	都独自の基準	事務所で閲覧可	指名競争の優先指名権(75点以上)及び総合評価(技術点)に活用	○建設局長表彰、 (事務所長感謝状)	
神奈川県	設計業務等のプロポーザル方式に関する要綱は整備されているが、近年の発注は建築設計のみ 総合評価方式の発注はガイドラインによる	4/592 (0.7%)	57/592 (9.6%)	1/591 (0.2%)	63/591 (10.7%)	○	○ (設計82%、地質85%、測量82%、補償81%、建築設計81%)	○ (総合評価方式のみ)	○ (公募見積で中間値×85%に最も近い見積金額採用)	○ (150万円以上の業務委託)	○ (県独自の基準)	県政情報センター及び各事務所で閲覧可	○ (総合評価方式で評価対象)	○ (知事表彰、局長表彰、所長礼状)	
山梨県	プロポ試行中。総合評価落札方式はガイドラインにより試行中(R2.4～)	0/441 (0.0%)	25/441 (5.7%)	0/417 (0.0%)	25/417 (6.0%)	×	国に準拠しランダム係数をかける	総合評価落札方式で採用	—	100万円以上の業務委託	国交省に準じた基準を採用	ポータルサイトで公表	総合評価方式に活用	○	
長野県	ﾌﾟﾛﾎﾟは県試行要領、総合評価は県実施要領により、それぞれ実施	7/399 (1.8%)	299/399 (74.9%)	11/547 (2.0%)	392/547 (71.7%)	○	—	○	H31.4より低入札価格調査を導入	100万円以上の業務委託	県独自の基準	事務所で閲覧可	○総合評価方式に活用 優良技術者表彰に活用	○優良技術者表彰	

令和6年度　発注機関別入札・契約方式等の実施状況

※赤字は令和5年度調査結果からの変更点(①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況(令和6年度業務)、トピックス等は黒字)

さいたま市	総合評価及びプロポは積極的には考えていない			調査中	調査中	一般競争：× 指名競争の一部：×	○ 国と同様	－	－	×	×	×	×	×	
千葉市	総合評価は試行要領あり。 簡易公募プロポはガイドラインや要綱などは公表されておらず。			0/173 （0%）	2/173 （1.2%）	○	○ 国と同様	－	－	100万円以上の業務委託	市独自の基準	△ 自社通知のみ	×	×	
横浜市	プロポーザル方式は要綱等が整備されているが、発注は少ない 総合評価方式は委託関連の要綱なし	4/490 （0.8%）	0/490 （0%）	3/413 （0.7%）	0/413 （0%）	○	○（土木設計、建築、設備、造園、補償、測量、地質調査はR5までの国同様算定式（R7年度履行開始案件より改定）or率（80%）） ×（建設コンサルタント等の業務（計画系業務））	—	電子入札はランダム係数（1.0000～1.0050）	○ （100万円以上の設計・測量業務）	○ （市独自の基準）	× （受注者への通知のみ）	○ （一部部局では指名、表彰で活用）	○ （道路局、下水道河川局、水道局、みどり環境局）	
川崎市	プロポーザル方式は要綱等が整備されているが、発注は少ない 総合評価方式は委託関連の要綱なし	6/243 （0.2%）	0/243 （0%）	0/237 （0.0%）	0/237 （0.0%）	○	○ （80%）	—	—	○ （部局により100万円以上の業務委託）	○ （市独自の基準）	× （受注者への通知のみ（一部部局は通知もなし））	×	× （市内業者測量はあり）	
相模原市	プロポーザル、総合評価ともに業務委託に関する要綱はなし 過去に発注事例はあるが、近年の発注はない	0/46 （0%）	0/46 （0%）	0/46 （0%）	0/46 （0%）	○	○ （土木関係建設コンサル、測量、地質調査はR5までの国同様算定式）	—	—	△ 契約課発注の測量、地質調査及び設計監理が対象	非公表	×	△ 入札契約制度への活用を検討	×	

北陸ブロック（ 令和7年3月31日時点 ）

発注機関名	①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況					②予定価格の公表時期	③低入札防止対策			④業務成績評価の実施と活用				⑤業務表彰制度	トピックス等
	方式選定の考え方	（令和6年度業務）		（令和5年度業務）		事後：○ 事前：×	最低制限価格制度	低入札調査制度	その他の対策	業務成績評価の実施	業務成績評価基準有無	公表のレベル	業務成績活用の有無	制度有：○ 制度無：×	
		プロポ	総合評価	プロポ	総合評価										
国交省北陸地整	ガイドラインにより実施	○ 236/581	○ 342/581	○ 246/644	○ 376/644	○	－	○	・さらなる品質確保対策 ・履行確実性の評価 ・手持ち業務量の制限	○	○	整備局・事務所ホームページ	○	○	
新潟県	試行要領(案)により実施	1/690	0/690	1/850	1/850	○	○	○	－	○ 200万円以上の業務委託	○ 国土交通省に準ずる	受注会社に通知	○	○	
富山県	プロポーザル＝必要に応じて実施（金額や業務内容による基準は定めていない。） 総合評価＝実施していない	× 0/336	× 0/336	× 0/328	× 0/328	○	○ R6.4国交省基準に準ずる	○ R6.4国交省基準に準ずる		200万円以上の業務委託を対象に実施	H30年4月の国交省基準に準ずる	受注会社のみへ通知し、契約所属において閲覧	○	×	
石川県	プロポは実施要領により実施。総合評価方式は未導入。	× 0/620	× 0/620	× 0/620	× 0/620	×	○	－	－	500万円以上の業務委託に対し試行	国交省に準じた基準を採用	受注会社へ通知	○	○	
新潟市	ガイドラインにより実施	× 0/171	× 0/171	× 0/127	× 0/127	○	変動制最低制限価格方式	－	－	500万円以上の業務委託に対し実施	国交省に準じた基準を採用	受注会社のみへ通知し、技術管理課で閲覧可能	×	×	

令和6年度　発注機関別入札・契約方式等の実施状況

※赤字は令和5年度調査結果からの変更点(①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況(令和6年度業務)、トピックス等は黒字)

中部ブロック(令和7年3月31日時点)

発注機関名	①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況					②予定価格の公表時期	③低入札防止対策			④業務成績評価の実施と活用				⑤業務表彰制度	トピックス等
	方式選定の考え方	（令和6年度業務）		（令和5年度業務）		事後：○ 事前：×	最低制限価格制度	低入札調査制度	その他の対策	業務成績評価の実施	業務成績評価基準有無	公表のレベル	業務成績活用の有無	制度有：○ 制度無：×	
		プロポ	総合評価	プロポ	総合評価										
国交省 中部地整	ガイドラインにより実施	○	○	○	○	○	―	○	―	○	○	公表	○	○	●ガイドライン改定（R6.7） ①技術提案評価テーマの「評価の着目点」の一部改訂 ◆実現性…「業務成果の品質向上が期待できる実施体制」と評価判断の明確化 ◆独創生…「地域特性を踏まえた高度の検討・解析手法」の加点項目追加 ②技術提案　実施方針（若手技術者の活躍） ◆申請若手技術者の技術者区分の明確化 ◆人材育成評価のポイント ・若手技術者等の社員を対象とした、技術向上のための人材育成の取り組み評価（対象者の年齢制限なし） ・企業自らの開催する複数名対象の講習会等のほか、各個人対象のOJT等も評価 ・若手技術者等が個人で参加した実績は評価しない ・資格取得のみの実績は評価しない
岐阜県	岐阜県県土整備部一般競争入札試行要領等	○ （0/887）	○ （27/887）	○ （1/923）	○ （17/923）	×	○	○	×	○	○	公表	○	×	
静岡県	ガイドラインにより実施	○ （4/1300）	○ （150/1300 ）	○ （2/1504）	○ （142/1504 ）	○	○	○	―	○	○	公表	○	○	
愛知県	ガイドラインにより実施	2	6	2	7	×	予定価格税込み15,000千円を境に2段階	○	予定価格15,000千円以上(税込み)業務については技術者の追加が必須	○	○	評価点80点以上の業務について県HPと発注事務所で公表	検討中	×	
三重県	ガイドラインにより実施 （総合評価） 試行要領により実施 （プロポーザル）	○ （0/391）	○ （159/391）	○ （0/405）	○ （150/405）	×	○	×	最低制限価格の算出方法を用いて基準価格を設定。 基準価格を下回っても即失格にはならないが、価格点は基準価格によるものと同じとなる。	○	○	自社通知のみ	○	×	
静岡市	令和6年度は総合評価方式は導入されていない	× （0/272）	× （0/272）	× （0/253）	× （0/253）	×	○	×	-	○	○	×	×	×	契約課発注のみを集計
浜松市	プロポーザルは必要に応じて実施。総合評価は試行の位置付け	× （0/309）	× （0/309）	× （0/345）	× （0/345）	○	○	×	―	○	○	×	×	×	
名古屋市	プロポは必要に応じて実施 総合評価は試行	12/365 （3.3%）	8/365 （2.2%）	5/333 （1.5%）	9/333 （2.7%）	× 国等で公表された基準で積算した業務は事前公表、それ以外は非公表	○ ①国の基準と②平均入札額のいずれか低い額	○	―	○	○	庁舎で閲覧可	○ （表彰制度）	○	

令和6年度　発注機関別入札・契約方式等の実施状況

※赤字は令和5年度調査結果からの変更点(①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況(令和6年度業務)、トピックス等は黒字)

近畿ブロック(令和7年3月31日時点)

発注機関名	①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況					②予定価格の公表時期	③低入札防止対策			④業務成績評価の実施と活用				⑤業務表彰制度	トピックス等
	方式選定の考え方	(令和6年度業務)		(令和5年度業務)		事後:○ 事前:×	最低制限価格制度	低入札調査制度	その他の対策	業務成績評価の実施	業務成績評価基準有無	公表のレベル	業務成績活用の有無	制度有:○ 制度無:×	
		プロポ	総合評価	プロポ	総合評価										
国交省近畿地整	運用ガイドラインにより定められている	255件	748件	284件	818件	○	－	○	－	有 (100万円を越える業務)	有	HPで公表	有	○	
福井県	(プロポーザル)技術的に高度な業務、専門的技術が要求される業務 (総合評価)比較的高度な構造物等の業務	0/365	3/365	0/359	10/359	○	○ 予定価格の80～92%の範囲(但し、算定式は国交省基準による)	無し	総合評価では、基準額を下回る応札の価格評価点は一定とする	○ 100万円を越える業務	○ 国交省の基準を採用	公表 評価結果は閲覧、評価基準等は閲覧・HP	○ 指名選定及び総評における評価項目に活用	○ 500万円以上の設計業務 主たる営業所が県内にあること	
滋賀県	運用ガイドラインによる	1/654	170/654	1/473	165/473	○	有り	有り	－	有り	有り	公表(事務所にて閲覧)	有り	○	
京都府	指名競争入札	0/418	0/418	1/463	0/463	×	○ 国と同様	無し	－	100万円以上の業務委託	国交省の基準	すべて公表 事務所で閲覧	×	×	
大阪府	業務の難易度から独自に設定(詳細は非公開)	13/259	9/259	1/512	25/512	○	○	○	特になし	検査時の契約金額が100万を超える業務に実施	有	HP上で全業務の検査成績点(合計得点)を公表	○	○	
兵庫県	プロポ発注は少数 総合評価は未実施	3	×	1	×	○	○ 国と同様	無	－	最終契約金額が200万円を超える委託業務	国交省の基準を採用	公表済み(一部を含む)	プロポで活用	× (計画中)	
奈良県	プロポ・1000万円以上で高度な技術を要する業務。 総合評価・1000万以上で技術的工夫の余地が比較的大きい業務	○ 5/620	○ 178/620	○ 12/720	○ 169/720	×	有 (独自基準)	H30年8月より総合評価方式で導入	－	100万円以上の業務委託	H29年9月より、国交省に準じた基準を採用	自社通知のみ	プロポ・総合評価方式で活用	×	
和歌山県	要領により個別に判断。	無し	49/399	無し	48/420	×(3,000万円未満) ○(3,000万円以上)	○ (予定価格(税抜き)3,000万円未満のうち総合評価方式以外の業務)	○ (予定価格(税抜き)3,000万円未満のうち総合評価方式を適用する業務。予定価格(税抜き)3,000万円以上の全ての業務)	特別重点調査 (予定価格(税抜き)3,000万円以上の全ての業務において、入札金額が予定価格(税抜き)に100分の70を乗じて得た額に満たない者を対象とする。特に重点的に調査を実施し、必要に応じ低入札価格入札者に対し事情聴取を実施。)	有り	有り	開示請求で可能	有り	×	
京都市	総合評価方式ガイドライン(業務委託編)	0/59	0/59	0/64	0/64	×	○ 国と同様＋ランダム係数	○ 総合評価	－	○	○ 国交省の基準	自社通知のみ 公表無し	×	×	
大阪市	「大阪市業務委託総合評価落札方式運用ガイドライン」による。(この中に、発注方式の選択についての記載がある。	37/162	0/162	23/287	0/287	○	○	○	特になし	検査時の契約金額が100万を超える業務に実施	有	HP上で全業務の検査成績点(合計得点)を公表	○	×	
神戸市	業務の難易度から独自に設定	2/179	0/179	1/195	0/195	○	○	○	無	200万円以上の業務	国交省に準じた基準を採用	受注者への通知のみ	×	○	
堺市	独自に金額と内容から　設定	なし	なし	なし	なし	○	○	×	×	全て実施済み	国交省の基準を採用	受注者への通知のみ	×	×	

令和6年度　発注機関別入札・契約方式等の実施状況

※赤字は令和5年度調査結果からの変更点(①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況(令和6年度業務)、トピックス等は黒字)

中国ブロック(令和7年6月6日時点)

発注機関名	①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況[注2)，注3)]					②予定価格の公表時期	③低入札防止対策			④業務成績評価の実施と活用				⑤業務表彰制度	トピックス等
	方式選定の考え方	（令和6年度業務）		（令和5年度業務）		事後：○ 事前：×	最低制限価格制度	低入札調査制度	その他の対策	業務成績評価の実施	業務成績評価基準有無	公表のレベル	業務成績活用の有無	制度有：○ 制度無：×	
		プロポ	総合評価	プロポ	総合評価										
国交省 中国地整	プロポ：本格導入 総合評価：本格導入 ガイドラインにより実施	216/662	366/662	220/648	342/648	○	－	○ 算定式・上下限値の変更（国交省全体） 【一般管理費等算入率】 0.48⇒0.50 【上下限値】 60～80%⇒60～81%	・予定価格1,000万円を超える業務は低入札調査制度、予定価格500万円～1,000万円の業務は品質確保基準価格調査制度（低入札調査制度に準じる） ・価格競争時の低入札による契約は増員担当技術者（管理技術者と同等）の配置の義務付け⇒配置ができない場合、当該入札者の入札を無効とする ・総合評価方式おいては履行確実性評価の実施 ・低入札による契約は、第3者照査、管理技術者の手持ち業務量制限、現場常駐等が課される。	○ 100万円以上の業務委託	○	事務所で閲覧可 R6.4.1以降の公表分はHPにて閲覧可	○ 選定・指名段階、特定・入札段階における業務成績（配置予定管理技術者）は技術者評定点により評価	○	①技術提案簡素化型の試行【新規】 ・入札参加者による技術資料作成及び発注者による技術資料審査の負担軽減を目的として、技術提案の一部を省略 ・対象：予定価格30百万円未満の総合評価（簡易型）において適用可能とする。 ・概要：「実施フロー」を省略することで資料作成を省力化、「代替案、重要事項等」を省略することで、提案の負担を軽減
鳥取県	プロポ：本格導入 総合評価：本格導入（実施要領を作成，「技術提案型」，「簡便型」，「地域密着型」の3種類）	0/251	127/251	0/260	138/260	○ （予定価格800万円以上） × （予定価格800万円未満）	－	○（100万円以上） （国交省計算式×1.1） 算定式，上下限値の変更 ◇成果品重点確認価格 【一般管理等費用算入率】 5.5⇒5.7 【上限値】 予定価格の～8.6/10 ◇調査基準価格 【一般管理等費用算入率】 4.8⇒5.0 【上下限値】 予定価格の2/3～8.5/10	【成果品重点確認制度（成果品重点確認価格）】 ・成果品重点確認価格を下回る落札金額で受注した者は以下の措置を行う。 1）重点配置技術者の配置(他の成果品重点確認業務と兼務禁止) 2）履行体制の確認、　3）業務計画書の内容の聴取 4）業務の節目毎の照査報告 5）現地作業を伴う業務における履行確認の強化（管理技術者等が現場常駐し、翌日の16時までに写真及び日報を提出） 【低入札価格調査制度（調査基準価格）】 ・入札時に意向確認書を提出し、調査基準価格を下回る入札を行った者は、開札の翌日から2日以内に低入札資料を提出。入札時に意向確認書を提出しなかった場合は、入札を無効とする ・調査基準価格を下回る落札金額で受注した者は、成果品重点確認制度の措置に加え、以下の措置を行う。 1）契約保証の不免除、　2）前金払率の低減 3）配置技術者の専任配置、　4）第三者照査の義務化	○ 100万円以上の業務委託	○ 独自に策定	事務所で閲覧可	○ ・県内業者の総合評価落札方式における評価項目、指名競争入札の業者選定等に反映	○ （県内・準県内業者、若手優良技術者表彰、県外部門表彰）	
島根県	プロポ：試行導入（試行要領を作成） 総合評価：試行導入（運用の手引きを作成，「テーマ設定型」，「技術者評価型(一般型)」，「技術者評価型(簡易型)」の3種類）	0/829	6/829	0/1080	6/1080	○	○（1,000万円未満） （国交省計算式） 算定式の変更 【一般管理費等算入率】 0.48⇒0.50	○（1,000万円以上） （国交省計算式） 算定式の変更 【一般管理費等算入率】 0.48⇒0.50	・契約保証金等の納付 ・管理（主任）技術者の専任配置(資格保有者に限定) ・第3者照査 ・当該業務の評価点が70点未満の場合、評価点の通知のあった日の属する年度、及び翌年度は入札に参加できない	○ 100万円以上の業務委託	○ 国交省に準じた基準を採用	事務所で閲覧可	○ ・総合評価方式の客観点数に活用	○ （県内業者・準県内業者対象）	
岡山県	原則指名競争入札 プロポ：本格導入 総合評価：未導入	0/827	未導入	0/776	未導入	○	○（1,000万円未満） （国交省計算式） 算定式，上下限値の変更 【一般管理費等算入率】 0.48⇒0.50 【上下限値】 予定価格の2/3～8.5/10	○（1,000万円以上） （国交省計算式） 算定式，上下限値の変更 【一般管理費等算入率】 0.48⇒0.50 【上下限値】 予定価格の2/3～8.5/10	・低入札調査基準価格を下回って契約した場合、当該業務完了まで当該契約と同一の業務区分に係る業務委託の指名除外 ・第3者照査	○ 500万円以上の業務委託	○ 国交省に準じた基準を採用	自社通知のみ	○ ・業者選定及び技術者育成に活用	○ （県内営業所を有し、20人以上の技術者を常駐させている者又は一級建築士登録ある者対象）	

令和6年度　発注機関別入札・契約方式等の実施状況

※赤字は令和5年度調査結果からの変更点(①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況(令和6年度業務)、トピックス等は黒字)

広島県	プロポ：本格導入 総合評価：本格導入（実施要領を作成）	0/264	141/264	0/289	151/289	×	○（総額失格基準と呼称） 応札者5者未満：入札価格の平均額×0.9 応札者5者以上：入札価格の平均額－標準偏差×1.0 ※応札者数は予定価格に対して適切に積算されていると認められないものを除く	○ 応札者5者未満：入札価格の平均額×0.95 応札者5者以上：入札価格の平均額－標準偏差×0.5 【上下限値】 予定価格の85%～90% ※応札者数は予定価格に対して適切に積算されていると認められないものを除く	・第3者照査 ・管理技術者の専任 ・契約保証金（業務委託料の10分の1以上） ・社会保険労務士による労務監査を受け、その意見書を付して業務完了後調査資料を提出（完了検査合格後2ヶ月以内） ・契約不適合責任期間：成果物引渡し日を受けた日から起算して6年に延長	○ 500万円以上の業務委託	○ 国交省に準じた基準を採用	事務所で閲覧可	○ ・入札参加資格審査、総合評価方式の客観点数に活用	○ （県内本店業者対象）	①総合表評価落札方式における評価項目（評価基準）の改正 ・優良建設コンサルタントの表彰評価項目について，従来の「過去2年間の当該主たる業務分野での優良建設コンサルタントの表彰」に加えて，「過去２年間の当該部門での国土交通省中国地方整備局における優良業務履行団体表彰（整備局長表彰）＜業務箇所が広島県内を含む業務を対象＞」も対象とする。
山口県	原則指名競争入札 プロポ：本格導入 総合評価：試行導入（実施要領を作成）	5/690	15/690	10/459	5/459	○	○（300万円未満） （国交省計算式） 算定式，上下限値の変更 【一般管理費等算入率】 0.48⇒0.50 【上下限値】 予定価格の6/10～8.1/10	○（300万円以上） （国交省計算式） 算定式，上下限値の変更 【一般管理費等算入率】 0.48⇒0.50 【上下限値】 予定価格の6/10～8.1/10	・管理（主任）技術者の専任配置 ・第3者照査	○ 100万円以上の業務委託	○ 国交省に準じた基準を採用	事務所で閲覧可	○ ・総合評価方式の評価項目として活用	○ （県内業者・一定数の技術者を県内営業所等に常駐させている県外業者が対象）	
岡山市	原則一般競争入札 プロポ：本格導入 総合評価：未導入	0/186	未導入	0/211	未導入	○	○（5,000万円未満） （国交省計算式） 算定式，上下限値の変更 【一般管理費等算入率】 0.48⇒0.50 【上下限値】 予定価格の2/3～8.5/10	○（5,000万円以上） （国交省計算式） 算定式，上下限値の変更 【一般管理費等算入率】 0.48⇒0.50 【上下限値】 予定価格の2/3～8.5/10	・契約保証金の納付（契約金額の30%以上） ・前払金の低減（契約金額の10分の1以内） ・入札参加制限（当該入札に係る契約履行完了までの間，他の対象コンサルタント業務の入札に参加できない）　等	○ 全ての業務委託	○ 国交省の基準を一部変更して適用	自社通知のみ	○ 持ち点制度 業務で高評価を続け所定の持ち点を超えた場合、優良受託者として表彰	○ （優良工事施工業者表彰基準を準用）	
広島市	プロポ：本格導入 総合評価：未導入	1/239	未導入	0/241	未導入	○	○（27,000万円未満） （国交省計算式×偶発値×1.1） 算定式，上下限値の変更 【一般管理費等算入率】 0.48⇒0.50 【上下限値】 予定価格の6/10～8.1/10	○（27,000万円以上） （国交省計算式×偶発値×1.1） 算定式，上下限値の変更 【一般管理費等算入率】 0.48⇒0.50 【上下限値】 予定価格の6/10～8.1/10	・低入札価格調査報告書の提出が必要（開札日より5日以内） ・調査基準価格の85%を下回る場合は、さらに諸経費等内訳書及び労務費内訳書を提出 ・総額失格基準を満たしていない場合、報告書を提出しなかった場合、報告書に不備がある場合は、その者の入札は無効	○ 100万円を超える業務委託	○ 国交省の基準を一部変更して適用	事務所で閲覧可	○ ・一般競争入札の参加要件に反映	○ （市内本店業者対象）	

中国ブロック回答の注記

注1）赤字は令和6年度上期変更点。青字は令和6年度下期変更点。緑字は令和7年度変更点。

注2）「①プロポ・総合評価落札方式の実施状況」欄は，「業務システム委員会調査資料（R7.5.30）」をもとに計算（令和6年度発注の土木関係建設コンサルタント業務対象＜随意契約を除く＞）。

注3）「①プロポ・総合評価落札方式の実施状況」欄の「本格導入」，「試行導入」，「未導入」は，「令和6年度業務に関する運用指針調査（R6.12.18）」をもとに記載。

令和6年度　発注機関別入札・契約方式等の実施状況

※赤字は令和5年度調査結果からの変更点(①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況(令和6年度業務)、トピックス等は黒字)

四国ブロック(令和7年3月31日時点)

発注機関名	①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況					②予定価格の公表時期	③低入札防止対策			④業務成績評価の実施と活用				⑤業務表彰制度	トピックス等
	方式選定の考え方	(令和6年度業務)		(令和5年度業務)		事後:○ 事前:×	最低制限価格制度	低入札調査制度	その他の対策	業務成績評価の実施	業務成績評価基準有無	公表のレベル	業務成績活用の有無	制度有:○ 制度無:×	
		プロポ	総合評価	プロポ	総合評価										
国交省 四国地整	ガイドラインにより実施	○ 162/492	○ 330/492	○ 161/472	○ 311/472	○	－	○	－	○	有り	HPで公表	有り	○	
徳島県	・プロポ無し ・総合評価有り	× 0/574	○ 10/574	× 0/496	○ 7/496	○	○	×	－	○	○	事務所で閲覧可	○ (総合評価で活用)	○	
香川県	総合評価あり プロポーザルあり	○ 0/544	○ 72/544	○ 0/577	○ 81/577	○	○	○	－	○ 500万円以上の設計業務	○	HPで公表	○ 総合評価に活用	×	
愛媛県	プロポ有り 総合評価無し	× 0/610	× 0/610	× 0/588	× 0/588	×	○	○ (500万円以上)	×	○ (500万円以上)	○	非公表	×	×	R7.6.1公告から、一部業務で総合評価落札方式導入
高知県	・プロポ有り(少数) ・総合評価有り	× 1/511	○ 80/511	× 1/563	× 30/563 (価格)	○税込500万円以上 ×税込500万円未満	○	○	－	○ (一部:500万円以上)	○	非公表 (公表の予定無し)	○	×	R6.4.1公告等から、総合評価方式及び低入札調査制度の導入、予定価格の事後公表を500万円以上に拡大

九州・沖縄ブロック(令和7年3月31日時点)

発注機関名	①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況					②予定価格の公表時期	③低入札防止対策			④業務成績評価の実施と活用				⑤業務表彰制度	トピックス等
	方式選定の考え方	(令和5年度業務)		(令和4年度業務)		事後:○ 事前:×	最低制限価格制度	低入札調査制度	その他の対策	業務成績評価の実施	業務成績評価基準有無	公表のレベル	業務成績活用の有無	制度有:○ 制度無:×	
		プロポ	総合評価	プロポ	総合評価										
国交省 九州地整	ガイドラインにより実施	385/1492	952/1492	369/1631	1053/1631	○	○	○	－	○	○	公表	○	○	令和7年3月に「業務の適正執行のための勘所」を策定
沖縄総合事務局	ガイドラインにより実施	44/168	124/168	27/140	113/140	○	○	○	－	○	○	公表	○	○	
福岡県	プロポは特殊業務を数件発注。総合評価は未導入。	4/1787	×	2/1793	×	○	×	×	○低入札防止対策を実施中	○ 500万円を超える業務委託	○ 国交省の基準を採用	×	×	×	
佐賀県	H31.4より1,000万円以上の設計業務において、総合評価方式を導入。R3年5月より対象工種拡大6→10	13/513	22/513	7/440	37/440	○	○ 要領あり	—	—	○ 300万円以上の委託業務	○ R3.5改訂	受注者へ通知及び現地発注機関で閲覧可	○ 総合評価で活用	○	佐賀県県土づくりコンサルタンツ協会との意見交換会を実施(R7.5.15)
長崎県	国の斜め像限図に基づき、簡易型は像限図の右上、特別簡易型は像限図の左側のイメージで実施	○ 0/438	○ 15/438	○ 2/694	○ 11/694	○	○ 79～82%	× (建設工事有)	－	○ 500万円を超える業務委託	○ R3.10改訂 国交省方式	自社通知及び発注機関にて閲覧可能	○ 指名基準・総合評価で活用	○ 県内企業のみを対象	
熊本県	技術的工夫の余地が大きい業務では、プロポ・総合評価とも実施	0件/627件	3件/627件	0件/695件	0件/695件	×	○ 60～85%	○	－	○ 250万円以上の業務委託	○ 県独自の基準	受注者への通知・県庁情報プラザ及び出先技術管理課で閲覧可能	○ 総合評価で活用	○ 県内企業のみを対象	
大分県	・総合評価未導入 ・技術的な工夫の余地が大きい業務ではプロポを採用	1/800	×	1／999	×	×	×	×	－	○	○	○ (各土木事務所で閲覧)	○ (指名時の参考資料)	○ (R5より試行)	・設計段階での3者協議(主に仮設)の試行 前年に続きR7も12土木事務所で1件の試行業務を実施予定 ・事務所発注上限金額の改定2,000万円未満⇒3,000万円未満
宮崎県	総合評価落札方式においてJV型を導入	× 0/503	○ 8/503	× 0/453	○ 7/453	○	○ 81～85%	○ 総合評価方式のみ	－	○ 100万円上の業務委託	○ 国交省方式	自社通知及び出先事務所にて閲覧可能	○ 指名時に活用	× 他県の状況を注視	地元県部会との意見交換会を実施。 R2よりJV型を実施
鹿児島県	R4年度より総合評価方式を試行(道路詳細設計) R7年度より(砂防詳細設計)追加	× 0/637	○ 9/637	× 0/598	○ 12/598	○	○ 測量82% 設計81% 調査85%	○ 測量82% 設計81% 調査85%	－	○ 100万円以上の業務委託	国交省に準じた基準を採用	自社通知のみだが、閲覧をしようとする者は、閲覧簿に記載事項を記入し閲覧可能	○ 指名基準・総合評価で活用	○ 県内企業のみを対象	
沖縄県	プロポ・総合評価とも実施。実施基準はHPにアップ	17/768 現場技術業務は0件	74/768 現場技術業務は60件	9/821	81/821	○	○ 国と同様	○ 総合評価で適用	最低制限以下は失格	○ 500万円以上の業務委託	○ 県独自の基準	公表	○ 総合評価・プロポに活用	○	総合評価は殆どが現場技術業務である。一般競争入札が増えてきている。
北九州市	総合評価:制度有 プロポーザル:制度有(R3.4.1～)	― 未集計	1	― 未集計	0	×	○	○	－	100万円を超える業務委託	市独自の基準	HP公表	○ 総合評価で活用	○	
福岡市	プロポは各局の基準 総合評価は未導入	× (0/160)	× (0/160)	× (0/183)	× (0/183)	×	○ (令和6年改訂 81%)	無	無	○ 100万円以上の業務委託	○ 国交省方式	自社通知 閲覧も可能	有 (業務表彰で活用)	○	R6年度は業務委託で3社表彰
熊本市	総合評価については試行中だが具体的な発注予定はない。	○ 4/281	○ 1/281	○ 12/318	× 0/318	×	○ 60～85%	×	－	○ R7.5.1要綱改定	○ 市独自の基準	非公表	×	× R6年度本格運用に向けて引き続き検討中	

令和6年度　建設コンサルタントの要望と提案に関する自治体の対応状況

※赤字は令和5年度調査結果からの変更点

北海道ブロック（令和7年4月1日時点）

発注機関名	①予定価格積算における情報の開示度				②入札・契約制度								③品質の確保・向上						④ワークライフバランス改善	⑤納期の平準化	
	①−1 人工の開示	①−2 経費積算条件の開示度	①−3 見積徴収時の予定価格の設定方法	①−4 質問への回答の適切性	②−1 事務所発注金額上限値の設定	②−2 共同設計方式（JV）の採用	②−3 若手・女性の優遇制度	②−4 災害協定・地域活動に対する優遇措置	②−5 技術士・RCCMの活用	②−6 建設コンサルタント登録制度の活用	②−7 土木設計業務等変更ガイドラインの有無	②−8 設計変更金額の上限値の制限有無	③−1 受発注者合同現地踏査の実施	③−2 業務管理スケジュール表の活用	③−3 ワンデーレスポンスの実施	③−4 条件明示チェックシートの活用	③−5 赤黄チェックの実施	③−6 三者会議の実施	④−1 ウィークリースタンスへの取組み	⑤−1 3月末工期の案件率（R5orR6年度業務）	⑤−2 1～3月工期の案件率（R5orR6年度業務）
北海道開発局	開示	開示	非公表	適切	2000万円未満	○	○	○（試行）	○	○	○	不明	○	○	○	○	○	○	○	44%	85%
北海道	開示	開示	平均値	適切	×	○	×	×	○	○	○	不明	○	○	○	○	○	○	○	63%	80%
札幌市	開示	開示	平均値	適切	×	○	○	○	○	×	○	不明	○	○	○	○	○	○	○	51%	79%

東北ブロック（令和7年4月1日時点）

発注機関名	①予定価格積算における情報の開示度				②入札・契約制度								③品質の確保・向上						④ワークライフバランス改善	⑤納期の平準化	
	①−1 人工の開示	（令和6年度業務）	①−3 見積徴収時の予定価格の設定方法	（令和5年度業務）	②−1 事務所発注金額上限値の設定	②−2 共同設計方式（JV）の採用	②−3 若手・女性の優遇制度	②−4 災害協定・地域活動に対する優遇措置	②−5 技術士・RCCMの活用	②−6 建設コンサルタント登録制度の活用	②−7 土木設計業務等変更ガイドラインの有無	②−8 設計変更金額の上限値の制限有無	③−1 受発注者合同現地踏査の実施	③−2 業務管理スケジュール表の活用	③−3 ワンデーレスポンスの実施	③−4 条件明示チェックシートの活用	③−5 赤黄チェックの実施	③−6 三者会議の実施	④−1 ウィークリースタンスへの取組み	⑤−1 3月末工期の案件率（R5orR6年度業務）	⑤−2 1～3月工期の案件率（R5orR6年度業務）
国交省東北地整	開示	開示	中間値・平均値	適切	無し	有り	若手・女性あり	有り	技術士 国土交通省登録技術者 土木学会認定土木技術	有り	国を準用	無し	有り	有り	有り	有り	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	50.4%	62.2%
青森県	開示	開示	中間値・平均値	適切	無し	無し	若手・女性あり	有り	技術士とRCCM	有り	独自に作成	無し	無し	無し	有り	有り（一部活用）	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	53.1%	63.1%
秋田県	開示	開示	中間値・平均値	適切	無し	有り	若手・女性あり	有り	技術士とRCCM	有り	独自に作成	無し	無し	無し	有り	無し	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	43.4%	55.6%
岩手県	開示	開示	中間値・平均値	適切	無し	有り	若手・女性あり	有り	技術士とRCCM	有り	独自に作成	無し	有り	無し	有り	有り	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	30.5%	39.0%
宮城県	開示	開示	中間値・平均値	適切	有り	有り	若手・女性あり	有り	技術士とRCCM	有り	独自に作成	無し	無し	無し	有り	無し	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	36.2%	45.9%
山形県	開示	開示	中間値・平均値	適切	有り	有り	若手・女性あり	有り	技術士とRCCM	有り	独自に作成	無し	有り	有り	有り	無し	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	53.8%	66.0%
福島県	開示	開示	中間値・平均値	適切	無し	無し（プロポのみあり）	若手・女性あり	有り	技術士とRCCM	有り	独自に作成	無し	有り	無し	有り	有り	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	58.7%	68.6%
仙台市	開示	開示	最低値（異常値を除く）	適切	無し	無し	若手・女性あり	有り	技術士とRCCM	有り	独自に作成	無し	有り（必要に応じて）	有り	有り	有り	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	53.8%	69.2%

令和6年度　建設コンサルタントの要望と提案に関する自治体の対応状況

※赤字は令和5年度調査結果からの変更点

関東ブロック（令和7年4月1日時点）

発注機関名	①予定価格積算における情報の開示度				②入札・契約制度								③品質の確保・向上						④ワークライフバランス改善	⑤納期の平準化	
	①−1 人工の開示	①−2 経費積算条件の開示度	①−3 見積徴収時の予定価格の設定方法	①−4 質問への回答の適切性	②−1 事務所発注金額上限値の設定	②−2 共同設計方式（JV）の採用	②−3 若手・女性の優遇制度	②−4 災害協定・地域活動に対する優遇措置	②−5 技術士・RCCMの活用	②−6 建設コンサルタント登録制度の活用	②−7 土木設計業務等変更ガイドラインの有無	②−8 設計変更金額の上限値の制限有無	③−1 受発注者合同現地踏査の実施	③−2 業務管理スケジュール表の活用	③−3 ワンデーレスポンスの実施	③−4 条件明示チェックシートの活用	③−5 赤黄チェックの実施	③−6 三者会議の実施	④−1 ウィークリースタンスへの取組み	⑤−1 3月末工期の案件率（R5orR6年度業務）	⑤−2 1～3月工期の案件率（R5orR6年度業務）
国交省関東地整	開示	開示	平均	適切	—	JVでの参加は可能	有り	有り	有り	有り	有り	基本的には無し 30%の上限は指示されることもあり	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	R6年度 265/766 34.6% ※発注者支・通年業務除く	R6年度 376/766 49.1% ※発注者支援・通年業務を除く
茨城県	見積で決定した歩掛は開示	開示	平均的または最頻値	設計金額公表のため質問なし	3000万円未満	無し	無し	有（総合評価の選択加点項目	技術士とRCCM	有り	無し	無し	有り	有り	無し	有り	有り	有り(有償で人件費のみ計上可)	有り	当初　31% 変更　31%	当初　47% 変更　44%
栃木県	開示	開示	最高値及び最低値を除いた見積りの平均価格に対して30%以上の差異のあるものを排除し、それ以外の見積りの中央値又は最頻度の歩掛を採用	適切	3000万円未満	ほとんど無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	独自に作成	有り （当初金額の3割）	有り	無し	有り	無し	有り	有り	有り	22.60%	36.60%
群馬県	見積で決定した歩掛は開示	一部開示	異常値（±30%超）を除いた最低値 ⇒平均の直近下位値(R7.10より)	適切	上限なし	ほとんど無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	独自に作成	有り・3割	無し	無し	有り	図面と現場の不一致を減らすための基準チェックシート有	有り	有り(有償で人件費、旅費交通費、資料作成費のみ計上可)	有り	当初：20.7% 変更後：23.6%	当初：39.9% 変更後：33.5%
埼玉県	開示	開示	平均値に最も近い値	適切	2000万円未満	ほとんど無し	無し	有（総合評価の選択加点項目	技術士とRCCM	有り	独自に作成	無し	有り	無し	原則2日以内に回答	無し	有り	有り	有り	45.90%	63.40%
千葉県	一部開示	一部開示	平均的又は最頻値	適切	3000万円未満	無し	無し	有（総合評価の選択加点項目	技術士とRCCM	有り	有り	有り （当初金額の3割）	有り	有り	有り	無し	有り	有り	有り	当初：40.6% 変更後：37.4%	当初：64.2% 変更：52.1%
東京都	原則開示	案件により非開示	5者のうち中間3者の平均値	適切	2000万円未満	無し	有（総合評価の選択加点項目	有（総合評価の選択加点項目	技術士とRCCM	無し	独自に作成	無し	案件により実施	有り 特記仕様書に具体的に明記	有り	無し	有り 特記仕様書に具体的に明記	有り （実施要領（案）策定：歩掛有）	有り	R4年度：21% R5年度：9.5%	R4年度60% R5年度：39.6%
神奈川県	開示	開示	中間値・平均値	適切	2億円未満	ほとんど無し	若手あり	総合評価方式で加点の場合あり	技術士とRCCM	有り	独自に作成	無し	有り	無し	有り	無し	有り	有り（実施要領及び歩掛もあり）	有り	調査中	調査中
山梨県	非公開	非公開	平均値または最頻値	適切	4,000万円未満ただし特設事務所は2,000万円未満	無し	無し	総合評価落札方式で加点	技術士とRCCM	有り 指名選定に活用	有り	無し	有り 1回／1業務計上	有り	有り 共通仕様書第1111条に明記	有り	有り	有り 5千万以上の工事で実施	有り	36.0%	48.0%
長野県	開示	開示	中間値・平均値	適切	上限なし	ほとんど無し	若手あり	有り	技術士とRCCM	有り	国を準用	回答無し	無し	有り	有り	有り	有り	有り	有り	27%	35%
さいたま市	非開示	非開示	最低値	案件により不適切	上限なし	ほとんど無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	無し	回答無し	無し	無し	無し	無し	有り	有り	無し	—	—
千葉市	一部開示	一部開示	中間値・平均値	案件により不適切	上限なし	ほとんど無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	無し	回答無し	無し	無し	無し	無し	有り	無し	無し	—	—
横浜市	一部開示	一部開示	中間値・平均値	ほぼ適切	上限なし	ほとんど無し	無し	有り （下水道河川局と全国上下水道コン協会が締結）	技術士とRCCM	有り	有り	無し	有り	無し	有り	有り	有り	有り	有り	—	—
川崎市	一部開示	一部開示	中間値（建設緑政局など）、最低値	案件により不適切	上限なし	ほとんど無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	無し	無し	無し	無し	無し	無し	有り	有り(有償で人件費のみ計上可)	有り	—	—
相模原市	開示	開示	基本的に中間値	適切	上限なし	ほとんど無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	無し	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	—	—

令和6年度　建設コンサルタントの要望と提案に関する自治体の対応状況

※赤字は令和5年度調査結果からの変更点

北陸ブロック（令和7年4月1日時点）

発注機関名	①予定価格積算における情報の開示度				②入札・契約制度								③品質の確保・向上						④ワークライフバランス改善	⑤納期の平準化	
	①−1 人工の開示	①−2 経費積算条件の開示度	①−3 見積徴収時の予定価格の設定方法	①−4 質問への回答の適切性	②−1 事務所発注金額上限値の設定	②−2 共同設計方式（JV）の採用	②−3 若手・女性の優遇制度	②−4 災害協定・地域活動に対する優遇措置	②−5 技術士・RCCMの活用	②−6 建設コンサルタント登録制度の活用	②−7 土木設計業務等変更ガイドラインの有無	②−8 設計変更金額の上限値の制限有無	③−1 受発注者合同現地踏査の実施	③−2 業務管理スケジュール表の活用	③−3 ワンデーレスポンスの実施	③−4 条件明示チェックシートの活用	③−5 赤黄チェックの実施	③−6 三者会議の実施	④−1 ウィークリースタンスへの取組み	⑤−1 3月末工期の案件率（R5orR6年度業務）	⑤−2 1～3月工期の案件率（R5orR6年度業務）
国交省北陸地整	見積依頼工種のみ	見積依頼工種で直人比率のものは開示	平均直近下位	適切	3.4億円未満	有り	若手・女性有り	有り	有り	有り	有り	無し	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	34%（R6年度）	60%（R6年度）
新潟県	非開示	開示	最低値	適切	上限なし	有り	無し	無し	技術士とRCCM	有り	独自に作成	無し	その他	無し	有り	無し	有り	有り（有償で人件費・経費計上可）	有り	23%（R6年度）	37%（R6年度）
富山県	開示	一部開示	平均直近下位	適切	2000万円未満	無し	無し	無し	無し	有り	有り	有り（当初金額の3割。ただし、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合及び変更額が少額で別件により発注することが不合理である場合は変更可。）	有り（試行）	無し	無し	無し	有り	有り（有償で人件費・経費計上可）	有り	34%（R6年度）	57%（R6年度）
石川県	非開示	非開示	平均直下	適切	5000万円未満	無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	無し	無し	無し	無し	有り	無し	有り	有り（有償で人件費・経費計上可）	有り	49%	71%
新潟市	開示	開示	最低値	適切	上限なし	無し	無し	無し	有り	有り	有り	無し	無し	無し	有り	有り	有り	有り（有償で人件費・経費計上可）	有り	12%	31%

中部ブロック（令和7年4月1日時点）

発注機関名	①予定価格積算における情報の開示度				②入札・契約制度								③品質の確保・向上						④ワークライフバランス改善	⑤納期の平準化	
	①−1 人工の開示	①−2 経費積算条件の開示度	①−3 見積徴収時の予定価格の設定方法	①−4 質問への回答の適切性	②−1 事務所発注金額上限値の設定	②−2 共同設計方式（JV）の採用	②−3 若手・女性の優遇制度	②−4 災害協定・地域活動に対する優遇措置	②−5 技術士・RCCMの活用	②−6 建設コンサルタント登録制度の活用	②−7 土木設計業務等変更ガイドラインの有無	②−8 設計変更金額の上限値の制限有無	③−1 受発注者合同現地踏査の実施	③−2 業務管理スケジュール表の活用	③−3 ワンデーレスポンスの実施	③−4 条件明示チェックシートの活用	③−5 赤黄チェックの実施	③−6 三者会議の実施	④−1 ウィークリースタンスへの取組み	⑤−1 3月末工期の案件率（R5orR6年度業務）	⑤−2 1～3月工期の案件率（R5orR6年度業務）
国交省中部地整	開示	開示	最頻値・平均直下	適切	3.4億円未満	年間10件以上	若手のみ	有り	両者有り	有り	無し	目途有り（当初金額の3割）	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	−	−
岐阜県	開示	開示	平均直下	適切	上限あり（3億円未満の工事に限る）	無し	無し	有り	技術士とRCCM	有り	有り	無し	有り	無し	有り	有り	有り	有り	有り	24%	41%
静岡県	開示	適切	平均直下	適切	有り（2千万円未満）	無し	無し	有り	両者有り	有り	有り	有り（当初金額の3割）	無し	無し	有り	有り	有り	有り（有償で人権費のみ計上可）	有り	35%	52%
愛知県	開示	開示	中間値・平均値	適切	上限なし	ほとんど無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	独自に作成	有り（当初金額の3割）	有り	無し	無し	無し	有り	有り	有り	45%	59%
三重県	開示	開示	平均直下	適切	・決裁は1億5000万円未満	無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	有り	無し 事務所単独決済可能上限は3割・3,000万円 必要な手続きを行えば変更可	有り	無し	無し	無し	有り	有り（有償）	有り	34%	54%
静岡市	なし	適切	平均直下	適切	無し	無し	無し	無し	技術士及びRCCM	有	有	無し	無し	無し	有り	有り	有り	無し	有り	14%	38%
浜松市	無し	開示	平均直下	適切	無し	無し	若手あり 女性なし	無し	技術士とRCCM	無し	有り	有り（当初金額の3割）	有り	無し	有り	有り	無し	有り	有り	（R6）21.0%	（R6）40.8%
名古屋市	非開示	非開示	最頻値・平均直下	適切	上限なし	ほとんど無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	無し	無し	無し	有り	無し	無し	有り	無し	有り	50%	63%

令和6年度　建設コンサルタントの要望と提案に関する自治体の対応状況

※赤字は令和5年度調査結果からの変更点

近畿ブロック（令和6年4月1日時点）

発注機関名	①予定価格積算における情報の開示度				②入札・契約制度								③品質の確保・向上						④ワークライフバランス改善	⑤納期の平準化	
	①-1 人工の開示	①-2 経費積算条件の開示度	①-3 見積徴収時の予定価格の設定方法	①-4 質問への回答の適切性	②-1 事務所発注金額上限値の設定	②-2 共同設計方式（JV）の採用	②-3 若手・女性の優遇制度	②-4 災害協定・地域活動に対する優遇措置	②-5 技術士・RCCMの活用	②-6 建設コンサルタント登録制度の活用	②-7 土木設計業務等変更ガイドラインの有無	②-8 設計変更金額の上限値の制限有無	③-1 受発注者合同現地踏査の実施	③-2 業務管理スケジュール表の活用	③-3 ワンデーレスポンスの実施	③-4 条件明示チェックシートの活用	③-5 赤黄チェックの実施	③-6 三者会議の実施	④-1 ウィークリースタンスへの取組み	⑤-1 3月末工期の案件率（R5orR6年度業務）	⑤-2 1～3月工期の案件率（R5orR6年度業務）
国交省近畿地整	開示	開示	中間値・平均値	適切	3.4億円	有	有（試行）	無	有	有	有	有（当初金額の3割）	有	有	有	有	有	有	有	R6 37%	R6 52%
福井県	非開示	非開示	中間値・平均値	適切	5000万円未満	ほとんど無し	無し	その他	技術士とRCCM	有り	有り	無し	無し	無し	有り	無し	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	13%（R5）	62%（R5）
滋賀県	開示	開示	平均値	適切	5，000万円未満	無し	有り	有り	有り	有り	有り	無し	有り	無し	有り	有り	有り	有り	有り	23.1%（R6年度）	38.5%（R6年度）
京都府	非開示	非開示	最低値	適切	3000万円	ほとんど無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	有り	無し	無し	無し	有り	無し	無し	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	49.5%(R6)	68.3%(R6)
大阪府	非開示	非開示	中間値・平均値	適切	上限なし	無し	無し	ほとんど無し	技術士とRCCM	有り	有り	有り（当初金額の2割）	無し	無し	無し	無し	有り	無し	有り（有償で人件費・経費を計上）	R5年度 0% R6年度 0%	R5年度 61.0% R6年度 61.0%
兵庫県	見積りで決定した歩掛は開示	開示	異常値を排除した平均値	適切	上限なし	無し	無し	有り	技術士とRCCM	有り	有り	無し	無し	無し	有り	無し	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	ー	R5:49%
奈良県	非開示	非開示	平均値・最低値	適切	あり 5千万円未満	有り	無し	無し	技術士とRCCM	有り	H29年4月より奈良県版を適用	無し	無し	有り	無し	有り	有り	有り（有償で人件費・経費計上可）	有り	ー	ー
和歌山県	非表示	非表示	平均値・最低値	適切	上限なし	土木関係建設コンサルタント業務：無し 建築関係建設コンサルタント業務：有り	無し	有り	技術士・RCCM	有り	有り	無し	無し	無し	有り	無し	有り	有り(有償で人件費のみ計上可)	有り	R6 26.4% R5 33.9%	R6 45.2% R5 69.9%
京都市	開示（見積歩掛の場合）	開示	中間値・平均値	質問対象外	上限なし	無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	有り（土木工事設計変更ガイドラインを準用）	無し	無し	無し	無し	無し	有り	無し	無し	R6 41%	R6 49%
大阪市	開示	開示	不明	適切	上限なし	無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	有り	有り（原則当初金額の3割）	無し	無し	無し	無し	有り	無し	無し	R5年度 53.0% R6年度 46.0%	R5年度 65% R6年度 63%
神戸市	非開示	非開示	平均値	適切	上限なし	有	有	有	有	有	有	無	有	無	有	無	有	無	有	55%（R6）	74%（R6）
堺市	標準歩掛以外は設計図書に明記	非開示	不明	適切	上限なし	ほとんど無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	独自に作成	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	無し	R5 31% R6 30%	R5 79% R6 79%

令和6年度　建設コンサルタントの要望と提案に関する自治体の対応状況

※赤字は令和5年度調査結果からの変更点

中国ブロック（令和7年6月6日時点）

発注機関名	①予定価格積算における情報の開示度				②入札・契約制度								③品質の確保・向上						④ワークライフバランス改善	⑤納期の平準化[注2]	
	①−1 人工の開示	①−2 経費積算条件の開示度	①−3 見積徴収時の予定価格の設定方法	①−4 質問への回答の適切性	②−1 事務所発注金額上限値の設定	②−2 共同設計方式（JV）の採用	②−3 若手・女性の優遇制度	②−4 災害協定・地域活動に対する優遇措置	②−5 技術士・RCCMの活用	②−6 建設コンサルタント登録制度の活用	②−7 土木設計業務等変更ガイドラインの有無	②−8 設計変更金額の上限値の制限有無	③−1 受発注者合同現地踏査の実施	③−2 業務管理スケジュール表の活用	③−3 ワンデーレスポンスの実施	③−4 条件明示チェックシートの活用	③−5 赤黄チェックの実施	③−6 三者会議の実施	④−1 ウィークリースタンスへの取組み	⑤−1 3月末工期の案件率	⑤−2 1～3月工期の案件率 目標値：0.35以下
国交省 中国地整	開示	開示	中間値・平均値	適切	上限なし	ほぼ全件が対象	若手有り ・総合評価で管理技術者に若手技術者（40歳以下）を配置した場合に加点評価 若手・女性活躍（WLB促進）企業の評価 ・全業務を対象に、指名段階で「えるぼし」,「くるみん」,「ユースエール」認定企業を加点	業務内容により一部で有り 「業務チャレンジ型」の試行実施 ・地域内の本店有無を評価項目に加えた業務チャレンジ型（Ⅱ型）を追加（対象：予定価格20百万円未満）	技術士 国交省登録技術者資格 土木学会認定技術者 等 ※プロポ・総合評価の一部で、組合せ加点を試行（技術士＋RCCMを除く国交省登録資格で追加加点）	有り	有り	無し	詳細設計業務のほぼ全案件で実施 特記仕様書に記載	全ての詳細設計業務・検討業務等で実施 特記仕様書に記載	全ての業務において実施 共通仕様書に明記	詳細設計業務のほぼ全案件で実施 特記仕様書に記載	詳細設計において赤黄チェック義務化	有り（有償で人件費・経費計上可）	全ての業務で実施（災害対応等を除く） 特記仕様書に記載	（土木コン＋測量＋地質調査） R3：0.46 R4：0.40 R5：0.39 R6：●●	（土木コン＋測量＋地質調査） R3：0.73 R4：0.72 R5：0.67 R6：●●
鳥取県	開示	開示	平均値 （平均値直下の業者の見積採用）	適切	5,000万円未満	制度有り （落札実績有り）	若手・女性有り （総合評価の一部で加点対象）	無し	技術士 RCCM 国交省登録技術者資格の一部	有り	有り	無し	適用業務は特記仕様書に明記	無し	有り	有り	有り	有り（有償で人件費・経費計上可）	有り	R3：0.31 R4：0.24 R5：0.32 R6：●●	R3：0.46 R4：0.47 R5：0.47 R6：●●
島根県	開示	開示	平均値 （平均値直下の業者の見積採用）	適切	4,000万円未満	制度無し	若手（満45歳以下）・女性有り ・若手（満45歳以下）・女性について総合評価で管理補助技術者を評価 ・若手（満35歳以下）について総合評価で担当技術者配置の場合に加点	総合評価方式において一部有り	技術士 RCCM 国交省登録技術者資格	有り	独自に作成	無し	適用業務は特記仕様書に明記	無し	有り	有り	有り	有り（有償で人件費・経費計上可）	全ての業務で実施（災害対応等を除く） 特記仕様書に記載	R3：未整理 R4：未整理 R5：未整理 R6：●●	R3：0.46 R4：0.47 R5：0.49 R6：●●
岡山県	開示	開示	平均値 （平均値直下の業者の見積採用）	適切	5,000万円未満	制度無し	無し	無し	技術士 RCCM 土木学会認定技術者 等	有り	国を準用	無し	適用業務は特記仕様書に明記	無し	共通仕様書に明記	類似の業務チェックリストによる運用	有り	有り（有償で人件費・経費計上可）	有り （仕様書明記）	R3：未整理 R4：未整理 R5：未整理 R6：●●	R3：0.49 R4：0.43 R5：0.45 R6：●●
広島県	開示	開示	平均値 （平均値直下の業者の見積採用）	適切	上限なし	制度有り （落札実績無し）	若手・女性有り 総合評価（実績評価2型）で若手又は女性を管理技術者とする場合に加点）	有り （過去5年間の災害等に関する業務の受注実績）	技術士 RCCM	有り	国を準用	無し	適用業務は特記仕様書に明記	無し	共通仕様書に明記	無し	有り	有り（有償で人件費・経費計上可）	有り （特記仕様書明記）	R3：0.32 R4：0.30 R5：未整理 R6：●●	R3：0.44 R4：0.43 R5：0.46 R6：●●
山口県	開示	開示	単価：平均 歩掛：平均値直下	適切	上限なし	制度有り （落札実績有り）	無し	総合評価方式において一部有り （災害対応業務実績有で加点）	技術士 RCCM 国土交通省登録技術者資格 等	有り	独自に作成	無し	適用業務は特記仕様書に明記	無し	共通仕様書に明記	無し	有り	有り（有償で人件費・経費計上可）	有り （仕様書明記）	R3：未整理 R4：未整理 R5：未整理 R6：●●	R3：0.48 R4：0.45 R5：0.45 R6：●●
岡山市	開示	開示	平均値 （平均値直下の業者の見積採用）	適切	上限なし	制度無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	国を準用	無し	無し	無し	共通仕様書に明記	無し	有り	無し	有り （特記仕様書に明記）	R3：0.34 R4：0.38 R5：0.36 R6：●●	R3：0.49 R4：0.51 R5：0.51 R6：●●
広島市	開示	開示	その他 平均値直下の業者の見積採用	適切	上限なし	制度有り （落札実績無し）	無し	無し	技術士とRCCM	有り	無し	無し	無し	無し	共通仕様書に明記	無し	有り	無し	有り （仕様書明記）	R3：不明 R4：不明 R5：不明 R6：●●	R3：0.46 R4：0.44 R5：0.45 R6：●●

中国ブロック回答の注記

注1）赤字は令和6年度上期変更点。青字は令和6年度下期変更点。緑字は令和7年度変更点。

注2）「⑤納期の平準化」欄の令和6年度（橙字）は調査中，令和5年度以前（黒字）は「第27回中国ブロック発注者協議会幹事会（R6.6.28）」資料，および，各発注期間へのヒアリング（R6.7.1～7.26）」による。

令和6年度　建設コンサルタントの要望と提案に関する自治体の対応状況

※赤字は令和5年度調査結果からの変更点

四国ブロック（令和7年４月１日時点）

発注機関名	①予定価格積算における情報の開示度				②入札・契約制度								③品質の確保・向上						④ワークライフバランス改善	⑤納期の平準化	
	①−1 人工の開示	①−2 経費積算条件の開示度	①−3 見積徴収時の予定価格の設定方法	①−4 質問への回答の適切性	②−1 事務所発注金額上限値の設定	②−2 共同設計方式（JV）の採用	②−3 若手・女性の優遇制度	②−4 災害協定・地域活動に対する優遇措置	②−5 技術士・RCCMの活用	②−6 建設コンサルタント登録制度の活用	②−7 土木設計業務等変更ガイドラインの有無	②−8 設計変更金額の上限値の制限有無	③−1 受発注者合同現地踏査の実施	③−2 業務管理スケジュール表の活用	③−3 ワンデーレスポンスの実施	③−4 条件明示チェックシートの活用	③−5 赤黄チェックの実施	③−6 三者会議の実施	④−1 ウィークリースタンスへの取組み	⑤−1 3月末工期の案件率（R5orR6年度業務）	⑤−2 1～3月工期の案件率（R5orR6年度業務）
国交省四国地整	見積依頼工種は開示	見積依頼工種で人件費割合のものは開示	中間値・(平均値)	適切	3億円未満	有り	無し	災害支援等関係功労企業に感謝状を評価	有り 国公省登録技術者資格 一部組合せ加点	有り	有り	原則有り（当初金額の3割）	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り		
徳島県	見積依頼工種のみ開示	事後公表（業務により開示内容の詳細度にバラツキ有り）	異常値を除外し中間値・最低値	適切	3000万円未満	無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	有り	有り（当初金額の3割）	必要に応じて実施	有り	有り	無し	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	41.5%（R6年度3月工期,238/574）	62.5%（R6年度1月・2月・3月工期,359/574）
香川県	非開示	一部開示有り	異常値を除外し中間値・平均値又は最頻度	適切	2000万円未満	無し	有り	有り	技術士 RCCM	無し	有り	無し	必要に応じて実施	無し	有り	無し	有り	有り(有償で人件費のみ計上可)	有り	28%（R6年度）	56%（R6年度）
愛媛県	非開示	非開示	中間値・平均値	設計金額公表のため質問なし	1億円未満	6件	無し	有り	技術士とRCCM	有り	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	21%（R6年度、100万以上）	47%（R6年度、100万以上）
高知県	有り	一部開示あり	中間値・平均値	適切	2500万円未満	無し	有り	有り	技術士とRCCM	有り	無し	無し	無し	無し	有り	無し	有り	有り(有償で人件費のみ計上可)	有り	35%（R6年度）	57%（R6年度）

九州ブロック（令和7年3月31日時点）

発注機関名	①予定価格積算における情報の開示度				②入札・契約制度								③品質の確保・向上						④ワークライフバランス改善	⑤納期の平準化	
	①−1 人工の開示	①−2 経費積算条件の開示度	①−3 見積徴収時の予定価格の設定方法	①−4 質問への回答の適切性	②−1 事務所発注金額上限値の設定	②−2 共同設計方式（JV）の採用	②−3 若手・女性の優遇制度	②−4 災害協定・地域活動に対する優遇措置	②−5 技術士・RCCMの活用	②−6 建設コンサルタント登録制度の活用	②−7 土木設計業務等変更ガイドラインの有無	②−8 設計変更金額の上限値の制限有無	③−1 受発注者合同現地踏査の実施	③−2 業務管理スケジュール表の活用	③−3 ワンデーレスポンスの実施	③−4 条件明示チェックシートの活用	③−5 赤黄チェックの実施	③−6 三者会議の実施	④−1 ウィークリースタンスへの取組み	⑤−1 3月末工期の案件率（R5orR6年度業務）	⑤−2 1～3月工期の案件率（R5orR6年度業務）
国交省九州地整	その他（見積で決定した歩掛は開示）	条件明示資料・見積参考資料で一部開示	中間値・平均値	適切な回答が増加。	上限なし	ほぼ全件が対象	若手・女性あり	有り	技術士・国土交通省登録技術者資格・RCCM・土木学会認定技術者・コンクリート診断士	有り	独自に作成 土木設計業務等変更ガイドライン【事例集】作成（R4.3.31）	無	有り	有り	有り	有り	有り	有り （有償で人件費・経費計上可）	有り	41%（R5年度）	52%（R5年度）
沖縄総合事務局	その他（見積で決定した歩掛は開示）	条件明示資料・見積参考資料で一部開示	中間値・平均値	適切な回答が増加。	上限なし	ほぼ全件が対象	若手あり	無	技術士・国土交通省登録技術者資格・RCCM・土木学会認定技術者・コンクリート診断士	有り	独自に作成	無	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	66%（R5年度）	72%（R5年度）
福岡県	その他（見積で決定した歩掛は開示）	条件明示資料・見積参考資料で一部開示	平均直下	適切	5000万円未満	無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	有り	有り	調査中	調査中
佐賀県	開示	開示	平均直下	適切	上限なし	49/513	あり	総合評価で活用	技術士とRCCM	有り	H30独自に制定	無し	有り R6.2月から実施	△必要に応じて判断	有り R3.4月から実施	△必要に応じて判断	有り	有り R3.4月改定	有り R6.3月改定	R5:22.8% R6:26.5%	R5:36.0% R6:38.6%
長崎県	その他（見積で決定した歩掛は開示）	開示	平均値直下	適切	上限なし	有り （2件）	無し	有り 総合評価型での加点対象項目	技術士とRCCM	有り	独自に作成 （令和2年6月改訂版）	無し （以前は2割を目安）	有り	無し	有り	無し	有り	有り	有り （労働環境改善の取組）	41.3% （R6年度）	58.4% （R6年度）
熊本県	その他(見積で決定した歩掛は開示)	開示	平均直下	適切	各振興局：3000万円未満 県庁本課：3000万円以上	有り 年間10件未満	無し	無し	技術士とRCCM	有り	有り	有り	有り 発注者と個別に協議が必要	無し	有り 共通仕様書に明示	無し	有り 共通仕様書に明示	有り （有償で経費込み）	有り 共通仕様書に明示	21件/627件 （R6）	250件/627件 （R6）
大分県	開示	非開示	平均直下	適切	3000万円未満	×	×	×	○ （技術士・RCCM科目別）	×	○ （R4.3）	無し	○	× （業務計画書を活用）	○	○	○	○ （人件費・経費計上あり）	○ （R7.3.19改訂）	28.9% （R5年度業務）	38.6% （R5年度業務）
宮崎県	その他(見積で決定した歩掛は開示)	開示	中間値・平均値	適切	上限なし	有り （R6年度8件）	無し	総合評価で活用	技術士とRCCM	有り	独自に作成	無し	有り	有り	有り	無し （検討中）	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	24.4% （R6年度業務）	41.7% （R6年度業務）
鹿児島県	開示	開示	平均値直下	適切	上限なし	ほとんど無し	有り	有り	技術士とRCCM	有り	有り	無し	有り	無し	有り	ほとんど無し	有り	有り(有償で人件費のみ計上可)	有り	29.3% （R6年度業務）	47.6% （R6年度業務）
沖縄県	開示	開示する	平均値	適切	上限なし	有り	無し	有り	技術士とRCCM	有り	有り	有り （当初金額の3割）	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	40% （R6年度）	51% （R6年度）
北九州市	非開示	非開示	工事が伴う委託：平均直下、 その他業務委託：最低値	適切	委託業務：1000万円未満	ほとんど無し	無し	無し	技術士とRCCM	無し	独自に作成	無し	必要に応じて実施	無し	有り	その他（市独自の設計フロー図を活用）	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	不明	不明
福岡市	その他(見積で決定した歩掛は開示) ※H30.4月より	非開示	平均値直下	適切	上限なし	無	無	無	技術士とRCCM	無	有	有 （共通仕様書には記載がないが、上限3割が通常である）	有	無	有	無	有	有	有	23% （R6）	49% （R6）
熊本市	その他(見積で決定した歩掛は開示)	非開示	平均直下	適切	上限なし	一部随意契約、公募型プロポーザルにおいて採用	無し	無し	技術士とRCCM	有り	独自に作成	有り （当初金額の3割）業務によっては特例もある	その他（必要に応じ実施）	無し	有り	無し	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有	R5年度　46.8% R6年度　17.5%	R5年度　66.3% R6年度　74.3%

インフラ整備 70 年のご紹介



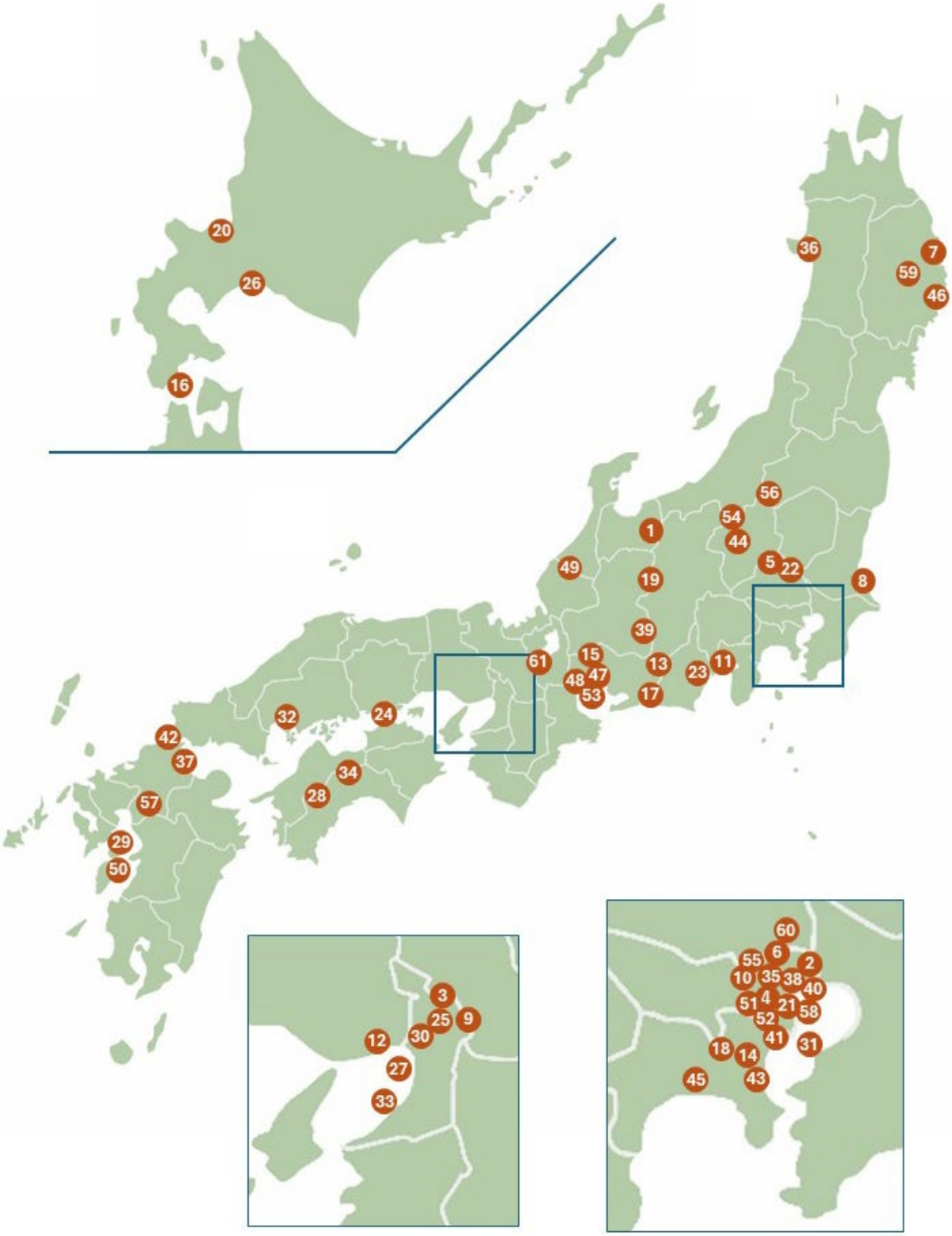
これまでの記録：https://www.jcca.or.jp/infra70new/archive/

「インフラ整備 70 年」講演の目的

20 世紀後半から今日までの 70 年間は、我国のインフラ整備事業が最も広汎かつ大規模に進められた時期であり、現在の我国社会が享受しているインフラサービスの過半がその時期に新たに整備されたり大改良を加えられたりした事業の成果そのものであるといって過言ではありません。それらの事業の記録はさまざまな形で残されていますが、それに関わった人々の声を聴く機会は少なくなっています。今般、(一社) 建設コンサルタンツ協会では、戦後のインフラ整備事業の代表的な事例に直接、間接に関わった方々から、その経験や見聞を講演して頂き、それを記録することで、インフラ整備の意義や携わった人々の偉業を、コンサルタント技術者にはもちろん、広く一般社会に伝えたいと思っています。そのため、(一社) 建設コンサルタンツ協会本部に「戦後インフラ整備事業研究会」を設置し、各種の事業の中から 100 プロジェクトを選び、インフラストラクチャー研究会の協力を得て、それらについての講演会を開催するものとしました。

「戦後インフラ整備事業研究会」委員長　　中村 英夫
副委員長　家田　仁
副委員長　清水 英範

インフラ整備 70 年「これまでの記録」プロジェクト位置



*数字は講演順を表す

インフラ整備 70 年「これまでの記録」

＊下表に示す URL から個別講演のポスター・講演概要資料が確認できます。

第 1 回	2018(H30) 30.9.20	社運を賭けて人跡未踏の秘境黒部に築造した水力発電ダム ～黒部川第四発電所～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO01.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_01.pdf
第 2 回	2018(H30) 10.12	戦後の苦難の中で建設され、 東京都心の大発展を導いた地下鉄丸ノ内線 ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO02.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_02.pdf
第 3 回	2018(H30) 11.26	大阪と京都の都心部での鉄道延伸事業 ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO03.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_03.pdf
第 4 回	2018(H30) 12.25	環境への配慮とともに高架から地下へ ～首都高中央環状線 47km の整備の歴史～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO04.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_04.pdf
第 5 回	2019(H31) 1.29	渡良瀬遊水地物語　～治水・環境改善と公園化～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO05.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_05.pdf
第 6 回	2019(H31) 2.28	五方面作戦　～今日の首都圏都市鉄道の基盤を築いた国鉄による空前絶後の通勤鉄道改善プロジェクト～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO06.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_06.pdf
第 7 回	2019(H31) 3.11	リアス海岸での永年の難事業、三陸海岸の命の道国道 45 号線、大津波による分断と復旧、新たな三陸道の併設 ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO07.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_07.pdf
第 8 回	2019(H31) 4.19	不毛の大地を甦らせた鹿島港の開発 ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO08.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_08.pdf
第 9 回	2019(R1) 5.27	名神高速道路の建設　～日本初の高速道路の建設への挑戦～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO09.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_09.pdf
第 10 回	2019(R1) 6.13	小田急線の連続立体交差及び複々線化事業と沿線まちづくり ～住民との対話を進めながら実現～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO10.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_10.pdf

第 11 回	2019(R1) 7.23	日本の大動脈として経済の発展に貢献した社会基盤 ～東海道新幹線～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO11.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_11.pdf
第 12 回	2019(R1) 8.22	阪神淡路大震災　阪神高速復旧の軌跡 ～未曽有の被災経験、その後に繋がる様々な教訓～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO12.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_12.pdf
第 13 回	2019(R1) 9.26	暴れ天竜に築いた佐久間ダム　～戦後土木技術の原点～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO13.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_13.pdf
第 14 回	2019(R1) 10.25	スプロールで激甚化した都市水害に挑む《鶴見川総合治水》 ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO14.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_14.pdf
第 15 回	2019(R1) 11.27	名古屋の発展の基礎となった戦災復興事業 ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO15.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_15.pdf
第 16 回	2019(R1) 12.18	北海道と本州を繋ぐ世界最長の海底トンネル －新たな技術で困難を克服した青函トンネルの建設－ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO16.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_16.pdf
第 17 回	2020(R2) 1.23	東名高速道路の建設 －日本の高速道路ネットワーク建設の礎を造る－ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO17.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_17.pdf
第 18 回	2021(R3) 3.10	田園都市を創る！　～一民間企業が担う世界最大 TOD～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO18.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_18.pdf
第 19 回	2021(R3) 4.19	長野県の峠を貫くトンネル　－安房峠と権兵衛峠－ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO19.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_19.pdf
第 20 回	2021(R3) 5.18	北海道の開発を牽引した「石狩川の治水」 ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO20.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_20.pdf
第 21 回	2021(R3) 6.22	東京オリンピック 1964 に向けた首都高速道路の整備 ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO21.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_21.pdf
第 22 回	2021(R3) 7.20	利根導水路建設事業　～東京砂漠をいかに乗り越えたか～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO22.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_22.pdf

第 23 回	2021(R3) 9.10	大井川の電源開発と我が国初、最高の中空重力式ダム ～井川ダム・畑薙第一ダム～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO23.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_23.pdf
第 24 回	2021(R3) 10.27	四国島民四百万人の悲願であった瀬戸大橋の建設 ～本州と四国を初めて陸続きに～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO24.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_24.pdf
第 25 回	2021(R3) 11.24	急速に都市化した低平地 寝屋川流域の治水事業 －その画期的手法と法的論争－ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO25.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_25.pdf
第 26 回	2021(R3) 12.16	北海道のフロンティアを拓く苫小牧港の開発 ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO26.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_26.pdf
第 27 回	2022(R4) 1.24	大阪湾フェニックスプロジェクト ～近畿圏における廃棄物の広域処分～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO27.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_27.pdf
第 28 回	2022(R4) 2.25	嶮しい山岳に囲まれた町に輝きをもたらした道 －愛媛と高知を結ぶ地芳トンネル・湧水との闘い－ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO28.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_28.pdf
第 29 回	2022(R4) 4.22	雲仙普賢岳噴火災害復旧・復興砂防事業 ―砂防事業による防災都市づくり― ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO29.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_29.pdf
第 30 回	2022(R4) 5.25	大阪駅改良と大梅田のまちづくり ～逆境を力に変えた民の知恵！公民連携による改良と進化の歴史～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO30.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_30.pdf
第 31 回	2022(R4) 6.23	東京湾アクアライン ～民間技術力を結集し、未経験の技術へ挑戦～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO31.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_31pdf
第 32 回	2022(R4) 7.27	太田川放水路事業　原爆の戦禍を超えて広島の発展の礎に 戦後に引き継がれたインフラ整備 ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO32.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_32.pdf

第 33 回	2022(R4) 9.9	関西国際空港プロジェクト －24 時間運用の海上空港の実現－ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO33.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_33.pdf
第 34 回	2022(R4) 10.19	四国の発展を支えた吉野川総合開発事業 －四国の命「早明浦ダム」－ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO34.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_34pdf
第 35 回	2022(R4) 11.24	「新宿副都心の整備」 ―東京の都市づくり政策― ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO35.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_35.pdf
第 36 回	2022(R4) 12.23	八郎潟干拓とモデル農村の建設 ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO36.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_36.pdf
第 37 回	2023(R5) 1.31	関門航路の整備と地域開発（北九州空港・響灘・下関人工島） ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO37.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_37.pdf
第 38 回	2023(R5) 2.27	東京駅改良　～誕生から現在に至るセントラルステーション東京駅の進化と変遷～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO38.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_38.pdf
第 39 回	2023(R5) 4.18	中央自動車道の建設 急峻な山岳地と首都圏住宅密集地を通過し多くの課題を克服 ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO39.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_39.pdf
第 40 回	2023(R5) 5.26	隅田川を蘇らせた下水道プロジェクト ～下水道整備推進の原動力～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO40.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_40.pdf
第 41 回	2023(R5) 6.19	高速湾岸線の整備長大橋と沈埋トンネル ～巨大構造物への挑戦～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO41.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_41.pdf
第 42 回	2023(R5) 7.27	関門自動車道の建設と 50 年後の今 －東洋一の吊橋への挑戦，そして長大吊橋技術立国へ－ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO42.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_42.pdf

第 43 回	2023(R5) 9.22	横浜みなとみらい 21 事業 ～半世紀にわたる都市更新の軌跡と未来～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO43pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_43.pdf
第 44 回	2023(R5) 10.16	首都圏の暮らしを守る八ッ場ダム ～上下流がつながり、支える水源地の未来～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO44.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_44.pdf
第 45 回	2023(R5) 11.24	豊かな水源確保と大規模広域水道の実現 ～ 神奈川県内広域水道企業団・創設事業～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO45.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_45.pdf
第 46 回	2023(R5) 12.22	東日本大震災の津波に耐え抜いた　釜石湾口防波堤 ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO46.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_46.pdf
第 47 回	2024(R6) 1.25	木曽三川の治水 ～治水は何代にもわたる営々とした努力の積み重ね～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO47.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_47.pdf
第 48 回	2024(R6) 2.27	伊勢湾岸自動車道の建設　新たな橋梁技術を駆使して名古屋港を横断し新東名と新名神を連結する ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO48.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_48.pdf
第 49 回	2024(R6) 3.8	北陸新幹線　－整備新幹線プロジェクト第１弾！－ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO49.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_49.pdf
第 50 回	2024(R6) 5.17	離島をつなぐ夢のかけ橋天草五橋　－橋は西から日は東から－ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO50.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_50.pdf
第 51 回	2024(R6) 6.25	東京メトロ副都心線　～営団地下鉄が培った建設技術の集大成～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO51.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_51.pdf
第 52 回	2024(R6) 7.30	首都東京を水害から守る神田川･環状七号線地下調節池 ～半世紀にわたる神田川洪水被害との戦い～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO52.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_52.pdf

第 53 回	2024(R6) 9.26	名古屋港高潮防波堤と中部国際空港 ～中部地方の発展を牽引する海と空のゲートウェイ～～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO53.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_53.pdf
第 54 回	2024(R6) 10.25	関越自動車道の建設　～谷川連峰を貫き日本有数の豪雪地帯を通過して太平洋側と日本海側を結ぶ～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO54.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_54.pdf
第 55 回	2024(R6) 11.26	都営地下鉄大江戸線の建設 ～着手から 14 年間で 40 ㎞の地下鉄を完成～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO55.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_55.pdf
第 56 回	2024(R6) 12.19	只見川水力開発と奥只見のダム群 －佐久間ダムに続く奥只見・田子倉ダムの建設と再開発－ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO56.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_56.pdf
第 57 回	2025(R7) 1.16	九州自動車道の建設 ～九州の西側を縦貫する背骨、急峻なＶ字谷の克服～～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO57.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_57.pdf
第 58 回	2025(R7) 2.20	首都圏の旺盛な航空需要に対応するために拡張を続ける羽田空港 ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO58.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_58.pdf
第 59 回	2025(R7) 5.8	近代治水の発展に、地域と共に歩んだ北上川五大ダム ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO59.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_59.pdf
第 60 回	2025(R7) 7.2	東北新幹線東京・大宮間建設 ～地域との合意形成、地域との調和への挑戦～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO60.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_60.pdf
第 61 回	2025(R7) 7.24	未来を創った「琵琶湖総合開発事業」プロジェクト　～そして、さらなる次代の琵琶湖・淀川流域の安全・安心・安寧に向けて～ ＜開催案内＞jcca.or.jp/infra70n/files/chirashi_NO61.pdf ＜講演概要資料＞jcca.or.jp/infra70n/files/PJNO_61.pdf

令和4～6年度
技術競争普及のための
自治体ヒアリング調査報告書

令和 7年 6月

一般社団法人 建設コンサルタンツ協会
業　務　シ　ス　テ　ム　委　員　会
選　定　・　契　約　専　門　委　員　会

令和4～6年度　技術競争普及のための自治体ヒアリング調査報告書　目次

1 はじめに 1
2 調査の目的 1
3 調査の概要 1
　3.1 調査対象自治体の選定 1
　3.2 技術競争（総合評価落札方式）の運用実態 4
　3.3 調査方法 6
4 調査の結果 8
　4.1 技術競争（総合評価落札方式）の導入効果 8
　4.2 普及拡大の取り組み 8
　4.3 発注者の負担軽減の工夫 10
5 巻末資料 10

1　はじめに

本報告書は、地方自治体への「技術力による選定」、特に「技術提案型調達方式」の普及を推進するために取りまとめたものである。建設コンサルタンツ協会の HP に開示し、各支部と各県との意見交換会において活用することを目的としている。報告書の内容は、ヒアリングにご協力いただいた地方自治体の確認を踏まえた資料であり、加工は行わないことを基本方針としている。

本報告書は、令和 4 年度から令和 6 年度にかけて、技術提案型調達方式を導入している地方自治体、実績評価型の総合評価落札方式を導入している地方自治体に対してヒアリング調査を実施し、その結果を取りまとめたものである。ヒアリングでは幅広い設問にご回答いただき、本報告書では、総合評価落札方式導入の効果と拡大に向けた工夫、発注者側の負担軽減に関する工夫を中心に取りまとめを行った。各支部と各県との意見交換会において本報告書を活用し、地方自治体の技術力による選定を推進し、技術提案型調達方式の普及拡大を図るための一助となれば幸いである。

①建設コンサルタンツ協会の HP に開示する。
②各支部と各県との意見交換会において活用する。
③報告書の内容はヒアリング調査にご協力頂いた地方自治体の確認を踏まえた資料とし加工は行わない。

2　調査の目的

平成 24 年度から平成 28 年度まで本委員会の「地方自治体へのプロポ、総合評価方式の普及提案 WG」において、「技術提案型調達方式」について先進的な取組や積極的な導入を行っている地方自治体に対してヒアリング調査等を行い、プロポーザル方式および総合評価方式における導入に向けた現状における課題の整理、取り組みの効果と拡大に向けた工夫、発注者側の負担軽減に関する工夫を中心に取りまとめを行った。

当該 WG においては、前回の調査・提案より 6 年が経過していることから、地方自治体への「技術提案型調達方式」の普及に向けて、先進的な取組や積極的な導入を行っている地方自治体に対してヒアリング調査を行い、現状を整理し、今後の地方自治体の「技術提案型調達方式」の普及拡大につなげるための基礎資料とすることを目的とする。

令和 4 年度は 5 自治体を選定し、4 自治体にヒアリング調査を実施した（1 自治体は書面調査のみ)。令和 5 年度は 3 自治体を対象にヒアリング調査を実施した。令和 6 年度は、4 自治体を対象にヒアリング調査を実施した。

3　調査の概要

3.1　調査対象自治体の選定

調査対象自治体の選定にあたっては、過去 5 か年の総合評価落札方式の各都道府県の発

注状況等（巻末資料表 1～表 3）を確認の上、令和４年度は、総合評価落札方式の発注件数や発注割合等が多い自治体を抽出・選定した。令和５年度は、令和４年度に調査を行った5自治体を除く、10自治体を抽出のうえ3自治体を選定。令和６年度は、継続調査の最終年度と捉え、これまでの調査対象自治体と地域バランスや発注状況を考慮のうえ、４自治体を抽出・選定した。

各年度の調査対象自治体の選定方法は以下に示す。

(1) 各年度の調査対象自治体の抽出・選定方法について

1) 令和４年度

表 3.1 は総合評価発注件数で上位 5 者の地方自治体である。このうち、秋田県はほとんどの案件が技術提案のない総合評価落札方式のため対象外とし、上位 3 者の長野県、宮城県、岩手県を抽出した。

表 3.1 発注件数上位５者

自治体名	①総合評価発注件数	②総合評価発注割合	③伸び率
長野県	477.4	65%	114%
秋田県	218	31%	106%
宮城県	167	30%	179%
岩手県	147.4	42%	190%
三重県	140	33%	97%

※右表①の総合評価発注件数は、表 2.1 の 5 年平均（H29～R3）の値

a) 総合評価落札方式の発注割合が高い自治体

表 3.2 は総合評価発注割合で上位 5 者の地方自治体である。このうち、上位 3 者の長野県、岩手県、三重県を抽出した。

表 3.2 発注割合上位５者

自治体名	①総合評価発注件数	②総合評価発注割合	③伸び率
長野県	477.4	65%	114%
岩手県	147.4	42%	190%
三重県	140	33%	97%
秋田県	218	31%	106%
宮城県	167	30%	179%

※右表②の総合評価発注割合は、表 2.1 の
総合評価発注件数（5 年平均（H29～R3）の値）／総発注件数（5 年平均（H29～R3）の値）

b)　総合評価落札方式の発注件数の伸び率が高い自治体

表 3.3 は総合評価発注件数の伸び率が増加している上位 11 者の地方自治体である。このうち、発注件数が 100 件を越える上位 3 者の岩手県、宮城県、鳥取県を抽出した。

表 3.3　発注件数の伸び率が高い自治体

自治体名	①総合評価発注件数	②総合評価発注割合	③伸び率
長崎県	1.4	0%	342%
宮崎県	2.2	0%	312%
佐賀県	18.8	4%	256%
山梨県	12.6	3%	252%
沖縄県	95	10%	217%
和歌山県	38.6	6%	208%
埼玉県	8.8	2%	202%
岩手県	147.4	42%	190%
青森県	58.4	11%	187%
宮城県	167	30%	179%
鳥取県	105.4	25%	172%

※右表③の伸び率は、表 2.1 の
総合評価発注件数（R3）／総合評価発注件数（5 年平均（H29～R3）の値）

c)　総合評価落札方式において技術提案書を評価する自治体

上記 3 つの観点よりヒアリング自治体として岩手県、宮城県、長野県、三重県、鳥取県を選定した。

2)　令和５年度

令和 4 年度に調査を行った 5 自治体を除いた**表 3.4** で総合評価発注件数の上位 10 番目までの地方自治体を抽出した。その後、当 WG メンバーの所属会社を中心としたコンサル 6 社を対象としアンケート調査を行った結果、**表 3.4** の技術提案書提出率及び提出件数となった。このうち、上位 5 者より、滋賀県、奈良県、静岡県を選定した。

表 3.4　発注件数上位 10 者

順位	技術提案書提出率		技術提案書件数	
	（%）	都道府県	（件数）	都道府県
1	64.1	青森県	98	滋賀県
2	63.7	滋賀県	76	青森県
3	54.0	奈良県	62	東京都
4	53.8	東京都	56	奈良県
5	53.8	和歌山県	56	静岡県
6	42.3	静岡県	47	秋田県
7	36.1	広島県	46	広島県
8	16.7	秋田県	37	和歌山県
9	2.8	神奈川県	2	神奈川県
10	1.0	山形県	0	山形県

3)　令和６年度

過去２年のヒアリング自治体は、東北エリア（２自治体)、中部エリア（２自治体)、近畿エリア（２自治体）が多く、関東エリア（１自治体）状況となっている。このため、九州エリア、四国エリア、北陸エリア、北海道エリアの未実施エリアを優先して抽出することとした。北陸エリアは総合評価等の実施状況や能登半島地震の影響も考慮のうえ対象外とし、香川県、佐賀県、札幌市を抽出した。また、関東エリアで実績の多い、東京都（財務局、建設局、都市整備局）を抽出した。

以上より、令和 6 年度は、香川県、佐賀県、札幌市、東京都（財務局、建設局、都市整備局）を選定した。

3.2　技術競争（総合評価落札方式）の運用実態

総合評価落札方式の過去 7 年の発注状況を整理したところ、都道府県の発注件数については、平成 29 年度以降増加傾向にあり、令和 5 年度も増加し 3,079 件となった。また、発注率（注１）についても同様で、令和 5 年度は 9.16%となった。政令指定都市の発注件数についてもほぼ同様に増加傾向で、令和 5 年度は 20 件となった。発注率についても同様で、令和 5 年度は 0.61%となった（**図 3.1～図 3.2**)。

※（注1）発注率：総合評価落札方式の発注件数／全体の発注件数

※（出典）下記グラフは「令和6年度 都道府県・政令指定都市の入札契約方式等に関する実態調査（令和 5 年度発注業務調査）」（一般社団法人　建設コンサルタンツ協会 業務システム委員会 選定・契約専門委員会）のデータを基に集計。建設コンサルタンツ協会/選定契約委員会/地方自治体の選定・契約に関わる同行に関わる調査WGの資料を活用している。

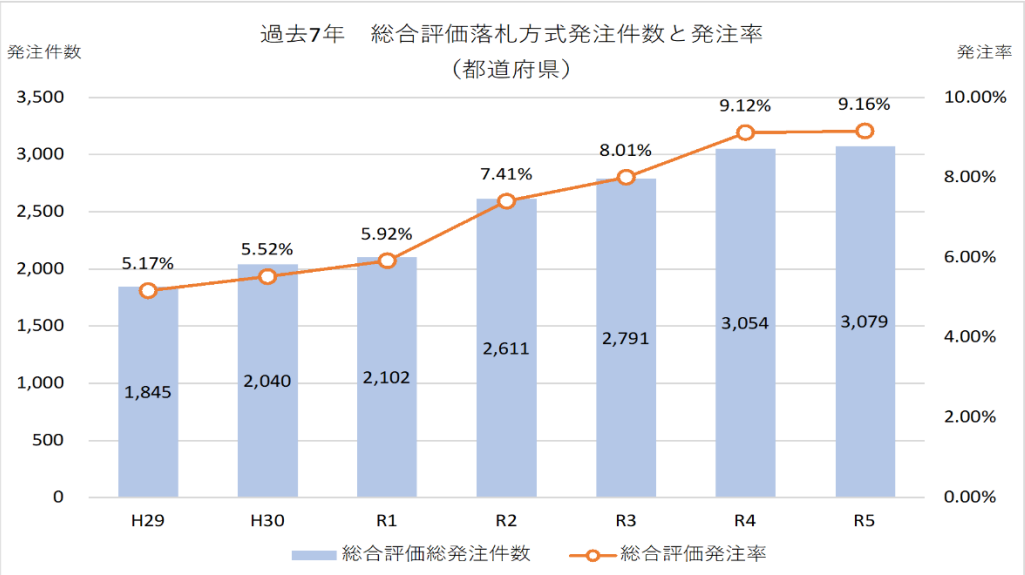


図 3.1　総合評価落札方式発注件数と発注率（都道府県）

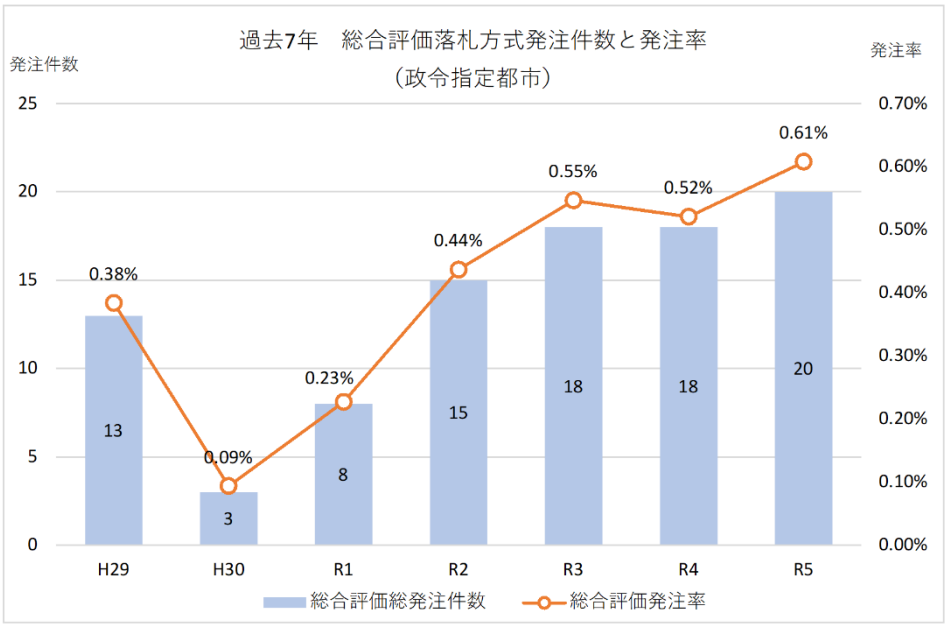


図 3.2　総合評価落札方式発注件数と発注率（政令指定都市）

また、都道府県別の令和 5 年度総合評価落札方式の発注件数と発注率については、地方自治体毎にバラつきがみられた。調査対象自治体については、上位に集中している。政令指定都市についても同様で地方自治体毎にバラつきがみられた。調査対象自治体に選定した札幌市については、最も導入が進んでいる状況にある（図 3.3～図 3.6）。

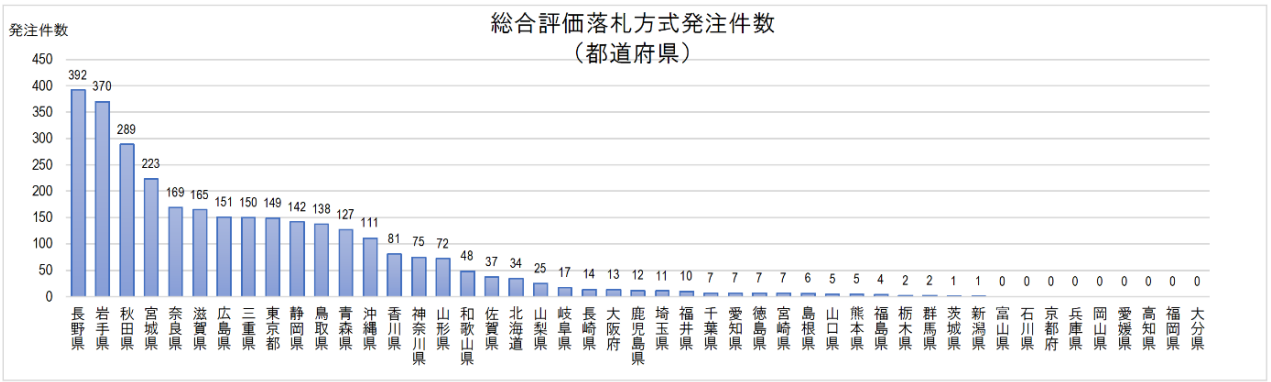


図 3.3　都道府県別総合評価落札方式発注件数

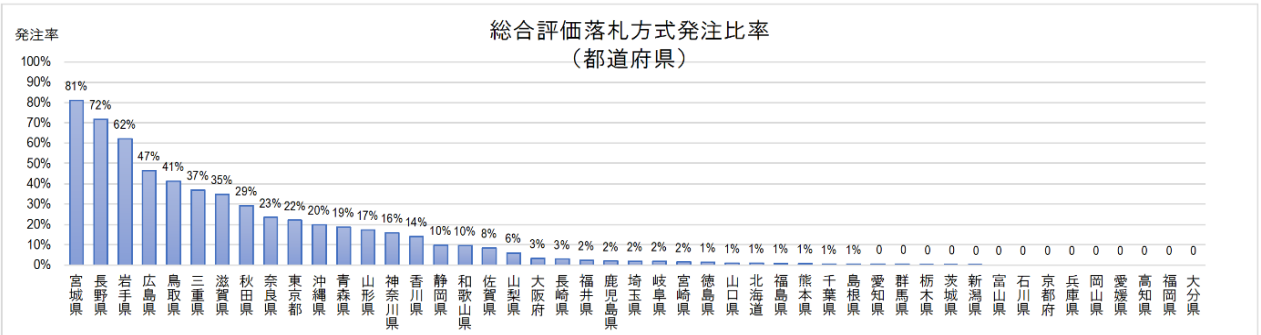


図 3.4　都道府県別総合評価落札方式発注率

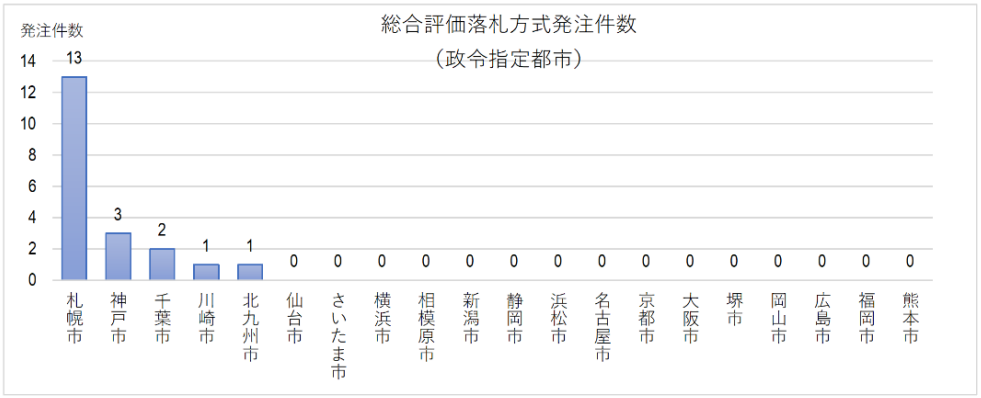


図 3.5　政令指定都市別総合評価落札方式発注件数

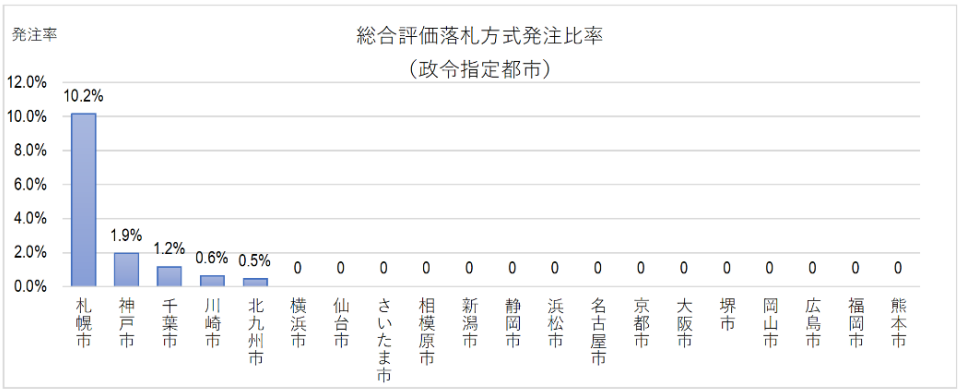


図 3.6　政令指定都市別総合評価落札方式発注率

3.3　調査方法

事前にヒアリングシートを調査対象地方自治体に送付したうえで回答を記載頂いた後、各支部に依頼して日程調整を行い、当 WG メンバーおよび委員長、副委員長と支部役員等が協働してヒアリングを実施した。

(1)　調査項目

ヒアリングシートの調査項目については、調査対象自治体の実態がより把握できるように下記の項目を設定した。

〇設問-1

・導入の背景・目的

・導入の効果

〇設問-2

・プロポーザル、総合評価の実施実績

（総合評価は「実績評価型」と「実績＋技術提案型」の内訳についても調査を実施）

〇設問-3

・入札契約に関するガイドラインの有無や評価項目などの工夫点等

・対象業務の選定方法

・評価体制の状況

・技術提案型調達方式の内訳の理由

・技術提案型調達方式を継続・促進するための改善、工夫点と苦労している点

○設問-4

・今後の予定（総合評価落札方式やプロポーザル方式の発注件数の拡大の予定と総合評価方式に技術提案型を求める業務の拡大予定）

(2) 調査実施状況

1) 令和４年度

表 3.5 ヒアリングの実施概要（令和 4 年度）

	岩手県	宮城県	長野県	三重県	鳥取県
ヒアリングシート受領日	R4.11.22	R5.1.27	R4.12.19	R4.11.30	R4.11.15
ヒアリング実施日	R4.12.13 14:00～	未実施	R4.12.27 13:00～	R4.12.14 13:30～	R5.1.19(web) 9:45～
ヒアリング対応者（自治体）	県土整備部 建設技術振興課		建設部 建設政策課 技術管理室	県土整備部 公共事業運営課総合評価班	県土整備部県土総務課

2) 令和５年度

表 3.6 ヒアリングの実施概要（令和 5 年度）

	滋賀県	奈良県	静岡県
ヒアリングシート受領日	R6.1.11	R5.12.1	R5.12.20
ヒアリング実施日	R6.2.2 13:15～	R6.2.1(web) 13:15～	R6.1.30 13:30～
ヒアリング対応者（自治体）	土木交通部 技術管理課	県土マネジメント部 技術管理課	建設技術監理センター 技術支援第２班

3) 令和６年度

表 3.7 ヒアリングの実施概要（令和 6 年度）

	香川県	佐賀県	札幌市	東京都		
				財務局	建設局	都市整備局
ヒアリングシート受領日	R6.8.30	R6.8.29	R6.9.3	R6.9.2	R6.8.29	R6.10.11
ヒアリング実施日	R6.10.25 13:30～	R6.11.20 10:00～	R6.11.12 9:30～	R6.10.21 13:30～	R6.11.6 9:30～	R6.11.13 10:00～
ヒアリング対応者（自治体）	土木部 技術企画課	県土整備部 建設・技術課	土木部業務課 技術管理担当	経理部 総務課	総務部 技術管理課	総務部 企画技術課

4　調査の結果

ヒアリングした 12 自治体のうち 9 自治体は実績評価型総合評価落札方式が主であり、技術提案型総合評価落札方式を積極的に導入している自治体は２県（宮城県と三重県）である。

表 4.1　発注全体件数のうち総合評価落札方式の発注割合

	令和４年					令和５年			令和６年				
	岩手県	宮城県	長野県	三重県	鳥取県	滋賀県	奈良県	静岡県	香川県	佐賀県	札幌市	東京都（建）	東京都（都）
実績評価型	75.5%	14.7%	73.9%	0.0%	42.5%	27.9%	6.4%	6.2%	14.0%	8.4%	10.2%	22.0%	0.0%
実績＋技術提案評価型	3.8%	34.8%	0.0%%	32.6%	1.7%	0.9%	9.0%	9.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.9%

※発注全体件数はすべての入札方式における合計件数

※比率については、ヒアリングシート及びヒアリングで確認した件数から算出

※数値は調査実施の前年度実績

※東京都は建設局、都市整備局、財務局へヒアリングを実施。上表の東京都（建）は建設局（財務Ⅰ課）案件、東京都（都）は都市整備局（財務Ⅱ課）案件の数値。

4.1　技術競争（総合評価落札方式）の導入効果

●業務成績評定の平均点が向上した（三重県、滋賀県、静岡県、香川県、東京都(建)、佐賀県）。

●優良業務表彰の件数が増加した（宮城県）。

●技術職員の技術力が向上した(長野県、鳥取県、滋賀県、奈良県、静岡県、佐賀県、札幌市）。

●総事業費が縮減できた（滋賀県、静岡県）。受注者側も事業費縮減の意識が向上した（奈良県、佐賀県）。

●企業やNPO法人によるインフラ整備の支援が図られている（静岡県）

4.2　普及拡大の取り組み

１）技術提案型調達方式の拡大

●技術提案型での発注件数の目標を設定し、発注事務所と調整している（鳥取県）。

●斜め象限図を活用し、業務に求められる知識、構想力及び応用力を踏まえ、発注方式を選定している（宮城県）。

●成績評定評価型モデルの導入やCO2削減への取組を行っている（滋賀県）。

他県の好事例等の導入を検討している（奈良県）。

35歳未満の技術者1人は担当技術者の実績評価から除外可能とし、若手技術者育成の機会を増やしている（香川県）。

等、毎年ガイドラインを更新しながら新たな取組を導入し、拡大を図っている。

●総合評価落札方式の選定フロー図とタイプ選定表を作成し、
事務所ごとの発注方式の統一と技術提案型調達方式の拡大を図っている（静岡県）。

●対象工種の拡大とスキルアップ型の導入により、
県内事業者の技術力向上を図っている（佐賀県）。

●制度所管として主管各局に対して総合評価方式及びプロポーザル方式の積極的な活用を求めている（東京都(財)）。

2）普及展開に向けた取り組み

●地域性を重視した受注機会の確保や小規模事業者の育成に配慮した
制度を導入している（鳥取県）。

●業界団体との意見交換を踏まえた制度改正を行っている
（岩手県、静岡県、香川県、佐賀県）。

●総合評価の評価基準に関して学識経験者から意見聴取する機会として
県が設置する委員会を、市町村も活用できるようにして支援、普及している
（長野県、静岡県）。

●導入していない自治体（主に県内の市町）に導入メリットをアピールしている
（滋賀県）。県での導入状況や制度を説明している（佐賀県）。

●発注方式毎の評定点傾向(プロポ＞総合評価＞価格競争)等を積極的に情報公開している
（東京都(建)）。

●自治体のプロポーザル・総合評価にかかわる実施要領を公表している。

岩手県：https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/gyoumu/1010530/1044804.html

宮城県：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk79.html

長野県：https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/bukyoku/propo-itaku.html

三重県：https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000077902.pdf

鳥取県：https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1317233/01tyoutatukoukoku.pdf

滋賀県：https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/2008674.pdf

奈良県：https://www.pref.nara.jp/32928.htm

静岡県：https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukoji/1003485/1028869.html

香川県：https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/kitei.html

佐賀県：https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003105803/index.html

札幌市：https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/sougouhyouka.pdf

東京都（建設局）：https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/documents/pdf20240524121240_1.pdf
https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/000067295

4.3　発注者の負担軽減の工夫

1）事前確認・事後審査導入

●総合評価方式の入札案件ごとに、提出が必要な評価項目の資料を事前に確認、その結果を登録し、入札案件ごとの評価項目の資料の提出が省略できる登録制度（事前確認登録制度）（三重県、静岡県）や事後審査方式を導入している（奈良県、札幌市）。

2）専門部署の組織化

●県庁に専門部署を組織化し、一元管理・運営による事務所間の統一性、発注事務所の負担軽減を推進している（奈良県）。

3）発注件数の平準化

●プロポは提案書作成に時間を要するため、同時に複数案件を発注しないように配慮している（東京都(建)）。

4）技術提案書のテーマの枚数の軽減

●R2年度から案件により技術提案書のテーマを1つでも可能としている（鳥取県）。
技術提案書の枚数を4枚から1枚に削減している（三重県）。

5　巻末資料

表 5.1～表 5.3 に総合評価落札方式発注状況集計を示す。

P16 に報告書概要版を示す。

巻末資料　表 5.1　総合評価落札方式発注状況集計（過去５か年 H29～R3）

総合評価落札方式集計（5カ年）

■技術力による選定の普及状況（過去５カ年経年変化）

地域	自治体名	総発注件数(R3)	総合評価落札方式		総発注件数(R2)	総合評価落札方式		総発注件数(R1)	総合評価落札方式		総発注件数(H30)	総合評価落札方式		総発注件数(H29)	総合評価落札方式		総発注件数(5ヶ年平均)	総合評価落札方式	
			件数	比率		件数	比率		件数	比率		件数	比率		件数	比率		件数	比率
北海道	北海道	3,455	40	1.16%	3,347	37	1.11%	3,303	34	1.03%	3,298	29	0.88%	3,234	3	0.09%	3,327	29	0.86%
東北	青森県	458	90	19.65%	410	80	19.51%	416	57	13.70%	688	46	6.69%	807	19	2.35%	556	58	10.51%
	岩手県	318	252	79.25%	533	263	49.34%	309	153	49.51%	281	36	12.81%	329	33	10.03%	354	147	41.64%
	宮城県	266	143	53.76%	569	215	37.79%	587	166	28.28%	652	246	37.73%	701	65	9.27%	555	167	30.09%
	秋田県	698	229	32.81%	645	207	32.09%	668	212	31.74%	740	220	29.73%	758	222	29.29%	702	218	31.06%
	山形県	460	56	12.17%	316	32	10.13%	348	47	13.51%	428	43	10.05%	281	19	6.76%	367	39	10.75%
	福島県	679	7	1.03%	578	12	2.08%	611	7	1.15%	1,659	32	1.93%	1,653	46	2.78%	1,036	21	2.01%
関東	茨城県	568	3	0.53%	530	0	0.00%	616	3	0.49%	508	6	1.18%	487	0	0.00%	542	2	0.44%
	栃木県	1,009	11	1.09%	1,014	4	0.39%	405	4	0.99%	432	4	0.93%	404	4	0.99%	653	5	0.83%
	群馬県	368	1	0.27%	945	3	0.32%	557	4	0.72%	624	3	0.48%	491	3	0.61%	597	3	0.47%
	埼玉県	670	21	3.13%	587	12	2.04%	552	11	1.99%	504	0	0.00%	520	0	0.00%	567	9	1.55%
	千葉県	1,463	0	0.00%	1,363	0	0.00%	1,297	0	0.00%	1,075	0	0.00%	751	0	0.00%	1,190	0	0.00%
	東京都	658	145	22.04%	613	112	18.27%	622	101	16.24%	744	147	19.76%	817	190	23.26%	691	139	20.12%
	神奈川県	547	65	11.88%	490	45	9.18%	371	28	7.55%	334	28	8.38%	345	18	5.22%	417	37	8.82%
	山梨県	531	39	7.34%	458	24	5.24%	447	0	0.00%	309	0	0.00%	413	0	0.00%	432	13	2.92%
	長野県	755	558	73.91%	846	554	65.48%	828	441	53.26%	743	492	66.22%	512	342	66.80%	737	477	64.79%
北陸	新潟県	943	0	0.00%	880	0	0.00%	1,227	0	0.00%	1,102	0	0.00%	1,078	0	0.00%	1,046	0	0.00%
	富山県	382	0	0.00%	621	—	—	648	—	—	603	—	—	593	—	—	569	—	—
	石川県	642	0	0.00%	593	—	—	569	—	—	581	—	—	616	—	—	600	—	—
中部	岐阜県	1,040	27	2.60%	1,005	25	2.49%	1,022	9	0.88%	856	9	1.05%	1,101	8	0.73%	1,005	16	1.55%
	静岡県	941	98	10.41%	762	113	14.83%	1,106	99	8.95%	1,047	94	8.98%	1,029	144	13.99%	977	110	11.22%
	愛知県	1,401	0	0.00%	1,476	—	—	1,939	—	—	1,753	—	—	1,477	—	—	1,609	—	—
	三重県	466	150	32.19%	463	163	35.21%	386	138	35.75%	365	102	27.95%	423	147	34.75%	421	140	33.29%
近畿	福井県	408	4	0.98%	451	9	2.00%	445	7	1.57%	491	0	0.00%	447	12	2.68%	448	6	1.43%
	滋賀県	634	173	27.29%	405	100	24.69%	596	126	21.14%	650	135	20.77%	487	85	17.45%	554	124	22.33%
	京都府	468	0	0.00%	494	—	—	560	—	—	540	—	—	486	—	—	510	—	—
	大阪府	462	26	5.63%	412	33	8.01%	456	34	7.46%	400	0	0.00%	404	0	0.00%	427	19	4.36%
	兵庫県	422	0	0.00%	468	—	—	551	—	—	529	—	—	420	—	—	478	—	—
	奈良県	771	105	13.62%	826	161	19.49%	880	68	7.73%	822	66	8.03%	773	85	11.00%	814	97	11.91%
	和歌山県	636	76	11.95%	626	34	5.43%	729	25	3.43%	750	30	4.00%	611	28	4.58%	670	39	5.76%
中国	鳥取県	362	154	42.54%	339	146	43.07%	435	94	21.61%	554	60	10.83%	440	73	16.59%	426	105	24.74%
	島根県	1,249	5	0.40%	773	6	0.78%	826	12	1.45%	821	5	0.61%	646	9	1.39%	863	7	0.86%
	岡山県	812	0	0.00%	854	—	—	998	—	—	1,192	—	—	1,149	—	—	1,001	—	—
	広島県	315	73	23.17%	278	49	17.63%	386	72	18.65%	409	71	17.36%	282	164	58.16%	334	86	25.69%
	山口県	515	0	0.00%	445	—	—	405	—	—	538	—	—	440	—	—	469	—	—
四国	徳島県	716	16	2.23%	698	11	1.58%	621	7	1.13%	521	6	1.15%	394	3	0.76%	590	9	1.46%
	香川県	397	62	15.62%	428	35	8.18%	453	36	7.95%	647	31	4.79%	608	42	6.91%	507	41	8.13%
	愛媛県	562	0	0.00%	592	—	—	565	—	—	642	—	—	698	—	—	612	—	—
	高知県	715	0	0.00%	630	0	0.00%	588	0	0.00%	466	0	0.00%	751	0	0.00%	630	0	0.00%
九州	福岡県	1,898	0	0.00%	1,764	—	—	1,766	—	—	1,856	—	—	1,538	—	—	1,764	—	—
	佐賀県	490	45	9.18%	523	26	4.97%	486	23	4.73%	607	0	0.00%	516	0	0.00%	524	19	3.59%
	長崎県	576	4	0.69%	887	3	0.34%	659	0	0.00%	628	0	0.00%	697	0	0.00%	689	1	0.20%
	熊本県	996	8	0.80%	1,200	3	0.25%	715	4	0.56%	1,408	8	0.57%	940	10	1.06%	1,052	7	0.63%
	大分県	1,313	0	0.00%	1,144	—	—	1,093	—	—	1,008	—	—	977	—	—	1,107	—	—
	宮崎県	470	7	1.49%	459	4	0.87%	490	0	0.00%	400	0	0.00%	488	0	0.00%	461	2	0.48%
	鹿児島県	300	0	0.00%	595	—	—	1,056	—	—	714	—	—	1,447	—	—	822	—	—
沖縄	沖縄県	657	143	21.77%	896	90	10.04%	944	80	8.47%	1,006	91	9.05%	1,227	71	5.79%	946	95	10.04%
都道府県計		34,862	2,791	8.01%	35,231	2,611	7.41%	35,532	2,102	5.92%	36,925	2,040	5.52%	35,686	1,845	5.17%	**35,647**	**2,278**	**6.39%**
政令指定都市	札幌市	110	11	10.00%	107	13	12.15%	111	5	4.50%	132	0	0.00%	105	0	0.00%	113	6	5.13%
	仙台市	118	0	0.00%	109	—	—	133	—	—	89	—	—	106	—	—	111	—	—
	さいたま市	127	0	0.00%	117	—	—	141	—	—	171	—	—	164	—	—	144	—	—
	千葉市	145	1	0.69%	133	1	0.75%	83	1	1.20%	54	0	0.00%	141	7	4.96%	111	2	1.80%
	横浜市	0	-	-	0	—	—	0	—	—	無回答	—	—	—	—	—	—	—	—
	川崎市	164	1	0.61%	163	0	0.00%	163	1	0.61%	160	0	0.00%	105	0	0.00%	151	0.4	0.26%
	相模原市	30	0	0.00%	32	—	—	32	—	—	30	—	—	20	—	—	29	—	—
	新潟市	218	0	0.00%	175	—	—	218	—	—	224	—	—	175	—	—	202	—	—
	静岡市	268	0	0.00%	294	—	—	331	—	—	251	—	—	432	—	—	315	—	—
	浜松市	319	0	0.00%	344	0	0.00%	332	0	0.00%	359	0	0.00%	452	0	0.00%	361	0.0	0.00%
	名古屋市	88	0	0.00%	89	0	0.00%	70	0	0.00%	57	0	0.00%	51	0	0.00%	71	0	0.00%
	京都市	52	0	0.00%	88	1	1.14%	69	0	0.00%	93	1	1.08%	68	4	5.88%	74	1	1.62%
	大阪市	287	0	0.00%	262	—	—	248	—	—	209	—	—	197	—	—	240.6	—	—
	堺市	67	0	0.00%	77	—	—	82	—	—	49	—	—	60	—	—	67	—	—
	神戸市	114	5	4.39%	140	0	0.00%	202	1	0.50%	79	0	0.00%	141	0	0.00%	135.2	1.2	0.89%
	岡山市	221	0	0.00%	331	—	—	308	—	—	239	—	—	248	—	—	269.4	—	—
	広島市	269	0	0.00%	293	—	—	276	—	—	299	—	—	275	—	—	282.4	—	—
	北九州市	242	0	0.00%	250	0	0.00%	257	0	0.00%	244	1	0.41%	256	2	0.78%	249.8	1	0.24%
	福岡市	186	0	0.00%	212	—	—	210	—	—	177	—	—	193	—	—	195.6	—	—
	熊本市	268	0	0.00%	217	0	0.00%	261	0	0.00%	292	1	0.34%	197	0	0.00%	247	0.2	0.08%
政令指定都市計		3,293	18	0.55%	3,433	15	0.44%	3,527	8	0.23%	3,208	3	0.09%	3,386	13	0.38%	**3,369**	**11**	**0.34%**
総合計		38,155	2,809	7.36%	38,664	2,626	6.79%	39,059	2,110	5.40%	40,133	2,043	5.09%	39,072	1,858	4.76%	**39,017**	**2,289**	**5.87%**

※ — は制度無し（H28～R2）

※ 0 は制度無し（対象年度）

建設コンサルタンツ協会　業務システム委員会　選定・契約専門委員会が実施する
「都道府県、政令指定都市の入札契約方式等に関する実態調査」結果による。

〈実態調査の前提条件〉

・調査対象業務：土木設計系業務に限る（測量・地質調査・建築を除く）

・調査対象業務規模：設計・契約金額100万円以上の業務

巻末資料　表 5.2　総合評価落札方式発注状況集計（過去５か年 H30～R4）

総合評価落札方式集計（5カ年）

■技術力による選定の普及状況（過去５カ年経年変化）

地域	自治体名	総発注件数(R4)	総合評価落札方式		総発注件数(R3)	総合評価落札方式		総発注件数(R2)	総合評価落札方式		総発注件数(R1)	総合評価落札方式		総発注件数(H30)	総合評価落札方式		総発注件数(5ヶ年平均)	総合評価落札方式	
			件数	比率		件数	比率		件数	比率		件数	比率		件数	比率		件数	比率
北海道	北海道	3,359	43	1.28%	3,455	40	1.16%	3,347	37	1.11%	3,303	34	1.03%	3,298	29	0.88%	3,352	37	1.09%
東北	青森県	735	119	16.19%	458	90	19.65%	410	80	19.51%	416	57	13.70%	688	46	6.69%	541	78	14.48%
	岩手県	374	302	80.75%	318	252	79.25%	533	263	49.34%	309	153	49.51%	281	36	12.81%	363	201	55.43%
	宮城県	233	139	59.66%	266	143	53.76%	569	215	37.79%	587	166	28.28%	652	246	37.73%	461	182	39.40%
	秋田県	762	285	37.40%	698	229	32.81%	645	207	32.09%	668	212	31.74%	740	220	29.73%	703	231	32.82%
	山形県	469	62	13.22%	460	56	12.17%	316	32	10.13%	348	47	13.51%	428	43	10.05%	404	48	11.88%
	福島県	489	13	2.66%	679	7	1.03%	578	12	2.08%	611	7	1.15%	1,659	32	1.93%	803	14	1.77%
関東	茨城県	456	2	0.44%	568	3	0.53%	530	0	0.00%	616	3	0.49%	508	6	1.18%	536	3	0.52%
	栃木県	753	6	0.80%	1,009	11	1.09%	1,014	4	0.39%	405	4	0.99%	432	4	0.93%	723	6	0.80%
	群馬県	271	3	1.11%	368	1	0.27%	945	3	0.32%	557	4	0.72%	624	3	0.48%	553	3	0.51%
	埼玉県	589	11	1.87%	670	21	3.13%	587	12	2.04%	552	11	1.99%	504	0	0.00%	580	11	1.90%
	千葉県	1,359	6	0.44%	1,463	0	0.00%	1,363	0	0.00%	1,297	0	0.00%	1,075	0	0.00%	1,311	1	0.09%
	東京都	615	117	19.02%	658	145	22.04%	613	112	18.27%	622	101	16.24%	744	147	19.76%	650	124	19.13%
	神奈川県	548	74	13.50%	547	65	11.88%	490	45	9.18%	371	28	7.55%	334	28	8.38%	458	48	10.48%
	山梨県	443	38	8.58%	531	39	7.34%	458	24	5.24%	447	0	0.00%	309	0	0.00%	438	20	4.62%
	長野県	761	603	79.24%	755	558	73.91%	846	554	65.48%	828	441	53.26%	743	492	66.22%	787	530	67.33%
北陸	新潟県	884	1	0.11%	943	0	0.00%	880	0	0.00%	1,227	0	0.00%	1,102	0	0.00%	1,007	0	0.02%
	富山県	369	0	0.00%	382	0	0.00%	621	—	—	648	—	—	603	—	—	525	—	—
	石川県	573	0	0.00%	642	0	0.00%	593	—	—	569	—	—	581	—	—	592	—	—
中部	岐阜県	1,020	25	2.45%	1,040	27	2.60%	1,005	25	2.49%	1,022	9	0.88%	856	9	1.05%	989	19	1.92%
	静岡県	1,452	134	9.23%	941	98	10.41%	762	113	14.83%	1,106	99	8.95%	1,047	94	8.98%	1,062	108	10.14%
	愛知県	1,588	3	0.19%	1,401	0	0.00%	1,476	—	—	1,939	—	—	1,753	—	—	1,631	—	—
	三重県	405	150	37.04%	466	150	32.19%	463	163	35.21%	386	138	35.75%	365	102	27.95%	417	141	33.72%
近畿	福井県	355	4	1.13%	408	4	0.98%	451	9	2.00%	445	7	1.57%	491	0	0.00%	430	5	1.12%
	滋賀県	534	154	28.84%	634	173	27.29%	405	100	24.69%	596	126	21.14%	650	135	20.77%	564	138	24.41%
	京都府	477	0	0.00%	468	0	0.00%	494	—	—	560	—	—	540	—	—	508	—	—
	大阪府	343	22	6.41%	462	26	5.63%	412	33	8.01%	456	34	7.46%	400	0	0.00%	415	23	5.55%
	兵庫県	433	0	0.00%	422	0	0.00%	468	—	—	551	—	—	529	—	—	481	—	—
	奈良県	695	104	14.96%	771	105	13.62%	826	161	19.49%	880	68	7.73%	822	66	8.03%	799	101	12.62%
	和歌山県	510	70	13.73%	636	76	11.95%	626	34	5.43%	729	25	3.43%	750	30	4.00%	650	47	7.23%
中国	鳥取県	290	167	57.59%	362	154	42.54%	339	146	43.07%	435	94	21.61%	554	60	10.83%	396	124	31.36%
	島根県	682	9	1.32%	1,249	5	0.40%	773	6	0.78%	826	12	1.45%	821	5	0.61%	870	7	0.85%
	岡山県	794	0	0.00%	812	0	0.00%	854	—	—	998	—	—	1,192	—	—	930	—	—
	広島県	269	129	47.96%	315	73	23.17%	278	49	17.63%	386	72	18.65%	409	71	17.36%	331	79	23.78%
	山口県	514	0	0.00%	515	0	0.00%	445	—	—	405	—	—	538	—	—	483	—	—
四国	徳島県	619	33	5.33%	716	16	2.23%	698	11	1.58%	621	7	1.13%	521	6	1.15%	635	15	2.30%
	香川県	487	68	13.96%	397	62	15.62%	428	35	8.18%	453	36	7.95%	647	31	4.79%	482	46	9.62%
	愛媛県	596	0	0.00%	562	0	0.00%	592	—	—	565	—	—	642	—	—	591	—	—
	高知県	630	0	0.00%	715	0	0.00%	630	0	0.00%	588	0	0.00%	466	0	0.00%	606	0	0.00%
九州	福岡県	1,809	0	0.00%	1,898	0	0.00%	1,764	—	—	1,766	—	—	1,856	—	—	1,819	—	—
	佐賀県	510	36	7.06%	490	45	9.18%	523	26	4.97%	486	23	4.73%	607	0	0.00%	523	26	4.97%
	長崎県	510	11	2.16%	576	4	0.69%	887	3	0.34%	659	0	0.00%	628	0	0.00%	652	4	0.55%
	熊本県	668	10	1.50%	996	8	0.80%	1,200	3	0.25%	715	4	0.56%	1,408	8	0.57%	997	7	0.66%
	大分県	1,145	0	0.00%	1,313	0	0.00%	1,144	—	—	1,093	—	—	1,008	—	—	1,141	—	—
	宮崎県	476	5	1.05%	470	7	1.49%	459	4	0.87%	490	0	0.00%	400	0	0.00%	459	3	0.70%
	鹿児島県	864	16	1.85%	300	0	0.00%	595	—	—	1,056	—	—	714	—	—	706	—	—
沖縄	沖縄県	758	80	10.55%	657	143	21.77%	896	90	10.04%	944	80	8.47%	1,006	91	9.05%	852	97	11.36%
都道府県計		33,475	3,054	9.12%	34,862	2,791	8.01%	35,231	2,611	7.41%	35,532	2,102	5.92%	36,925	2,040	5.52%	**35,205**	**2,520**	**7.16%**
政令指定都市	札幌市	111	12	10.81%	110	11	10.00%	107	13	12.15%	111	5	4.50%	132	0	0.00%	114	8	7.18%
	仙台市	133	0	0.00%	118	0	0.00%	109	—	—	133	—	—	89	—	—	116	—	—
	さいたま市	139	0	0.00%	127	0	0.00%	117	—	—	141	—	—	171	—	—	139	—	—
	千葉市	66	2	3.03%	145	1	0.69%	133	1	0.75%	83	1	1.20%	54	0	0.00%	96	1	1.04%
	横浜市	0	-	-	0		-	0	—	—	0	—	—	無回答	—	—	—	—	—
	川崎市	162	1	0.62%	164	1	0.61%	163	0	0.00%	163	1	0.61%	160	0	0.00%	162	0.6	0.37%
	相模原市	40	0	0.00%	30	0	0.00%	32	—	—	32	—	—	30	—	—	33	—	—
	新潟市	183	0	0.00%	218	0	0.00%	175	—	—	218	—	—	224	—	—	204	—	—
	静岡市	353	0	0.00%	268	0	0.00%	294	—	—	331	—	—	251	—	—	299	—	—
	浜松市	485	0	0.00%	319	0	0.00%	344	0	0.00%	332	0	0.00%	359	0	0.00%	368	0.0	0.00%
	名古屋市	89	0	0.00%	88	0	0.00%	89	0	0.00%	70	0	0.00%	57	0	0.00%	79	0	0.00%
	京都市	57	0	0.00%	52	0	0.00%	88	1	1.14%	69	0	0.00%	93	1	1.08%	72	0	0.56%
	大阪市	289	0	0.00%	287	0	0.00%	262	—	—	248	—	—	209	—	—	259	—	—
	堺市	45	0	0.00%	67	0	0.00%	77	—	—	82	—	—	49	—	—	64	—	—
	神戸市	171	3	1.75%	114	5	4.39%	140	0	0.00%	202	1	0.50%	79	0	0.00%	141.2	1.8	1.27%
	岡山市	220	0	0.00%	221	0	0.00%	331	—	—	308	—	—	239	—	—	263.8	—	—
	広島市	256	0	0.00%	269	0	0.00%	293	—	—	276	—	—	299	—	—	278.6	—	—
	北九州市	250	0	0.00%	242	0	0.00%	250	0	0.00%	257	0	0.00%	244	1	0.41%	248.6	0	0.08%
	福岡市	196	0	0.00%	186	0	0.00%	212	—	—	210	—	—	177	—	—	196.2	—	—
	熊本市	211	0	0.00%	268	0	0.00%	217	0	0.00%	261	0	0.00%	292	1	0.34%	249.8	0.2	0.08%
政令指定都市計		3,456	18	0.52%	3,293	18	0.55%	3,433	15	0.44%	3,527	8	0.23%	3,208	3	0.09%	**3,383**	**12**	**0.37%**
総合計		36,931	3,072	8.32%	38,155	2,809	7.36%	38,664	2,626	6.79%	39,059	2,110	5.40%	40,133	2,043	5.09%	**38,588**	**2,532**	**6.56%**

※ — は制度無し（H30～R4）

※ 0 は制度無し（対象年度）

建設コンサルタンツ協会　業務システム委員会　選定・契約専門委員会が実施する

「都道府県、政令指定都市の入札契約方式等に関する実態調査」結果による。

〈実態調査の前提条件〉

・調査対象業務：土木設計系業務に限る（測量・地質調査・建築を除く）

・調査対象業務規模：設計・契約金額100万円以上の業務

巻末資料　表 5.3　総合評価落札方式発注状況集計（過去５か年 R1～R5）

総合評価落札方式集計（5カ年）

■技術力による選定の普及状況（過去５カ年経年変化）

地域	自治体名	総発注件数(R5)	総合評価落札方式		総発注件数(R4)	総合評価落札方式		総発注件数(R3)	総合評価落札方式		総発注件数(R2)	総合評価落札方式		総発注件数(R1)	総合評価落札方式		総発注件数(5ヶ年平均)	総合評価落札方式	
			件数	比率		件数	比率		件数	比率		件数	比率		件数	比率		件数	比率
北海道	北海道	3,762	34	0.90%	3,359	43	1.28%	3,455	40	1.16%	3,347	37	1.11%	3,303	34	1.03%	3,445	38	1.09%
東北	青森県	679	127	18.70%	735	119	16.19%	458	90	19.65%	410	80	19.51%	416	57	13.70%	540	95	17.53%
	岩手県	596	370	62.08%	374	302	80.75%	318	252	79.25%	533	263	49.34%	309	153	49.51%	426	268	62.91%
	宮城県	275	223	81.09%	233	139	59.66%	266	143	53.76%	569	215	37.79%	587	166	28.28%	386	177	45.91%
	秋田県	989	289	29.22%	762	285	37.40%	698	229	32.81%	645	207	32.09%	668	212	31.74%	752	244	32.48%
	山形県	416	72	17.31%	469	62	13.22%	460	56	12.17%	316	32	10.13%	348	47	13.51%	402	54	13.39%
	福島県	476	4	0.84%	489	13	2.66%	679	7	1.03%	578	12	2.08%	611	7	1.15%	567	9	1.52%
関東	茨城県	490	1	0.20%	456	2	0.44%	568	3	0.53%	530	0	0.00%	616	3	0.49%	532	2	0.34%
	栃木県	794	2	0.25%	753	6	0.80%	1,009	11	1.09%	1,014	4	0.39%	405	4	0.99%	795	5	0.68%
	群馬県	449	2	0.45%	271	3	1.11%	368	1	0.27%	945	3	0.32%	557	4	0.72%	518	3	0.50%
	埼玉県	561	11	1.96%	589	11	1.87%	670	21	3.13%	587	12	2.04%	552	11	1.99%	592	13	2.23%
	千葉県	1,252	7	0.56%	1,359	6	0.44%	1,463	0	0.00%	1,363	0	0.00%	1,297	0	0.00%	1,347	3	0.19%
	東京都	676	149	22.04%	615	117	19.02%	658	145	22.04%	613	112	18.27%	622	101	16.24%	637	125	19.60%
	神奈川県	470	75	15.96%	548	74	13.50%	547	65	11.88%	490	45	9.18%	371	28	7.55%	485	57	11.83%
	山梨県	420	25	5.95%	443	38	8.58%	531	39	7.34%	458	24	5.24%	447	0	0.00%	460	25	5.48%
	長野県	547	392	71.66%	761	603	79.24%	755	558	73.91%	846	554	65.48%	828	441	53.26%	747	510	68.18%
北陸	新潟県	850	1	0.12%	884	1	0.11%	943	0	0.00%	880	0	0.00%	1,227	0	0.00%	957	0	0.04%
	富山県	405	0	0.00%	369	0	0.00%	382	0	0.00%	621	—	—	648	—	—	485	0	—
	石川県	493	0	0.00%	573	0	0.00%	642	0	0.00%	593	—	—	569	—	—	574	0	—
中部	岐阜県	923	17	1.84%	1,020	25	2.45%	1,040	27	2.60%	1,005	25	2.49%	1,022	9	0.88%	1,002	21	2.06%
	静岡県	1,435	142	9.90%	1,452	134	9.23%	941	98	10.41%	762	113	14.83%	1,106	99	8.95%	1,139	117	10.29%
	愛知県	1,514	7	0.46%	1,588	3	0.19%	1,401	0	0.00%	1,476	—	—	1,939	—	—	1,584	2	—
	三重県	406	150	36.95%	405	150	37.04%	466	150	32.19%	463	163	35.21%	386	138	35.75%	425	150	35.32%
近畿	福井県	422	10	2.37%	355	4	1.13%	408	4	0.98%	451	9	2.00%	445	7	1.57%	416	7	1.63%
	滋賀県	473	165	34.88%	534	154	28.84%	634	173	27.29%	405	100	24.69%	596	126	21.14%	528	144	27.18%
	京都府	433	0	0.00%	477	0	0.00%	468	0	0.00%	494	—	—	560	—	—	486	0	—
	大阪府	399	13	3.26%	343	22	6.41%	462	26	5.63%	412	33	8.01%	456	34	7.46%	414	26	6.18%
	兵庫県	348	0	0.00%	433	0	0.00%	422	0	0.00%	468	—	—	551	—	—	444	0	—
	奈良県	720	169	23.47%	695	104	14.96%	771	105	13.62%	826	161	19.49%	880	68	7.73%	778	121	15.60%
	和歌山県	500	48	9.60%	510	70	13.73%	636	76	11.95%	626	34	5.43%	729	25	3.43%	600	51	8.43%
中国	鳥取県	334	138	41.32%	290	167	57.59%	362	154	42.54%	339	146	43.07%	435	94	21.61%	352	140	39.72%
	島根県	1,094	6	0.55%	682	9	1.32%	1,249	5	0.40%	773	6	0.78%	826	12	1.45%	925	8	0.82%
	岡山県	830	0	0.00%	794	0	0.00%	812	0	0.00%	854	—	—	998	—	—	858	0	—
	広島県	324	151	46.60%	269	129	47.96%	315	73	23.17%	278	49	17.63%	386	72	18.65%	314	95	30.15%
	山口県	536	5	0.93%	514	0	0.00%	515	0	0.00%	445	—	—	405	—	—	483	1	—
四国	徳島県	496	7	1.41%	619	33	5.33%	716	16	2.23%	698	11	1.58%	621	7	1.13%	630	15	2.35%
	香川県	577	81	14.04%	487	68	13.96%	397	62	15.62%	428	35	8.18%	453	36	7.95%	468	56	12.04%
	愛媛県	558	0	0.00%	596	0	0.00%	562	0	0.00%	592	—	—	565	—	—	575	0	—
	高知県	542	0	0.00%	630	0	0.00%	715	0	0.00%	630	0	0.00%	588	0	0.00%	621	0	0.00%
九州	福岡県	1,857	0	0.00%	1,809	0	0.00%	1,898	0	0.00%	1,764	—	—	1,766	—	—	1,819	0	—
	佐賀県	440	37	8.41%	510	36	7.06%	490	45	9.18%	523	26	4.97%	486	23	4.73%	490	33	6.82%
	長崎県	478	14	2.93%	510	11	2.16%	576	4	0.69%	887	3	0.34%	659	0	0.00%	622	6	1.03%
	熊本県	695	5	0.72%	668	10	1.50%	996	8	0.80%	1,200	3	0.25%	715	4	0.56%	855	6	0.70%
	大分県	1,062	0	0.00%	1,145	0	0.00%	1,313	0	0.00%	1,144	—	—	1,093	—	—	1,151	0	—
	宮崎県	453	7	1.55%	476	5	1.05%	470	7	1.49%	459	4	0.87%	490	0	0.00%	470	5	0.98%
	鹿児島県	598	12	2.01%	864	16	1.85%	300	0	0.00%	595	—	—	1,056	—	—	683	6	—
沖縄	沖縄県	555	111	20.00%	758	80	10.55%	657	143	21.77%	896	90	10.04%	944	80	8.47%	762	101	13.23%
都道府県計		33,602	3,079	9.16%	33,475	3,054	9.12%	34,862	2,836	8.13%	35,231	2,611	7.41%	35,532	2,102	5.92%	**27,820**	**2,121**	**7.62%**
政令指定都市	札幌市	128	13	10.16%	111	12	10.81%	110	11	10.00%	107	13	12.15%	111	5	4.50%	113	11	9.52%
	仙台市	108	0	0.00%	133	0	0.00%	118	0	0.00%	109	—	—	133	—	—	120	0	—
	さいたま市	134	0	0.00%	139	0	0.00%	127	0	0.00%	117	—	—	141	—	—	132	0	—
	千葉市	173	2	1.16%	66	2	3.03%	145	1	0.69%	133	1	0.75%	83	1	1.20%	120	1	1.17%
	横浜市	0	0	#DIV/0!	0	-	-	0		-	0	—	—	0	—	—	0	0	—
	川崎市	159	1	0.63%	162	1	0.62%	164	1	0.61%	163	0	0.00%	163	1	0.61%	162	0.8	0.49%
	相模原市	45	0	0.00%	40	0	0.00%	30	0	0.00%	32	—	—	32	—	—	36	0	—
	新潟市	180	0	0.00%	183	0	0.00%	218	0	0.00%	175	—	—	218	—	—	195	0	—
	静岡市	263	0	0.00%	353	0	0.00%	268	0	0.00%	294	—	—	331	—	—	302	0	—
	浜松市	345	0	0.00%	485	0	0.00%	319	0	0.00%	344	0	0.00%	332	0	0.00%	365	0.0	0.00%
	名古屋市	84	0	0.00%	89	0	0.00%	88	0	0.00%	89	0	0.00%	70	0	0.00%	84	0	0.00%
	京都市	64	0	0.00%	57	0	0.00%	52	0	0.00%	88	1	1.14%	69	0	0.00%	66	0	0.30%
	大阪市	268	0	0.00%	289	0	0.00%	287	0	0.00%	262	—	—	248	—	—	270.8	0	—
	堺市	62	0	0.00%	45	0	0.00%	67	0	0.00%	77	—	—	82	—	—	66.6	0	—
	神戸市	154	3	1.95%	171	3	1.75%	114	5	4.39%	140	0	0.00%	202	1	0.50%	156.2	2.4	1.54%
	岡山市	238	0	0.00%	220	0	0.00%	221	0	0.00%	331	—	—	308	—	—	263.6	0	—
	広島市	245	0	0.00%	256	0	0.00%	269	0	0.00%	293	—	—	276	—	—	267.8	0	—
	北九州市	219	1	0.46%	250	0	0.00%	242	0	0.00%	250	0	0.00%	257	0	0.00%	243.6	0	0.08%
	福岡市	217	0	0.00%	196	0	0.00%	186	0	0.00%	212	—	—	210	—	—	204.2	0	—
	熊本市	205	0	0.00%	211	0	0.00%	268	0	0.00%	217	0	0.00%	261	0	0.00%	232.4	0.0	0.00%
政令指定都市計		3,291	20	0.61%	3,456	18	0.52%	3,293	18	0.55%	3,433	15	0.44%	3,527	8	0.23%	**2,742**	**12**	**0.43%**
総合計		36,893	3,099	8.40%	36,931	3,072	8.32%	38,155	2,854	7.48%	38,664	2,626	6.79%	39,059	2,110	5.40%	**30,562**	**2,132**	**6.98%**

※　—　は制度無し（H30～R4）

※　0　は制度無し（対象年度）

建設コンサルタンツ協会　業務システム委員会　選定・契約専門委員会が実施する

「都道府県、政令指定都市の入札契約方式等に関する実態調査」結果による。

〈実態調査の前提条件〉

・調査対象業務：土木設計系業務に限る（測量・地質調査・建築を除く）

・調査対象業務規模：設計・契約金額100万円以上の業務

令和6年度　技術提案調達方式に関するヒアリング調査結果

■地方自治体における総合評価落札方式導入に関するヒアリング結果

【実態①】ヒアリングした12自治体のうち9自治体は実績評価型総合評価落札方式が主であり、技術提案型総合評価落札方式を積極的に導入している自治体は2県（宮城県と三重県）。

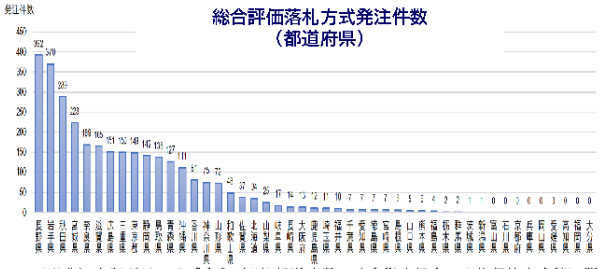
【実態②】総合評価落札方式導入の効果はあり、各自治体は拡大に向けた工夫をしている。

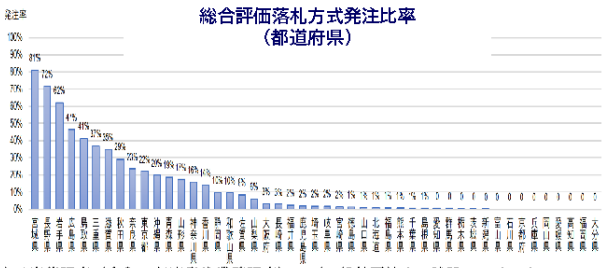
【実態①】発注全体件数※のうち総合評価落札方式の発注割合

※発注全体件数は全ての入札方式における合計件数
※比率はヒアリングで確認した件数から算出
※数値は、前年度実績

※東京都は建設局/都市整備局/財務局へヒアリング実施。下表の建設局は（財務Ⅰ課）案件、都市整備局は（財務Ⅱ課）案件の数値。

	令和4年					令和5年			令和6年				
	岩手県	宮城県	長野県	三重県	鳥取県	滋賀県	奈良県	静岡県	香川県	佐賀県	札幌市	東京都(建)	東京都(都)
実績評価型	75.5%	14.7%	73.9%	0.0%	42.5%	27.9%	6.4%	6.2%	14.0%	8.4%	10.2%	22.0%	0.0%
実績+技術提案評価型	3.8%	34.8%	0.0%	32.6%	1.7%	0.9%	9.0%	9.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.9%





（出典）上記グラフは「令和6年度 都道府県・政令指定都市の入札契約方式等に関する実態調査（令和５年度発注業務調査）」（一般社団法人　建設コンサルタンツ協会 業務システム委員会 選定・契約専門委員会）のデータを基に集計。建設コンサルタンツ協会/選定契約委員会/地方自治体の選定・契約に関わる同行に関わる調査WGの資料を活用している

1）競争入札（総合評価落札方式）の導入効果

- ●業務成績評定の平均点が向上した（三重、滋賀、静岡、香川、東京（建）、佐賀）。
- ●優良業務表彰の件数が増加した（宮城）。
- ●技術職員の技術力が向上した（長野、鳥取、滋賀、奈良、静岡、佐賀、札幌）。
- ●総事業費の縮減できた（滋賀、静岡）。受注者側も事業費縮減の意識が向上した（奈良、佐賀）。
- ●企業やNPO法人によるインフラ整備の支援が図られている。（静岡）

令和6年度　技術提案調達方式に関するヒアリング調査結果

2）普及拡大の取り組み

①技術提案型調達方式の拡大

- ●技術提案型での発注件数の目標を設定し、発注事務所と調整している（鳥取県）。
- ●斜め象限図を活用し、業務に求められる知識、構想力及び応用力を踏まえ、発注方式を選定している（宮城県）。
- ●成績評定評価型モデルやCO2削減への取組を行っている（滋賀県）、他県の好事例等の導入を検討している（奈良県）、35歳未満の技術者1人は担当技術者の実績評価から除外可能とし、若手技術者育成の機会を増やしている（香川県）等、毎年ガイドラインを更新しながら新たな取組を導入し、拡大を図っている。
- ●総合評価落札方式の選定フロー図とタイプ選定表を作成し、事務所ごとの発注方式の統一と技術提案型調達方式拡大を図っている（静岡県）。
- ●対象工種の拡大とスキルアップ型の導入により、県内事業者の技術力向上を図っている（佐賀県）。
- ●制度所管として主管各局に対して総合評価方式及びプロポーザル方式の積極的な活用を求めている（東京都（財））。

②普及展開に向けた取り組み

- ●地域性を重視した受注機会の確保や小規模事業者の育成に配慮した制度を導入している（鳥取県）。
- ●業界団体との意見交換を踏まえた制度改正を行っている（岩手県、静岡県、香川県、佐賀県）。
- ●総合評価の評価基準に関して学識経験者から意見聴取する機会として県が設置する委員会を、市町村も活用できるようにして支援、普及している（長野県、静岡県）。
- ●導入していない自治体（主に県内の市町）に導入メリットをアピールしている（滋賀県）。県での導入状況や制度を説明している（佐賀県）。
- ●発注方式毎の評定点傾向（プロポ＞総合評価＞価格競争）等を積極的に情報公開している。（東京都（建））

3）発注者の負担軽減の工夫

①事前確認・事後審査導入

- ●総合評価方式の入札案件ごとに、提出が必要な評価項目の資料を事前に確認、その結果を登録し、入札案件ごとの評価項目の資料の提出が省略できる登録制度（事前確認登録制度）（三重県、静岡県）や事後審査方式を導入している（奈良県、札幌市）。

②専門部署の組織化

- ●県庁に専門部署を組織化し、一元管理・運営による事務所間の統一性、発注事務所の負担軽減を推進している（奈良県）。

③発注件数の平準化

- ●プロポは提案書作成に時間を要するため、同時に複数案件を発注しないように配慮している（東京都（建））。

④技術提案書のテーマの枚数の軽減

- ●R2年度から案件により技術提案書のテーマを1つでも可能としている（鳥取県）。
- ●技術提案書の枚数を4枚から1枚に削減している（三重県）。

建設コンサルタンツ協会関東支部の活動状況

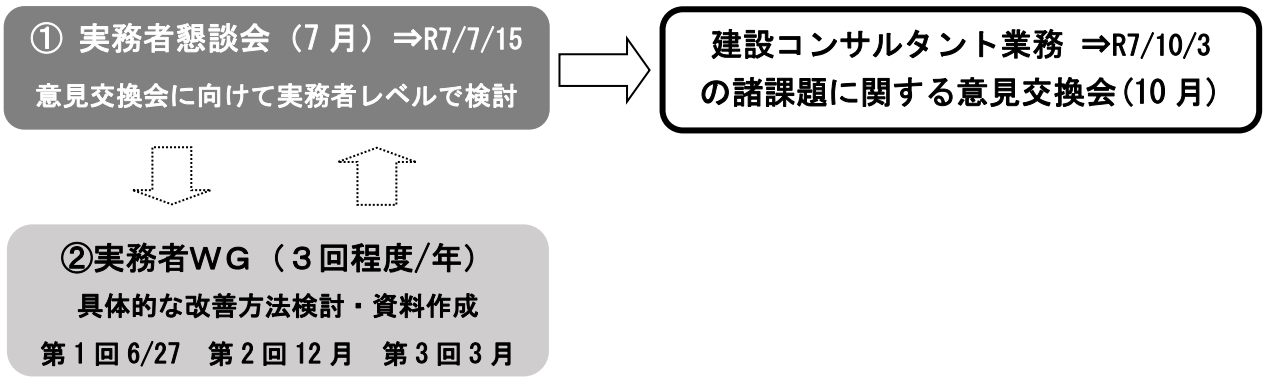
１．関東地方整備局（企画部）と建コン協会関東支部の実務者懇談会・実務者 WG の方針

平成２７年度から、関東地方整備局企画部と建設コンサルタンツ協会関東支部は、９月の「建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会」に加え、「実務者懇談会・実務者ＷＧ」を行っています。

１）実務者懇談会・実務者ＷＧの目的

『建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会（年１回・９月)』の意見・課題等について、実務者レベルで課題・解決策の検討、フォローアップを行うことを目的とし、**『実務者懇談会（年１回・７月)』**を行う。

さらに、実務者懇談会で議論した課題・意見を踏まえ、より具体的な検討・資料作り等の作業を行うことを目的とし、**『実務者ＷＧ（３回程度/年)』**を行う。



２）出席者

①実務者懇談会

関東地整企画部　：技術調整管理官、技術開発調整官、技術管理課長、課長補佐、係長　等
建コン協関東支部：支部理事、技術委員長、関東地整対応専門委員長　等

②実務者ＷＧ

関東地整企画部　：課長補佐、係長　等
建コン協関東支部：関東地整対応専門委員会委員　等

３）主な検討内容

①実務者懇談会

意見交換会で提示される建コン協会の「要望と提案」について事前協議を行う。

建コン協の品質向上に関するアンケート結果（業務実施上の課題）をもとに、品質の確保と向上、担い手の育成と確保、受発注者協働の就業環境改善 等について議論する。

また、実務者ＷＧの経過・今後の方針を確認する。

②実務者ＷＧ

実務者懇談会結果を踏まえ、業務環境改善、工期平準化、設計変更の適正化、コミュニケーションツール（条件明示チェックシート）改善など、より具体的に課題を検討し、対応方法・改善のための資料作成などを行う。

２．令和６年度の活動内容と今後の活動について

１）令和６年度の実務者ＷＧ、実務者懇談会、意見交換会の開催状況

事前実務者ＷＧ　　令和６年　５月　１日
第１回実務者ＷＧ　　令和６年　６月２５日
実務者懇談会　　令和６年　７月１０日
意見交換会　　令和６年　９月　４日
第２回実務者ＷＧ　　令和６年１２月２４日
第３回実務者ＷＧ　　令和７年　３月１４日

２）議題内容（**青地強調は重点事項**）

①　業務環境改善（ウイークリースタンス推進）

➢一部業務課題の確認
→改善傾向にあるが、一部業務で改善できていない事象は残っている。
R6 年業務に対する建コンアンケートにおいて、守られていない事象があったとの回答が各項目で 15%～27%ある。
➢建コン関東支部の業務アンケートを継続実施
➢一部の担当者において守られていない状況もあり、その対策案を検討
・受発注者間での啓発（ポスター等による改善キャンペーンなど）
・事象を報告するシステム
➢局内での意見を伺うよう依頼中

②　**特記仕様書の不明確課題の改善**　--- R6 第 2 回実務者ＷＧで現状の一覧表を提示

➢修正設計、関係機関協議、任意/指定仮設区分等、特記仕様書の不明確課題
➢共通仕様書、青本（積算基準）に任意仮設の記述（R5 一部追記あり）
➢特記仕様書の任意/指定仮設の記述状況をモニタリング
➢建コン側でモニタリングを行い、継続して記述の拡大を検討依頼中
→R6 年業務に対する建コンアンケートでは多くの意見は出ていない。ただし、施工時に発生している業務課題において、任意仮設・指定仮設の認識の違いから、より詳細な検討を求められる事象もあり、特記仕様書や共通仕様書、青本（積算基準）への明記の拡大は必要と考える。

③　設計変更ガイドライン補足資料の追記

➢業務アンケートを通じて補足資料の追記が必要な項目を検討
・モニタリングを継続
→R6 年業務に対する建コンアンケートでは、適切との回答が 96%となっている。
一部の意見だが、**増減枠 30%**（契約額に対して）、変更時期の早期化、予算時期による工期変更不可の意見がある。

④ 条件明示チェックシートのプロポ総評公示時公表の拡大

➢チェックシートの参加段階公表の対象業務数拡大について

→R6 年業務に対する建コンアンケートでは 10%(5 件)となっている

➢チェックシート内容の発注者確認の徹底（特に関係機関協議の状況）

→**R6 年業務に対する建コンアンケートでは、業務工期内に提示されなかった業務が 44%(22 件)あり、同様の割合で発注者の内容確認状況が判断できないとの回答があった。**

⑤ 標準歩掛の改定

➢地整～本省への提案　※建コン本部とのすみ分けを調整

※本省案件でもあり、本部での進捗状況を確認していく（本部の情報を確認する）

⑥ 事業促進ＰＰＰ改善

➢業務内容、作業量の適正イメージ、標準人工の明確化が必要

➢残業等現場環境課題の改善、官民の責任所在の明確化

➢建コン関東支部でのアンケート内容をモニタリングしていく

⑦ 若手技術者交流会

➢R6 年 9 月実施を受け、建コン関東支部若手の会と継続を審議

➢R7 年度の開催日程は、意見交換会後（9/19 開催予定）

（テーマ、運営内容は、局と建コン関東支部若手の会で協議を継続）

⑧ プロポーザル業務の拡大

➢チェックリストの活用（運用について建コン本部とも調整をしていく）

⑨ プロポ参加１社業務の増加課題

- １社参加業務の状況を分析すると、比較的多くの割合で、技術的に高度・特殊な業務で、企業の技術研鑽努力の結果が、１社参加の状況を作っている側面もある。
- 協会内でも、立場によってさまざまな意見があり、「そのことが必ずしも課題事象とは思えない」という考え方もあることから、WG議題にするのであれば、改めて地整の考えを確認して、協会内でも調整していく。

⑩ 施工時に発生している設計業務課題の改善

--- 第２回実務者ＷＧで三者会議改善案を提示

- 昨年のＷＧ内で、施工業者からの意見として、コンサル設計業務の現場課題の多さが指摘されていると伺う。

⇒内容によってはコンサル側で反省・改善すべき話かもしれない。
それであれば、協会内で内容を整理して改善周知したい

⇒内容によっては設計者･発注者･施工者の責任範囲を明確にすべき
それであれば、ＷＧで内容を整理して、３者の認識改善を周知したい。
⇒設計時と工事発注時の認識の違い（指定仮設・任意仮設）、設計条件の設定、現場条件の変化などが影響していないか確認も必要

- 提示した中部地整の実施例を参考に三者会議実施案を作成（第２回ＷＧ）
- 提示した案を関東地整内で検討をしていただく

⑪ 工事発注時チェックシートの改善・他分野への拡大

- R5 年度の試行 4 業務の状況確認と改善内容を整理し、他分野への拡大を検討する。
- R5 年度の試行 4 業務のチェックシートを受領し、建コン本部へ送付済
- R7 年度より、本部の意見を確認し進め方を調整

⑫ その他

◆総合評価における評価項目の選択状況を確認

- 地域性-地理的条件（本店・支店・営業所）
- 地域性-域貢献度（災害活動実績・災害協定締結）
- 管理技術者の資格要件-若手技術者
- 実施能力評価拡大型（簡易型１：１業務）

企画部より下記の回答を得る。今後の運用の変化を確認していきたい。

① 地理的条件　選択 164 件　必須 21 件　全体の割合　185/1302=14.2%(全体)
② 地域貢献度　170 件　全体の割合　170/1302=13.1%(全体)
③ 若手技術者　243 件　全体の割合　243/1302=18.7%(全体)
④ 実施能力評価拡大型　21 件　全体の割合　21/1302=1.6%(全体)
※21／430=4.9%(発注者支援業務除く)

◆総合評価における落札率の確認

局発表のデータでは、総合評価の平均落札率は 84.5%となっている。
→体感ではあるが、総合評価における入札額は、調査基準価格（80%程度）に近い価格になっていると思われる。価格：技術比率が１：１、１：３の落札率の状況を把握したい。
→価格：**技術比率のさらなる拡大**の可能性を検討可能か。（たとえば１：５など）

３．関東地整版の「要望と提案」を意見交換会での補足資料

◆　協会本部の要望と提案は、全国地整・自治体に対するものであることから、関東地整では既に取り組まれている内容、解消した課題が含まれている。

そのことから、昨年度同様に、「要望と提案」について、関東地整が既に実施している取り組みの状況を踏まえた、**関東地整版の「要望と提案」を意見交換会での補足資料として提示**する。 意見交換会での関東地整の回答はこの資料に対する回答とする。

※次ページより

令和７年度

「国交省関東地方整備局の取り組みを踏まえた」
建設コンサルタントの要望と提案

令和７年７月

一般社団法人　建設コンサルタンツ協会　関東支部

※赤文字は関東地整の取り組みを踏まえた主な記述　地整重点項目　自治体重点項目

※要望先を項の末尾に括弧書きで記載

建設コンサルタントの要望と提案

【要望と提案の趣旨】

令和元年の品確法の改正により調査･設計などの業務が品確法の対象として明確に位置づけられた中、私ども建設コンサルタントは、持続可能な社会資本整備を支えるため、５つの倫理的行動規範を定め法令を遵守し、適正な技術力、注意力をもって誠実に業務遂行に努めております。

１：法令、社会規範及び契約の遵守
２：品位の保持
３：信用と信頼の保持
４：技術の向上と品質の確保
５：持続可能な社会の構築

近年の激甚化･広域化しつつある自然災害への対応をはじめ、老朽化した社会資本の維持･改修、ＣＭや事業促進ＰＰＰなど官民一体での事業マネジメントへの対応、脱炭素社会の実現やＤＸへの対応、地方創生への対応など、建設コンサルタントが果たすべき役割は年々拡大･深度化しております。

私ども建設コンサルタントは、これらの役割を着実に継続しながら、各企業において安定経営を目指し、様々な経営改革に尽力しておりますが、依然として公共事業量に大きく左右される企業が大半であります。

これまでの国や地方自治体との「要望と提案」活動ならびに様々な関係者との「業務量の安定的確保や技術者単価引き上げ等」の取組みによって、多くの改善や成果が得られていることに感謝しております。

また、令和６年の品確法の改正を踏まえ、担い手確保のための働き方改革・処遇改善の実現、災害への対応力の強化、技術開発の推進等による生産性向上の取組みは、建設コンサルタントにおいて喫緊の課題となっております。業界を挙げて効率化･生産性向上等に取り組んでおりますが、建設コンサルタント業界を魅力ある職場とするために、受発注者協働による改善の取組みは年々重要となってきております。

このような背景のもと、令和７年度は、冒頭に「はじめに」として中期的視点から持続的経営に関わる章を設け、次の５つの柱にて「要望と提案」活動を行うこととしました。

はじめに：「魅力ある業界を目指して」
１：「担い手確保･育成のための環境整備」
２：「技術力による選定」
３：「品質の確保･向上」
４：「災害対応に向けた環境改善」
５：「ＤＸ推進の環境整備」

令和７年６月
一般社団法人　建設コンサルタンツ協会

はじめに　魅力ある業界を目指して

0.1.「成長と分配の好循環」の実現

0.1.1. 好循環の構築（本省）

0.2.　成長と分配を支える事業量の拡大

0.2.1. 公共事業投資と建設コンサルタントの経営（本省）

0.2.2. インフラ整備の中長期事業計画の策定（本省）

0.3.　報酬制度･仕組みの整備

0.3.1. 技術者単価の継続的な引き上げと適切な単価の適用（本省）

・年度繰越し業務におけるコンサル版スライド条項の導入

・コンサル版スライド条項試行業務の実施

0.3.2. 業務価格の改善（本省）

① 歩掛実態調査工種の増加と実態調査に基づく適切な歩掛設定

・一般構造物設計の函渠･擁壁

・樋門詳細設計

・築堤設計

② 技術基準の改定に伴う適切な歩掛･積算体系

・道路橋示方書改定（平成 29 年改定、令和 7 年改定予定）

・道路橋定期点検要領改定（平成 31 年改定、令和 6 年改定）

③ 設計変更時の経費･落札率等の改善

・設計変更に伴い新規に追加された工種に対する落札率について、当初落札率の適用外とする

・作業の増減無く工期延長となった場合の、延長期間分の管理費の計上

・公開用成果作成費は当初積算時に想定が難しく、その他経費としての計上

0.3.3. 一般管理費算入率の見直しと低入札調査基準価格の改善（本省）

0.4.　技術開発の推進

0.4.1.　知的財産の取扱い（本省）

・知的財産権の取扱いに関する意見交換の場の設置

１章.　担い手確保･育成のための環境整備

1.1.　建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進･強化

1.1.1. 履行期限（納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

関東地方整備局では、建設コンサルタント業務の年度早期の業務発注や年度繰越（当初・変更後）を活用した納期分散に取り組んでいただいているところです。さらなる納期分散の実現のため、設計変更後の目指すべき納期目標と整合を図った施策の強化と計画的展開をお願いします。

① 業務の納期分散の実現、目指すべき納期目標※（本省、地整、地方自治体）

※　納期目標（設計変更後）：第 1 四半期 20%程度･第 2 四半期 30%程度･第 3 四半期 15%程度･第 4 四半期 35%程度･3 月 15%以内･翌債･国債の活用を年度に契約する件数割合 25%以上

【R6 関東地整目標】

第１四半期 15%以上、第２四半期 25%以上、第３四半期 25%以上、第４四半期 35%以下

翌債・国債等 25%以上

② 納期分散目標を実現するための施策の展開（本省、地整、地方自治体）

③ プロポーザル方式･総合評価落札方式業務の公示･提案時期の分散化（地整、地方自治体）

④ 業務スケジュール管理表に基づく的確な契約管理（地整、地方自治体）

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進･強化（地整、地方自治体）

関東地方整備局では、H30 年から業務環境改善の方策を開始し、R3 年度からは「業務環境実施要領」として、「ウィークリースタンス」の全業務への適用と、実施報告の局提出義務化を開始していただきました。また、R7 年より、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として認定を受けた企業を加点評価する取り組みも始まる予定となりました。今後も実施結果を踏まえ、ワークライフバランス改善推進への取り組み継続をお願いします。

①「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化

② 深夜･休日勤務につながる業務指示･待機指示の削減、手戻り発生の排除（計画系業務）

③ 業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスの実施等の徹底

④ 入札･契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減

1.2. 人材の確保･育成

1.2.1. 若手･女性･シニアなど多様な技術者の活用･育成（地整、地方自治体）

関東地方整備局では、総評業務における若手技術者配置の加点、産休・育休期間を考慮した業務実績評価対象期間延長などに取り組んでいただいています。R4 年からシニア技術者等の活用を促す「照査技術者の配置要件の見直し：総評・プロポ業務審査において照査技術者としての実績、照査技術者業務の評価点を追加する総評評価の仕組み」を導入いただきました。さらに R7 年から「若手・女性技術者奨励賞」の創設も導入予定となりました。今後も、若手・女性・シニア技術者の活用・育成のための入札・契約制度の継続をお願いします。

① 契約･評価制度※の改善の継続

※ 若手：基礎点が低い(経験が浅い) 若手技術者でも担当技術者として配置し易い評価方法など
※ 女性：女性を含めた様々な技術者が係る制度の試行･改善など
※ シニア：照査技術者を継続できる評価制度、照査技術者実績を評価･考慮する制度など
※ 育休：管理技術者または照査技術者が短期間の育休をとる場合に、育休期間終了後に管理技術者または照査技術者に復帰できる制度、交代時に求められる同等以上の技術力要件について、「品質確保が可能な体制とする」等の緩和

② 表彰制度の改善の継続

・若手･女性技術者の技術力向上･モチベーションアップにつながるような表彰制度の水平展開

1.3. 適切な費用計上

1.3.1. 積算価格と実勢価格との乖離の是正（地整、地方自治体）

・点検･診断業務における、積算時の現地条件等の配慮と仕様や積算条件の明確化
・橋梁補修･補強設計における、設計条件の明確化、積算前の見積依頼の実施

２章. 技術力による選定

2.1. プロポーザル方式･総合評価落札方式等の的確な運用･改善

2.1.1. 業務の内容に応じた適切な発注方式の選定

関東地方整備局では、総合評価落札方式における技術評価点の差の明確化に取り組んでいただいています。現状では評価点差が小さく、参加企業は調査基準価格付近での入札が多い認識です。技術評価点の差の明確化やより技術力が競えるプロポーザル方式の増加の取組みの継続をお願いします。

① 技術力による選定方式の着実な増加（地整）

・プロポーザル方式の増加を主眼に、業務内容に応じた適正な発注方式の選定
・難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロポーザル方式への移行業務の追加
・価格競争入札から総合評価落札方式への移行業務の追加

② 斜め象限図の適切な運用（本省、地整）

・新たな業務への対応や技術的難易度の実態を考慮した、斜め象限図の更新
・建コン協会で作成した斜め象限図を補完するチェックリストの周知と活用

2.1.2. 計画系プロポーザル業務の業務規模の改善（地整）

道路分野の計画系業務（交通分野）は、プロポーザル業務が基本となっています。この業務規模（発注金額）は、技術者単価が上がっているものの、ここ数年、増加していないあるいは微増にとどまっています。関東地方整備局の状況を確認いただき、業務規模を増加する取組みをお願いします。

2.1.3. 総合評価落札方式における落札率の改善（地整）

2.1.4. 業務成績評定の適切な運用と業務･技術者表彰の運用改善（本省、地整）

① 業務成績評定の運用改善

・地方整備局間の格差を是正するなど統一的運用
・事務手続きに関する改善(細目を含めた業務成績評定の速やかな通知)
・業務成績評定点の公表（北海道開発局及び沖縄総合事務局）

② 業務･技術者表彰の運用改善

・表彰における選定基準や表彰付与の考え方などの開示
・プロポーザル･総合評価落札方式における表彰の取扱いは、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（平成 27 年 11 月）」に沿って、地方整備局間での統一的運用

2.1.5. 国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用（本省）

① 令和４年度からの試行結果を踏まえた適切な対応

・令和 6 年度試行状況の共有
・RCCM 資格の適正な評価と組み合わせ加点する資格の適切な選定
・維持管理分野（補修設計を含む）での適用を基本
・計画的に資格取得ができるよう、資格の評価方針の事前公開
・本格導入については、余裕を持ったスケジュールでの導入
・RCCM 資格を他の国土交通省登録資格より高い評価とする
・RCCM 資格について、技術士と同様に、他の国土交通省登録資格と組み合わせて評価する

2.2. 地方自治体における発注方式の改善

2.2.1. 業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定（地方自治体）

・斜め象限図の周知と適用促進
・技術力による選定･発注方式（プロポーザル方式･総合評価落札方式）の導入促進、発注増加（「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（平成 27 年 11 月）」を参考）
・技術力評価を適正に行うための、業務成績評定や業務･技術者表彰の導入促進
・地方自治体における総合評価落札方式導入の取組みの水平展開

2.2.2. 見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示（地方自治体）

・最低値を採用している地方自治体において、平均値または最頻値の採用

2.2.3. 最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大（事前公表の撤廃）（地方自治体）

2.2.4. 入札参加資格への建設コンサルタント登録制度の活用（地方自治体）

・入札参加資格において「建設コンサルタント登録」を必須条件とする審査制度

2.3. 地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成

2.3.1. 地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進（地整、地方自治体）

関東地方整備局では、R5 年度から試行されている「実施能力を評価した選定（実施能力評価拡大型）：評価項目として国交省業務の成績・表彰を省略」、R7 年度には同発注形式での「新規契約の有無」の評価も加わる予定であり、国交省業務実績のない地域コンサルタントの参入拡大が図られています。今後も、継続拡大をお願いします。

2.3.2. 入札契約制度の改善（地整、地方自治体）

関東地方整備局では、地域性の高い業務について対象地域の本店・支店・営業所の有無による加点を行う総合評価落札方式が導入されています。また、R6 年より総合評価落札方式において災害協定締結の有無を評価する取組みも始まりました。今後も継続拡大をお願いします。

・地域コンサルタントが行うことにより、品質確保･向上が期待される業務※において、地域要件･地域貢献度･地域精通度等の評価項目･運用方法の改善、または地域コンサルタントに限定した発注業務の導入
※ 地域特性を踏まえた検討が必要となる業務や現地作業が必要となる業務（詳細設計･点検業務など）、地元及び関係行政機関等との協議･調整が頻繁に必要となる業務など
・国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進
・地域特性を踏まえた特定テーマを設定する業務のさらなる拡大
・地域コンサルタントと広域コンサルタントの JV 制度の好事例の水平展開

2.4. 適切な設計変更

2.4.1.「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更（地整）

関東地方整備局では、（一社）建設コンサルタント協会関東支部と連携して、条件明示・設計変更事例等を記載した「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料」を作成いただきました。また、設計変更内容を審査する「業務推進審査会」の仕組みを導入いただき、適切な設計変更をしていただいています。今後も取り組みに基づく確実・適切な設計変更をお願いします。

2.5. 新たな契約制度への対応

2.5.1. 生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大と制度改善（本省、地整）

関東地方整備局では、R2 年から事業促進 PPP 業務の発注条件について、常駐・専任義務の緩和、工期内設計業務の受注緩和に取り組んでいただきました。今後も継続してそれらの仕組みを活用するとともに、費用の適正化（技術者区分の適正化、柔軟な設計変更）、官民の役割分担の明確化、請負契約から準委任契約等への改善をお願いします。

① 監理業務（PM･CM）、事業促進 PPP の拡大と制度改善

2.5.2. 設計者･施工者連携方式の検討等合理的な入札契約制度の選定（本省、地方自治体）

① ＥＣＩ方式の拡大と制度改善

3章. 品質の確保･向上

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.1. 受発注者合同現地踏査の実施（地整、地方自治体）

3.1.2. 設計条件明示チェックシートの効果的な運用･活用（地整、地方自治体）

関東地方整備局では、条件明示チェックシートの総合評価落札方式の技術審査段階での公表に取り組んでいただいています。今後、出来るだけ多くの詳細設計業務を対象にした条件明示チェックシートの審査段階公表業務数の拡大と、業務内における確実な条件明示チェックシートの提示をお願いします。

3.1.3. 設計照査（的確な条件設定と確認、照査の充実等）（地整）

3.1.4. 設計から施工への確実な情報共有

関東地方整備局では、建設コンサルタンツ協会本部から試行導入に関する要望書を踏まえ「工事発注時チェックシート」を試行・導入していただきました。今後もチェックシートの活用継続をお願いします。また R5 年に施行された業務の課題共有を図り、チェックシートの改善を図りたいと考えます。

① 施工条件明示チェックシートの試行拡大（地整）
② 設計と施工のシームレス化の検討（本省）

3.2. 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

3.2.1. 詳細設計における各工種の設計目的･設計条件･成果内容の明確化と適切な費用計上

（地整、地方自治体）

関東地方整備局では、指定仮設時の作業増に伴う設計変更が適切に行われています。また、R5 年から、関東地整の設計業務等共通仕様書においても、仮設設計が任意仮設であることを示す補足を一部工種で加えていただきました。今後も、特に指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化、任意仮設と指定仮設の成果の取扱い、その責任所在の明確化の取り組み継続をお願いします。

① 詳細設計における作業実態と歩掛との乖離の解消
- 設計条件･設計内容の明確化、適切な費用計上の実施
- 特記仕様書における“修正”設計内容および関係機関協議内容の明示

② 指定仮設と任意仮設の受発注者間の認識不一致を解消
- 設計業務等標準積算基準における指定仮設の記載内容の周知
- 指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化と特記仕様書への明記
- 指定仮設と任意仮設の成果の取扱い(任意は参考図、指定は設計図）の認識共有

3.2.2. 詳細設計から施工に至る段階（三者協議を含む）でのコンサルタント業務の適切な運用

（地整、地方自治体）

関東地方整備局では、三者協議を適時実施していただいています。三者協議で挙げられる“設計成果と施工現場の不一致等”への対応は、現場条件の変化に起因する事象、納品後の設計思想等の変化に伴う事象、現場の取り合いによる事象等について、受発注者の責任範囲を明確にし、資料の作成、設計の修正が適切に実施できるようにお願いします。

- 追加業務や修正設計の定義の共有化と適切な工期設定、費用計上
- 詳細設計から施工（工事）に至る段階でのコンサルタントの対応に関する説明資料の好事例の水平展開

４章. 災害対応に向けた環境改善

4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立

関東地方整備局では、R1 年の台風 19 号災害時に、契約業務の業務一時中止等の打診といった災害対応調整をしていただきました。また、災害対応における随意契約、通常指名競争の活用にも取り組んでいただきました。今後も以下に配慮した業務調整の継続・拡大に取り組みお願いします。

4.1.1. 災害対応業務への体制整備（本省、地整、地方自治体）

- 災害対応業務への従事技術者が対応していた既往業務への効果的な対応
- 災害対応業務への従事技術者に対し、労働基準法第 33 条の適切･確実な適用に関する厚生労働省への働きかけ
- 広域（複数の発注者）にまたがる災害対応支援体制･仕組みの整備

4.1.2. 災害対応業務への適切な評価（地方自治体）

- 緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度の拡充と水平展開

4.2. 地方自治体における災害申請作業の合理化･適切化に関する改善と適切な費用計上

4.2.1. 災害申請作業の合理化･適切化（本省、地方自治体）

- 災害査定の効率化の適用拡大の継続
- 大規模災害時の災害査定の効率化及び事前ルール（大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（H29.2））の適正な運用などの好事例の水平展開
- 市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドラインの活用

4.2.2. 実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算(地方自治体)

５章. ＤＸ推進の環境整備

5.1. 受発注者協働による働き方改革に資する DX 推進：業務効率化の促進

・関東地方整備局では、電子入札システム、電子契約システムを活用した業務効率化に取り組んでいただいています。また、R5 年から、土木コンサル業務に関する国土交通省の事務連絡資料について、関東地整ＨＰでの情報公開を始めていただきました。今後も「書類の電子化（電子決済、ペーパーレス化）」「手続きの簡素化」「情報の共有化」「移動等の時間短縮」の促進継続をお願いします。

・関東地方整備局では、プロポ総評審査段階の閲覧資料の PDF データのクラウドサービスを使ったダウンロード等、業務効率化に取り組んでいただいているところです。また、R5 年から、情報共有システム（ＡＳＰ）の活用、オンライン電子納品の全ての業務での運用が開始されました。今後も促進継続をお願いします。

・関東地方整備局では、設計協議の web 会議活用推進、プロポヒアリングの web 会議活用による業務効率化に取り組んでいただいているところです。web 会議等を積極的に活用して「移動時間や待ち時間の解消」「現場情報の共有化」の促進をお願いします。

・テレワークガイドライン（案）の活用、発注者のテレワーク環境整備の加速化、各種技術基準類の電子化・Web 公開などの推進をお願いします。

・自治体を含む、各発注機関のインフラＤＸ推進計画や実施状況等の情報の公開をお願いします。

5.1.1. 電子入札システム、電子契約システムの活用（本省）

5.1.2. 情報共有システム（ASP）の運用ルールの改善（本省、地方自治体）

5.1.3. 遠隔臨場の活用推進（本省）

5.1.4. DX 環境の整備

① 技術基準類の電子化（本省、地整）

5.1.5. 各発注機関のインフラ DX 推進計画や実施状況等の情報の公開（本省、地整、地方自治体）

5.2. BIM/CIM の利用環境の改善

5.2.1. BIM/CIM データ連携の改善（本省、地方自治体）

5.3. DX 推進の費用面での環境整備

5.3.1. BIM/CIM 活用の業務価格の算定方法の見直し（本省）

① 「BIM/CIM 標準歩掛」の設定

② 「BIM/CIM 使用料」の適切な計上

5.3.2. DX 推進の環境整備のための助成金の創設（本省、地方自治体）

以　上

資料－1
関東地方整備局の取組について

令和7年10月3日

国土交通省　関東地方整備局

［適用対象］
当該年度に稼働（繰越、翌債等次年度に跨がる業務を含む）している100万円以上の業務（測量、地質調査、土木コンサルタント（ただし、通年業務、発注者支援業務を除く））

○令和7年度　履行期限の平準化目標値

令和7年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下

平準化率 令和7年度 ＝ ①のうち令和7年度 四半期 毎に履行期限となる業務件数 ÷ 令和7年度 履行期限となる業務件数

①：令和6年度予算（翌債・明許）・国債・平準化国債等 ＋ 令和7年度予算（年度内履行期限）

○国債による平準化及び真に必要な工期延期とする業務

令和7年度	翌債・国債・平準化国債等
	25%以上

【参考】R6年度の実績とR7年度の実施状況（R7.7末時点）

令和6年度 実績	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	12%	15%	24%	49%

令和7年度		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
実施状況	(計画)	29%	15%	29%	28%
	(実績)	13%	21% (見込み)	32% (見込み)	33% (見込み)

業務スケジュール管理表の活用

測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務において、通常の工程表に加え、履行中に発注者の判断・指示が必要とされる事項の役割分担、回答期限等も明記した「業務スケジュール管理表」を**受注者が作成し、発注者と共有**する。

平成23年度より

様式と記載内容

※説明用に簡略化しています

・業務名、受注者名、管理技術者名等を記載
・現在の状況、課題、当面の目標等を記載

作業項目	8月	9月	10月	11月	備考
打合せ	○		○	○	
現地踏査					
○○設計					中間確認
照査					

工程表（バーチャート）

着手日	作業事項(タスク)	作業者 発	作業者 受	状況	目標	懸案事項
			○	完了		
		○			9月末	

判断等を要する事項、未確定事項のリスト

作成手順と活用方法

① 受注者が作成し初回打合せ時に提示
↓
（業務の進捗、状況変化で内容が変わる）
② 次の打合せ時に**内容を加筆修正した版を受注者が作成し提示**
↓
③ **スケジュール確定まで②を繰り返す**

※業務スケジュール管理表には、クリティカルパスを記載するとともに、履行中に発注者の判断・指示が必要な事項について受注者と協議し、その役割分担、着手日及び回答期限を明記し、履行期限内に業務が完了するよう円滑な業務進捗を図る。

※活用状況について報告をお願いします。

効果

◆業務履行上の課題を明確にできる
◆適正な履行期間の確保

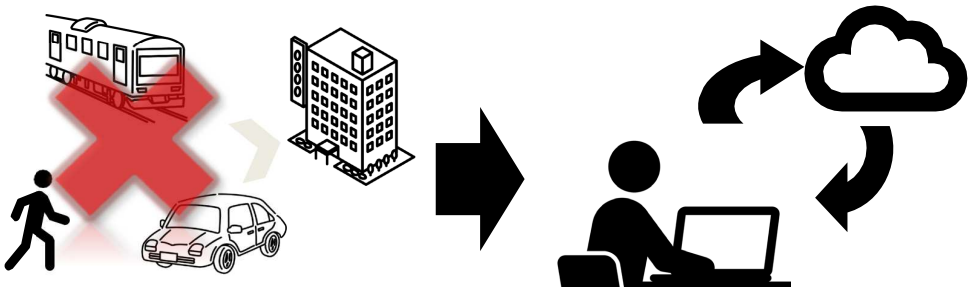
クラウドを活用した資料閲覧　−資料閲覧の効率化−

趣旨 働き方改革、労働基準法改正（残業時間の上限規制）を受けた再改善（感染症拡大防止効果も期待）
対象 資料閲覧を行う全業務（原則、契約中の業務も含む）
概要 過年度成果等の資料閲覧時に、クラウドを介した電子成果品の一時コピーを認めることで、発注事務所等へ移動せずに、自社において資料閲覧を行える方式に改善。

現行（新試行：R2.9～）
○ **クラウドを活用した電子成果品データ等の一時DL、閲覧**を可とする。※電子データが無い資料を除く○
従来FAXで行っていた閲覧申請をメール申請に改善。誓約書もメール提出可。（R2.12～改善）

期待される効果
主に受注者側の働き方改革に寄与
○ 閲覧会場への移動が不要（自社でDL、一時複製、閲覧が可能）　など

留意事項
○ 電子データの取扱い（セキュリティ対策）として、誓約書提出を義務づけ
○ 電子成果品が無い（電子成果品以前の業務成果など）場合は、従前通りの閲覧（紙成果）で実施



移動不要

『◆入札説明書等の記載の簡素化』及び『◆入札公告資料の合理化』

◆入札説明書等の記載の簡素化

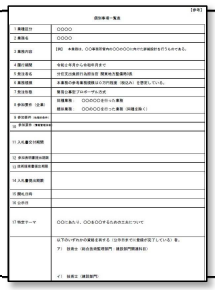
【趣旨】入札参加にかかる作業（受注者）、評価作業（発注者）の負担軽減 等
【対象】プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務
【概要】・入札説明書等の記載内容見直し・共通事項のホームページ掲載
・指名選定時等の評価方法見直し・参加表明書添付資料の簡素化
・総合評価落札方式（簡易型）の技術提案書記載内容の見直し・過剰記載の抑制【H27.8～】
・実施方針おける評価ポイントの明確化【H28.8～】

■技術提案書の記載内容

項 目	従　　前	試　　行
実施方針	・業務を実施する上での着目点を抽出し、それを踏まえた実施方針、品質管理等について記載。 ※着眼点は複数記載可	・発注者が提示する、 成果の品質に関わる事項 業務のクリティカルパス　等 における課題（留意点）とその理由及び具体的な対応方針を記載。 ※課題は最も重要と考えられる１項目を記載。
実施手順	業務実施手順を示す実施フローを記載。	従前通り。
工程表	業務量の把握状況を示す工程計画を記載。	従前通り。
その他	有益な代替案、重要な指摘事項について記載。	―

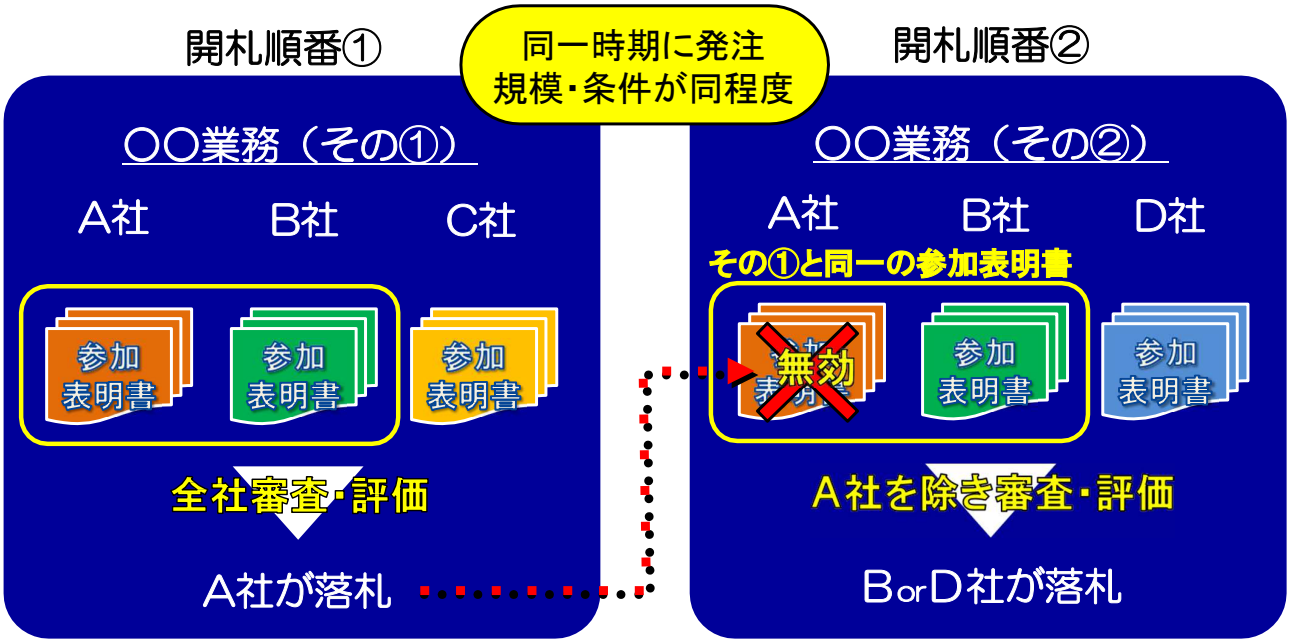
◆入札公告資料の合理化

趣旨）事務負担の軽減、記載ミスの防止
対象）プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務
概要）入札説明書（個別）等に記載されている資格要件や参加表明書の提出期限などの必要事項を定型様式にとりまとめ、入札説明書（個別）に添付。【R2.4～】
受注者の業務内容確認作業の負担の軽減、発注者の条件設定のミス防止をはかる



一括審査方式の導入

【趣旨】受注者の入札参加にかかる作業負担軽減 等
【対象】総合評価落札方式で発注する業務のうち、十分な競争性が確保でき、技術的難易度が比較的高くないもの
（例えば災害時の測量・設計業務などの実施期間・期限が限られている業務等）
【概要】・同一時期発注の規模、条件が同程度の複数業務に、同一の参加表明書での参加を認め、評価する方式。
・あらかじめ定めた開札順番で開札し、落札者を決定（同じ管理技術者での重複受注は認めない）【H28.8～】



実施能力を評価した選定（更なる簡素化）

国土交通省 関東地方整備局

【趣旨】評価・審査の効率化、事務負担の軽減
【対象】総合評価落札方式（簡易型）で発注する一部業務
【概要】参加表明書と技術提案書（実施計画書）の提出を同時に求め、実施能力の確認と参加表明書による技術評価を行い、評価・審査の効率化、事務負担の軽減を図る。
技術提案書（実施計画書）の記載は簡素化し、受注者の資料作成の負担軽減を図る。
試行対象業務は当面「水質調査業務」「交通量調査業務」「点検業務」とする。 【R1.8～】

【指名競争】総合評価落札方式の実施手順

入札公示
↓
参加表明書の提出（企業・技術者の実績）
↓
参加表明書の審査・評価
↓
指名通知（技術提案書の提出要請）
↓
技術提案（実施方針）の提出
↓
技術提案（実施方針）の審査・評価による技術点の算出
↓
入札
↓
評価点の算出（技術点＋価格点）
↓
落札決定

2段階審査を1段階審査へ

手続き期間の短縮

【指名競争】総合評価落札方式（実施能力評価型）の実施手順

入札公示
↓
参加表明書の提出（企業・技術者の実績）
↓
技術提案書の提出（実施計画書）
↓
実施計画書の確認→可・不可の2段階評価
参加表明書の審査・評価による技術点の算出
↓
指名通知
↓
入札
↓
評価点の算出（技術点＋価格点）
↓
落札決定

見直し(R7)若手技術者の活用を評価【R7.8～】

国土交通省 関東地方整備局

P（計画）

○試行内容

・若手技術者の育成・確保を目的に、管理(主任) 技術者に40歳以下または35歳以下の若手を配置した場合に加点評価

・H27.8～：試行開始。
・H30.8～：若手技術者の対象年齢を40歳以下に引き上げ。
・R5.8～：若手技術者評価の配点を高く見直しし、若手技術者のインセンティブを拡大。

現行評価基準（総合評価落札方式（簡易型1：1）の例）

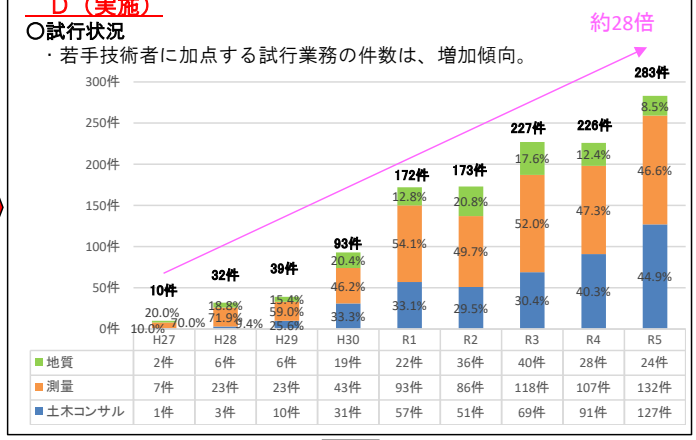
評価項目		判断基準	配点ウェイト
管理（主任）～技術者の経験及び能力	業務経験	若手技術者（40歳以下または35歳以下）の活用について、以下の項目で評価する。	
		①管理（主任）技術者に若手技術者（40歳以下または35歳以下）を配置する場合	8
		②上記以外	0

業務毎に業務内容に応じて40歳以下もしくは35歳以下に設定

D（実施）

○試行状況

・若手技術者に加点する試行業務の件数は、増加傾向。



A（対応）

○対応

・本取組により、企業における若手技術者の育成・確保が促進しており、若手技術者とそれ以外の技術者で業務成績評定点の差は僅少なことから、更なる若手技術者の育成・確保のため、対象年齢を段階的に評価する見直しを図る。

見直し(R７)

現行評価基準（総合評価落札方式（簡易型1：1）の例）

評価項目		判断基準	配点ウェイト
管理（主任）～技術者の経験及び能力	業務経験	若手技術者（40歳以下または35歳以下）の活用について、以下の項目で評価する。	
		①管理（主任）技術者に若手技術者（40歳以下または35歳以下）を配置する場合	8
		②上記以外	0

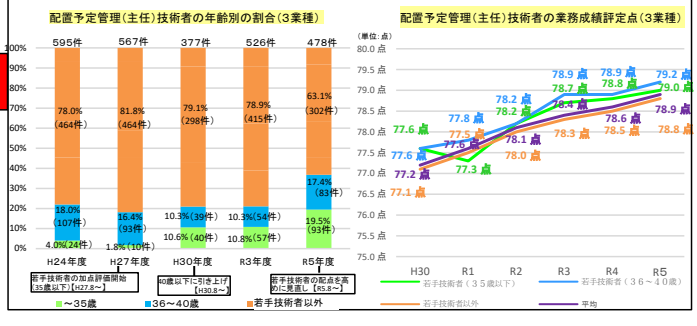
新規評価基準（案）（総合評価落札方式（簡易型1：1）の例）

評価項目		判断基準	配点ウェイト
管理（主任）～技術者の経験及び能力	業務経験	若手技術者（40歳以下または35歳以下）の活用について、以下の順位で評価する。	
		①管理（主任）技術者に若手技術者（35歳以下）を配置する場合	8
		②管理（主任）技術者に若手技術者（40歳以下※）を配置する場合 ※①を除く	5
		③上記以外	0

C（評価）

○評価

・若手技術者を配置した業務件数は、H27年度以前は全体件数の2割程度であったが、R5年度には4割程度まで増加し、企業における若手技術者の育成・確保に変化。
・業務成績評定点を比較すると、若手技術者とそれ以外の技術者で業務成績評定点の差は、僅少。



見直し(R7)若手技術者の活用を評価【R7.8～】

国土交通省 関東地方整備局

【趣旨】若手技術者の育成・確保

【対象】総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務

【概要】公共工事に関する調査及び設計の担い手を育成・確保をするために、技術者に若手を配置した場合に加点評価

技術者に35歳以下の若手を配置した場合に加点評価。【H27.8～】

若手技術者の対象年齢を40歳以下に引き上げて運用を開始【H30.8～】

若手技術者評価の配点を高く見直しし、若手技術者のインセンティブを拡大。【R5.8～】

若手技術者の対象年齢を段階的に評価【R7.8～】

現行評価基準(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)

評価項目		判断基準	配点ウェイト
管理(主任)技術者の経験及び能力	業務経験	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の項目で評価する。	
		①管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下または35歳以下)を配置する場合	8
		②上記以外	0

新規評価基準(案)(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)

評価項目		判断基準	配点ウェイト
管理(主任)技術者の経験及び能力	業務経験	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の順位で評価する。	
		①管理(主任)技術者に若手技術者(35歳以下)を配置する場合	8
		②管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下※)を配置する場合 ※①を除く	5
		③上記以外	0

業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)【H28. 8～】

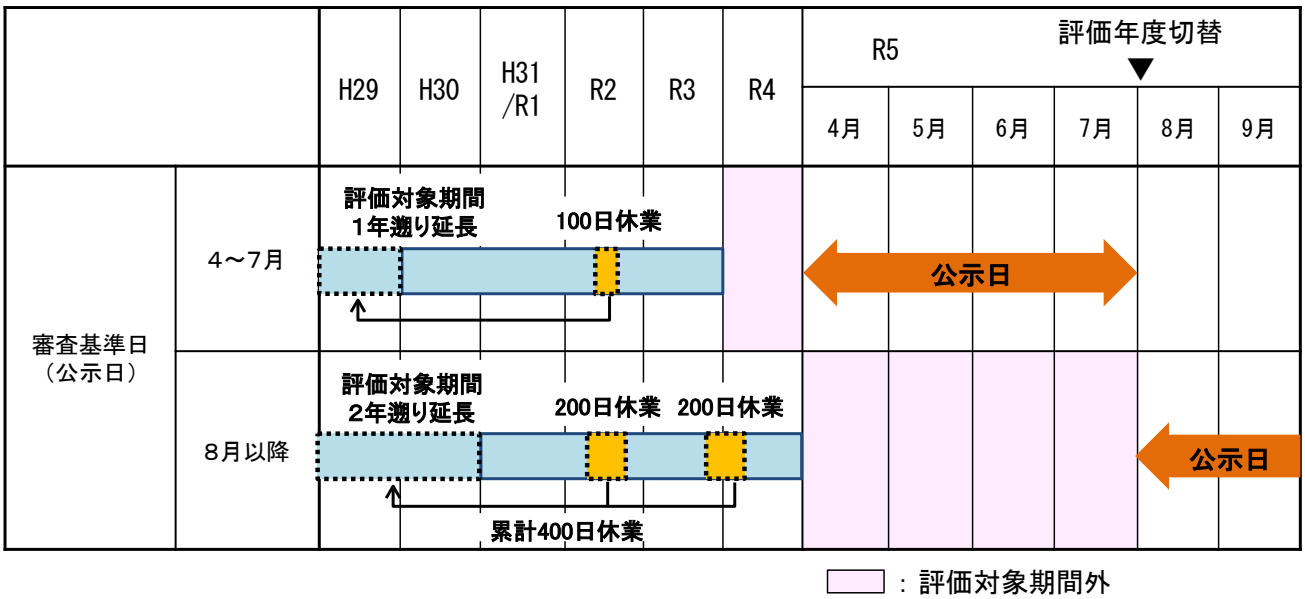
国土交通省 関東地方整備局

【趣旨】WLBへの配慮、女性技術者等の活躍支援

【対象】総合評価落札方式、プロポーザル方式(総合評価型)で発注する業務対象となる休業:「労働基準法」「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する「産前・産後休業」「育児休業」「介護休業」

【概要】配置予定技術者が、業務実績等の評価対象期間内において、出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合、その期間を遡り、評価対象期間を延長【H28.8～】

■業務成績、優良業務表彰(評価対象期間:過去4箇年)の例



国土交通省
関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

Press Release

令和６年７月11日
国土交通省関東地方整備局
企画部

新たに「若手・女性技術者奨励賞」を創設します

関東地方整備局では、建設工事等で活躍している若手・女性の技術者を表彰し、より一層、建設業界の魅力を発信するとともに、将来の担い手育成と若手・女性の入職促進に資することを目的として、若手・女性技術者奨励賞（事務所長等表彰）を創設し、令和７年度（令和６年度完成工事等）より表彰することとしましたので、お知らせします。

なお、関東地方整備局が発注する工事等において総合評価にて加点するインセンティブの付与を検討しております。

【表彰対象】

関東地方整備局が発注した令和６年度に完成した工事及び完了した業務のうち、優良工事等表彰を受賞するもの以外の中から、優秀な成績を収めた技術者。なお技術者とは下記の者をいう。

(1) 若手技術者　当該表彰対象年度の３月31日時点で35歳以下の方
(2) 女性技術者　年齢制限は設けない
(3) 工事においては、現場代理人、主任（監理）技術者、業務においては、管理技術者、主任担当技術者または担当技術者。

新規 (R7) ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価【R7.8～】

【趣旨】 働き方改革、担い手確保・育成を重視した評価（ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価）
【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務
【概要】 建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されることを目的に、**「ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業」として、法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価する取組を導入。**

プラチナえるぼし・えるぼし　　プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん　　ユースエール

		評価基準	配点
参加表明者の経験及び能力	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けていること。 〇女性活躍推進法に基づく認定等※1 ・プラチナえるぼし、えるぼし認定企業等 〇次世代法に基づく認定※2 ・プラチナくるみん、くるみん（令和4年4月1日以降の基準）認定企業 ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）認定企業 ・トライくるみん、くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業 〇若者雇用促進法に基づく認定※3 ・ユースエール認定企業	0.5点 ※4

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。（同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画を策定・届出のみの企業については本取組の加点の対象としない。）
※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
※4 総合評価落札方式(簡易型1：1)技術点の満点が100点の場合　→　従来の技術点100点＋賃上げ加算点6点＋W.L.B加算点0.5点とし合計106.5点

《参考》令和7年2月3日付け「直轄工事におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組について」に基づく評価

照査技術者の配置要件の見直し（試行）【R4．8～】

国土交通省 関東地方整備局

【趣旨】照査技術者の配置要件の見直し
【対象】総合評価落札方式・プロポーザル方式（詳細設計等の照査技術者を配置する業務）
【概要】適性な品質を確保する上で、照査技術者は重要であり、知識や経験が求められる。
照査技術者の要件として、過去10年以内の管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験（同種・類似業 務）の経験実績を求めていることから、照査業務のみを行うベテラン技術者の場合、配置要件を満たさなくなる。建設コンサルタントの技術者不足が指摘される中、ベテラン技術者の豊かな知識・経験が生かし、照査技術者を継続的に行えるように要件を見直す。【R4.8～】

設定条件
業務経験－過去10年間の同種・類似業務の実績として、照査技術者の実績を追加。【見直し】
技術力－過去4年間の業務成績評点に、照査技術者として携わった業務の業務評定点を追加。【見直し】

指名・選定			現行 評価基準
資格・実績	業務経験	同種・類似業務の実績	管理（主任）・担当技術者の実績
成績・表彰	技術力	業務成績評点	管理（主任）・担当技術者で携わった業務の業務評定点

見直し（案） 評価基準
管理（主任）・担当・照査技術者の実績
管理（主任）・担当・照査技術者で携わった業務の業務評定点

技術評価点算出・特定			現行 評価基準
資格・実績	業務経験	同種・類似業務の実績	管理（主任）・担当技術者の実績
成績・表彰	技術力	業務成績評点	管理（主任）・担当技術者で携わった業務の業務評定点

見直し（案） 評価基準
管理（主任）・担当・照査技術者の実績
管理（主任）・担当・照査技術者で携わった業務の業務評定点

※国土地理院で発注されている業務においては、担当技術者ではなく、作業班長として登録されているもの

新規（R7） 若手・女性技術者の活躍を評価【R7.8～】

国土交通省 関東地方整備局

【趣旨】 若手・女性技術者の育成・確保
【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務
【概要】 関東地整では、建設工事等で活躍している若手・女性の技術者を表彰し、より一層、建設業界の魅力発信や将来の担い手育成、若手・女性の入職促進に資することを目的として、『若手・女性技術者奨励賞』を創設。
こうした建設工事等で活躍されている若手・女性技術者において、**『若手・女性技術者奨励賞』を受賞された技術者を加点評価。**【R7.8～】

※若手技術者：毎年度3月31日末時点で35歳以下の方
※女性技術者：年齢制限は設けない

若手・女性技術者奨励賞（事務所長）を評価項目に新規追加

現行評価基準（プロポーザル方式の例）

評価項目		判断基準	配点ウェイト
管理（主任）技術者の経験及び能力	優秀技術者表彰、優良業務表彰等（技術者）	令和〇年度以降令和〇年度末（過去4年間）までに完了した業務において、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験のある者を以下の順位で評価する。	
		①国土交通省等発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長よりを受けた経験がある者。 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者　国土交通大臣賞を受けた経験がある者。	5
		②発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、部長又は事務所長より受けた経験がある者。	3

新規評価基準（案）（プロポーザル方式の例）

評価項目		判断基準	配点ウェイト
管理（主任）技術者の経験及び能力	優秀技術者表彰、優良業務表彰等、若手・女性技術者奨励賞（技術者）	令和〇年度以降令和〇年度末（過去4年間）までに完了した業務において、優秀技術者表彰、優良業務表彰等、又は若手・女性技術者奨励賞の表彰を受けた経験のある者を以下の順位で評価する。	
		①国土交通省等発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長よりを受けた経験がある者。 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者　国土交通大臣賞を受けた経験がある者。	5
		②国土交通省等発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、部長又は事務所長より受けた経験がある者。	3
		③関東地方整備局発注業務で若手・女性技術者奨励賞を事務所長より受けた経験がある者。	1

※総合評価落札方式の場合、「国土交通省等発注業務」を「関東地方整備局発注業務」に読み替えるものとする。
※複数の受賞実績がある場合、最も評価が高くなる1つの実績で評価するものとし、組合せ評価は実施しない。

業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更【R3．8～】

業務成績評点の評価基準

【趣旨】 全国統一的な評価、技術力による選定

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価に見直し【R3.8～】

これまで（R3．7末まで）

優先順位1位
① 関東地整発注業務の平均成績評定 ― 保有する平均業務成績評定点に沿って評価

優先順位2位（①を有しない場合に限る）
② 関東地整を除く国交省等※1発注業務の平均成績評定 ― 保有する平均業務成績評定点に沿って評価

優先順位3位（①、②を有しない場合に限る）
③ ※2自治体等実績、マネージメント経験、技術的経験 ※2⇒30ページ参照 ― 6割ウェイト（＝③77点以上78点未満と同等に評価）

	配点ウェイト	業務成績評価区分
①	100%	79点以上
②	80%	78点以上～79点未満
③	60%	77点以上～78点未満
④	40%	76点以上～77点未満
⑤	20%	75点以上～76点未満
⑥	0%	60点以上～75点未満

現在（R3．8から適用）

優先順位1位
① 全国の国交省等※1発注業務（テクリス登録済）の平均成績評定 ― 保有する平均業務成績評定点に沿って評価

優先順位2位（①を有しない場合に限る）
② ※2自治体等実績、マネージメント経験、技術的経験 ※2⇒30ページ参照 ― 6割ウェイト（＝③78点以上79点未満と同等に評価）

	配点ウェイト	業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

※評価区分については、次頁参照

※1 国交省等：・国土交通省地方整備局等（北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、国土交通省本省内部を除く、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（農業、漁港、港湾空港関係を除く）

業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更【R3．8～】

国土交通省 関東地方整備局

◆ 業務成績評価の上限値・下限値の変更【見直し】

【趣旨】業務成績評点の評価基準見直しを受けた評価区分の適正化

【対象】プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

【概要】関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価への見直しを踏まえ、評価区分の適正化をはかる【R3.8～】

土木コンサル・地質・測量

※業務成績の評価切り替えは8月のため、令和3年度企業評価のグラフは令和2年度企業平均点（H30・R1年度完了業務）のデータを元に整理
※業務成績は過去2箇年の平均点で、60点未満の場合は欠格

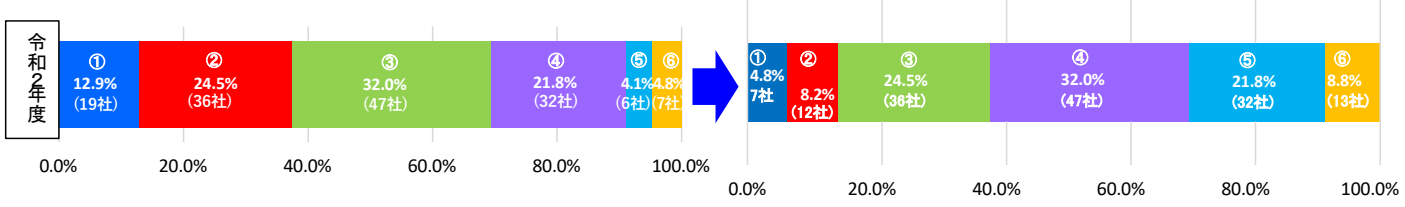
令和3年7月まで

	配点ウェイト	業務成績評価区分
①	100%	79点以上
②	80%	78点以上～79点未満
③	60%	77点以上～78点未満
④	40%	76点以上～77点未満
⑤	20%	75点以上～76点未満
⑥	0%	60点以上～75点未満

評価区分を1点ずつUP

現在（令和3年8月から適用）

	配点ウェイト	業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満



「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札･契約、総合評価に関する運用ガイドライン」抜粋

国土交通省 関東地方整備局

及び設計)について広く本法律の対象として位置付け

（３）発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）　改正（令和７年２月）

令和6年6月に品確法が改正され、担い手の確保のための働き方改革･処遇改善などの規定が盛り込まれたことから、運用指針の見直しを実施。

前回の運用指針から継続して「繰越明許費･債務負担行為の活用や入札公告の前倒しなどの取組により履行期限の平準化に取り組む」ことが、必ず実施すべき事項となっている。

■履行期限の平準化

○対象業務は、測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務(ただし、発注者支援業務等及び環境調査など１年間を通じて実施する業務については対象外)とする。

○年度末に集中している業務の履行期限について、働き方改革や品質確保の観点から平準化を進める。

○中長期的には、当該年度に履行期限を迎える業務件数の比率が上半期 50%、下半期 50%を目指すこととし、令和７年度以降の履行期限については、当面の目標として以下の数値を四半期毎に履行期限を迎える業務件数の比率の目安とした上で、以下の目標を設定し、達成に努めるものとする。

なお、真に必要な業務を除き履行期限が3月とならないように配慮する。

第１ 四半期 15%以上
第２ 四半期 25%以上
第３ 四半期 25%以上
第４ 四半期 35%以下
第１～４ 四半期については令和７年度内に完了する業務を対象とする。

また、翌債･国債･平準化国債等については、令和７年度に契約する件数に対する割合が、25%以上となることを目標とする。

○業務履行中に関係機関協議等により、年度内に適正な履行期間を確保できなくなった場合は、適切に繰越手続きを行う。

１－３　発注方式の選定の考え方

調査･設計の発注に当たっては、調査･設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、プロポーザル方式、総合評価落札方式(標準型又は簡易型)のいずれかの方式を選定することを基本とする。図1の各方式を選定する際の基本的な考え方(選定フロー)及び図2の発注方式選定表を事例として示す。

（１）プロポーザル方式

当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて、仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できる場合は、プロポーザル方式を選定する。なお、協議調整、地元説明、厳しい施工条件での設計等、業務の特性を考慮の上、プロポーザル方式の選定も検討する。

また、建築関係建設コンサルタント業務においては、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第5条に規定する基本方針に基づき契約する設計業務のほか、象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる場合(いわゆる設計競技方式の対象とする業務を除く。)にもプロポーザル方式を選定する。

プロポーザル方式においては、重要な業務項目における検討プロセス等について提案を求める「特定テーマ」を提示(基本 １ テーマ)し、特定テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求めるとともに、予定管理技術者へのヒアリングを実施するものとする。

なお、「簡易公募型に準じた方式」で発注する業務のうち、特殊な業務や、技術的難易度が非常に高度な業務等、幅広く技術提案を求めたい業務においては、技術提案者の絞り込みを行わず、参加者全員より提案書を受ける「拡大型プロポーザル方式」を試行的に実施できるものとする。

また、「拡大型プロポーザル方式」において「同種･類似業務実績」に代えて、評価テーマの技術提案の内容を裏付ける「技術的経験」を求める業務実施要件の緩和を試行的に実施できるものとする。

（２）総合評価落札方式（標準型、簡易型）

事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合は、総合評価落札方式を選定する。総合評価落札方式には標準型及び簡易型を定める。

総合評価落札方式を選定した場合において、当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ「評価テーマ」を示し、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待できる業務の場合は標準型を選定し、実施方針のみで品質向上を期待できる業務の場合は簡易型を選定する。

■標準型

標準型においては、重要な業務項目における留意点等について提案を求める「評価テーマ」を提示(基本１テーマ)し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求めるとともに、予定管理技術者へのヒアリングを実施するものとする。価格と技術の評価に関する配点の比率は1:3を基本(発注者支援業務

設計業務等標準積算基準書等の改定

国土交通省 関東地方整備局

◆低入札価格調査基準について

低入札価格調査基準(調査基準価格)とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行確実性についての調査を実施
- 履行確実性が認められない･提出を辞退した場合には、落札者としない。

低入札価格調査基準の見直しの経緯

【適用】 令和6年4月1日以降に入札公告等を行う業務

	H22.4～H23.3	H23.4～H28.3	H28.4～H29.3	H29.4～H31.3	H31.4～R6.3	R6.4～【現行】
土木コンサル	【範囲】 予定価格の60～80% 【計算式】 ･直接人件費　×1.00 ･直接経費　×1.00 ･技術経費　×0.60 ･諸経費　×0.60	【範囲】 予定価格の60～80% 【計算式】 ･直接人件費　×1.00 ･直接経費　×1.00 ･その他原価　×0.90 ･一般管理費等×0.30	【範囲】 予定価格の60～80% 【計算式】 ･直接人件費×1.00 ･直接経費　×1.00 ･その他原価　×0.90 ･一般管理費等×0.45	【範囲】 予定価格の60～80% 【計算式】 ･直接人件費　×1.00 ･直接経費　×1.00 ･その他原価　×0.90 ･一般管理費等×0.48	【範囲】 予定価格の60～80% 【計算式】 ･直接人件費　×1.00 ･直接経費　×1.00 ･その他原価　×0.90 ･一般管理費等×0.48	【範囲】 予定価格の60～81% 【計算式】 ･直接人件費　×1.00 ･直接経費　×1.00 ･その他原価　×0.90 ･一般管理費等×0.50
測量	【範囲】 予定価格の60～80% 【計算式】 ･直接測量費×1.00 ･測量調査費×1.00 ･諸経費　×0.40	【範囲】 予定価格の60～80% 【計算式】 ･直接測量費×1.00 ･測量調査費×1.00 ･諸経費　×0.40	【範囲】 予定価格の60～80% 【計算式】 ･直接測量費×1.00 ･測量調査費×1.00 ･諸経費　×0.45	【範囲】 予定価格の60～80% 【計算式】 ･直接測量費×1.00 ･測量調査費×1.00 ･諸経費　×0.48	【範囲】 予定価格の60～82% 【計算式】 ･直接測量費×1.00 ･測量調査費×1.00 ･諸経費　×0.48	【範囲】 予定価格の60～82% 【計算式】 ･直接測量費×1.00 ･測量調査費×1.00 ･諸経費　×0.50
地質	【範囲】 予定価格の 2/3～85% 【計算式】 ･直接調査費　×1.00 ･間接調査費　×0.90 ･解析等調査業務費 ×0.75 ･諸経費　×0.40	【範囲】 予定価格の 2/3～85% 【計算式】 ･直接調査費　×1.00 ･間接調査費　×0.90 ･解析等調査業務費 ×0.75 ･諸経費　×0.40	【範囲】 予定価格の 2/3～85% 【計算式】 ･直接調査費　×1.00 ･間接調査費　×0.90 ･解析等調査業務費 ×0.80 ･諸経費　×0.45	【範囲】 予定価格の 2/3～85% 【計算式】 ･直接調査費　×1.00 ･間接調査費　×0.90 ･解析等調査業務費 ×0.80 ･諸経費　×0.45	【範囲】 予定価格の 2/3～85% 【計算式】 ･直接調査費　×1.00 ･間接調査費　×0.90 ･解析等調査業務費 ×0.80 ･諸経費　×0.48	【範囲】 予定価格の 2/3～85% 【計算式】 ･直接調査費　×1.00 ･間接調査費　×0.90 ･解析等調査業務費 ×0.80 ･諸経費　×0.50

下線は改定箇所を示す　※詳細については、本省HPをご覧ください。　https://www1.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001083.html

見直し(R7) 実施能力評価拡大型(新規契約の有無を評価)【R7.8～】

国土交通省 関東地方整備局

P（計画）

○試行内容（実施能力評価拡大型）

・企業・技術者の実績評価を緩和することにより、関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった新規参入者の参入を促し、継続的な業務の担い手企業の裾野を拡げることを期待しR4.8より試行開始。

評価項目		詳細項目		評価点
技術点を算出するための基準	企業の評価	資格・実績	資格要件	40%
			業務経験	
			地理的条件	
			地域貢献度	
	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	
			継続教育取組実績	
			業務経験	
			若手技術者	
	工程計画・技術的課題			60%

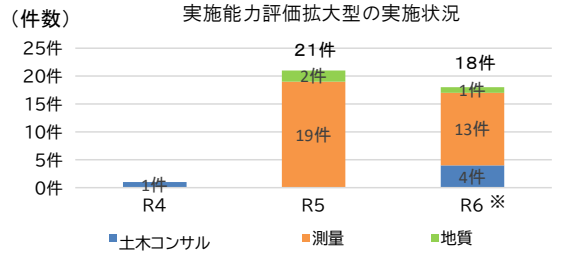
企業・技術者の実績評価を緩和
（下記の評価を省略）

成績・表彰	業務成績評点
	優良業務表彰等の経験
成績・表彰	業務成績評点
	優良業務表彰等の経験

D（実施）

○試行状況

・「実施能力評価拡大型」のR4年度の件数は１件であったが、R5年度以降は20件程度実施。



※R6はR6.12月末時点の件数

A（対応）

○対応

・新規参入者の参入を更に促す取組として、「新規契約の有無」を評価。

※各年度において、関東地方整備局発注業務の受注が無い企業に加点評価。

総合評価落札方式（簡易型1:1）「実施能力評価拡大型」の配点例

現行評価基準の例

評価項目			配点
技術点を算出するための基準／入札参加者を指名するための基準	【企業の評価】		
	資格・実績	技術部門登録	3
		同種・類似業務の実績	9
		地理的条件	10
		地域貢献度(災害活動実績)	2
		地域貢献度(災害協定)	1
	小計		25
	【管理（主任）技術者の評価】		
	資格・実績		15
	小計		
	【工程計画・技術的課題】		60
	配点の合計		100

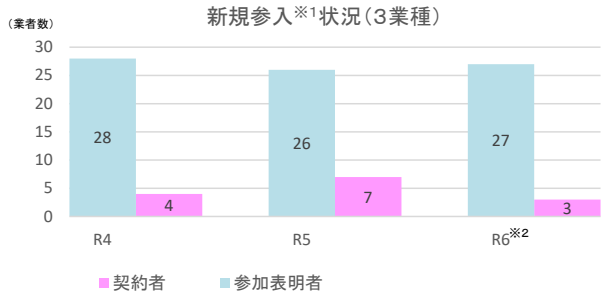
新規評価基準（案）の例

評価項目			配点
技術点を算出するための基準／入札参加者を指名するための基準	【企業の評価】		
	資格・実績	技術部門登録	3
		同種・類似業務の実績	4
		地理的条件	10
		地域貢献度(災害活動実績)	2
		地域貢献度(災害協定)	1
		新規契約の有無	5
	小計		25
	【管理（主任）技術者の評価】		
	資格・実績		15
	小計		
	【工程計画・技術的課題】		60
	配点の合計		100

C（評価）

○評価

・関東地方整備局発注業務の受注実績(過去10年)が無い企業における新規参入としては、R4～６において一定程度は存在しているが、担い手企業の十分な裾野拡大までには至っていない状況。



※１　過去１０年以上、関東地方整備局の受注実績が無い企業
※２　R6.12月末時点

見直し(R7) 実施能力評価拡大型(新規契約の有無を評価)【R7.8～】

国土交通省 関東地方整備局

【趣旨】関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保を目的として、企業･技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する評価方法の試行

【対象】総合評価落札方式（簡易型1：1）で発注する業務のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において、本試行を選択することができる。

【概要】企業･技術者の実績評価を緩和することにより、関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった新規参入者の参入を促し、継続的な業務の担い手企業の裾野を拡げることを期待し、試行開始。【R4.8～】

新規参入者の参入を更に促す取組として、「新規契約の有無」を評価。【R7.8～】

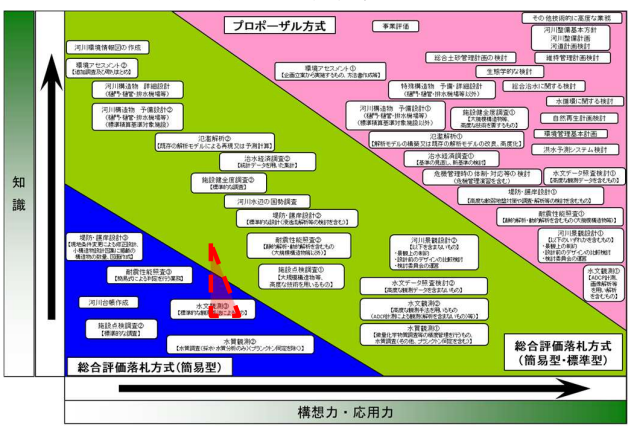
業務対象

○実施能力評価拡大型の試行対象

土木コン、測量、地質の3業種における総合評価（簡易型1：1）のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において下記事項を参考に選択する。

・不調・不落が多い業務
・地域の担い手確保が必要な業務

発注方式選定表



※発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会　業務・マネジメント部会（令和4年度第1回）資料から加筆修正。関東地方整備局では、価格競争方式を総合評価落札方式（簡易型）で運用

見直し案

・参加表明書、技術提案書の提出は同時提出。
・企業･技術者の実績評価を緩和（成績・表彰の評価を省略）
・「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」の項目については、「工程計画・技術的課題」と変更し、資料作成の省力化。
・「企業の資格・実績」に「新規契約の有無」の項目を追加。

※各年度において、関東地方整備局発注業務の受注が無い企業に加点評価。

総合評価落札方式（簡易型1:1）「実施能力評価拡大型」の配点例

現行評価基準の例

評価項目			配点
技術点を算出するための基準／入札参加者を指名するための基準	【企業の評価】		
	資格・実績	技術部門登録	3
		同種・類似業務の実績	9
		地理的条件	10
		地域貢献度(災害活動実績)	2
		地域貢献度(災害協定)	1
	小計		25
	【管理（主任）技術者の評価】		
	資格・実績		15
	小計		
	【工程計画・技術的課題】		60
	配点の合計		100

新規評価基準（案）の例

評価項目			配点
技術点を算出するための基準／入札参加者を指名するための基準	【企業の評価】		
	資格・実績	技術部門登録	3
		同種・類似業務の実績	4
		地理的条件	10
		地域貢献度(災害活動実績)	2
		地域貢献度(災害協定)	1
		新規契約の有無	5
	小計		25
	【管理（主任）技術者の評価】		
	資格・実績		15
	小計		
	【工程計画・技術的課題】		60
	配点の合計		100

災害協定等に基づく活動実績の評価【R6.8～】

国土交通省 関東地方整備局

P（計画）

○試行目的（令和２年度実施方針資料抜粋）

・迅速な災害対応体制の確保(災害時の地域担い手確保・育成)のため、災害協定に基づく災害活動など、関東地方整備局の本局、事務所等※からの要請に基づき実施し、『災害活動証明書』の交付を受けた災害活動実績(過去５年間)を評価。

※令和３年８月より、評価対象を国(関東地方整備局以外)の機関、地方公共団体、特殊法人等の災害活動実績まで拡大。

（令和５年度実施方針資料抜粋）

地域貢献度

過去5年間の発注エリア内における災害協定締結等、
総合評価落札方式の「入札参加者を指名するための基準」で評価
（「参加表明書の経験及び能力」「地域性」「地域貢献度」）

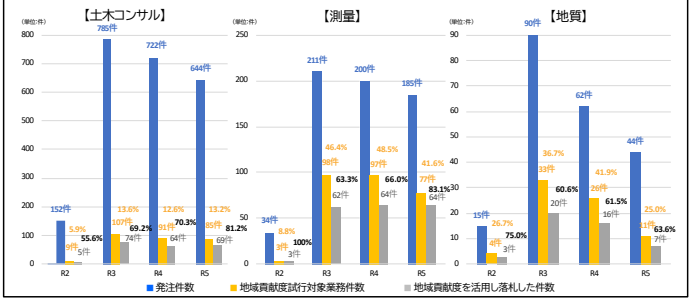
実績内容	評価ウェイト 地理的条件なし	地理的条件あり
発注事務所における災害活動実績がある	6	3
発注事務所管内を含む関東内に所在地がある事務所等※の災害活動実績がある	4	2
関東地整管内における災害協定締結がある	2	1
上記以外	加点しない	

原則、総合評価落札方式で発注される 全業務（選択可）

D（実施）

○試行状況（R５.１２月末時点）

・地域貢献度にて災害活動実績の評価を実施している業務は、総合評価落札方式で発注される全業務で選択可能な試行を行っている。本試行を採用して発注した場合、落札企業の約８割（３業種平均）は災害活動の実績が評価され受注している状況。



A（対応）

○対応

本試行の評価項目は、**災害の発生状況に大きく影響**されるため、評価項目の**見直し**が必要と考えられる。

・令和元年災害より５箇年が経過することを踏まえ、災害活動実績の評価に加え、**災害協定締結の有無を評価**する試行を追加する。

見直し(R6)

○災害活動証明の有無による評価（評価ウェイト：４点）＋ **○災害協定締結の有無による評価**（評価ウェイト：２点）

地域貢献度【評価ウェイト見直し】

過去5年間の発注エリア内における災害協定締結等、
総合評価落札方式の「入札参加者を指名するための基準」で評価
（「参加表明書の経験及び能力」「地域性」「地域貢献度」）

実績内容	評価ウェイト 地理的条件なし	地理的条件あり※2
発注事務所における災害活動実績がある	4	2
発注事務所管内を含む関東内に所在地がある 関東地整の本局・事務所等の災害活動実績がある	3	2
関東地整管内における災害協定締結がある	2	1
上記以外	加点しない	

地域貢献度【新】

関東地方整備局管内の事務所等との災害協定締結の有無に評価※1を満足以上の点数を付与し、**総合評価落札方式**（参加表明書の経験及び能力」「地域性」「地域貢献度」）

協定内容	評価ウェイト 地理的条件なし	地理的条件あり※2
発注事務所における災害協定の締結あり	2	1
発注事務所等内を含む関東内に所在地がある 関東地整の事務所等の災害協定の締結あり	1	－
上記以外	加点しない	

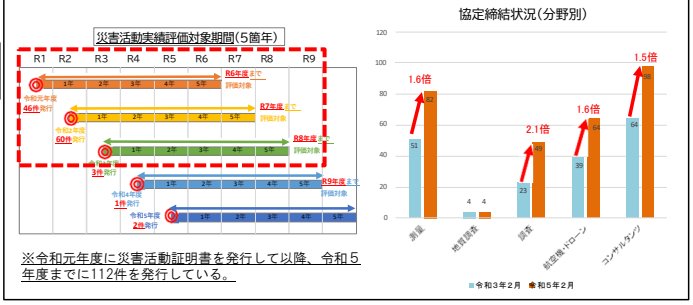
原則、総合評価落札方式で発注される 全業務（選択可）

C（評価）

○評価（R５.１２月末時点）

・令和元年度の災害以降、災害活動実績数が減少してきており、令和８年度以降には加点対象となる企業が大きく減少(46+60=106件)する見込み。

一方、**災害協定締結状況については、令和３年２月と令和５年２月を比較すると約1.6倍に増加。**（直轄）



※令和元年度に災害活動証明書を発行して以降、令和５年度までに112件を発行している。

災害協定等に基づく活動実績の評価【R6.8～】

国土交通省 関東地方整備局

【趣旨】品確法改正、災害の激甚化など受けた、迅速な災害対応体制の確保（災害時の地域担い手確保・育成）

【対象】**総合評価落札方式（標準型、簡易型）で発注する全業務で選択可とする。**

【概要】「地域性−地域貢献度」の評価項目として**「災害活動実績の評価」を令和2年8月より導入中。**

・災害協定に基づく災害活動など、関東地方整備局の本局、事務所等からの要請に基づき実施し、『災害活動証明書』の交付を受けた災害活動実績（過去5年間）を評価

（「入札参加者を指名するための基準」−「参加表明書の経験及び能力」−「地域性」−「地域貢献度」）

・評価対象を国（関東地整以外）の機関、地方公共団体、特殊法人等の災害活動実績まで拡大【R3.8～ 】

■ 災害活動を証明する資料

・関東地方整備局の実績　：　災害活動証明書（関東地方整備局の本局、事務所等が発効したもの）

・国の機関、地方公共団体、特殊法人等：災害活動に係る災害協定の写し及び当該災害協定に基づき実施されたことが確認できる契約書等の写しを必ず添付
個別業務の依頼文のみの添付では、当該業務内容が災害協定等に基づくものであるのか明確に判断できない場合があることから、協定書、及び契約書又は災害活動実績に係る証明書の写し（協定名、災害名、活動実施場所、完了日が証明できるもの）を必ず添付

見直し(R6)

・さらに、令和元年災害より5箇年が経過することを踏まえ、災害活動実績の評価に加え、**関東地方整備局の事務所等との「災害協定締結の有無」を評価する試行を追加設定【R6.8～ 】**

（「入札参加者を指名するための基準」−「参加表明書の経験及び能力」−「地域性」−「地域貢献度」）

・評価対象は関東地整の事務所等、国(関東地整以外)の機関、地方公共団体、特殊法人等との災害協定

■ 災害協定を証明する資料

・関東地方整備局の事務所等　：　災害協定書の写し、年度更新における通知文及び依頼文の写し（関東地方整備局の事務所等が発効したもの）

・国の機関、地方公共団体、特殊法人等：災害協定書の写し、年度更新における通知文及び依頼文の写し（国(関東地整以外)の機関、地方公共団体、特殊法人等が発効したもの）

【運用：令和6年8月以降（※詳細は、次頁を参照。）】

「災害活動実績」を評価【R2.8～】

見直し　【評価ウェイト見直し】「災害活動実績」を評価【R2.8～】　＋　**【新】「災害協定締結の有無」を評価【H6.8～】**

災害協定等に基づく活動実績の評価【R6.8～】

国土交通省 関東地方整備局

従前：災害活動証明の有無による評価【R2.8～】（評価ウェイト：6点）

	地域貢献度		
概要	過去5年間の指定エリア内における災害活動実績を、総合評価落札方式の「入札参加者を指名するための基準」で評価（「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」）		
評価内容	実績内容	評価ウェイト	
		地理的条件なし	地理的条件あり※2
	発注事務所における災害活動実績がある	6	3
	発注事務所管内を含む都県内に所在地がある関東地整の本局・事務所等の災害活動実績がある	4	2
	関東地整管内における災害活動実績がある	2	1
	上記以外	加点しない	
対象	原則、総合評価落札方式で発注される全業務（選択可）		

※1 関東地整管外における災害活動実績がある
特定非常災害により関東地方整備局長から要請を受け、災害活動の実績がある場合に評価する。

※2地理的条件あり
継続 地域性－地理的条件　○指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を評価
（「参加表明者の経験及び能力」－「地域性」－「地理的条件」）

地理的条件【継続】			
概要	指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を総合評価落札方式の「入札参加者を指名するための基準」で評価（「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地理的条件」）		
評価内容	所在地	評価ウェイト	
		地理的条件なし	地理的条件あり
	○○○に本店がある	－	3
	○○○に支店・営業所がある	－	1
	上記以外	－	加点しない
対象	総合評価落札方式で発注され、現場作業（現地踏査等を除く）がある業務		

災害活動証明の有無による評価【R2.8～】（評価ウェイト：4点）
＋
災害協定締結の有無による評価【R6.8～】（評価ウェイト：2点）

	地域貢献度【評価ウェイト見直し】		
概要	過去5年間の指定エリア内における災害活動実績を、総合評価落札方式の「入札参加者を指名するための基準」で評価（「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」）		
評価内容	実績内容	評価ウェイト	
		地理的条件なし	地理的条件あり※2
	発注事務所における災害活動実績がある	4	2
	発注事務所管内を含む都県内に所在地がある関東地整の本局・事務所等の災害活動実績がある	3	2
	関東地整管内における災害活動実績がある 関東地整管外における災害活動実績がある※1	2	1
	上記以外	加点しない	

＋

	地域貢献度【新】		
概要	関東地方整備局管内の事務所等との「災害協定締結の有無」を評価 注）企業単体との協定を対象とし、協会等の団体との災害協定は含まない。 （「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」）		
評価内容	協定内容	評価ウェイト	
		地理的条件なし	地理的条件あり※2
	発注事務所における災害協定の締結あり	2	1
	発注事務所管内を含む都県内に所在地がある関東地整の事務所等の災害協定の締結あり	1	－
	上記以外	加点しない	
対象	原則、総合評価落札方式で発注される全業務（選択可）		

事業促進PPP業務の常駐・専任緩和

国土交通省 関東地方整備局

事業促進PPP業務における常駐・専任の緩和【継続】

【趣旨】事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保

【対象】平常時の大規模事業等に導入する事業促進PPP業務

【概要】高い技術力や経験を有する企業の参入を促すため、技術者の専任・常駐の緩和の試行を実施

【R2～試行】

【常駐・専任緩和】

本省ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ	常駐	専任
管理技術者	必要なし	必要なし
主任技術者	必要	必要
担当技術者	必要	必要

関東試行	常駐	専任
管理技術者	必要なし	必要なし
主任技術者	必要（いずれかで最低1名）	必要なし
担当技術者		必要なし

専任：必要なし（手持ち業務量を2億5件以下に制限、低入札の手持ち業務がある場合は参加不可）
常駐：主任・担当技術者のうち、最低1名は必須（常駐者の途中交代可）
※発注者の判断で常駐・専任を求めることは可
※常駐・専任を緩和する場合は、管理技術者出席の事業調整会議の定期開催を必須とする
※主任技術者は専任を求めないが、本業務を最優先することとし、その他業務の管理技術者になることは認めない

事業促進PPP業務の常駐・専任緩和

国土交通省 関東地方整備局

【趣旨】事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保、更なる競争性の確保
【対象】事業促進PPP業務（事業監理業務）
【概要】発注者支援業務等の受注制限を緩和
⇒ 受注制限の対象を「発注者支援業務等」から「調査設計資料作成業務」に緩和

受注制限緩和の経緯

従前（～R1.12）
工事 ： 不可（設計・施工分離原則）
業務 ： 発注者支援業務等は可　設計業務等は不可

事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保に資する
より高い技術力や経験を有する企業の参入促進のため、受注制限を緩和

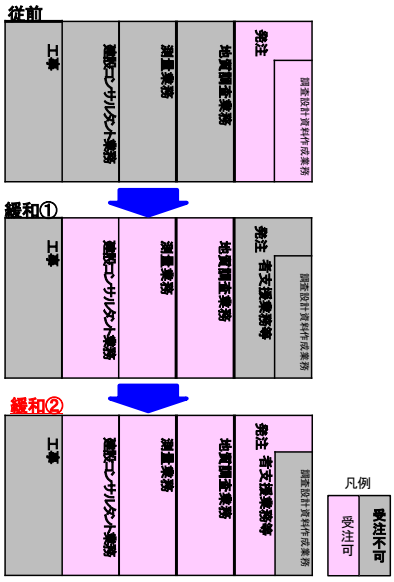
緩和①（R1.12～）
工事 ： 不可（設計・施工分離原則）
業務 ： 発注者支援業務等は不可　設計業務等は不可

■透明性を確保し、他の参加者との公平性を担保 → 試行的に発注者支援業務等を一律受注制限

過度な制限とならないよう受注制限の対象を精査

現在
緩和②（R3.1～）
工事：不可（設計・施工分離原則）
業務：調査設計資料作成業務（行政事務補助）は不可
設計業務等、その他の発注者支援業務等は可

さらなる緩和対象（受注制限対象の精査）の考え方
○発注者支援業務等側で、業務の受注制限がかかっていないこと
○業務内容、業務履行環境上、業務の詳細な発注計画・内容を知る可能性が低いこと



発注者支援業務等とは
○発注者支援業務
○公物管理補助業務
○用地補償総合技術業務
○行政事務補助業務
※「調査設計資料作成業務」は行政事務補助業務に含まれる
○工事監督支援業務に準じる業務

【参考】「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン」より
2.7公平中立性
事業促進PPPの工区内の業務、工事の受注者選定では、公平中立性に留意することが必要である。
4.2課題・留意事項
事業促進PPPの受注者が継続的に業務・工事に携わることを過度に制限しない発注方式や条件等について検討が必要である。

指導実績の業務実績認定 −事業促進PPP業務−

国土交通省 関東地方整備局

【趣旨】 品質確保、技術力を重視した評価（高いマネジメント力を有する技術者の活躍機会の拡大）
【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務
【概要】 事業促進PPP業務※の管理技術者で、同種・類似業務の指導した実績をマネジメント経験として認定
事業促進PPP業務以外の業務実績を有さない場合にも、他の設計業務等への参加が可能

認定条件 過去10箇年度＋公示日までに事業促進PPP業務※の管理技術者の立場で、
同種・類似業務の指導経験がある（事業促進PPP業務発注者が指導実績証明を発行）
ただし、上記の事業促進PPP業務の平均業務成績評定が下記※に定める点数以上の場合に限る

『高いマネジメント力』を評価



他の建設コンサルタント業務等に管理（主任）技術者で配置する場合
▼
同種・類似業務の業務実績（マネジメント経験）を有するものとする。

【マネジメント経験者の要件】
①建設コンサルタント登録規定第3条の一に該当する入札説明書（個別）に記載する部門の技術管理者
②地質調査業者登録規定第3条の一に該当する技術管理者
③地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上

＋ 現在（R3.8追加）

【加点評価の条件】配置予定技術者（管理（主任）技術者）が以下の3要件を満たす場合に認定
①同種・類似業務実績が無い
②過去10箇年度＋公示日までに事業促進PPP業務の管理技術者の立場で、同種・類似業務を指導した経験（マネジメント経験）を有し、
③②の業務成績評定点（複数有する場合は平均点）が右表青枠の業務成績評価区分の範囲に入る

※ 公示日から過去10年度間に事業促進PPP業務の管理技術者の立場で、同種・類似業務を指導した事業促進PPP業務の業務成績評定点（複数有する場合は平均点）が78点以上の場合に限る。

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

管理（主任）技術者経験の加点評価 −事業促進PPP業務−

【趣旨】 品質確保、技術力を重視した評価（高いマネジメント力を有する技術者の活躍機会の拡大）
【対象】 プロポーザル方式で発注する業務
【概要】 事業促進PPP業務の管理技術者または、主任技術者実績を有する技術者を、
「技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務」に管理（主任）技術者として配置する場合、
「管理（主任）技術者の経験及び能力」−「優良表彰」で「部長・事務所長表彰の経験」と同等に評価する【R3.8〜】

認定条件 過去4箇年度＋公示日までに事業促進PPP業務の管理技術者または主任技術者として携わった実績がある。
ただし、上記の事業促進PPP業務の平均業務成績評定が78点以上の場合に限る

『高いマネジメント力』を評価

プロポーザル方式で発注する、
他の建設コンサルタント業務等に管理技術者で配置する場合
▼
「管理（主任）技術者の経験及び能力」−「優良表彰」で
『部長・事務所長表彰の経験』と同等に加点（3点）
※ただし、部長・事務所長表彰を有する場合は、表彰実績で評価

【加点評価の条件】配置予定技術者（管理（主任）技術者）が以下の3要件を満たす場合に加点評価
①表彰実績が無い（有する場合は表彰実績で評価）
②過去4箇年度＋公示日までに事業促進PPP業務の管理又は主任技術者の実績がある
③②の業務成績評定点（複数有する場合は平均点）が78点以上

合同現地踏査（コミュニケーションの円滑化）

設計業務等における品質確保対策

平成23年度より

1. 目的

・受発注者が合同で現地踏査を行い、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報等を確認。
⇒設計方針・情報等を関係者が共有することで、設計成果の品質向上を図る。

2. 実施内容

■概要
設計に際し留意すべき現地の情報や状況を関係者が一同に会し共有することにより、
現地の詳細状況や制約等を成果品に反映させる。
事例：設計条件、施工の留意点、関連事業の進捗、用地取得状況、進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路　等

■実施体制
受注者　（管理技術者）
発注者　（主任調査員または調査職員）

■留意点
・業務内容に応じて、合同現地踏査への「参加者の選定」と「適切な開催時期の設定」を行う。
・受発注者間で事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める。
・実施後は、実施内容について記録等し、受発注者間で情報共有を徹底すること。

3. 対象

・重要構造物に関する詳細設計業務について原則実施。
ただし、その他の設計業務についても、合同現地踏査が有効な業務については積極的に実施可能。また、受発注者協議により、複数回実施することも可能。

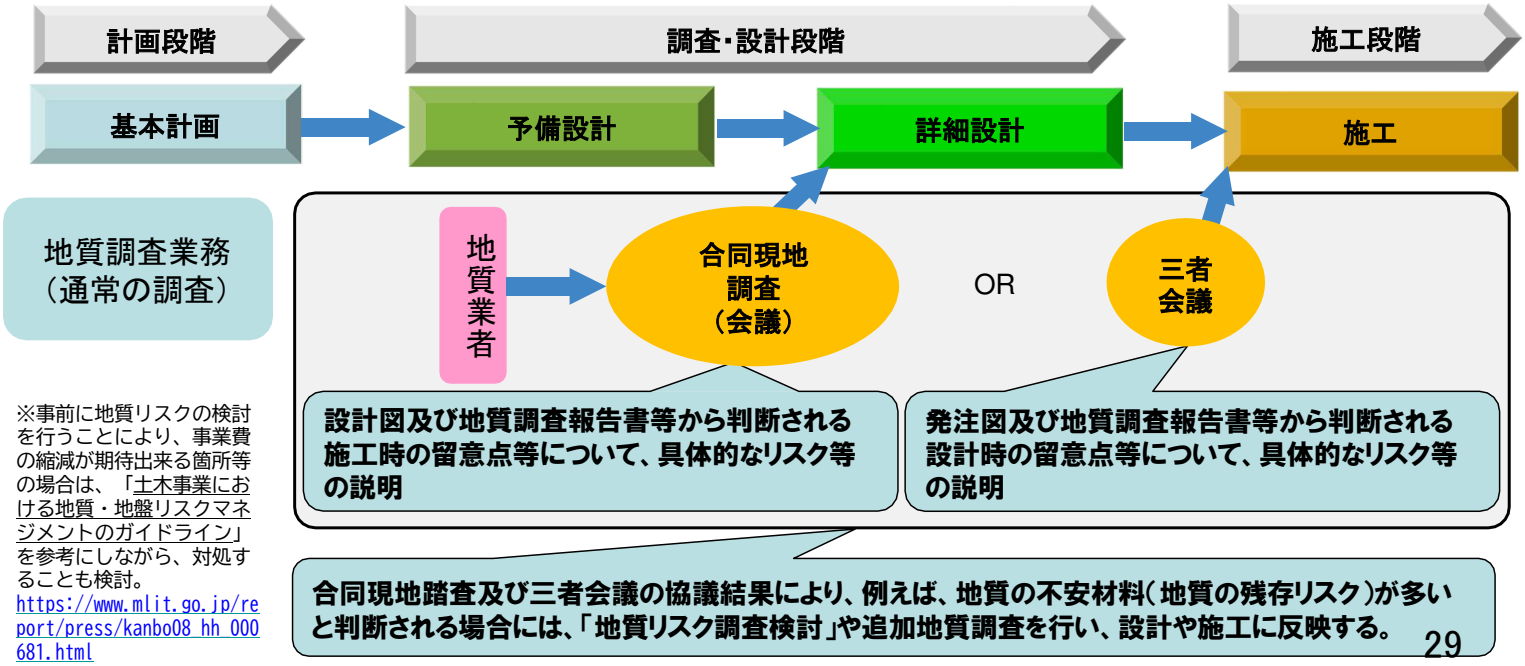
合同現地踏査等における地質技術者の参画について（試行）

1. 目的

・発注者と土木設計業務等受注者が合同で行う現地踏査や、発注者、土木工事及び土木設計業務等受注者で実施する三者会議に地質技術者が参画する試行を行う。
・地質調査で明らかになった地質に関する留意事項について、設計や施工に反映することで品質確保を図る。

平成29年度より

【地質技術者の参画のイメージ】



※事前に地質リスクの検討を行うことにより、事業費の縮減が期待出来る箇所等の場合は、「土木事業における地質・地盤リスクマネジメントのガイドライン」を参考にしながら、対処することも検討。
https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000681.html

条件明示チェックシートの活用

予備設計等で整理・作成した条件明示チェックシートを、
詳細設計業務の業務着手時(契約後)受注者に対して提示するもの。
⇒必要な情報を漏れなく明示するためのツールとして活用。

平成24年度より

対象となる業務 ・・・下記の「詳細設計」

○道路　○橋梁　○樋門・樋管
○排水機場　○築堤護岸　○山岳トンネル
○共同溝　○砂防堰堤
（全て修正設計・補修設計含む）

作成から提示までの手順

1. 対象業務の条件明示チェックシート（案）を用意
（予備設計で作成されていない場合は、発注者が作成する）
2. **チェックシート項目②～④を記載**
※予備設計でチェックシート作成済みの場合は、確認の上、必要に応じて追記する
3. 「設計業務の条件明示検討会（仮称）」の開催
← チェックシート内容の確認
（発注審査会、設計積算審査会　等でも実施可）
4. 業務着手時(契約後) シートを受注者に提示
提示時にチェックシート項目⑤も記載

チェックシートの構成と項目

① 詳細設計業務実施に必要な条件
・明示項目
・主な内容　←（案）に記載済み
② **対象項目**
（条件明示の対象なら○、対象外なら×を記載）
③ **確認状況および確認日**
（全確定なら○、一部確定は△、未確定は×の記号と、それを確認した日付を記載）
④ **確認資料（資料の名称、頁番号等を記載）**
⑤ 備考（③が△×の進捗状況を記入）

効果

◆明示すべき事項の漏れを防止できる
◆条件確定の有無と時期を受発注者で共有

平成25年10月より

◆目的

・設計業務の成果の不具合が生じる原因の一因として受注者による確実な照査が十分に実施されていないという問題が指摘されているところであり、設計不具合の主要因は、データ入力時の不注意・確認不足による図面作成ミス（単純ミス）が挙げられている。

照査体制を強化し、設計不具合の主要因であるデータ入力時の不注意・確認不足による図面作成ミス（単純ミス）を防止する。

◆対象業務：詳細設計業務

※平成28年4月より完全実施。積算基準にも歩掛掲載。

◆具体的な取組み

詳細設計業務の受注者は、照査について、確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書に書き込み、それらを残す等、照査の根拠となる資料を示すことができる照査方法で行うこととする。

また、成果品納入時における照査報告において、設計図面等における照査の根拠となる資料を示すことができるものを提示する。

（成果品として納める必要はないが、照査報告書および打合せ記録簿に資料の提示の有無を記載）

【例】作成した資料に、
①確認マークを黄色に、
②修正箇所の訂正を赤文字に、
③修正結果の確認マークを青色で行う。


赤・黄チェックの事例

橋軸方向

	タイプⅠの設計震度、分担重量				タイプⅡの設計震度、分担重量			
	CⅠzkhco	khg	0.4CⅠz	Wu(kn)	CⅡzkhco	khg	0.4CⅡz	Wu(kn)
正方向	~~1.0231~~	0.50	0.40	10,900.00	~~1.1969~~	0.80	0.40	11,000.00
	1.02 ✓				1.20 ✓			

橋軸直角方向

	タイプⅠの設計震度、分担重量				タイプⅡの設計震度、分担重量			
	CⅠzkhco	khg	0.4CⅠz	Wu(kn)	CⅡzkhco	khg	0.4CⅡz	Wu(kn)
正方向	~~1.0666~~	0.50	0.40	10,900.00	~~1.2506~~	0.80	0.40	11,000.00
	1.07 ✓				1.25 ✓			

CⅠzkhco ：地域別補正係数×設計水平震度（タイプⅠ）の標準値
CⅡzkhco ：地域別補正係数×設計水平震度（タイプⅡ）の標準値
khg ：地番面における設計水平震度
0.4CⅠz ：道示（解7.4.1）を適用したときの設計水平震度（タイプⅠ）
0.4CⅡz ：道示（解7.4.1）を適用したときの設計水平震度（タイプⅡ）
Wu ：橋脚が支持している上部工重量

【例】作成した資料に、
①確認マークを黄色に
②修正箇所の訂正を赤文字に
③修正結果の確認マークを青色で行う

1. 目的

詳細設計完了後、工事発注は数年後となる場合が一般的です。工事発注時に発注担当者が詳細設計における設計条件や配慮事項を適切に把握し、**円滑な工事発注につなげるとともに、工事発注作業の効率化を図る**ことを目的として、**詳細設計時に「工事発注時チェックシート（案）（橋梁詳細設計）」を作成する試行**。

2. 内容

「工事発注時チェックシート（案）（橋梁詳細設計）」は詳細設計業務の成果品の一部となり、詳細設計時に設定された設計条件、関係機関との調整状況や工事発注時の配慮事項を様式に定め、受注者(建設コンサルタント)が記載し発注者が確認し作成。

3. 費用

工事発注時チェックシート（案）の作成にかかる費用は**見積もりにより設計変更の対象**。

4. 試行業務の選定について

橋梁詳細設計が対象であることから、設計対象橋梁の現地状況を踏まえ、道路部道路工事課及び事務所と調整し、試行業務を選定。

技術管理課イントラ　基準第二係　品質確保対策
http://10.160.8.7/siryoukan/22/20/kijun2/k20105/kijun2_0105.htm

災害対応業務への体制整備

○災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改定について

（令和元年6月7日）
（基発0607第1号）
（都道府県労働局長あて厚生労働省労働基準局長通知）
（公印省略）

労働基準法（昭和22年法律第49号）第33条第1項の運用については、昭和22年9月13日付け発基第17号及び昭和26年10月11日付け基発第696号による許可基準（以下「旧許可基準」という。）により示してきたところであるが、今般、旧許可基準の一部を下記のとおりに改正することとしたので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。

なお、今回の改正は、労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることのできない事由によつて臨時の必要がある場合」について、現代的な事象等を踏まえて解釈の明確化を図るものであること。また、旧許可基準及び関連通達で示している基本的な考え方に変更はないこと。

記

第1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定であるからその臨時の必要の限度において厳格に運用すべきものであって、その許可又は事後の承認は、概ね次の基準によって取り扱うこと。

(1)　単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと。

(2)　地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応（差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。）、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認めること。例えば、災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインや安全な道路交通の早期復旧のための対応、大規模なリコール対応は含まれること。

(3)　事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認めないこと。例えば、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応は含まれること。

(4)　上記(2)及び(3)の基準については、他の事業場からの協力要請に応じる場合においても、人命又は公益の確保のために協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合には、認めること。

○災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の解釈も当たっての留意点について

（令和元年6月7日）
（基監発0607第1号）
（都道府県労働局労働基準部監督課長あて厚生労働省労働基準局監督課長通知）
（契印省略）

労働基準法（昭和22年法律第49号）第33条第1項の運用については、令和元年6月7日付け基発0607第1号「災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正について」により許可基準を改正したところであるが、当該通達により改正した許可基準（以下「新許可基準」という。）の解釈に当たっては下記に留意の上、適切な対応に遺憾なきを期されたい。

記

1　新許可基準による許可の対象には、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、当該事由に対応するに当たり、必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれること。

具体的には、例えば、事業場の総務部門において、当該事由に対応する労働者の利用に供するための食事や寝具の準備をする場合や、当該事由の対応のために必要な事業場の体制の構築に対応する場合等が含まれること。

2　新許可基準(2)の「雪害」については、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当すること。

具体的には、例えば、安全で円滑な道路交通の確保ができないことにより通常の社会生活の停滞を招くおそれがあり、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合や、人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合のほか、降雪により交通等の社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合も含まれるものであること。

3　新許可基準(2)の「ライフライン」には、電話回線やインターネット回線等の通信手段が含まれること。

4　新許可基準に定めた事項はあくまでも例示であり、限定列挙ではなく、これら以外の事案についても「災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合」となることもあり得ること。例えば、新許可基準(4)においては、「他の事業場からの協力要請に応じる場合」について規定しているところであるが、これは、国や地方公共団体からの要請が含まれないことを意味するものではない。そのため、例えば、災害発生時において、国の依頼を受けて避難所避難者へ物資を緊急輸送する業務は対象となるものであること。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会　関東地方整備局　回答

資料－2

項目		要　望	回　答	備考
1章．担い手確保・育成のための環境整備	1.1.建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化	1.1.1.履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化 関東地方整備局では、建設コンサルタント業務の年度早期の業務発注や年度繰越（当初・変更後）を活用した納期分散に取り組んでいただいているところです。さらなる納期分散の実現のため、設計変更後の目指すべき納期目標と整合を図った施策の強化と計画的展開をお願いします。 ① 業務の納期分散の実現、目指すべき納期目標※（本省、地整、地方自治体） ※ 納期目標（設計変更後）第1 四半期20%程度、第2 四半期30%程度、 第3 四半期15%程度、第4 四半期35%程度、3 月15%以内 翌債・国債の活用を年度に契約する件数割合25%以上 ※【R6 関東地整目標】第1 四半期15%以上、第2 四半期25%以上、 第3 四半期25%以上、第4 四半期35%以下　翌債・国債等25%以上 ② 納期分散目標を実現するための施策※の展開（本省、地整、地方自治体） ※ ゼロ国債、2 か年国債等国債、秋納期となる翌債の活用、繰越の柔軟な運用、 前倒し発注等発注時期分散化、適切な履行期間の確保、履行期限の延期 ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化（地整、地方自治体） ④ 業務スケジュール管理表に基づく的確な契約管理（地整、地方自治体）	①履行期限の平準化は、繁忙期と閑散期の業務量差を縮小し、年度末の業務集中を回避するための重要施策と認識しています。国土交通本省から令和7年度重点方針が発出されたことを受け、関東地方整備局でも同方針に準じています。 局内および各事務所においては、第1四半期15%以上、第2四半期25%以上、第3四半期25%以上、第4四半期35%以下、翌債・国債等25%以上を目標に設定し、取り組んでいます。 令和6年度は第4四半期の目標35%以下に対し実績49%（うち3月35%）にとどまり、目標達成には至りませんでした。翌債・国債等の繰越し活用率は約37%であり、令和7年度の平準化に寄与すると考えていますので、引き続き推進してまいります。 ②履行期限の平準化に関しては、引き続き実施上の課題抽出および実態把握のフォローアップを行い、その結果を踏まえながら目標達成に向けた検討を進めてまいります。 《参考　令和7年度「設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式等の改善」重点方針　関東方針（案）　具体的な取組》 取組1　第2～3四半期に契約する業務は発注前の翌債申請による履行期限の再検討を実施。 取組2　不調、不落による再公示および発注時期が遅延する場合、翌再手続きにより適正な履行期間を確保 取組3　繰越業務の工期を変更する必要が生じた場合においても、第4四半期まで履行期限を延伸しない 取組4　国債（ゼロ国債、平準化国債）を活用し第4四半期を履行期限としない。 取組5　通年業務の履行時期の見直し（平準化国債） ③年度末の集中を避けるため、予算成立を前提とした入札公示の前倒しや翌債・国債の積極的活用を推進してまいります。同時に、履行期限の平準化に向けた取組を継続的に実施してまいります。 ④発注時の履行期間は、設計業務等標準積算基準書に則り適正に設定するとともに、契約条件の明示を徹底しています。業務着手後は、進捗状況や課題を受発注者間で共有するための「業務スケジュール管理表」を活用し、確実な進捗管理に努めています。さらに、工程の大幅な遅れが判明した場合には、関東地方整備局が独自に制度化した「業務推進審査会」を受発注者双方の申し出に基づき開催し、合意の上で変更契約を締結する仕組みを運用しています。今後もこの体制を継続し、業務の円滑な遂行を図ってまいります。	資料－1 P2 資料－2 （参考資料） P2 資料－1 P3
		1.1.2.受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化 関東地方整備局では、H30 年から業務環境改善の方策を開始し、R3 年度からは「業務環境実施要領」として、「ウィークリースタンス」の全業務への適用と、実施報告の局提出義務化を開始していただきました。また、R7年より、ワークライフバランス等を推進する企業として認定を受けた企業を加点評価する取り組みも始まる予定となりました。今後も実施結果を踏まえ、ワークライフバランス改善推進への取り組み継続をお願いします。 ①「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化 ② 深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減・手戻り発生の排除（計画系業務） ・深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減 ・特記仕様書への具体的な記述（関東地方整備局においては記述をしていただいています。） ・実態に即した適切な費用計上 ③ 業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスの実施等の徹底 ④ 入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減	関東地方整備局では、担い手の確保、働き方改革、品質確保等に資する各種施策を積極的に推進しています。令和7年8月からは、ワーク・ライフ・バランス等推進企業として法令に基づく認定を受けた企業を入札評価で加点する仕組みを導入しました。また、土木設計業務等共通仕様書（令和7年3月版）には「ウィークリースタンス」の実施要件を盛り込み、取組の標準化を図っております。 ①令和6年度の実施状況報告によりますと、原則実施とした5つの取組項目すべてで80%以上が「実施できた」と回答しており、ウィークリースタンスは適切に行われ、良好な状況にあると認識しております。引き続き会員各社への本取組の趣旨周知および報告提出の呼びかけ強化をお願い申し上げます。 また、関東地方整備局管内の自治体に対しては、国や地方公共団体等で構成される「関東ブロック発注者協議会」において、ウィークリースタンス実施調査結果を独自指標として見える化し、その指標解説や取組状況をご紹介しております。今後も本取組を継続し、品質確保や働き方改革に資する施策の展開に努めてまいります。 ②ウィークリースタンスの原則実施項目として「土日に休暇が取得できるよう金曜日には業務依頼を行わない（フライデー・ノーリクエスト）」を定めております。令和6年度の実施状況報告では、この項目について90%の事務所で「実施できた」との回答を得ており、高い定着状況にあると認識しています。今後は、深夜や休日対応が発生しないよう、あらかじめ作業内容や実施時期を明確にしたうえで計画的に業務を進めることの重要性を、各事務所に対して周知・徹底してまいります。 ③「業務スケジュール管理表」は特記仕様書にすべての業務で記載し、工程管理に取り組んでいます。また、「ワンデーレスポンス」についても毎年適切に実施するよう事務所に周知し、徹底を指導してまいります。 ④入札・契約関連書類の統一・簡素化による事務負担軽減に向け、「クラウドを活用した資料閲覧」「入札公告資料の合理化」「一括審査方式の導入」「実施能力を評価した選定のさらなる簡素化」等に取り組んでおり、今後も継続してまいります。	資料－2 （参考資料） P3～14 資料－1 P4～7

資料－2

項目		要　望	回　答	備考
1章．担い手確保・育成のための環境整備	1.2.人材の確保・育成	1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、総評業務における若手技術者配置の加点、産休・育休期間を考慮した業務実績評価対象期間延長などに取り組んでいただいています。さらにR4 年からシニア技術者等の活用を促す「照査技術者の配置要件の見直し：総評・プロポ業務審査において照査技術者としての実績、照査技術者業務の評価点を追加する総評評価の仕組み」を導入いただきました。さらにR7 年から「若手・女性技術者奨励賞」の創設も導入予定となりました。今後も、若手・女性・シニア技術者の活用・育成のための入札・契約制度の継続をお願いします。 ① 契約・評価制度※の改善の継続 ※ 若手：基礎点が低い（経験が浅い）若手技術者でも担当技術者として配置し易い評価方法など ※ 女性：女性を含めた様々な技術者が係る制度の試行・改善など ※ シニア：照査技術者を継続できる評価制度、照査技術者実績を評価・考慮する制度など ※ 育休：管理技術者または照査技術者が短期間の育休をとる場合に、育休期間終了後に管理技術者または照査技術者に復帰できる制度、交代時に求められる同等以上の技術力要件について、「品質確保が可能な体制とする」等の緩和 ② 表彰制度の改善の継続 ・若手・女性技術者の技術力向上・モチベーションアップにつながるような表彰制度の水平展開	①若手技術者の育成と確保を目的に、平成27年度から管理技術者に若手を配置した場合に加点評価する試行を進めています。若手技術者とそれ以外の技術者との間で業務成績評定点の差が小さいことから、さらなる育成・確保のため、令和7年8月以降に公示する総合評価落札方式（簡易型）では対象年齢を35歳以下および40歳以下の二段階に分けて評価する試行を実施しています。 出産や育児等で長期休業した技術者については、平成28年度から休業期間を遡って評価対象に含める試行を行っており、「ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業」として法令に基づく認定を受けている企業やそれに準ずる企業を対象に加点する措置を令和7年8月以降に公示する業務で導入しています。合わせて、令和4年8月からはベテラン技術者の豊かな知識・経験を生かし、照査技術者を継続して行えるよう、照査技術者としての実績を評価する取組を開始しました。 ②令和7年度から創設された「若手・女性技術者奨励賞（事務所長等表彰）」の受賞者対象に、管理技術者、主任技術者または担当技術者として起用する場合、総合評価において加点する措置を令和7年8月以降に公示する業務で導入しています。	資料－1 P8～13 資料－1 P14
	1.3. 適切な費用計上	1.3.1.積算価格と実勢価格との乖離の是正（地整、地方自治体） ・点検・診断業務における、積算時の現地条件等の配慮と仕様や積算条件の明確化 ・橋梁補修・補強設計における、設計条件の明確化、積算前の見積依頼の実施	積算価格と実勢価格の乖離の是正を図るため、令和6年度に橋梁点検業務およびトンネル点検業務を対象に歩掛実態調査を実施し、標準歩掛に実態を的確に反映させるよう努めております。また、点検・診断や補修・補強設計に関する条件の明示についても、特記仕様書への適切な記載を引き続き徹底してまいります。	
2章．技術力による選定	2.1.プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善	2.1.1. 業務の内容に応じた適切な発注方式の選定 関東地方整備局では、総合評価落札方式における技術評価点の差の明確化に取り組んでいただいています。現状では評価点差が小さく、参加企業は調査基準価格付近での入札が多い認識です。 技術評価点の差の明確化やより技術力が競えるプロポーザル方式の増加の取組みの継続をお願いします。 ① 技術力による選定方式の着実な増加（地整） ・技術力が競えるよう、プロポーザル方式の増加を主眼に、業務内容に応じた適正な発注方式の選定 ・難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロポーザル方式への移行業務の追加 ・価格競争入札から総合評価落札方式への移行業務の追加 ② 斜め象限図の適切な運用（本省、地整） ・新たな業務への対応や技術的難易度の実態を考慮した、受発注者協働での検討による斜め象限図の更新 ・斜め象限図を補完するチェックリスト等の活用ツールの充足	①関東地方整整備局では、国土交通省本省の「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」を準用し、価格競争方式の対象業務を総合評価落札方式（簡易型）に読み替える等、業務内容に応じた発注方式を選定しています。発注者支援を除く土木関係建設コンサルタント業務では、プロポーザル方式による発注件数が全体の約5割を占めています。 また、貴協会のご意見を踏まえ、協議調整や地元説明、厳しい施工条件での設計等についても業務の特性に応じてプロポーザル方式を検討する旨を、令和6年度版ガイドラインに明記しました。今後も各業務の特性や難易度を十分に勘案し、最適な発注方式の選定を進めてまいります。 ②斜め象限図についても、国土交通本省の「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」を準用しており、価格競争方式相当の業務は総合評価落札方式（簡易型）で運用しております。更新等のご要望については国土交通本省に伝えてまいります。	資料－1 P15～17 資料－2 （参考資料） P15
		2.1.2.計画系プロポーザル業務の業務規模の改善（地整） 道路分野の計画系業務（交通分野）は、プロポーザル業務が基本となっています。この業務規模（発注金額）は、技術者単価が上がっているものの、ここ数年、増加していないあるいは微増にとどまっています。関東地方整備局の状況を確認いただき、業務規模を増加する取組みをお願いします。	業務発注にあたっては、業務規模や内容が適切となるよう、各事務所等に周知徹底してまいります。	
		2.1.3.総合評価落札方式における落札率の改善（地整）	関東地方整備局では、総合評価落札方式の標準型を採用する場合、価格評価と技術評価の配点比率を基本1：3としており、技術力を重視した選定が図られるよう運用しています。また、調査基準価格の算定に用いる一般管理費率については、令和6年4月1日以降に入札公告を行う業務を対象に、従来の4.8%から5.0%へと見直し、基準価格の適正性向上に努めています。	資料－1 P18

資料－2

項目		要　望	回　答	備考
2章．技術力による選定	2.1.プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善	2.1.4. 業務成績評定の適切な運用と業務・技術者表彰の運用改善（本省、地整） ① 業務成績評定の運用改善 ・ 地方整備局間の格差を是正するなど統一的運用 ・ 事務手続きに関する改善(業務成績評定の速やかな細目を含めた通知) ② 業務・技術者表彰の運用改善 ・ 表彰における選定基準、表彰付与の考え方などの開示 ・ プロポーザル・総合評価落札方式における表彰の取り扱いは、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（平成27 年11月）」に示される考え方に沿って、地方整備局間での統一的運用	①関東地方整備局では、業務成績評定を全地方整備局共通の「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づき適切に実施しております。今後も業務完了後速やかに成績評定結果を通知してまいります。 ②表彰制度にあたっては、発注件数や地域性等を踏まえ、各地方整備局が随時改善・見直しを行うことが適切と考えています。 優良業務表彰および優秀技術者表彰は、表彰対象年度に完了した業務の中から、業務成果や取組姿勢が優れ、他の模範となる業務を対象に実施しています。受注いただいた業務を適切に完了していただくことで、成績評定点等を基に総合的に評価しております。	資料－2（参考資料）P16
		2.1.5. 国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用（本省） ① 令和4年度からの試行結果を踏まえた適切な対応 ・ 令和6年度試行状況の共有 ・ RCCM 資格の適正な評価と組み合わせ加点する資格の適切な選定 ・ 維持管理分野（補修設計を含む）での適用を基本 ・ 計画的に資格取得ができるよう、資格の評価方針の事前公開 ・ 本格導入については、余裕を持ったスケジュールでの導入 ・ RCCM 資格を他の国土交通省登録資格より高い評価とする ・ RCCM 資格について、技術士と同様に、他の国土交通省登録資格と組み合わせて評価する		
	2.2.地方自治体における発注方式の改善	2.2.1.業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定（地方自治体） ・ 斜め象限図の周知と適用促進 ・ 技術力による選定・発注方式（プロポーザル方式・総合評価落札方式）の導入促進、発注増加 ・ 技術力評価を適正に行うための、業務成績評定や業務・技術者表彰の導入促進 ・ 地方自治体における総合評価落札方式導入の取組みの水平展開		
		2.2.2.見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示（地方自治体） ・ 最低値を採用している地方自治体において、平均値または最頻値の採用		
		2.2.3.最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大（事前公表の撤廃）（地方自治体）		
		2.2.4. 入札参加資格への建設コンサルタント登録制度の活用（地方自治体） ・ 入札参加資格において「建設コンサルタント登録」を必須条件とする審査制度		
	2.3地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成	2.3.1.地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、R5 年度から試行されている「実施能力を評価した選定（実施能力評価拡大型）：評価項目として国交省業務の成績・表彰を省略」、R7 年度には同発注形式での「新規契約の有無」の評価も加わる予定であり、国交省業務実績のない地域コンサルタントの参入拡大が図られています。今後も、継続拡大をお願いします。	関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保を目的として、成績評価や表彰を省略し、技術的課題を評価する「実施能力評価拡大型」を令和４年８月から試行してまいりました。 この取組により一定の新規参入は見られたものの、担い手企業の裾野拡大にはなお課題が残っていることから、令和7年8月以降に公示する実施能力評価拡大型では、「新規契約の有無」を評価項目に追加し、新規参入者をさらに後押しする仕組みを取り入れております。	資料－1 P19～20
		2.3.2.地域コンサルタントが実施することにより一層の品質向上が期待できる業務等に対する入札契約制度の工夫改善の推進（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、地域性の高い業務について対象地域の本店・支店・営業所の有無による加点を行う総合評価落札方式が導入されています。また、R6 年より総合評価落札方式において災害協定締結の有無を評価する取組みも始まりました。今後も継続拡大をお願いします。 ・ 地域コンサルタントが行うことにより、品質確保・向上が期待される業務※において、地域要件・地域貢献度・地域精通度等の評価項目・運用方法の改善、または地域コンサルタントに限定した発注業務の導入 ※ 地域特性を踏まえた検討が必要となる業務や現地作業が必要となる業務（詳細設計・点検業務など）、地元及び関係行政機関等との協議・調整が頻繁に必要となる業務など ・ 国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進 ・ 地域特性を踏まえた特定テーマを設定する業務のさらなる拡大 ・ 地域コンサルタントと広域コンサルタントのJV 制度の好事例の水平展開	地元企業の育成・確保を目的に、対象地域の本店・支店・営業所の有無に応じて加点する仕組みを試行しています。また、令和6年８月から総合評価落札方式においては、災害活動実績の有無に加え、災害協定締結の有無を評価する試行を開始しております。今後も試行データを蓄積・分析の上、貴協会のご意見をいただきながら、試行の継続拡大について検討してまいります。	資料－1 P21～23
	2.4. 適切な設計変更	2.4.1.「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更（地整） 関東地方整備局では、（一社）建設コンサルタント協会関東支部と連携して、条件明示・設計変更事例等を記載した「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料」を作成いただきました。また、設計変更内容を審査する「業務推進審査会」の仕組みを導入いただき、適切な設計変更をしていただいています。今後も取り組みに基づく確実・適切な設計変更をお願いします。	設計変更を行う際には、「土木設計業務等変更ガイドライン」に準拠するとともに、関東地方整備局独自制度の「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料」および「業務推進審査会」を活用し、今後とも適切な設計変更の実施に努めてまいります。	資料－2（参考資料）P17～18

項目		要　望	回　答	備考
2章．技術力による選定	2.5. 新たな契約制度への対応	2.5.1. 生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大と制度改善（本省、地整） 関東地方整備局では、R2年から事業促進PPP業務の発注条件について、常駐・専任義務の緩和、工区内設計業務の受注緩和に取り組んでいただきました。今後も継続してそれらの仕組みを活用するとともに、費用の適正化（技術者区分の適正化、柔軟な設計変更）、官民の役割分担の明確化、請負契約から準委任契約等への改善をお願いします。 ① 監理業務（PM・CM）、事業促進PPP の拡大と制度改善 ・事業促進PPP、PM/CM における費用の適正化（技術者区分の適正化、柔軟な設計変更） ・官民の役割分担の明確化 ・請負契約から準委任契約等への改善 ・技術的難易度や早期開通などの事業条件を考慮した費用の設定 ・監理業務（PM・CM）：平常時での適用拡大 ・事業促進PPP：「受注制限緩和」「常駐・専任緩和」の取組みの水平展開	国土交通省直轄の事業促進PPPガイドライン（令和6年4月一部改正）では、『事業促進PPPは、全体事業計画の整理、測量・調査・設計業務等の指導・調整、地元及び関係行政機関等との協議、事業管理、施工管理、BIM/CIM（統合モデル）活用支援等のマネジメント業務を直轄職員が柱となり、受発注者が一体となって実施する。なお、予算管理、契約、最終的な判断・指示は発注者の権限とする』と定められています。関東地方整備局ではこのガイドラインに沿って運用を行っているところであり、各事務所へ説明会等を通じて周知を徹底しています。 今後も、貴協会等のご意見・ご協力を頂きながら、官民協働による効率的な事業推進のため、本取組を進めてまいります。また、費用の適正化については国土交通本省に伝えてまいります。	資料－1 P24～27
		2.5.2. 設計者・施工者連携方式の検討等合理的な入札契約制度の選定（本省、地方自治体） ① ECI方式の拡大と制度改善 ・ECI適用範囲の拡大について、国のガイドラインへの記載 ・橋梁修繕の他、災害対応も含め適用拡大 ・設計段階において施工上の課題や対応に関する意見交換を、発注者・設計者・施工者の三者で行う取組みの好事例の水平展開		
3章．品質の確保・向上	3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み	3.1.1. 受発注者合同現地踏査の実施（地整、地方自治体） ・合同現地踏査の継続的実施 ・地質情報の不確実性が高い現場では、必要に応じ地質技術者の参加への配慮	・「合同現地踏査」については、重要構造物の詳細設計において原則実施し、その他の設計業務においても有効と判断される場合は積極的に実施する方針です。毎年、各事務所等にも周知徹底しており、引き続きこの取組を推進してまいります。 ・「地質技術者の参画」につきましては、平成29年度より、発注者と設計業務受注者が合同で実施する現地踏査および発注者・土木工事関係者・設計業務受注者による三者会議において、地質技術者が参画する試行を実施しております。毎年、各事務所等にも周知徹底しており、引き続きこの取組を推進してまいります。	資料－1 P28 資料－1 P29
		3.1.2.設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、条件明示チェックシートの総合評価落札方式の技術審査段階での公表に取り組んでいただいています。今後、出来るだけ多くの詳細設計業務を対象にした条件明示チェックシートの審査段階公表業務数の拡大と、業務内における確実な条件明示チェックシートの提示をお願いします。 ・条件明示チェックシートの積極的な周知・活用促進	「条件明示チェックシート」の公告時点の提示については、試行として1事務所につき1件実施し、実施結果と活用状況を報告いただいております。毎年、各事務所等にも周知徹底しており、引き続きこの取組を推進してまいります。	資料－1 P30
		3.1.3.設計照査（的確な条件設定と確認、照査の充実等）（地整） ・照査項目や対象工種の追加など継続的な照査要領の充実	「設計照査」として、平成28年度から詳細設計業務を対象に「赤黄チェック」を実施し、照査体制の強化に取り組んでおります。毎年、各事務所等にも周知徹底しており、引き続きこの取組を推進してまいります。	資料－1 P31
		3.1.4. 設計から工事への確実な情報共有 関東地方整備局では、建設コンサルタンツ協会本部から試行導入に関する要望書を踏まえ「工事発注時チェックシート」を試行・導入していただきました。今後もチェックシートの活用継続をお願いします。またR5 年に施行された業務の課題共有を図り、チェックシートの改善を図りたいと考えます。 ① 施工条件明示チェックシートの試行拡大（地整） ② 設計と施工のシームレス化の検討（本省）	「工事発注時チェックシート」については、貴協会にご協力いただき、4件の業務で試行を行いました。今後は、フォローアップを通じて工事発注作業の効率化につなげるため、本チェックシートの導入に向けて引き続き協力してまいります。	資料－1 P32

項目		要　望	回　答	備考
3章．品質の確保・向上	3.2. 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保	3.2.1. 詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、指定仮設時の作業増に伴う設計変更が適切に行われています。また、R5年から、関東地整の設計業務等共通仕様書においても、仮設設計が任意仮設であることを示す補足を加えていただきました。今後も、特に指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化、任意仮設と指定仮設の成果の取扱い、その責任所在の明確化の取り組み継続をお願いします。 ① 詳細設計における作業実態と歩掛との乖離の解消 ・設計条件・設計内容の明確化、適切な費用計上の実施 ・特記仕様書における“修正”設計内容および関係機関協議内容の明示 ② 指定仮設と任意仮設の取り扱い ・設計業務等標準積算基準における指定仮設の記載内容の周知 ・指定仮設と任意仮設の仕様書への明記、設計協議における違いの明確化 ・任意仮設と指定仮設の成果の取扱い(任意は参考図、指定は設計図)の認識共有	①設計変更にあたっては、「土木設計業務等変更ガイドライン」に基づき実施するとともに、関東地方整備局が独自に制度化している「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料」や「業務推進審査会」を活用し、引き続き適切な設計変更に努めてまいります。 ②関東地方整備局では、令和5年3月に設計業務等共通仕様書において、仮設構造物の詳細設計が任意仮設である旨を明記しました。また、仮設構造物の詳細設計に関わる区分（任意仮設／指定仮設）に基づく積算フローおよび特記仕様書の作成例を整備し、各事務所に通知しております。その結果、特記仕様書が適切に作成され、詳細設計時に指定仮設による作業増が必要となる場合には、適切に費用計上されていると認識しております。今後もこの取組を継続してまいります。	資料－2（参考資料）P19～20
		3.2.2. 詳細設計から工事に至る段階（三者協議を含む）でのコンサルタント業務の適切な運用（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、三者協議を適時実施していただいています。三者協議で挙げられる“設計成果と施工現場の不一致等”への対応は、現場条件の変化に起因する事象、納品後の設計思想等の変化に伴う事象、現場の取り合いによる事象等について、受発注者の責任範囲を明確にし、資料の作成、設計の修正が適切に実施できるようにお願いします。 ①追加業務や修正設計の定義の共有化と適切な工期設定、費用計上 ②詳細設計から施工（工事）に至る段階でのコンサルタントの対応に関する説明資料の好事例の水平展開	①工事受注者による設計図書の照査の結果、現場と設計図書に不一致が認められた場合は、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再実施、追加調査等が必要となることがあります。これらに要する費用は、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和7年3月）」に基づき、引き続き適切に対応してまいります。 ②関東地方整備局においては、三者会議で使用する追加資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上するよう、三者会議の運用指針を定めており、適切に運用しています。	資料－2（参考資料）P21～23
4章．災害対応に向けた環境改善	4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立	関東地方整備局では、R1 年の台風19 号災害時に、契約業務の業務一時中止等の打診といった災害対応調整をしていただきました。また、災害対応における随意契約、通常指名競争の活用にも取り組んでいただきました。今後も以下に配慮した業務調整の継続・拡大に取り組みをお願いします。		
		4.1.1. 災害対応業務への体制整備（本省、地整、地方自治体） ①災害対応業務への従事技術者が対応していた既往業務への効果的な対応※ ※ 業務一時中止命令や工期延期の実施、管理技術者交代要件の緩和 ②広域（複数の発注者）にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備※ ※ 例：国による災害指定に関する対応、災害対応の要請の一元化、官民合同の災害訓練開催、ICT技術の活用など ③災害対応業務への従事技術者に対し、労働基準法第33 条の適切・確実な適用に関する厚生労働省への働きかけ	①関東地方整備局では、災害対応、特に初動対応については、迅速かつ的確な対応が求められますので、「国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル」（令和7年4月改正　国土交通省）、「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」（令和7年4月改正　国土交通省）に基づき、災害時における業務の一時中止や工期延期等について引き続き適切に対応してまいります。 ②災害時の対応要請については、関東地方整備局・自治体等と各種協会・個別企業との間で締結している災害協定や覚書等に基づき実施されていると認識しております。 また、災害発生時に協定等による実効性のある連携体制の確保は重要であるとも認識しております。 貴協会と関東地方整備局との間では、災害協定を締結しており、また今年度より、災害協定に基づき対応を要請するにあたり、関係者間で連携を強化して対応にあたるべく、「災害協定に基づく対応要請における関係者間の情報共有」を図る取組も実施させていただいております。今後も、各事務所における要請状況の把握に努める等、効率的かつ迅速な災害対応ができるよう、努めてまいります。 ③労働基準法第３３条については、厚労省から都道府県労働局長あて「災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正について」（令和元年６月７日付け基発0607 第1 号）及び都道府県労働局労働基準部監督課長宛て「災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の解釈に当たっての留意点について」（令和元年６月７日付け基監発0607 第1 号）により、災害時の時間外労働に関する許可又は事後の承認の基準等の運用や留意点が通知されており、これに基づき適切に運用されるものと考えています。	資料－1 P33
		4.1.2. 災害対応業務への適切な評価（地方自治体） ・緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度の拡充と水平展開		
	4.2. 地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上	4.2.1. 災害申請作業の合理化・適切化（本省、地方自治体） ・災害査定の効率化の適用拡大の継続 ・大規模災害時の災害査定の効率化及び事前ルール（大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（H29.2））の適正な運用などの好事例の水平展開 ・市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドラインの活用		
		4.2.2. 実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算※（地方自治体） ※ 精算例：遠方からの支援の場合の旅費・滞在費精算のルール化など		

項目		要　望	回　答	備考
5章.DX推進の環境整備	5.1. 受発注者協働による働き方改革に資するDX 推進：業務効率化の促進	・関東地方整備局では、電子入札システム、電子契約システムを活用した業務効率化に取り組んでいただいています。また、R5 年から、土木コンサル業務に関する国土交通省の事務連絡資料について、関東地整HPでの情報公開を始めていただきました。今後も「書類の電子化（電子決済、ペーパーレス化）」「手続きの簡素化」「情報の共有化」「移動等の時間短縮」の促進継続をお願いします。 ・関東地方整備局では、プロポ総評審査段階の閲覧資料の PDF データのクラウドサービスを使ったダウンロード等、業務効率化に取り組んでいただいているところです。また、R5 年から、情報共有システム（ASP）の活用、オンライン電子納品の全ての業務での運用が開始されました。今後も促進継続をお願いします。 ・関東地方整備局では、設計協議の web 会議活用推進、プロポヒアリングの web 会議活用による業務効率化に取り組んでいただいているところです。web 会議等を積極的に活用して「移動時間や待ち時間の解消」「現場情報の共有化」の促進をお願いします。 ・テレワークガイドライン（案）の活用、発注者のテレワーク環境整備の加速化、各種技術基準類の電子化・Web 公開などの推進をお願いします。 ・自治体を含む、各発注機関のインフラDX推進計画や実施状況等の情報の公開をお願いします。		
		5.1.1.電子入札システム、電子契約システムの活用（本省）		
		5.1.2.情報共有システム（ASP）の運用ルールの改善（本省、地方自治体） ・ 情報共有システム(ASP)の活用推進、費用面の改善、操作性の向上		
		5.1.3.遠隔臨場の活用推進（本省）		
		5.1.4. DX 環境の整備 ① 技術基準類の電子化（本省、地整）	関東地方整備局が提供する技術資料等については、引き続きホームページへ掲載し提供していく予定です。	
		5.1.5.各発注機関のインフラDX推進計画や実施状況等の情報の公開（本省、地整、地方自治体）	関東地方整備局のインフラDX取組については、DX推進本部会議記載後、関東地方整備局ホームページにおいて掲載しておりますので、ご覧下さい。 【ホーム ＞ 関東DX・i-Construction ＞ インフラ分野のDX ＞ 関東地方整備局インフラDX推進本部会議>令和7年度　第1回　関東地方整備局インフラDX推進本部会議（令和7年4月21日）】 また国土交通本省では、各種会議の情報を会議終了後にホームページに掲載しています。 資料公開されている会議の一例：「DX推進本部」「BIM/CIM推進委員会」「BIM/CIM推進委員会幹事会」「ICT導入協議会」「事業監理ﾃﾞｰﾀ連携基盤検討会」	
	5.2.BIM/CIM の利用環境の改善	5.2.1. BIM/CIM データ連携の改善（本省、地方自治体）		
	5.3. DX の推進の費用面での環境整備	5.3.1. BIM/CIM 活用の業務価格の算定方法の見直し（本省） ・「BIM/CIM 標準歩掛」の設定 ・「BIM/CIM 使用料」の適切な計上		
		5.3.2. DX 推進の環境整備のための助成金の創設（本省、地方自治体）		

資料－2（参考資料）

令和7年10月3日

国土交通省　関東地方整備局

令和7年度関東地方整備局における業務における履行期限の平準化に向けた取組

■令和7年度の取組

✔取組1　第2～3四半期発注業務を中心に翌債による履行期限の再検討を実施

✔取組2　不調、不落による再公示および発注時期が遅延する場合、翌再手続きにより適正な履行期間を確保

✔取組3 繰越業務の工期を変更する必要が生じた場合においても、第4四半期まで履行期限を延伸しない。

✔取組4　国債（ゼロ国債、平準化国債）を活用し第4四半期を履行期限にしない。
・改築事業の事業展開における調査・設計業務について、国債を活用した発注を行う。
（国債を活用することにより第4四半期を履行期限としない。）
・検討・対策業務（渋滞対策、治水検討など）は履行期限を年度末にせず、翌年の第1四半期にとりまとめを行う。

✔取組5 通年業務の履行時期の見直し（平準化国債）
・流量観測、水辺現地調査、動植物調査、道路構造物点検など平準化国債を活用し、4月から3月までの履行期間で
ある業務を、10月から9月までの履行期間とする。

※令和7年度「設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式等の改善」重点方針《関東方針》より抜粋

設計業務等の業務環境改善（ウィークリースタンス）について

- **令和3年度より、全ての業務（土木関係建設コンサルタント業務・測量業務・地質調査業務・発注者支援業務等）を対象に拡大、業務環境の改善に向けた取組を定めた実施要領を策定（R3.3）。**
- **「マンデー・ノーピリオド」、「ウェンズデー・ホーム」及び「フライデー・ノーリクエスト」などの取組項目を原則実施し、業務環境改善に努める。**

平成30年10月より

（1）取組内容

業務の実施にあたり、作業を依頼する場合は、適切な作業時間を設定するほか、以下の①～⑤の取組項目について原則実施するものとし、その他の項目についても積極的に取り組むものとする。

【取組項目】

原則実施

① **月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）**
② **水曜日は定時の帰宅を心掛ける（ウェンズデー・ホーム）**
③ **土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）**
④ **昼休みや午後5時以降の打合せをしない（ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング）**
⑤ **定時間際、定時後の依頼、打合せをしない（イブニング・ノーリクエスト）**
⑥ 金曜日も定時の帰宅を心掛ける
⑦ その他、任意で設定する取組（受発注者で合意した事項）

事例）・業務時間外の電話・メールを控える、在宅勤務を実施　等



（2）進め方

初回業務打合せ時に、取組内容を受発注者間で確認・調整のうえ、
業務環境改善様式【初回打合せ用】に記入し、打ち合わせ記録簿に添付。

（3）実施結果のフォローアップ

受注者は、業務完了後2週間以内に取組項目の実施結果を記録した業務環境改善様式【実施状況報告】を企画部技術管理課へ提出する。

■業務環境改善（ウィークリースタンス）の実施報告

【アンケート内容】

問1　：　業務環境改善の取組項目の決定にあたり、受注者の要望が反映された項目として合意されていますか？

問2　：　月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）

問3　：　水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンズデー・ホーム）

問4　：　土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）

問5　：　昼休みや午後5時以降の打合せをしない（ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング）

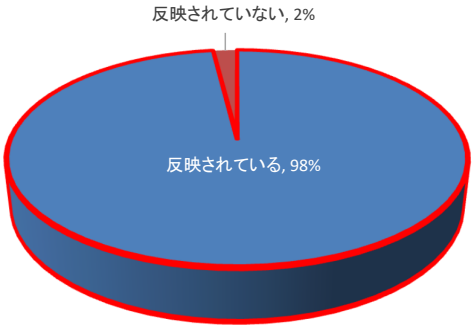
問6　：　定時間際、定時後の依頼、打合せをしない（イブニング・ノーリクエスト）

問7　：　金曜日も定時の帰宅を心掛ける

問8　：　その他、任意で設定する取組

問9　：　本取組を実施するにあたっての問題点や、今後の改善点など

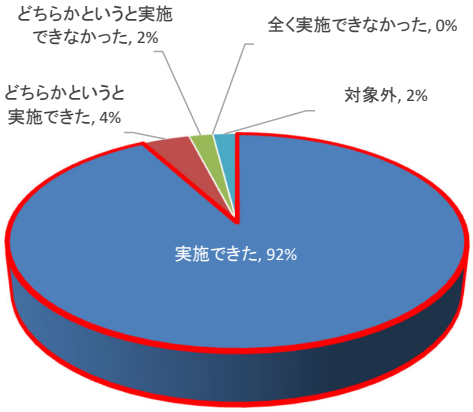
■問1 ： 業務環境改善の取組項目の決定にあたり、受注者の要望が反映された項目として合意されていますか？



【主な意見】

＜反映されていない： 4件＞
・作業量に見合った作業期間が無い場合があった。
・当初契約数量より大幅な増工となったため。
・事務所にて作成している発注・変更計画の最新情報の共有がなく、作業計画を立案することができなかったため。
・業務に必要な資料の受領時期の遅延によるため。

■問2 ： 月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）



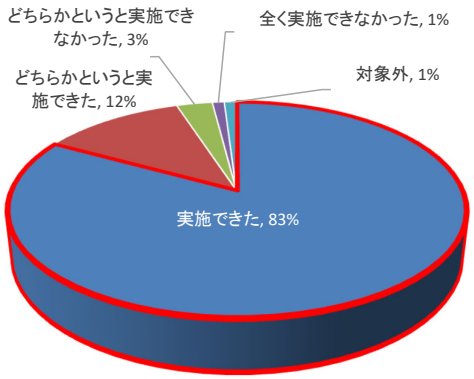
【主な意見】

＜どちらかと言うと実施できた ： 11件＞
・工期に全く余裕のない仕事については、月曜の期限の仕事もあった。
・工事発注、変更スケジュール上どうしようもない時があった。
・工期に全く余裕のない仕事については、月曜の期限の仕事もあった。
・緊急性が高い依頼の場合に対応を行った。
・まれに、予定外の作業依頼があった。
・月曜日以外の火曜日等が提出期限の場合でも作業量が多いと休日出勤で対応する場合があった。

＜どちらかと言うと実施できなかった ： 5件＞
・一部職員は曜日関係なく依頼があった。
・曜日によって指示に配慮されているようには感じられなかった。
・曜日関係なく上部機関や関係業者から依頼があり、依頼を調整もなくそのまま指示されることがあった。

1.1.2.① 「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化
国土交通省 関東地方整備局

■問3 ： 水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンズデー・ホーム）



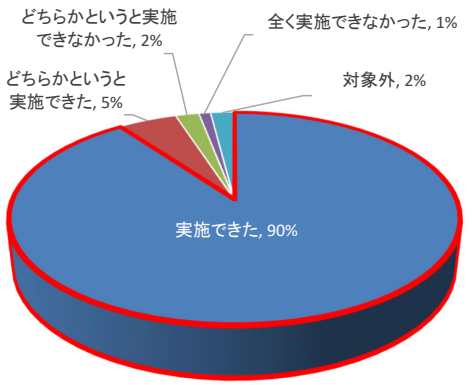
【主な意見】

＜どちらかと言うと実施できた ： 33件＞
・資料提出期限が水曜日にあたる場合での定時退庁ができない時もあった。
・発注者より急な問合せ、作業依頼があった。
・場合によっては受注者都合での作業を実施した。

＜どちらかと言うと実施できなかった ： 8件＞
・工事発注スケジュールを厳守するためにやむを得ず業務を実施した。
・定時以降、作業依頼の電話が度々あった。

＜全く実施できなかった ： 3件＞
・上部機関の依頼の作業量が多く、資料作成業務の技術者では手が足りず残業した。
・工事公告資料、変更契約資料の修正など作業量が多く定時には帰宅できなかった。

■問4 ： 土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）



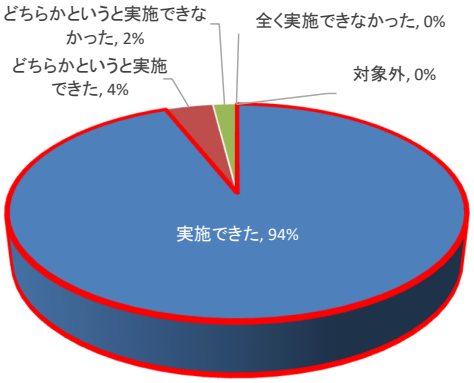
【主な意見】

＜どちらかと言うと実施できた ： 13件＞
・土日は基本休暇が取れたが、発注者から金曜に資料作成の依頼があった。
・休日前の時間外に発注者よりメールがあり、内容確認を要することがあった。
・緊急性が高い場合に限り依頼に対応した。

＜どちらかと言うと実施できなかった ： 6件＞
・土曜日をまたぐ祝日の中日に提出依頼があり、休暇予定を変更し、作業を行った。
・当初契約数量より大幅な増工となったため。
・次週早々の提出を金曜日に求められた。
・曜日関係なく上部機関や関係業者から依頼があるため

＜全く実施できなかった ： 1件＞
・主に工事公告資料、変更契約資料等の提出された資料の修正など作業量が多く、土日の作業もしばしば行いました。

■問5 ： 昼休みや午後5時以降の打合せをしない（ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング）

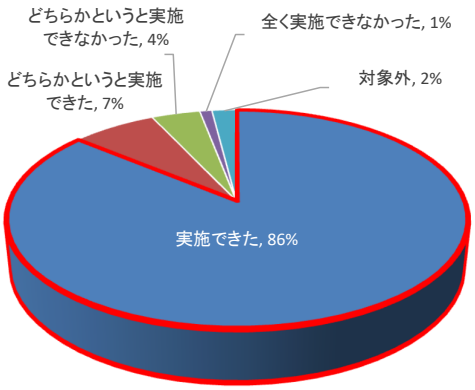


【主な意見】

＜どちらかと言うと実施できた ： 11件＞
・12時以降、17時以降に及んだ打合せがあった。
・変更前や検査前等は実施できないこともあった。
・発注者の業務過多により資料の確認が定時後となっていたため。
・苦情対応で急遽現地確認や打合せを余儀なくされることもあったが、概ね実施できた。
・緊急性が高い急な協議事項が発生したため、両者合意のもとランチタイムに協議を実施した。その他の協議については取組通りに実施できました。

＜どちらかと言うと実施できなかった ： 6件＞
・調査職員が別の打合せから戻ってきてから打合せが実施されることが多々あった。
・会議・打合せ内容のボリュームに対して設定時間が見合っていなかった。
・成果提出時の打合せが長引き、定時を超えることが多々あった。

■問6 ： 定時間際、定時後の依頼、打合せをしない（イブニング・ノーリクエスト）



【主な意見】

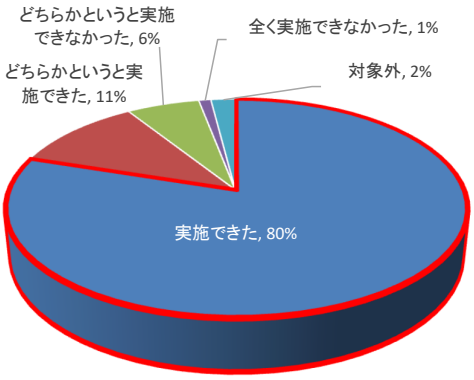
＜どちらかと言うと実施できた ： 20件＞
・発注者から定時後の作業依頼が電話、メール等であった。
・17時以降に依頼はあったが、翌日以降の対応で良いと配慮があった。
・対外説明に使う資料などは定時後に対応する必要が生じた。
・突発的な現場の事象等に多少引っ張られた。
・打合せの前日など、次の日までに対応しなければならない事案が生じたため。

＜どちらかと言うと実施できなかった ： 13件＞
・定時以降の指示は日常的にあった。
・工事発注スケジュールを厳守するためにやむを得ず対応した。
・夕方からの作業依頼がしばしばあった。
・定時後に発注者またはPPPチームから資料作成の依頼があったため。

＜全く実施できなかった・対象外 ： 1件＞
・定時間際でも明日の午前中に欲しいなど、残業前提の指示があった。

1.1.2.① 「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化
国土交通省 関東地方整備局

■問7 ： 金曜日も定時の帰宅を心掛ける



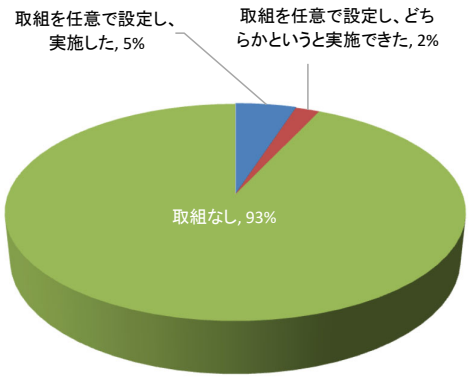
【主な意見】

＜どちらかと言うと実施できた ： 30件＞
・繁忙期は定時で上がれない日もあったが、概ね達成出来ました。
・たまに、月曜午前中までの〆切りがあり、少し残業したことがあった。
・業務依頼のタイミングや業務量に波があるため、難しかった。

＜どちらかと言うと実施できなかった ： 16件＞
・極力土日休暇とするために定時帰宅は出来なかった。
・休日中に調査を実施する業務性質上、金曜日の定時退社実施が困難な場合もあった。
・水曜日をノー残業デーとしているため、金曜日の定時帰宅は優先度が低くなった。

＜全く実施できなかった・対象外 ： 1件＞
・主に工事公告資料、変更契約資料等の提出された資料の修正など作業量が多く、定時には帰宅できませんでした。

■問8 ： その他、任意で設定する取組



【取組内容】

＜取組を任意で設定し、実施した ： 13件＞
・業務履行中の打合せにあたりWeb会議も活用する。
・平日19時以降の電話取次制限（緊急時を除く）。
・時間差出勤を実施した。
・すべての社内パソコンにPCシャット・ダウン・システムをインストールし、22：00以降はすべての作業を行わない。
・平日11:00～11:50の時間帯は、緊急的な場合を除き電話連絡を行わない。
・休日作業従事者は1ヶ月以内に振休を必ず取得する。
・平日18:00以降（水曜のみ17:00以降）の電話取次ぎなし。

＜取組を任意で設定し、どちらかと言うと実施できた ： 5件＞
・在宅勤務を一部実施しました。
・ Webによる打合せを積極的に実施する。
・夏季と年末年始は休暇期間を設け、心身のリフレッシュを図る。
・金曜日の現場作業は午後4時終了を基本とし、作業終了後は掃除・片付けを実施。

国土交通省
関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.

Press Release

令和６年11月５日
国土交通省関東地方整備局
企画部

品確法の改正を踏まえた公共工事等の発注関係事務に関する
「全国統一指標」、「関東ブロック独自指標」のフォローアップについて
～令和５年度調査結果を公表します～

関東ブロック発注者協議会にて令和５年度調査結果についてフォローアップを実施しましたので、お知らせします。

将来にわたる公共工事等の品質確保、その担い手の中長期的な確保・育成を図るため、令和元年６月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行されました。また、令和２年１月に改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正を行い、都道府県や市区町村を含む全ての公共工事等の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たしていくこととしています。

改正品確法の理念を実現するため、令和２年５月に新たな全国統一指標、関東ブロック独自指標を設定し、令和２年１２月に目標値を定めました。

今回、関東ブロック発注者協議会にて令和５年度調査結果についてフォローアップを実施しましたので、お知らせします。

また、令和６年６月には担い手確保等の喫緊の課題の解消に対する取り組みを公共工事から加速化・牽引するため、新たに品確法が改正されたところであり、引き続き発注者が一丸となって公共工事等の品質確保、働き方改革に取り組んでまいります。

各発注機関の令和５年度調査結果については、関東地方整備局HPに掲載しています。
掲載場所：関東地整ＨＰ＞技術情報 ＞ 関係機関の連携 ＞ 関東ブロック発注者協議会
＞ 品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する全国統一指標、地域独自指標調査
https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000162.html

全国統一指標、関東ブロック独自指標の一覧（業務）

全国統一指標 ・・・・ 令和2年5月20日本省記者発表

①地域平準化率（履行期限の分散）
国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）
都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

関東ブロック独自指標 ・・・・ 令和2年度関東ブロック発注者協議会（令和2年7月22日書面開催）

③ウィークリースタンスの実施（履行状況の確認）
国等・都県・政令市の発注工事に対する業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか

全国統一指標、関東ブロック独自指標　令和5年度調査結果概要（業務）

指標		R1 基準値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 目標値	取り組み状況及び考察
全国統一指標	地域平準化率（履行期限の分散）	0.51	0.48	0.49	0.49	0.48	0.50以下	・R5年度実績値は0．48で前年から若干改善した。 ・R2年度より4年連続で目標を満足している。
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）	0.77（R1実績値） 0.75（H30基準値）	0.86	0.95	0.95	0.95	1.00	・R5年度実績値は0．95で前年と横ばい。
関東ブロック独自指標	ウィークリースタンスの実施（履行状況の確認）	23/56	23/56	25/56	31/56	37/56	全機関a	・R5年度は31機関から37機関に取組機関が増加。（6機関増）

項目と指標分野（業務）

指標	定義	指標分類	備考等
地域平準化率	発注業務の第4四半期履行期限設定割合 対象：１００万円以上の業務 稼働件数：当該年度に稼働（繰越、翌債等次年度にも渡る業務を含む）	（第4四半期[1～3月]に完了する業務件数）／（年度の業務稼働件数）	測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務：業務実績情報システム(テクリス)および農業農村整備事業測量設計業務実績情報サービス（AGRIS）に登録されたデータを活用 営繕業務：公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に登録されたデータを活用
低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況	発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合 対象：契約金額１００万円以上の業務(随意契約を除く)	（低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数）／（年度の発注業務数）	H30～R2まで 発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査データ（本省実施）を活用 R3～ アンケート調査
ウィークリースタンスの実施	業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか	a：ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルール※1を整備し、かつ、取り組みを実施 b：ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルール※1を整備していないが、取り組みを実施 c：実施していない （※1 他団体の指針等を適用している場合を含む）	アンケート調査

全国統一指標、関東ブロック独自指標　令和5年度調査結果概要（業務）

業務	全国統一指標													関東ブロック独自指標					
	地域平準化率						低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況							ウィークリースタンスの実施					
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	目標値 (R6)	基準値 (H30)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	目標値 (R6)	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	目標値 (R6)
関東ブロック	0.51	0.48	0.49	0.49	0.48	0.50以下	0.75	0.77	0.86	0.95	0.95	0.95	1.00	23/56	23/56	25/56	31/56	37/56	全機関a
茨城県域	0.44	0.43	0.43	0.48	0.46	0.40	0.95	1.00	0.99	0.99	1.00	1.00	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	a
栃木県域	0.39	0.37	0.37	0.40	0.39	0.40	0.93	0.89	0.97	1.00	1.00	1.00	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	a（取組を推進する）
群馬県域	0.40	0.41	0.44	0.45	0.44	0.40	未集計	0.92	0.99	0.98	1.00	0.98	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	a（ただし災害を除く）
埼玉県域	0.51	0.45	0.48	0.47	0.51	0.50	0.98	1.00	0.92	1.00	1.00	1.00	1.00	1/2	1/2	2/2	2/2	2/2	a
千葉県域	0.51	0.48	0.49	0.47	0.48	0.50	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	a（受注者へ浸透を図る）
東京都域	0.59	0.56	0.53	0.54	0.51	0.50	0.00	0.00	0.00	0.02	0.06	0.19	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	a
神奈川県域	0.62	0.61	0.60	0.59	0.54	0.50	0.97	0.90	0.91	0.97	0.97	0.97	1.00	3/4	3/4	3/4	4/4	4/4	a
山梨県域	0.51	0.49	0.48	0.47	0.47	0.50	0.02	0.01	0.95	0.95	0.96	0.98	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	a
長野県域	0.35	0.32	0.38	0.34	0.34	現状維持	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	a

注）関東ブロックは、都県域に加え国・特殊法人等も対象。
（ただし、「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」の指標は当該都県・政令市が対象）
業務の指標に係る都県域は、当該都県・政令市が対象。

【ウィークリースタンスの実施】
基準値・実績値：aの機関数／対象機関数
a：ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルールを整備し、かつ、取り組みを実施
b：ウィークリースタンスに関する　指針等の一定のルールを整備していないが、取り組みを実施
c：実施していない

【参考】関東ブロック発注者協議会

国土交通省 関東地方整備局

1. 目的・設立経緯

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第11条を踏まえ、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とし、平成20年11月に設立。

2. 組織

協議会（本体）の構成機関は、65機関となっている。

【令和5年4月1日時点】
会　長：関東地方整備局長
副会長：関東農政局整備部長
　　茨城県土木部長
委　員：国の機関、都県、特殊法人等は、部長級
　　政令市は、局長級
　　各都県の区市町村の代表は、局・部長級
（7省庁17機関、9都県5政令市、代表9区市、25特殊法人等）

3. 協議会の事務

○公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況やその他必要な事項について連絡調整を行う。
【主な連絡調整事項】
1. 基本方針等に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
2. 発注者間の支援
3. 上記の事項以外で目的を達成するために必要な事項

○ 連絡調整等の具体的な事務は、幹事会及び分科会において行う。

4. 幹事会・分科会の設置

「関東ブロック発注者協議会」設置要綱第6条と第7条第5項に基づき、協議会の効率的な運営を図るため、幹事会及び分科会を設置。幹事会は65機関、各分科会には関東甲信地域の全区市町村を含む471機関が参画。

関東ブロック発注者協議会
〔活動方針等の意思決定の場〕

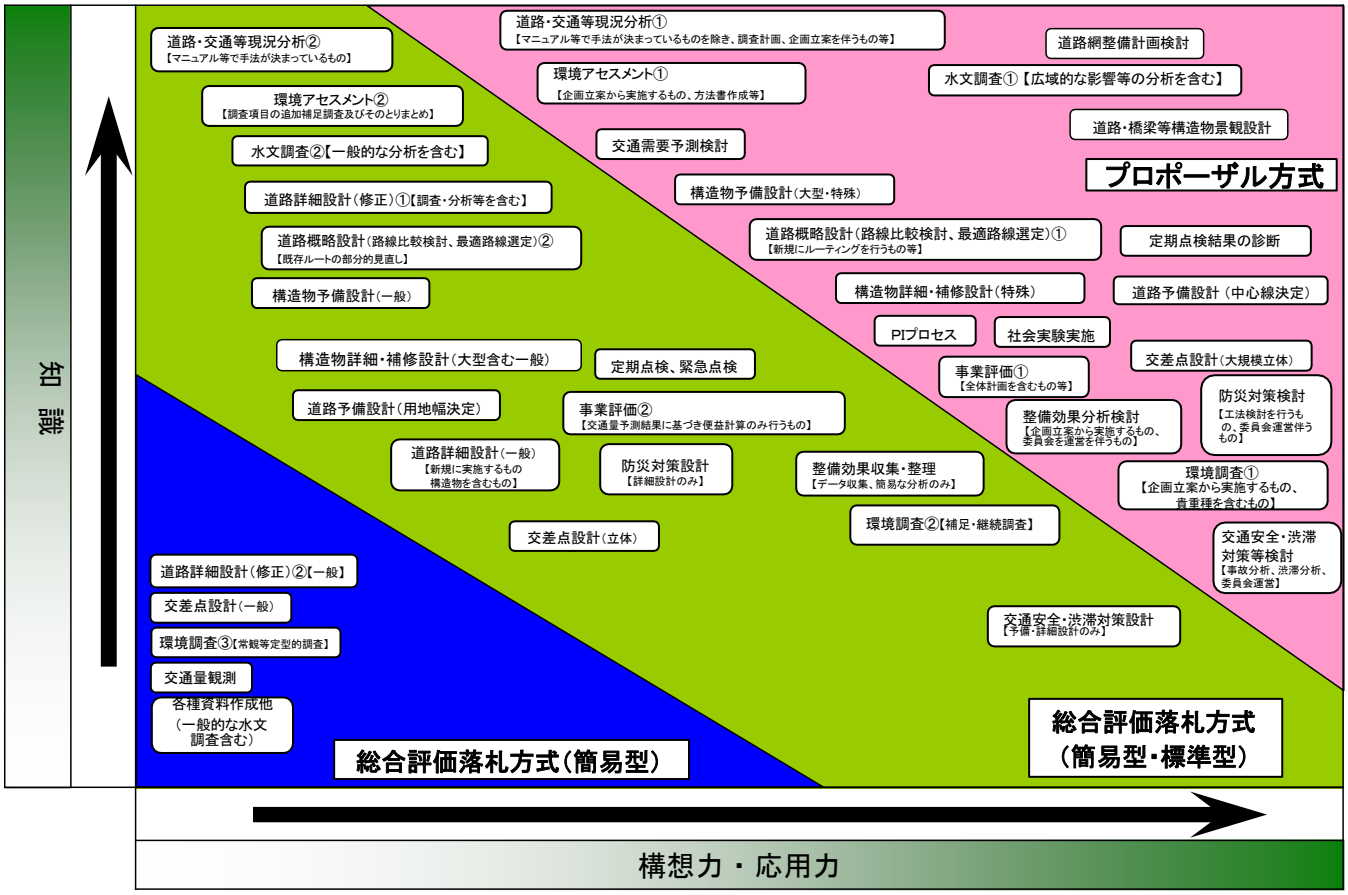
関東ブロック発注者協議会 幹事会
〔担当部局との情報共有の場〕

- 都県分科会　※各都県単位で設置 ・都県　・政令市　・区市町村
- 農政分科会　・関東農政局　・都県農政系部局 ・都県土地改良事業団
- 建設分科会　・関東地方整備局 ・都県、政令市建設系部局

〔実務担当者との情報共有の場〕

2.1.1.② 斜め象限図の適切な運用

発注方式選定表（道路事業）



※発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会　業務・マネジメント部会（令和4年度第1回）　資料から加筆修正
関東地方整備局では、本省が示す価格競争方式を総合評価落札方式（簡易型）で運用

2.1.4. ① 業務成績評定の運用改善

【「若手・女性技術者奨励賞」の創設】

国土交通省
関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.

Press Release

令和６年７月11日
国土交通省関東地方整備局
企画部

新たに「若手・女性技術者奨励賞」を創設します

関東地方整備局では、建設工事等で活躍している若手・女性の技術者を表彰し、より一層、建設業界の魅力を発信するとともに、将来の担い手育成と若手・女性の入職促進に資することを目的として、若手・女性技術者奨励賞（事務所長等表彰）を創設し、令和７年度（令和６年度完成工事等）より表彰することとしましたので、お知らせします。

なお、関東地方整備局が発注する工事等において総合評価にて加点するインセンティブの付与を検討しております。

【表彰対象】

関東地方整備局が発注した令和６年度に完成した工事及び完了した業務のうち、優良工事等表彰を受賞するもの以外の中から、優秀な成績を収めた技術者。なお技術者とは下記の者をいう。

（1）若手技術者　当該表彰対象年度の３月31日時点で35歳以下の方
（2）女性技術者　年齢制限は設けない
（3）工事においては、現場代理人、主任（監理）技術者、業務においては、管理技術者、主任担当技術者または担当技術者。

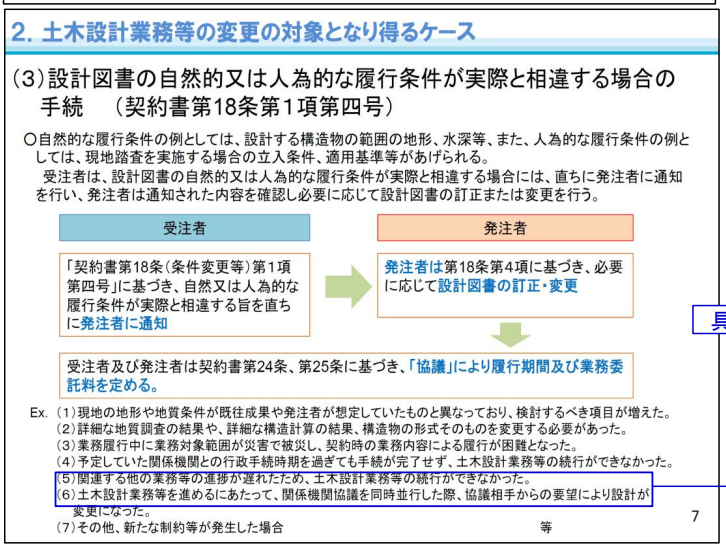
【土木設計業務等変更ガイドライン補足資料の活用　】

「土木設計業務等変更ガイドライン」と「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料」の活用

- ✓ 国土交通省 技術調査課が平成27年3月30日に**土木設計業務等の変更について、適正な運用を図ることを目的に「土木設計業務等変更ガイドライン」を策定**し、運用しています。
- ✓ 関東地方整備局では、「土木設計業務等変更ガイドライン」の活用促進や、円滑な設計変更判断・手続きがなされるよう、具体的な事例を掲載した「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料※」を平成30年2月に作成し、公表しておりますので、設計変更の際に活用願います。

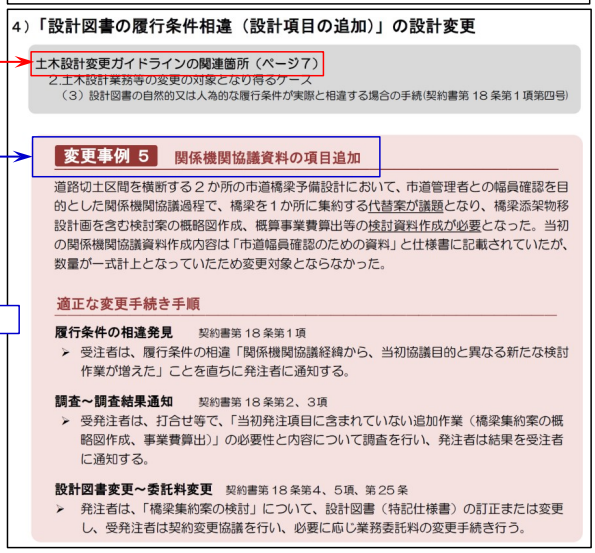
平成29年度より

土木設計業務等変更ガイドライン



具体的な事例

土木設計業務等変更ガイドライン補足資料



【業務推進審査会の設置】

業務実施上の課題を迅速・明瞭に解決するため、受発注者が揃って議論する場を制度化したもの。

平成28年度より

業務推進審査会の概要

【出席者】

発注者	受注者
● (技)副所長 ● 発注担当課長 ● 主任調査員　等	● 管理技術者 ● 照査技術者　等

【審査項目】

◆ 設計工種の追加等、大規模な業務内容の変更

◆ 工程に影響を及ぼす規模の業務遅延への対処　など

【実施時期】

◆ 受注者からの開催要請時

◆ 発注者発議の契約変更時　等

ホームページにも掲載しています：
https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000143.html

変更項目の例

➢ 事業計画変更に伴う業務範囲の追加・拡大

➢ 第三者(外部)に起因した設計条件の確定遅延に伴う履行期限延伸

効果

業務推進審査会後に、指示書を発出する場合は、工事に倣い、**「業務内容」「概算変更額」を記載**するように努めて下さい。

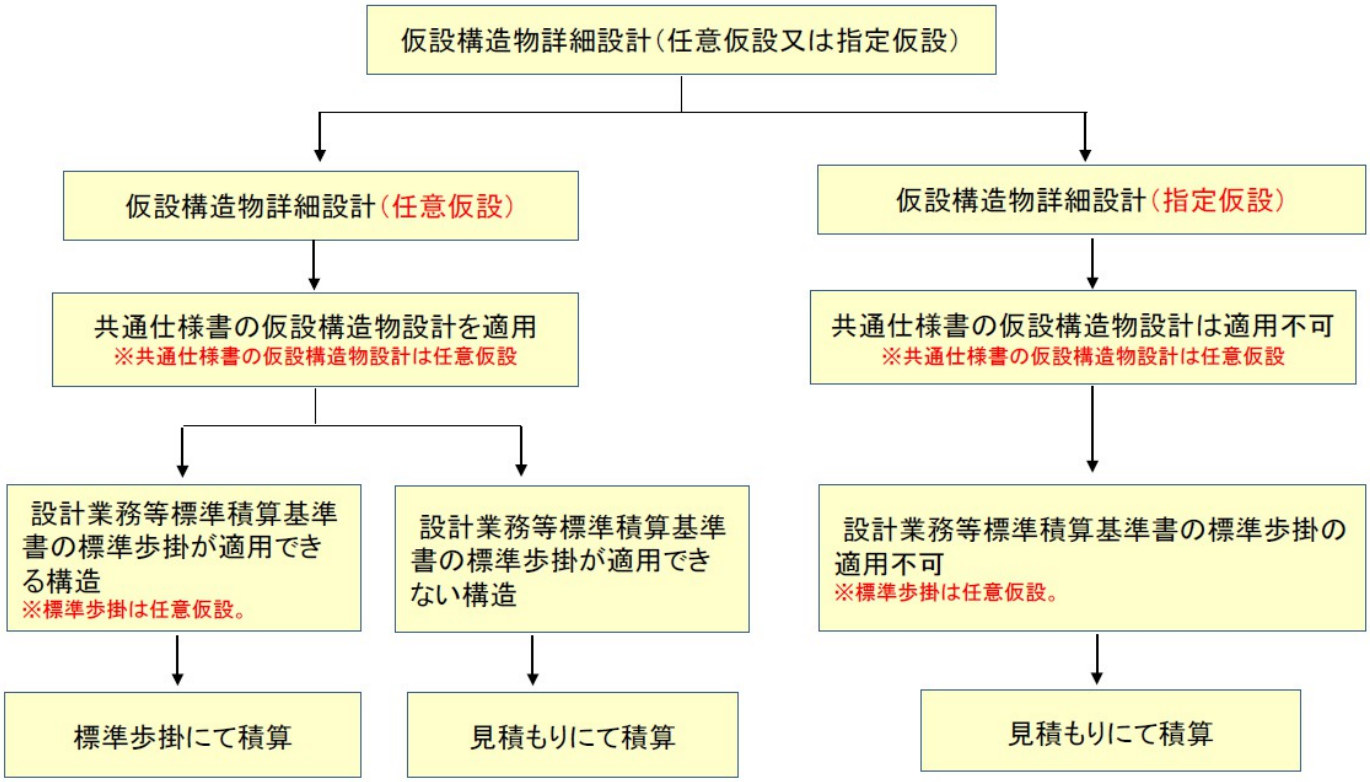
◆ 適切な変更契約の実施
（増額、履行期限延伸等）

◆ 受発注者間の意思表示の明確化
→手戻りの防止、受発注者双方の認識共有

◆ 業務量の縮減

◆ 繰越等の円滑化

仮設構造物詳細設計に係る任意仮設又は指定仮設の区分による積算について



3.2.1. 詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上
国土交通省 関東地方整備局

【設計業務等共通仕様書　新旧対照表】※仮設区分を明記

	頁	条項	項目	改定前	改訂後	備考
1	第2編　河川編 2－82	第2310条	樋門詳細設計	(8)仮設構造物設計 受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。	(8)仮設構造物設計（任意仮設） 受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。	設計業務等標準積算基準書3-2-132「14-1-3樋門詳細設計」仮設構造物設計を参照
2	第2編　河川編 2－88	第2313条	床止め詳細設計	(7)仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。	(7)仮設構造物設計（任意仮設） 受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。	設計業務等標準積算基準書3-2-132「14-1-3樋門詳細設計」仮設構造物設計を参照
3	第2編　河川編 2－98	第2316条	堰詳細設計	(7)仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。	(7)仮設構造物設計（任意仮設） 受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。	設計業務等標準積算基準書3-2-132「14-1-3樋門詳細設計」仮設構造物設計を参照

【特記仕様書の記載例】

＜当初から指定仮設とする場合＞
第〇条　共通仕様書第〇 〇 〇 〇条第〇項に定める仮設構造物については、指定仮設として設計するものとする。

＜設計変更で指定仮設とする場合＞
第〇条　共通仕様書第〇 〇 〇 〇条第〇項に定める仮設構造物については、指定仮設として設計するものとし、検討にかかる費用は設計変更の対象とする。

※共通仕様書の条項について（参考）
・「第2編　河川編」「第2310条　樋門詳細設計」「(8)仮設構造物設計」
・「第3編　海岸編」「第3129条　水門及び樋門詳細設計」「(9)仮設構造物設計」
・「第6編　道路編」「第6408条　道路詳細設計」「(7)仮設構造物設計」
・「第6編　河川編」「第6709条　立坑詳細設計」「(12)仮設構造物設計」

3.2.2.① 詳細設計から工事に至る段階（三者協議を含む）における追加業務や修正設計の定義の共有化と適切な工期設定、費用計上

【工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和7年3月）】

工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）

Ⅲ　設計照査ガイドライン

1.「設計図書の照査」の基本的考え方

(1)「設計図書の照査」に係わる規定について

工請負契約書第18条（条件変更等）及び土木工事共通仕様書第1編1－1－1－3設計図書の照査等においては、次のように**受注者が設計図書の照査を自らの負担により行う**こととなっている。

工事請負契約書　第18条（条件変更等）

（条件変更等）
第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
一　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
二　設計図書に誤謬又は脱漏があること。
三　設計図書の表示が明確でないこと。
四　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
五　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
2　監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
3　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
4　前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
一　第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの　発注者が行う。
二　第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの　発注者が行う。
三　第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの　発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
5　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

土木工事共通仕様書　1-1-1-3　設計図書の照査等

2.設計図書の照査
受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。
なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。
ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。

51

工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）

Ⅲ　設計照査ガイドライン

(2)「設計図書の照査」の範囲

設計図書の照査にあたり、**現場と設計図書が一致しないことの事実を監督職員が確認できる資料**（現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等）**の作成は、受注者の負担により作成**を行う。
なお、**照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行う**ものとする。

受注者	発注者
① 設計照査に係る費用 ② 設計照査の結果を監督職員に説明するための資料作成（現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等） ③ 監督職員から更に詳細な説明を求められ、説明するための資料作成	① 照査結果により生じた、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等（「設計図書の照査」の範囲を超えるもの） ※受注者に作成を指示する場合は、その費用を負担する。

（「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例））
1. 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
2. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
3. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
4. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
5. 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
6. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う。）。
7. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
8. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
9. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構計図面作成。
10.「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
11. 設計根拠まで遡る見直しを必要とする工費の算出。
12. 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず土木工事共通仕様書「3-2-6-15路面切削工」「3-2-6-17オーバーレイ工」「3-2-6-18アスファルト舗装補修工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる）。

（注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び工事完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

52

3.2.2.② 詳細設計から工事に至る段階（三者協議を含む）における追加業務や修正設計の定義の共有化と適切な工期設定、費用計上

【設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針】

1．目的

設計・施工技術連絡会議（以下、「三者会議」という。）は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件、関係機関等との協議状況等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う場として開催する。

2．対象工事

三者会議の対象工事は、以下のいずれかにあてはまる工事を対象とする。
ただし、三者会議の導入効果が少ない工事と判断されたものは除く。
対象工事については、工事着手前に三者会議を１回以上開催するものとする。

（対象工事）
① 工期が６ヶ月以上で、構造物を主体とする工事
② 施工上の情報共有や意見交換等が必要な工事等、三者会議の導入効果が高いと判断される工事。

また、三者会議の対象工事以外で設計者の成果を元に発注する全ての工事においても、施工者が三者会議の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、三者会議を開催するものとする。

3．組織

１）出席者の構成
三者会議は下記のメンバー構成を標準として開催するものとする。
①発注者：当該工事の発注担当副所長（技）、工事発注担当課長、設計担当課長、担当出張所長等。
②設計者：当該工事設計業務の管理技術者、照査技術者、担当技術者等。
③施工者：当該工事の現場代理人、監理技術者（主任技術者）、担当者等。
なお、必要に応じて専門の工事業者等を参加させることができる

２）事務局
三者会議の事務局は、原則当該工事発注担当課（又は当該工事担当出張所）等に設置するものとし、三者会議の開催、運営等に関する事務を行う。

4．三者会議の開催

1）会議内容

三者会議は下記の内容を標準とし、必要な資料は各者が作成するものとする。

◎発注者から事業目的及び協議調整状況や現地条件等の工事全般に関する注意事項等の伝達を行う。

◎設計者から設計業務の成果品により設計思想・条件等の伝達を行う。

◎施工者から設計図書の照査を踏まえた現場条件又は施工上の課題、設計照査結果や仮設計画等に関すること、及び新技術の提案等の説明を行う。

◎書類の簡素化を図るため、既存資料等による開催に努め、過度な資料作成は行わないものとし、会議の運営はプロジェクター、タブレット等を活用したペーパーレスによる開催やWeb会議等に努め、紙資料を使用する場合は必要最小限の部数で開催するものとする。

2）会議の開催時期

・三者会議は、施工者が設計図書を照査した後、工事着手前に開催するものとする。

・対象工事においては、発注者から施工者に開催日時等を通知する。

・対象工事以外で施工者が三者会議の開催を発議する場合、「総括監督員」に書面で要請（協議）するものとする。

・なお、現場条件の特殊性等に応じ、複数回開催することができる。

3）費用の負担

①三者会議の開催に係る費用は、発注者が負担する。

・施工者に対する費用：工事打合せに含まれるため、計上しない。

・設計者に対する費用：原則、委託業務（随意契約）として取扱うこととし、積算方法は②による。

②当該工事に係る設計業務を受注した設計者に対する費用の積算方法

・打合せ　　主任技師０．５人／回、技師（Ａ）０．５人／回を標準とする。

・旅費交通費　実費

※その他原価及び一般管理費等を土木設計業務等積算基準に基づき計上する。

※その他、三者会議で使用する追加資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。

※委託業務（随意契約）契約手続きにあたっては、電子入札システムによる手続きを行う事を基本とする。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	茨城県	栃木県	群馬県
1．担い手確保・育成のための環境整備	1.1.建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化	1.1.1.履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化 関東地方整備局では、建設コンサルタント業務の年度早期の業務発注や年度繰越（当初・変更後）を活用した納期分散に取り組んでいただいているところです。さらなる納期分散の実現のため、設計変更後の目指すべき納期目標と整合を図った施策の強化と計画的展開をお願いします。 ① 業務の納期分散の実現、目指すべき納期目標※（本省、地整、地方自治体） ※ 納期目標（設計変更後）　第1 四半期20%程度、第2 四半期30%程度、第3 四半期15%程度、第4 四半期35%程度、3 月15%以内　翌債・国債の活用を年度に契約する件数割合25%以上 ※【R6 関東地整目標】　第1 四半期15%以上、第2 四半期25%以上、第3 四半期25%以上、第4 四半期35%以下　翌債・国債等25%以上 ② 納期分散目標を実現するための施策※の展開（本省、地整、地方自治体） ※ ゼロ国債、2 か年国債等国債、秋納期となる翌債の活用、繰越の柔軟な運用、前倒し発注等発注時期分散化、適切な履行期間の確保、履行期限の延期 ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化（地整、地方自治体） ④ 業務スケジュール管理表に基づく的確な契約管理（地整、地方自治体）	平成30年度から業務の履行期間の適正な設定を徹底するとともに、計画的な執行により、3月を履行期限とする業務を発注しないことや、契約後における履行期間の変更にあたっても、その後の工事発注に支障がある等特別な場合を除き、最終的な履行期限が3月とならないよう、委託内容見直し等による履行期限の調整を行うなどの取り組みを進めております。 令和6年10月に「茨城県土木部発注業務委託における業務スケジュール管理表の活用に関する試行要領」を定め円滑な業務の遂行に向け取り組んでいるところです。今後も引き続き、繰越制度の柔軟な運用等に取り組みながら、履行期限の平準化と標準履行期間の確保強化を図ってまいります。	①②③④履行期限の平準化については、これまでも繰越制度や債務負担行為を柔軟に活用するなど、年度末に工期末が集中しないように取り組んでいる。 今後も発注時期及び工期末の分散化を継続していく。	①関東ブロック発注者協議会にて統一目標としている「第4半期納期率40%以下」を目標としており、年度末に履行期限が集中しないよう配慮している。また、繰越制度及びゼロ県債を活用するとともに、フレックス工期や余裕工期を積極的に活用することで、適切な履行期間の確保と平準化に努めている。 ②繰越制度及びゼロ県債を活用するとともに、フレックス工期や余裕工期を積極的に活用することで、適切な履行期間の確保と平準化に努めている。 ③後述④の発注見通しの公表において、発注時期と合わせ入札・契約方式なども明示して、受注者の計画的な取り組みに配慮しており、今後も分散化に努めてまいりたい。 ④「群馬県建設工事等に関する情報の公表要領」に基づき、毎年4月下旬に一年間の発注見通しを公表しており、その後、県の9月補正予算及び国補正予算のタイミングで見直しを行うとともに、見直し後の計画についても公表している。また、発注見通しの公表データについて、県の契約情報を管理するシステムを活用し、リアルタイムで発注実績が確認できるようにしており、閲覧時点での発注率や平準化率を把握することで、適切な契約管理が行えるよう配慮している。
		1.1.2.受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、H30 年から業務環境改善の方策を開始し、R3 年度からは「業務環境実施要領」として、「ウィークリースタンス」の全業務への適用と、実施報告の局提出義務化を開始していただきました。また、R7年より、ワークライフバランス等を推進する企業として認定を受けた企業を加点評価する取り組みも始まる予定となりました。今後も実施結果を踏まえ、ワークライフバランス改善推進への取り組み継続と、好事例として地方自治体水平展開の更なる推進をお願いします。 ①「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化 ② 深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減・手戻り発生の排除（計画系業務） ・ 深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減 ・ 特記仕様書への具体的な記述（関東地方整備局においては記述をしていただいています。） ・ 実態に即した適切な費用計上 ③ 業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスの実施等の徹底 ④ 入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減	平成30年度から、ウィークリースタンスの試行導入を実施しており、特記仕様書において、受発注者間で取組内容を定め、業務計画書へ記載することを求め、発注者側でも確認し、取り組みが進むよう図っております。	①②③本県では、毎週水曜日を「ノー残業デー」として、特別な業務が無い限り時間外勤務を行わないようにして、時間外勤務の縮減に努めている。また、水曜日以外でも時間外の業務打合せは、行わないよう努めている。受注者側での残業や休日出勤の抑止のため、受注者側のノー残業デー設定日を把握するとともに、金曜日に翌週月曜日期限の業務の依頼を行わないなどの「ウィークリースタンス」について、『栃木県県土整備部ウィークリースタンス実施要領』を令和元年度に策定し実施してきたところであるが、更なる推進を図るため、令和6年3月に、「WEB会議の活用」や「退社・退庁時刻以降の連絡（メール・ASP含む）を行わない」など、取組内容の改定を行った。 また、令和6年10月から業務委託を対象として、情報共有システムを試行的に導入しており、業務における活用について、今後も推進して参りたい。 また、打合せ時のWeb会議の取り組みについては、働き方改革の有効な手段として、引き続き積極的な活用に取り組んでいくとともに、検査をリモートで実施することついても検討している。 ④国や他都県市の動向を踏まえ対応を検討して参りたい。	①計画的な履行による品質向上とともに、ワークライフバランスの向上を図るため、平成30年11月から、群馬県県土整備部が発注する業務において「ウィークリースタンス」に取り組んでおり、令和3年4月からは、緊急を要する業務を除き全ての業務に拡大したところである。令和6年4月からはウィークリースタンス実施要領を制定し、取り組みの一層の推進、標準化を図っているところである。 ②深夜・休日勤務につながる業務指示、待機指示については、ウィークリースタンスの徹底などにより削減に努めているところである。また、実態に即した費用計上については、令和2年1月に「業務委託契約に係る設計変更ガイドライン」を策定し、契約変更に係るフローや事例を明示するなど、受発注者協議のうえ適切な対応を図っている。 ③受注者から質問・指示依頼があった場合、出来る限り「その日のうち」に回答し、その日のうちに解決出来ない場合、次の段取りができるよう回答日を予告する「ワンデーレスポンス」の取組についても、原則として実施するよう周知・徹底を図っている。 ④県内において、県及び市町村等（31市町村及び4団体）を構成員とした「群馬県CALS/EC市町村推進協議会」を組織し、「ぐんま電子入札共同システム」の共同運営を通じて、入札から開札までの一連の行為の効率化、統一化を図っている。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	埼玉県	千葉県	東京都
1．担い手確保・育成のための環境整備	1.1.建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化	1.1.1.履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化 関東地方整備局では、建設コンサルタント業務の年度早期の業務発注や年度繰越（当初・変更後）を活用した納期分散に取り組んでいただいているところです。さらなる納期分散の実現のため、設計変更後の目指すべき納期目標と整合を図った施策の強化と計画的展開をお願いします。 ① 業務の納期分散の実現、目指すべき納期目標※（本省、地整、地方自治体） ※ 納期目標（設計変更後）　第1 四半期20%程度、第2 四半期30%程度、第3 四半期15%程度、第4 四半期35%程度、3 月15%以内　翌債・国債の活用を年度に契約する件数割合25%以上 ※【R6 関東地整目標】　第1 四半期15%以上、第2 四半期25%以上、第3 四半期25%以上、第4 四半期35%以下　翌債・国債等25%以上 ② 納期分散目標を実現するための施策※の展開（本省、地整、地方自治体） ※ ゼロ国債、2 か年国債等国債、秋納期となる翌債の活用、繰越の柔軟な運用、前倒し発注等発注時期分散化、適切な履行期間の確保、履行期限の延期 ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化（地整、地方自治体） ④ 業務スケジュール管理表に基づく的確な契約管理（地整、地方自治体）	① 公共事業の施行にあたっては、年間を通じた計画的かつ迅速な執行を通じ、発注・施工時期の平準化及び適正な工期の設定に努めています。 ②及び③ 委託業務は、地域平準化率40%以下を目標に履行期限の分散のため、ゼロ債務負担行為の活用ややむを得ない事情により完了が難しい場合には、適切に履行期間の延長や翌年度への繰越（翌債）の対応を行っています。 履行期間については、標準積算基準書に沿って、業務価格をベースとした計算式により算定した日数に、河川管理者や警察との協議などに係る日数、及び年末年始・夏季休暇等を加算し、適正な期間の設定に努めています。 ④ 9月議会、12月議会で速やかな繰越手続を行うことにより、適切な履行期間の確保に努めています。	①公共事業の執行について、年度を通した執行計画を策定し、早期執行及び施工時期の平準化に取り組んでいます。業務の納期分散に係る目標については、地域平準化率50%以下としています。 ②納期分散の実現のための施策については、ゼロ県債や2カ年債等を活用するとともに、やむをえない事情により履行期限の延長が必要な場合には、速やかに繰越手続を行っております。 ③プロポーザル方式・総合評価落札方式業務における公示・提案時期は、発注見通しを公表し、計画的な発注に努めてまいります。 ④業務の進捗状況については、契約書に基づく履行報告書により業務管理を行っております。なお、変更については設計変更ガイドラインに基づき実施しております。	①②　建設局では、以下の取組により、履行期限が4～12月の割合を50%以上とすることを目標として、履行期限の平準化に努めています。 ・委託業務の3月履行期限を禁止 ・債務負担行為を積極的に活用するとともに、債務負担行為を活用した案件は12月までの履行期限とする ・繰越明許費を効果的に活用 ③　建設局では公示・提案時期の分散化については、発注時期と応札者数等の状況を踏まえ、検討する必要があると考えています。 ④　建設局では、業務スケジュール管理表を活用して受発注者の役割分担を明確にし、懸案事項及び業務スケジュールを受発注者で共有することで、円滑な業務の実施を図っています。
		1.1.2.受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、H30 年から業務環境改善の方策を開始し、R3 年度からは「業務環境実施要領」として、「ウィークリースタンス」の全業務への適用と、実施報告の局提出義務化を開始していただきました。また、R7年より、ワークライフバランス等を推進する企業として認定を受けた企業を加点評価する取り組みも始まる予定となりました。今後も実施結果を踏まえ、ワークライフバランス改善推進への取り組み継続と、好事例として地方自治体水平展開の更なる推進をお願いします。 ①「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化 ② 深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減・手戻り発生の排除（計画系業務） ・ 深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減 ・ 特記仕様書への具体的な記述（関東地方整備局においては記述をしていただいています。） ・ 実態に即した適切な費用計上 ③ 業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスの実施等の徹底 ④ 入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減	①受発注者協働によるワークライフバランスの改善に向けて、埼玉県では平成30年12月1日より「ウィークリースタンス」の取組を実施している。また関係市町村宛に実施内容を参考通知し、展開強化に努めています。 ②特記仕様書には、業務の執行に必要な項目の記載に努めています。また、深夜・休日勤務につながる業務とならないよう、引き続き、ウイークリースタンスの推進に努めてまいります。 実態に即した費用については、条件を設計図書に明示し適切に計上するとともに、変更が必要な場合は、設計変更ガイドラインに基づき、適切な対応に努めております。 ③業務スケジュール管理表については、国や他都県市の取組状況を注視し検討していきます。 また、ワンデーレスポンスについては、各発注機関に対して周知しており、引き続き、徹底されるよう努めていきます。 ④入札・契約関連書類の統一並びに簡素化については、国や他都県市の取組等を踏まえ研究してまいります。 なお、一般競争入札においては、入札参加資格及び条件の確認を落札候補者のみに行う方法を採用しており、事務の簡素化を図っています。 また、持参により提出を求めている書類については、電子メールやファイル転送サービス等による提出も可能としています。	①令和2年11月からウィークリースタンスに取り組んでおり、令和6年8月に実施要領を改定し、取組実施状況の報告をオンラインで行えるようにしました。令和7年度の発注者協議会を通じ管内市町村にも情報提供を行いました。 ②深夜・休日勤務につながる業務指示については、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、計画的な業務履行による業務環境の改善に努めています。 ③業務の進捗状況については、契約書に基づく履行報告書により業務管理を行っております。 ワンデーレスポンスの実施については、実施要領を定めるとともに、共通仕様書に明記し取り組んでいます。 ④入札・契約関連書類の統一については、国や他都県市の取組を注視してまいります。一般競争入札及び総合評価方式の実施にあたり提出していただく書類は、入札・契約事務を行う上で必要最小限となるよう設定しております。	①②③　建設局では、受託者・委託者協働によるライフワークバランスの確保や、より一層の業務の円滑な実施と品質向上、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的に、令和6年3月に「設計等委託業務の環境改善実施要領」を定めました。これにより、1週間における受託者・委託者間相互のルールや約束事、スタンス（ワンデーレスポンスを含む）を目標として定め、業務スケジュール管理表等を活用して進捗状況を共有することで、成果品の品質確保とともに、作業内容に見合った適正な時間の確保、深夜休日勤務につながる業務の削減等の環境改善に努めています。適切な費用計上は、成果品の品質確保はもとより、適正な入札、契約の観点からも大変重要であり、これまでも見積りによる単価設定など適切な運用に努めています。業務スケジュール管理表については、1.1.1④の回答の通りです。 ④　新たな取組等に関しては、国や他都県市の動向等を注視していきます。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	神奈川県	山梨県	長野県
1．担い手確保・育成のための環境整備	1.1.建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化	1.1.1.履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化 関東地方整備局では、建設コンサルタント業務の年度早期の業務発注や年度繰越（当初・変更後）を活用した納期分散に取り組んでいただいているところです。さらなる納期分散の実現のため、設計変更後の目指すべき納期目標と整合を図った施策の強化と計画的展開をお願いします。 ① 業務の納期分散の実現、目指すべき納期目標※（本省、地整、地方自治体） ※ 納期目標（設計変更後）　第1 四半期20%程度、第2 四半期30%程度、第3 四半期15%程度、第4 四半期35%程度、3 月15%以内　翌債・国債の活用を年度に契約する件数割合25%以上 ※【R6 関東地整目標】　第1 四半期15%以上、第2 四半期25%以上、第3 四半期25%以上、第4 四半期35%以下　翌債・国債等25%以上 ② 納期分散目標を実現するための施策※の展開（本省、地整、地方自治体） ※ ゼロ国債、2 か年国債等国債、秋納期となる翌債の活用、繰越の柔軟な運用、前倒し発注等発注時期分散化、適切な履行期間の確保、履行期限の延期 ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化（地整、地方自治体） ④ 業務スケジュール管理表に基づく的確な契約管理（地整、地方自治体）	①本県では、目標値及び取組方針を次のとおり定めており、この取組方針に基づき、翌年度当初予算編成でゼロ県債・早期発注や12か月未満の債務負担行為の活用を検討するなど、履行期限の平準化や必要な履行期間の確保に努めています。また、やむを得ない事由が発生し、適正な履行期間を確保できない場合には、適宜、繰越の手続きを執るといった対応をしております。 【平準化率目標値】 0.48　(R6実績0.43) 【取組方針】 (1)2月までの履行期限に努めるものとする。 (2)債務負担行為の案件については、12月までの履行期限に努めるものとする。 (3)発注計画の時点の平準化率を算出する。 ②履行期間については、土木設計業務等の標準履行期間の算定式を基に、業務の規模や内容、過去の実績などを考慮して設定しております。 履行期限の延期については、土木設計業務等設計変更ガイドライン及び標準委託契約約款に基づき、受発注者協議の上、適切に対応しております。 ③プロポーザル方式、総合評価方式については、可能な限り早期発注できるよう、取組んでおります。 ④業務スケジュール管理表に基づく契約管理については、国や他の都道府県の取組等を参考に、対応を検討してまいります。	設計委託の発注については、業務の内容等を勘案して適正な履行期間を確保し、年度の早い時期に発注して分散化への取り組みや履行期間の確保が難しいときは明許繰越制度等を活用し平準化に努めています。 なお、履行期限の平準化については、「新・全国統一指標（R2～R6）」の目標値（0.5以下）に対して令和6年度では平準化率0．47となっています。今後は、さらに高い目標値を設定し取り組んでいきたいと考えています。	① 業務の納期分散の目標 予算全体の概ね7割以上を上半期に契約。（工事請負費、用地補償費含む）【R7.6月末時点の執行率（令和7年度当初予算及び令和6年度予算繰越分の合計額）　60.6%】 ・令和6年度補正予算による事業は、特別な事情があるものを除き、原則として、令和7年6月末までに全ての箇所を公告【R7.6月末時点　公告率：92.3%、契約率：76.5%】 ② 納期分散目標を実現するための施策の展開 債務負担行為の適切な活用、適切な履行期間の確保、履行期限の延長等適切な協議の実施、年度末の完了時期の分散化 ③ 提案書等の作成を要するプロポーザル方式については、年間を通し分散して随時発注を行っている ④ 県ウィークリースタンス実施要領に基づき、業務の履行内容について「業務スケジュール管理表」等により、受発注者の共通認識としたうえで的確な契約管理に努めている。
		1.1.2.受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、H30 年から業務環境改善の方策を開始し、R3 年度からは「業務環境実施要領」として、「ウィークリースタンス」の全業務への適用と、実施報告の局提出義務化を開始していただきました。また、R7年より、ワークライフバランス等を推進する企業として認定を受けた企業を加点評価する取り組みも始まる予定となりました。今後も実施結果を踏まえ、ワークライフバランス改善推進への取り組み継続と、好事例として地方自治体水平展開の更なる推進をお願いします。 ①「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化 ② 深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減・手戻り発生の排除（計画系業務） ・ 深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減 ・ 特記仕様書への具体的な記述（関東地方整備局においては記述をしていただいています。） ・ 実態に即した適切な費用計上 ③ 業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスの実施等の徹底 ④ 入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減	①県内市町村が一同に会する会議等を通じて、県が定めた「県土整備局ウィークリースタンス取組指針」の取組状況を周知しております。 ②「県土整備局ウィークリースタンス取組指針」の取組項目に、「ウェンズデー・ホーム」や「フライデー・ノーリクエスト/マンデー・ノーピリオド」等を設定して、深夜・休日勤務につながる業務指示や待機指示の削減など業務環境の改善に努めております。 実態に即した費用計上については、標準積算にそぐわないものについては見積も使用していますが、今後、国や他の都道府県の動向等を注視しながら、情報収集してまいります。 ③業務スケジュール管理表の活用については、国や他の都道府県の動向等を注視しながら、対応を検討してまいります。 ワンデーレスポンスについては、測量・調査・設計業務共通仕様書に位置付けて適切な運用に努めております。 ④入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減については、国や他の都道府県の動向等を注視しながら、情報収集してまいります。	①令和元年度から「ウィークリースタンス実施要領」を策定し、令和2年度からは、その他測量調査業務にも拡大して取り組んでいます。また、令和6年4月より、業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（オーバーファイブ・ノーミーティング）、定時間際、定時後の依頼をしない（イブニング・ノーリクエスト）を追加し、ワークライフバランスの更なる改善に向け、取組を強化しています。 ②ウィークリースタンスの実施にあたり、休日前に依頼をしない（フライデー・ノーリクエスト）、定時間際、定時後の依頼をしない（イブニング・ノーリクエスト）に取り組んでおり、全業務を対象に特記仕様書へ明示しています。 ③ワンデーレスポンスについては、平成28年度から共通仕様書に記載し実施しており、令和6年4月には実施方法等を記載した手引きを作成して取り組んでいます。 ④契約関係書類や業務完了報告書等の各種届出書類について、令和2年4月より定型様式を廃止し、自由様式としました。今後も、建設産業における働き方改革や生産性向上への取り組みについて、国や他都県市の事例などを参考に推進・強化に努めていきたいと考えています。	① ウイークリースタンスについては平成30年度に実施要領を定め、平成31年度から実施している。令和3年度からは、業務委託特記事項へ明示することとし、ウィークリースタンスの推進に取り組んでいる。 ② ・県ウィークリースタンス実施要領に基づき、受発注者間でルールを定めた上で確実に実施している。 ・業務内容については、特記仕様書により業務内容の明確化を図り、必要な経費を計上するとともに、設計変更を適切に実施している。 ③県ウィークリースタンス実施要領に基づき、業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスを実施している。 ④国や他都県市の状況等を踏まえ、検討していく。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	さいたま市	千葉市	横浜市
1.担い手確保・育成のための環境整備	1.1.建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化	1.1.1.履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化 関東地方整備局では、建設コンサルタント業務の年度早期の業務発注や年度繰越(当初・変更後)を活用した納期分散に取り組んでいただいているところです。さらなる納期分散の実現のため、設計変更後の目指すべき納期目標と整合を図った施策の強化と計画的展開をお願いします。 ① 業務の納期分散の実現、目指すべき納期目標※(本省、地整、地方自治体) ※ 納期目標(設計変更後)　第1 四半期20%程度、第2 四半期30%程度、第3 四半期15%程度、第4 四半期35%程度、3 月15%以内　翌債・国債の活用を年度に契約する件数割合25%以上 ※【R6 関東地整目標】　第1 四半期15%以上、第2 四半期25%以上、第3 四半期25%以上、第4 四半期35%以下　翌債・国債等25%以上 ② 納期分散目標を実現するための施策※の展開(本省、地整、地方自治体) ※ ゼロ国債、2 か年国債等国債、秋納期となる翌債の活用、繰越の柔軟な運用、前倒し発注等発注時期分散化、適切な履行期間の確保、履行期限の延期 ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化(地整、地方自治体) ④ 業務スケジュール管理表に基づく的確な契約管理(地整、地方自治体)	①納期分散の目標設定は実施しておりませんので、国や他都県市の動向を注視してまいります。 ②一部業務において債務負担行為や繰越を活用するなど、納期の分散にむけて柔軟な取り組みを行っております。また、積算基準書の算定式に即した適切な履行期間や発注業務の特性等に応じた必要な履行期間の設定を行っております。 ③プロポーザル方式や総合評価落札方式業務の実施事例が少ないため、現在のところ分散の取組は行っておりません。 ④業務スケジュール管理表の作成等について、他都県市の動向を注視してまいります。	本市では、債務負担行為(ゼロ市債)を活用した業務委託の前倒し発注を平成27年度から取り組んでおり、履行時期(納期)の平準化を推進しております。 また、納期分散のため、債務負担行為の活用による前倒し発注や、適切な履行期間の設定、計画的な発注等により、第4四半期を納期とする件数の目標を50%以下としております。 プロポーザル方式・総合評価落札方式業務の発注時期の分散化、業務管理スケジュールの導入については、国や他都県市の動向を注視してまいります。	納期の平準化につきましては、早期の発注などにより、履行期間が年度後半に集中しないよう取り組むとともに、業務規模に応じた工期設定も適切に行ってまいります。 横浜市独自の取組としては、工事で実施した工期1年未満における債務負担行為の設定を委託業務でも令和5年度から実施しており、 1～3月の履行期限を示す平準化率は0.5以下を目標値として取り組んでおります。
		1.1.2.受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化(地整、地方自治体) 関東地方整備局では、H30 年から業務環境改善の方策を開始し、R3 年度からは「業務環境実施要領」として、「ウィークリースタンス」の全業務への適用と、実施報告の局提出義務化を開始していただきました。また、R7年より、ワークライフバランス等を推進する企業として認定を受けた企業を加点評価する取り組みも始まる予定となりました。今後も実施結果を踏まえ、ワークライフバランス改善推進への取り組み継続と、好事例として地方自治体水平展開の更なる推進をお願いします。 ①「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化 ② 深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減・手戻り発生の排除(計画系業務) ・ 深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減 ・ 特記仕様書への具体的な記述(関東地方整備局においては記述をしていただいています。) ・ 実態に即した適切な費用計上 ③ 業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスの実施等の徹底 ④ 入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減	①受発注者双方のワークライフバランス確保のため、令和3年6月にさいたま市ウィークリースタンス実施要領を策定し、特記仕様書に取り組みの実施について記載しているところです。職員の意識改革として、打合せテーブルにビラを貼るなど事例があり、そのような取り組みを水平展開するなど、今後も引き続き適切な運用に向けて取組んでまいります。 ②初回打合せにおいて、受発注者間で取り組む意思及び内容を確認し、取組内容を設定し業務計画書等に記載し取組むこととしている。 ③中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組内容のフォローアップを行うこととしている。 ④書類の統一ならびに簡素化については、国や他都県市の動向を注視してまいります。	令和元年度に本市発注業務を対象としたウィークリースタンス実施要領を定め、ワークライフバランスの改善に取り組んでおります。引き続き、周知徹底を図りながら推進してまいります。 新たな取り組みや好事例について、国や他都市の動向を注視してまいります。 深夜・休日勤務につながる業務指示等を排除するための、特記仕様書への具体的記述については、国や他都県市の動向を注視してまいります。 実態に即した費用計上に努めるとともに、必要に応じて見積もりを活用しております。 ワンデーレスポンスの実施に努めるとともに、業務スケジュール管理表及び設計条件明示チェックシートを用いた管理については、国や他都県市の動向を注視してまいります。	ワンデーレスポンス、ウィークリースタンスの取組に努めるよう、設計等の共通仕様書に位置づけています。 また、設計業務委託等における電子入札の本格導入、書類の押印省略を行い、受注者の来庁機会の削減及び事務の効率化を図っています。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	川崎市	相模原市
1．担い手確保・育成のための環境整備	1.1.建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化	1.1.1.履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化 関東地方整備局では、建設コンサルタント業務の年度早期の業務発注や年度繰越（当初・変更後）を活用した納期分散に取り組んでいただいているところです。さらなる納期分散の実現のため、設計変更後の目指すべき納期目標と整合を図った施策の強化と計画的展開をお願いします。 ① 業務の納期分散の実現、目指すべき納期目標※（本省、地整、地方自治体） ※ 納期目標（設計変更後）　第1 四半期20%程度、第2 四半期30%程度、第3 四半期15%程度、第4 四半期35%程度、3 月15%以内　翌債・国債の活用を年度に契約する件数割合25%以上 ※【R6 関東地整目標】　第1 四半期15%以上、第2 四半期25%以上、第3 四半期25%以上、第4 四半期35%以下　翌債・国債等25%以上 ② 納期分散目標を実現するための施策※の展開（本省、地整、地方自治体） ※ ゼロ国債、2 か年国債等国債、秋納期となる翌債の活用、繰越の柔軟な運用、前倒し発注等発注時期分散化、適切な履行期間の確保、履行期限の延期 ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化（地整、地方自治体） ④ 業務スケジュール管理表に基づく的確な契約管理（地整、地方自治体）	①～④委託発注において 計画的な発注を心がけ、必要な工期の確保に努めております。今後、年度末に納期が集中することを避けるため、合理的な理由がある場合には工期延期などにより納期の分散化に取り組んでまいります。	①、②委託業務の平準化に向けて始期、納期の分散、適切な履行期限の設定を行うとともに、必要に応じた繰越手続き等により履行期間の確保に引き続き努めてまいります。 ③プロポーザル方式や総合評価落札方式業務については、事例が少ないことから、現時点では公示・提案時期の分散化は行っておりません。 ④業務スケジュール管理表の導入については、国や他都県市の動向を注視してまいります。
		1.1.2.受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、H30 年から業務環境改善の方策を開始し、R3 年度からは「業務環境実施要領」として、「ウィークリースタンス」の全業務への適用と、実施報告の局提出義務化を開始していただきました。また、R7年より、ワークライフバランス等を推進する企業として認定を受けた企業を加点評価する取り組みも始まる予定となりました。今後も実施結果を踏まえ、ワークライフバランス改善推進への取り組み継続と、好事例として地方自治体水平展開の更なる推進をお願いします。 ①「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化 ② 深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減・手戻り発生の排除（計画系業務） ・ 深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減 ・ 特記仕様書への具体的な記述（関東地方整備局においては記述をしていただいています。） ・ 実態に即した適切な費用計上 ③ 業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスの実施等の徹底 ④ 入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減	①令和5年1月1日契約より、設計、測量、地質業務等はウィークリースタンスの対象としております。また、確実な推進に向けて職員へ啓発し、更なる時間外・休日勤務の抑制に努めてまいります。 ②ワークライフバランスの改善に向けて、職員へ啓発し、深夜・休日勤務の抑制に努めてまいります。その他更なる改善に向けた取組みにつきましては、国や他都市の好事例などを参考として検討させていただきます。 ③業務スケジュール管理表や「ワンデーレスポンス」の実施運用につきましては、国や他都市の好事例などを参考として検討させていただきます。 ④入札・契約関連書類の統一化ならびに簡素化につきましては、国や他都県市の取組みを踏まえ検討してまいります。	①働き方改革を踏まえ、平成31年4月から「業務委託におけるウィークリースタンス」に取組んでおり、その確実な推進のため、令和6年7月より「相模原市ウィークリースタンス特記仕様書」を策定し取組を進めています。 ②、③引き続き深夜・休日勤務につながる業務指示の抑制及びワンデーレスポンスの実施に努めてまいります。 ④入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減については、国や他都県市の動向を注視してまいります。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	茨城県	栃木県	群馬県
1．担い手確保・育成のための環境整備	1.2.人材の確保・育成	1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、総評業務における若手技術者配置の加点、産休・育休期間を考慮した業務実績評価対象期間延長などに取り組んでいただいています。さらにR4 年からシニア技術者等の活用を促す「照査技術者の配置要件の見直し：総評・プロポ業務審査において照査技術者としての実績、照査技術者業務の評価点を追加する総評評価の仕組み」を導入いただきました。さらにR7 年から「若手・女性技術者奨励賞」の創設も導入予定となりました。今後も、若手・女性・シニア技術者の活用・育成のための入札・契約制度の継続をお願いします。 ① 契約・評価制度※の改善の継続 ※ 若手：基礎点が低い（経験が浅い）若手技術者でも担当技術者として配置し易い評価方法など ※ 女性：女性を含めた様々な技術者が係る制度の試行・改善など ※ シニア：照査技術者を継続できる評価制度、照査技術者実績を評価・考慮する制度など ※ 育休：管理技術者または照査技術者が短期間の育休をとる場合に、育休期間終了後に管理技術者または照査技術者に復帰できる制度、交代時に求められる同等以上の技術力要件について、「品質確保が可能な体制とする」等の緩和 ② 表彰制度の改善の継続 ・若手・女性技術者の技術力向上・モチベーションアップにつながる上うな表彰制度の水平展開	人材の確保育成の観点から、若手・女性・シニアを含めた人材の確保は重要と考えておりますので、国や他都県市の取組みを踏まえ検討してまいります。	①若手・女性・シニア技術者等の活用・育成のための入札・契約制度について、国や他都県市の実施状況を参考に検討して参りたい。 ②業務委託の表彰制度については導入済であるが、若手等に対する各種制度については国や他都県市の状況を踏まえ検討して参りたい。	①②建設業の担い手確保及び育成の観点から、若手・女性・シニア技術者の採用に関する総合評価落札方式及び成績評定における加点や表彰制度について、国や他都県市の実施状況を参考に検討してまいりたい。
	1.3. 適切な費用計上	1.3.1.積算価格と実勢価格との乖離の是正（地整、地方自治体） ・点検・診断業務における、積算時の現地条件等の配慮と仕様や積算条件の明確化 ・橋梁補修・補強設計における、設計条件の明確化、積算前の見積依頼の実施	特記仕様書等において、仕様を明記することとしており、標準歩掛が適用できない場合は、適宜、見積等を活用し実勢価格に応じた積算を行っております。	仕様や条件ついては、見積り依頼及び発注時の特記仕様書に明示している。 また、標準歩掛が無い業務等は積算価格を見積りによって設定することで、適正な費用を計上している。なお、条件変更時には、設計変更ガイドラインに基づき適切な変更設計を行っている。	点検・診断、補修・補強設計の積算にあたっては、積算条件を適切に明示し、標準歩掛が無い業務等は見積徴取し実勢価格に応じた積算に努めている。また、補修・補強設計における設計条件明示については、今後の国や他都県市の実施状況や、（国の『道路橋定期点検要領(R6.3改訂)』で新たに示された）定期点検の所見における「性能の見立て」等を参考に、補修・補強設計における適切な設計条件明示に努めてまいりたい。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	埼玉県	千葉県	東京都
1．担い手確保・育成のための環境整備	1.2.人材の確保・育成	1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、総評業務における若手技術者配置の加点、産休・育休期間を考慮した業務実績評価対象期間延長などに取り組んでいただいています。さらにR4 年からシニア技術者等の活用を促す「照査技術者の配置要件の見直し：総評・プロポ業務審査において照査技術者としての実績、照査技術者業務の評価点を追加する総評評価の仕組み」を導入いただきました。さらにR7 年から「若手・女性技術者奨励賞」の創設も導入予定となりました。今後も、若手・女性・シニア技術者の活用・育成のための入札・契約制度の継続をお願いします。 ① 契約・評価制度※の改善の継続 ※ 若手：基礎点が低い（経験が浅い）若手技術者でも担当技術者として配置し易い評価方法など ※ 女性：女性を含めた様々な技術者が係る制度の試行・改善など ※ シニア：照査技術者を継続できる評価制度、照査技術者実績を評価・考慮する制度など ※ 育休：管理技術者または照査技術者が短期間の育休をとる場合に、育休期間終了後に管理技術者または照査技術者に復帰できる制度、交代時に求められる同等以上の技術力要件について、「品質確保が可能な体制とする」等の緩和 ② 表彰制度の改善の継続 ・若手・女性技術者の技術力向上・モチベーションアップにつながる上うな表彰制度の水平展開	①及び② 国や他都県市の取組等を踏まえ研究してまいります。	①プロポーザル方式・総合評価方式においては、企業の技術力を中心に評価しているところです。なお、建設業界の魅力向上を図るうえで、担い手の育成や働き方改革に関する取組は重要であり、これらを評価項目にすることについては、国や他都県市の取組を注視してまいります。 ②業務委託における表彰制度については、他県の状況及び制度のあり方や課題等を踏まえ検討してまいります。	①　総合評価方式では、評価項目に「女性活躍推進の実績」を設定し、えるぼし認定等を取得している企業や女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画を策定している企業を加点しています。 ②　建設局では、局が施行した委託でその施行等が優秀であり、建設業の担い手確保及び育成に関する取り組みが優れた委託の中から選定し、表彰しています。
	1.3. 適切な費用計上	1.3.1.積算価格と実勢価格との乖離の是正（地整、地方自治体） ・点検・診断業務における、積算時の現地条件等の配慮と仕様や積算条件の明確化 ・橋梁補修・補強設計における、設計条件の明確化、積算前の見積依頼の実施	点検・診断業務及び補修・補強設計業務における仕様や積算条件については、仕様書及び特記仕様書に明示することとしています。歩掛は国の基準を準用し定め、国の基準が無い歩掛については見積りを徴取し決定することで、適切な積算価格の設定に努めています。 また、点検方法や補修方法等の条件が変更となった場合については、適切な設計変更を行っています。	点検・診断業務及び橋梁補修・補強設計においては、標準歩掛がないため、現地条件を配慮した見積を徴取し、計上しております。また、仕様や積算、設計条件については、特記仕様書に適切に明示するよう努めています。	業務内容に関わらず、積算条件の明示、適切な費用計上は、成果品の品質確保はもとより、適正な入札、契約の観点からも大変重要であり、これまでも見積りによる単価設定や特記仕様書への条件明示など適切な運用に努めています。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	神奈川県	山梨県	長野県
1．担い手確保・育成のための環境整備	1.2.人材の確保・育成	1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、総評業務における若手技術者配置の加点、産休・育休期間を考慮した業務実績評価対象期間延長などに取り組んでいただいています。さらにR4 年からシニア技術者等の活用を促す「照査技術者の配置要件の見直し：総評・プロポ業務審査において照査技術者としての実績、照査技術者業務の評価点を追加する総評評価の仕組み」を導入いただきました。さらにR7 年から「若手・女性技術者奨励賞」の創設も導入予定となりました。今後も、若手・女性・シニア技術者の活用・育成のための入札・契約制度の継続をお願いします。 ① 契約・評価制度※の改善の継続 ※ 若手：基礎点が低い（経験が浅い）若手技術者でも担当技術者として配置し易い評価方法など ※ 女性：女性を含めた様々な技術者が係る制度の試行・改善など ※ シニア：照査技術者を継続できる評価制度、照査技術者実績を評価・考慮する制度など ※ 育休：管理技術者または照査技術者が短期間の育休をとる場合に、育休期間終了後に管理技術者または照査技術者に復帰できる制度、交代時に求められる同等以上の技術力要件について、「品質確保が可能な体制とする」等の緩和 ② 表彰制度の改善の継続 ・若手・女性技術者の技術力向上・モチベーションアップにつながる上うな表彰制度の水平展開	①若手技術者については、平成29年度より、総合評価方式において、35歳未満の担当技術者を配置した場合に加点する評価項目を追加して、活用・育成を促進する取組みを実施しております。女性・シニアなどの技術者の活用・育成等については、国や他の都道府県の動向等を確認しながら、検討してまいります。 ②委託業務における若手・女性技術者の表彰制度については、今後も国や他の都道府県の動向等を確認しながら、検討してまいります。	①国や他都県市の動向等を注視し、対応を検討していきます。 ②コンサルタント事業者の技術力の向上、成果品の品質確保及び技術者の育成を目的に業務・技術者表彰を令和5年度から毎年実施しています。	①【若手・女性技術者】 総合評価落札方式の設計コンサルタント業務において、若手・女性の管理技術者の配置を評価。 優良技術者表彰（若手部門）を実施 【シニア】 総合評価落札方式の設計コンサルタント業務において、若手の管理技術者を配置した場合、シニア等の経験豊富な担当技術者（補助管理技術者）の実績で評価する形で若手の育成とシニア技術者の活用を整理 なお、技術者の成績評定点の評価対象期間について、産前産後休暇、育児休暇、介護休暇を取得した場合は、この休業期間に相当する期間を加えて評価している。 引き続き、国や他都県市の取組みを踏まえ見直しを検討してまいる。 ②優良技術者表彰制度については、平成16年度から実施しており、平成29年度から若手部門を設け技術者の技術力向上等に取り組んでいる。
	1.3. 適切な費用計上	1.3.1.積算価格と実勢価格との乖離の是正（地整、地方自治体） ・点検・診断業務における、積算時の現地条件等の配慮と仕様や積算条件の明確化 ・橋梁補修・補強設計における、設計条件の明確化、積算前の見積依頼の実施	・点検・診断における、積算時の現地条件等の配慮と仕様や積算条件の明確化については、定期点検要領及び特記仕様書に明示しております。 ・橋梁補修・補強設計における、設計条件の明確化、積算前の見積依頼の実施については、既存資料や、点検・診断結果を提示したうえで、積算前に見積依頼しております。	・点検・診断業務においては、「山梨県橋梁定期点検業務等積算基準」に定める現地条件等により積算を行い、見積参考資料や特記仕様書に仕様や積算条件を明示しております。 ・橋梁補修・補強設計においては、「山梨県橋梁補強・補修設計委託標準歩掛」により積算を行い、見積参考資料や特記仕様書において設計条件を明示しております。 ・引き続き、国や他都県市の状況を踏まえ、必要に応じて歩掛の改定を行うなど適切な費用計上に努めてまいりたい。	・点検・診断においては、国に準じた歩掛が現地条件と異なる場合には見積等により積算し、仕様や積算条件を明確化するよう努める ・橋梁補修・補強設計においては、現地踏査を十分に行い、現況の把握に努めている。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	さいたま市	千葉市	横浜市
1．担い手確保・育成のための環境整備	1.2.人材の確保・育成	1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、総評業務における若手技術者配置の加点、産休・育休期間を考慮した業務実績評価対象期間延長などに取り組んでいただいています。さらにR4 年からシニア技術者等の活用を促す「照査技術者の配置要件の見直し：総評・プロポ業務審査において照査技術者としての実績、照査技術者業務の評価点を追加する総評評価の仕組み」を導入いただきました。さらにR7 年から「若手・女性技術者奨励賞」の創設も導入予定となりました。今後も、若手・女性・シニア技術者の活用・育成のための入札・契約制度の継続をお願いします。 ① 契約・評価制度※の改善の継続 ※ 若手：基礎点が低い（経験が浅い）若手技術者でも担当技術者として配置し易い評価方法など ※ 女性：女性を含めた様々な技術者が係る制度の試行・改善など ※ シニア：照査技術者を継続できる評価制度、照査技術者実績を評価・考慮する制度など ※ 育休：管理技術者または照査技術者が短期間の育休をとる場合に、育休期間終了後に管理技術者または照査技術者に復帰できる制度、交代時に求められる同等以上の技術力要件について、「品質確保が可能な体制とする」等の緩和 ② 表彰制度の改善の継続 ・若手・女性技術者の技術力向上・モチベーションアップにつながる上うな表彰制度の水平展開	①、②国や他都県市の事例を参考に、今後も研究してまいります。	国や他都県市の動向を注視してまいります。	国や他都県市の事例を参考に、今後研究してまいります。 （本市においては総合評価を原則としておらず、契約制度におけるインセンティブは導入していません。）
	1.3. 適切な費用計上	1.3.1.積算価格と実勢価格との乖離の是正（地整、地方自治体） ・点検・診断業務における、積算時の現地条件等の配慮と仕様や積算条件の明確化 ・橋梁補修・補強設計における、設計条件の明確化、積算前の見積依頼の実施	引き続き国や他都県市の取組を参考にしながら取組んでまいります。	点検・診断、補修・補強設計の発注においては、積算基準と見積もりにより適切な積算価格を設定しております。	必要な設計条件については、適切に明確化するよう対応してまいります。（点検業務における特殊な規制等、積算に見込むものについては適切に対応していきます）

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	川崎市	相模原市
1．担い手確保・育成のための環境整備	1.2.人材の確保・育成	1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、総評業務における若手技術者配置の加点、産休・育休期間を考慮した業務実績評価対象期間延長などに取り組んでいただいています。さらにR4 年からシニア技術者等の活用を促す「照査技術者の配置要件の見直し：総評・プロポ業務審査において照査技術者としての実績、照査技術者業務の評価点を追加する総評評価の仕組み」を導入いただきました。さらにR7 年から「若手・女性技術者奨励賞」の創設も導入予定となりました。今後も、若手・女性・シニア技術者の活用・育成のための入札・契約制度の継続をお願いします。 ① 契約・評価制度※の改善の継続 ※ 若手：基礎点が低い（経験が浅い）若手技術者でも担当技術者として配置し易い評価方法など ※ 女性：女性を含めた様々な技術者が係る制度の試行・改善など ※ シニア：照査技術者を継続できる評価制度、照査技術者実績を評価・考慮する制度など ※ 育休：管理技術者または照査技術者が短期間の育休をとる場合に、育休期間終了後に管理技術者または照査技術者に復帰できる制度、交代時に求められる同等以上の技術力要件について、「品質確保が可能な体制とする」等の緩和 ② 表彰制度の改善の継続 ・若手・女性技術者の技術力向上・モチベーションアップにつながる上うな表彰制度の水平展開	①、②若手技術者・女性技術者の活用・育成のための入札・契約制度の工夫改善の推進や、シニア人材の活用のための制度改善として照査技術者として継続できる評価制度等について、国や他都市の動向に注視してまいります。	国や他都県市の動向を注視してまいります。
	1.3. 適切な費用計上	1.3.1.積算価格と実勢価格との乖離の是正（地整、地方自治体） ・点検・診断業務における、積算時の現地条件等の配慮と仕様や積算条件の明確化 ・橋梁補修・補強設計における、設計条件の明確化、積算前の見積依頼の実施	点検・診断等における適切な費用計上については、「設計業務等標準積算基準書」に基づくほか、必要に応じて見積もりを活用するなど適正な積算に努めております。 設計条件を特記仕様書に明示し、条件の変更が生じた場合は、適切に設計変更を協議しております。	国の基準を準拠すると共に、見積等で実勢価格に応じた予定価格の設定に引き続き努めてまいります。また、設計条件の変更に伴い必要となった業務について、受注者からの提案等を検討した上で、適切に設計変更協議を行っております。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	茨城県	栃木県	群馬県
2.技術力による選定	2.1.プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善	2.1.1. 業務の内容に応じた適切な発注方式の選定			
		2.1.2.計画系プロポーザル業務の業務規模の改善（地整）			
		2.1.3.総合評価落札方式における落札率の改善（地整）			
		2.1.4. 業務成績評定の適切な運用と業務・技術者表彰の運用改善（本省、地整）			
		2.1.5. 国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用（本省）			
	2.2.地方自治体における発注方式の改善	2.2.1.業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定（地方自治体） ・ 斜め象限図の周知と適用促進 ・ 技術力による選定・発注方式（プロポーザル方式・総合評価落札方式）の導入促進、発注増加 ・ 技術力評価を適正に行うための、業務成績評定や業務・技術者表彰の導入促進 ・ 地方自治体における総合評価落札方式導入の取組みの水平展開	業務の技術力を基本となるよう、総合評価落札方式は年に数件程度実施しており、今年度は河川構造物の設計について、1件実施をしており、必要に応じて発注の増に努めてまいります。	本県では、技術的に高度、または専門的な技術が要求される業務委託はプロポーザル方式、原則2,000万円以上の業務委託は総合評価落札方式により発注している。今後も国や他都県市の状況を踏まえて発注方式の選定を検討して参りたい。 また、業務委託の表彰については導入済であるが、技術者表彰については、国や他都県市の取組状況を踏まえて検討して参りたい。	専門的な知識・経験や創意工夫を要する業務や技術提案により優れた成果を期待できる業務では、発注方式としてプロポーザル方式・総合評価方式を選定している。（R3：14件、R4：17件、R5：17件、R6：14件）引き続き、対象の拡大に努めてまいりたい。
		2.2.2.見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示（地方自治体） ・ 最低値を採用している地方自治体において、平均値または最頻値の採用	令和6年4月より、見積りの取得により決定した単価や歩掛については、参考設計図書に事前明示することとして、透明性・客観性・妥当性の確保に努めています。	見積りの採用方法については、令和3年10月に一部改定し、見積徴収した歩掛については、最高値及び最低値を除いた見積りの平均価格に対して30%以上の差異のあるものを排除した上で、見積りの総価において平均的又は最頻度の歩掛を採用している。 また、歩掛の事前開示については、採用した歩掛に県単価表等に記載のある労務費や機械経費等を代入して算出した単価を閲覧時に公表している。	群馬県では、令和7年10月1日付で徴収した見積価格のうち平均価格の±30%を超える業務実態に即さない不適切な見積を排除したうえで、適正価格の範囲の中から平均直下の価格を採用することとしている。
		2.2.3.最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大（事前公表の撤廃）（地方自治体）	100万円超の業務で、最低制限価格制度等によりダンピング対策を実施しています。 また、予定価格については、事前公表による弊害が生じた場合には、適切な措置を講じることとされていることから、事後公表については、入札の状況を踏まえつつ他都県市の動向を参考に導入を検討してまいります。	総合評価方式を除く予定価格2千万円未満の建設コンサルタント業務にかかる入札については、最低制限価格制度を適用しており、総合評価方式及び予定価格2千万円以上の建設コンサルタント業務に係る入札については、低入札価格調査制度を適用している。 予定価格の事後公表については、今後も他都県市の動向を参考に対応方針を検討して参りたい。	群馬県では、最低制限価格制度及び低入札調査制度を導入し、原則、すべての委託業務で最低制限価格又は低入札調査価格を設定して発注している。未導入の市町村に対しては、県から必要性を説明し導入を促進しており、R7は国土交通省の支援を受け、今後3ヵ年の改善目標を作成する予定である。また、予定価格については事後公表としている。
		2.2.4. 入札参加資格への建設コンサルタント登録制度の活用（地方自治体） ・ 入札参加資格において「建設コンサルタント登録」を必須条件とする審査制度	建設コンサルタント業務等の入札参加資格審査申請による県の登録制度を活用しております。	入札参加資格審査において「建設コンサルタント登録」を必須条件とはしていないが、有資格者については、総合評価落札方式、プロポーザル方式において、配置予定技術者の資格や業務経験等を評価し加点している。	群馬県では、入札参加資格の審査にあたり、建設コンサルタントを21の部門に分け資格認定を行っており、技術力確保の観点から、国土交通省の「建設コンサルタント登録」または実績を要件に設定している。また、「建設コンサルタント登録」を必須とする場合、一定数の既存業者が不認定となる見込みであり、適正かつ円滑な業務の発注・実施への影響も想定されることから、他の都県市の状況を勘案し、検討してまいりたい。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	埼玉県	千葉県	東京都
2.技術力による選定	2.1.プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善	2.1.1. 業務の内容に応じた適切な発注方式の選定			
		2.1.2.計画系プロポーザル業務の業務規模の改善（地整）			
		2.1.3.総合評価落札方式における落札率の改善（地整）			
		2.1.4. 業務成績評定の適切な運用と業務・技術者表彰の運用改善（本省、地整）			
		2.1.5. 国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用（本省）			
	2.2.地方自治体における発注方式の改善	2.2.1.業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定（地方自治体） ・ 斜め象限図の周知と適用促進 ・ 技術力による選定・発注方式（プロポーザル方式・総合評価落札方式）の導入促進、発注増加 ・ 技術力評価を適正に行うための、業務成績評定や業務・技術者表彰の導入促進 ・ 地方自治体における総合評価落札方式導入の取組みの水平展開	技術力を基本とした発注方式の選定等については、引き続き、適切な運用に努めてまいります。 また、成績評定等については、国の仕組みを準用していることから、引き続き国の取組を研究してまいります。	プロポーザル方式・総合評価落札方式については、国の「斜め象限図」を参考とし、高い知識や構想力又は専門的な技術力及び経験を要する業務に適用しており、また業務成績評定についても評価項目に設定しているところです。 プロポーザル方式・総合評価落札方式の適用が効果的な業務の発注があった場合には、積極的な活用が図られるよう取り組んでまいります。 業務委託における表彰制度については、他県の状況及び制度のあり方や課題等を踏まえ検討してまいります。 総合評価方式導入の取組の水平展開については、千葉県での総合評価方式の試行について、資料の共有等を行っております。	建設局では、業務内容に応じて入札方式（プロポーザル方式、総合評価方式、価格競争）を適切に選定することとしています。なお、品確法の基本理念に基づき、安易に価格競争での発注とならないよう、入札方式の選定にあたっては、「入札方式の選定フロー」に基づくこととし、「具体の設計等委託業務イメージ」や「入札方式の適用表」を参考に選定することとしています（令和7年度公共工事の品質確保取組方針より）。
		2.2.2.見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示（地方自治体） ・ 最低値を採用している地方自治体において、平均値または最頻値の採用	見積による歩掛の決定方法は、原則3社以上から見積を徴取し、徴取した各社の歩掛に県設計単価を適用し各社の見積価格を算出する。次に価格の平均値を算出し、平均値に最も近い価格の歩掛りを採用しています。 なお、見積により決定した歩掛は、積算参考資料として公告の際に発注図書として公表しています。	見積りは平均的又は最頻度の価格を採用しています。	見積による単価等については、原則として3社以上の見積を徴取し、平均値又は最頻度値を採用しています。また、歩掛は見積参考資料として入札参加者へ提示しています。
		2.2.3.最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大（事前公表の撤廃）（地方自治体）	建設工事に係る設計業務の入札における最低制限価格制度については、ダンピング防止を図るため、WTO案件及び総合評価方式による入札を除く全ての競争入札で導入しています。 また、令和6年6月１日より、建設工事等に係る業務委託以外の業務委託についても最低制限価格制度を導入しています。 予定価格の公表については、すべての入札案件で事後公表としています。	総合評価方式を除く予定価格1千万円未満の業務委託にかかる入札については、最低制限価格制度を適用しており、総合評価方式及び予定価格1千万円以上の業務委託に係る入札については、低入札価格調査制度を適用しているところです。また、予定価格については全て事後公表としております。	設計等委託について、WTO・単価契約・総合評価方式を除くすべての競争入札案件に最低制限価格制度を導入しており、予定価格は事後公表としています。
		2.2.4. 入札参加資格への建設コンサルタント登録制度の活用（地方自治体） ・ 入札参加資格において「建設コンサルタント登録」を必須条件とする審査制度	「建設コンサルタント登録」を必須条件とすることについては、県内の中小企業の受注機会の確保の観点から慎重に対応する必要があります。そのため、他都県市の活用状況を注視してまいります。	入札参加資格については、業務委託の種類又は性質に応じ、技術的適性等について各要件を設定しているところです。建設コンサルタント登録制度については、他都県の状況を注視し、必要に応じ設定の検討をしてまいります。	建設局では発注にあたり主任技術者及び照査技術者は、業務分野に応じた技術士、RCCMの有資格者を指定することとしています。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	神奈川県	山梨県	長野県
2．技術力による選定	2.1.プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善	2.1.1. 業務の内容に応じた適切な発注方式の選定			
		2.1.2.計画系プロポーザル業務の業務規模の改善（地整）			
		2.1.3.総合評価落札方式における落札率の改善（地整）			
		2.1.4. 業務成績評定の適切な運用と業務・技術者表彰の運用改善（本省、地整）			
		2.1.5. 国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用（本省）			
	2.2.地方自治体における発注方式の改善	2.2.1.業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定（地方自治体） ・ 斜め象限図の周知と適用促進 ・ 技術力による選定・発注方式（プロポーザル方式・総合評価落札方式）の導入促進、発注増加 ・ 技術力評価を適正に行うための、業務成績評定や業務・技術者表彰の導入促進 ・ 地方自治体における総合評価落札方式導入の取組みの水平展開	・高度な知識や技術力が必要な業務の場合には、内容に応じて、「プロポーザル方式」又は「総合評価方式」により発注しております。 ・技術力を評価するため、総合評価方式において、企業や配置予定技術者の業務成績評定点を評価項目としております。 ・委託業務における表彰制度については、今後も国や他の都道府県の動向等を確認しながら、検討してまいります。	プロポーザル方式は、高度又は専門的な知識が要求される業務について、H9年度より導入しております。また、総合評価落札方式は、入札価格による評価点に加え、企業及び技術者の実績や技術提案等による技術評価点により、成果の技術的な競争が期待される県土整備部発注の一部の業務にR2年度から導入しています。 ・業務成績評定は、令和5年4月より国交省の評定に準じた内容に改定を行っており、業務・技術者表彰についても、令和4年度に制定し令和5年度から毎年実施しています。	・高度な技術力を要する業務については、総合評価落札方式（技術提案を含む）、標準的な積算基準のない業務や高度な技術的知識と経験に基づく判断を必要とする業務については、公募型プロポーザル方式を採用。 ・業務成績評定、優良技術者表彰導入済。適宜見直しを行っている。また、総合評価落札方式の業務については、業務成績評定点を評価対象としており（技術者、企業）、さらに大規模や高難度の業務については、長野県優良技術者表彰等の受賞実績も評価している。
		2.2.2.見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示（地方自治体） ・ 最低値を採用している地方自治体において、平均値または最頻値の採用	・歩掛の見積りは、原則として3社以上から徴収し、中央値の歩掛を採用することとしております。見積徴収部分の歩掛については、事前に開示しております。	本県では見積りにより歩掛を決定する場合、5社以上から見積を徴取し、最頻値または平均的な歩掛（中央値）を採用しています。	・見積による積算歩掛は異常値を除いた平均又は最頻度のものを採用。また、歩掛の見積徴取部分は金抜設計書で開示している。
		2.2.3.最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大（事前公表の撤廃）（地方自治体）	200万円を超える入札案件に最低制限価格制度を適用（土木設計業務は82%）しております。また予定価格は事後公表としております。	総合評価落札方式の入札は低入札調査基準価格制度を採用し、その他の入札方式において、最低制限価格制度を導入しております。予定価格の事後公表については現在行っておりませんが、国や他都県市の動向を参考にして検討して参ります。	・低入札価格調査制度を適用、予定価格については事後公表を行っている。
		2.2.4. 入札参加資格への建設コンサルタント登録制度の活用（地方自治体） ・ 入札参加資格において「建設コンサルタント登録」を必須条件とする審査制度	・競争入札参加資格認定申請の際、建設コンサルタント登録通知書（写）の提出を求めております。	当県では、建設コンサルタントの入札参加資格において建設コンサルタント登録制度を活用しています。（登録を受けていることを要件としています。）	・設計業務等の入札公告における入札参加資格要件として、簡易な業務を除き、建設コンサルタント登録を必須条件としている。また、業務内容に応じ入札参加資格要件に建設コンサルタント登録の部門指定をしている。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	さいたま市	千葉市	横浜市
2．技術力による選定	2.1.プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善	2.1.1. 業務の内容に応じた適切な発注方式の選定			
		2.1.2.計画系プロポーザル業務の業務規模の改善（地整）			
		2.1.3.総合評価落札方式における落札率の改善（地整）			
		2.1.4. 業務成績評定の適切な運用と業務・技術者表彰の運用改善（本省、地整）			
		2.1.5. 国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用（本省）			
	2.2.地方自治体における発注方式の改善	2.2.1.業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定（地方自治体） ・ 斜め象限図の周知と適用促進 ・ 技術力による選定・発注方式（プロポーザル方式・総合評価落札方式）の導入促進、発注増加 ・ 技術力評価を適正に行うための、業務成績評定や業務・技術者表彰の導入促進 ・ 地方自治体における総合評価落札方式導入の取組みの水平展開	委託業務においては、一部の高度な知識や技術力を要するものについて、プロポーザル方式を活用しております。 平成27年度から成績評定の試行を開始し、さらに令和5年度から、業務委託表彰を開始しています。また、総合評価落札方式導入については、他都県市の動向を注視してまいります。	業務の性格や必要とされる技術力に応じて、プロポーザル方式及び総合評価落札方式の試行導入により、発注しております。総合評価落札方式については本格導入に向けた検討を進めてまいります。	委託業務においては、高度な知識や技術力を要するものについて、積極的にプロポーザル方式を導入しております。 業務成績評定は平成20年12月から導入しており、24年度からインセンティブ発注（試行）に活用しています。一部の局においてはインセンティブ発注の割合を増やすことや表彰制度を導入しています。
		2.2.2.見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示（地方自治体） ・ 最低値を採用している地方自治体において、平均値または最頻値の採用	単価見積は平均値を採用し、歩掛見積は、市の単価を適用した価格が平均値に近くなる歩掛を採用しております。また、事前開示は行っておりません。	歩掛の見積りについては、3者以上で異常値を除いた平均値直下の歩掛を採用することとしています。 また、令和3年7月より、見積もりを徴収した歩掛については、入札公告時の積算参考資料として、公開しております。	本市では平成29年度から複数の参考見積りの中央値を基に予定価格を算定することとしています。今後実施状況を踏まえ、より適正な予定価格算定に向け研究してまいります。
		2.2.3.最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大（事前公表の撤廃）（地方自治体）	建設工事に伴う設計、調査及び測量業務について、設計金額が200万円を超える業務（WTO除く）に最低制限価格制度を適用しております。また、予定価格については、一般競争入札において、予定価格を事後公表とすることが可能な案件について、事後公表としています。今後も事後公表の拡大に努めて参ります。	最低制限価格は総合評価落札方式及びWTOによる案件を除く業務に適用しております。また、平成24年度より、不調などにより再発注する案件などを除き、原則、事後公表としております。	建築（監理を含む）・設備・土木・造園設計業務、測量、地質調査業務、土木施設の点検業務で最低制限価格を導入（土木設計：直接人件費×1.00＋直接経費×1.00＋その他原価×0.90＋一般管理費等×0.50）しています。また、予定価格につきましては事後公表を行っています。
		2.2.4. 入札参加資格への建設コンサルタント登録制度の活用（地方自治体） ・ 入札参加資格において「建設コンサルタント登録」を必須条件とする審査制度	業務の内容に応じて「建設コンサルタント登録制度への登録」を入札参加資格要件に定めております。	設計業務の参加資格要件として技術士やRCCM等を設定するなど、技術力を重視した発注に取り組んでおります。また、一部の案件において「建設コンサルタント登録制度への登録」を入札参加資格要件に定めております。	本市では業務内容に応じて「建設コンサルタント登録」を入札参加条件としています。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	川崎市	相模原市
2.技術力による選定	2.1.プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善	2.1.1. 業務の内容に応じた適切な発注方式の選定		
		2.1.2.計画系プロポーザル業務の業務規模の改善（地整）		
		2.1.3.総合評価落札方式における落札率の改善（地整）		
		2.1.4. 業務成績評定の適切な運用と業務・技術者表彰の運用改善（本省、地整）		
		2.1.5. 国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用（本省）		
	2.2.地方自治体における発注方式の改善	2.2.1.業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定（地方自治体） ・ 斜め象限図の周知と適用促進 ・ 技術力による選定・発注方式（プロポーザル方式・総合評価落札方式）の導入促進、発注増加 ・ 技術力評価を適正に行うための、業務成績評定や業務・技術者表彰の導入促進 ・ 地方自治体における総合評価落札方式導入の取組みの水平展開	点検・診断等における適切な費用計上については、「設計業務等標準積算基準書」に基づくほか、必要に応じて見積もりを活用するなど適正な積算に努めております。 　設計条件を特記仕様書に明示し、条件の変更が生じた場合は、適切に設計変更を協議しております。 　プロポーザル方式・総合評価落札方式の導入促進につきましては、要綱等を制定し、令和6年度には12件の業務委託を発注しております。	総合評価方式及びプロポーザル方式については、業務内容に応じて適用しておりますが、他都県市の動向を参考にしながら、更なる拡大に向け研究してまいります。 業務・技術者表彰の導入については、業務成績評定の評価データを蓄積し、活用について検討してまいります。
		2.2.2.見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示（地方自治体） ・ 最低値を採用している地方自治体において、平均値または最頻値の採用	設計業務等における見積り価格の採用方法については、資材等単価は平均値、歩掛は中央値を採用することとしています。また、見積りによる歩掛りについては、構成等を事前開示しております。	見積歩掛については、令和元年度から中央値としております。 なお、見積を徴収いたしました歩掛については、積算参考図書にて明示しております。
		2.2.3.最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大（事前公表の撤廃）（地方自治体）	最低制限価格については、川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱第3条に基づき、予定価格に10分の8を乗じて得た額を設定しております。なお、本市は予定価格の事後公表制度を導入しております。	予定価格200万円を超える設計等業務について、最低制限価格の設定を必須とし、その他業務においても積極的に最低制限価格を設定することとしております。 予定価格は事後公表としております。
		2.2.4. 入札参加資格への建設コンサルタント登録制度の活用（地方自治体） ・ 入札参加資格において「建設コンサルタント登録」を必須条件とする審査制度	建設コンサルタント登録制度の適格な活用が、成果品の品質確保・保証することに寄与し、ひいては社会資本整備においてメリットになるとの考えから、本市では競争入札参加資格において、業種「建設コンサルタント」の登録を要件としております。なお、有資格者（技術士・RCCM）の活用について、上記の制度趣旨を勘案し、個別の案件に応じて設定しております。	他都県市の動向を注視してまいります。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	茨城県	栃木県	群馬県
2．技術力による選定	2.3地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成	2.3.1.地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、R5 年度から試行されている「実施能力を評価した選定（実施能力評価拡大型）：評価項目として国交省業務の成績・表彰を省略」、R7 年度には同発注形式での「新規契約の有無」の評価も加わる予定であり、国交省業務実績のない地域コンサルタントの参入拡大が図られています。今後も、継続拡大をお願いします。	本県では災害時の対応など、地域コンサルタントとの連携が重要と考えておりますので、地域の実情に応じた入札方法等について、国や他都県市の取組みを踏まえ検討してまいります。	本県では、難易度に応じて地域コンサルタントも指名している。 また、令和6年度から、総合評価落札方式における配置予定技術者の業務経験について、類似業務を中間点として設けることで、地域コンサルタントの実績の評価を拡大している。	地域コンサルタントの活用拡大と育成の観点から、特に高度な技術力や専門知識などを要するものを除き、業務委託は指名競争入札により地域コンサルタントに発注している。
		2.3.2.地域コンサルタントが実施することにより一層の品質向上が期待できる業務等に対する入札契約制度の工夫改善の推進（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、地域性の高い業務について対象地域の本店・支店・営業所の有無による加点を行う総合評価落札方式が導入されています。また、R6 年より総合評価落札方式において災害協定締結の有無を評価する取組みも始まりました。今後も継続拡大をお願いします。 ・ 地域コンサルタントが行うことにより、品質確保・向上が期待される業務※において、地域要件・地域貢献度・地域精通度等の評価項目・運用方法の改善、または地域コンサルタントに限定した発注業務の導入 ※ 地域特性を踏まえた検討が必要となる業務や現地作業が必要となる業務（詳細設計・点検業務など）、地元及び関係行政機関等との協議・調整が頻繁に必要となる業務など ・ 国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進 ・ 地域特性を踏まえた特定テーマを設定する業務のさらなる拡大 ・ 地域コンサルタントと広域コンサルタントのJV 制度の好事例の水平展開	地元で対応可能な業務については地域コンサルタントに発注しております。総合評価方式において、災害協定締結や、当該業務の地域内における技術者の業務経験を評価しております。	総合評価落札方式において、地域精通度を評価項目に設定している。今後も国や他都県市の動向を参考に対応方針を検討して参りたい。	高度な技術力や専門知識などを要するものを除き地域コンサルタントに発注しているところであり、特に災害復旧に係る測量・設計など、緊急的な作業や地域特性を踏まえた検討が必要となる業務は現場に近い企業を選定している。
	2.4. 適切な設計変更	2.4.1.「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更（地整）			
	2.5. 新たな契約制度への対応	2.5.1. 生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大と制度改善（本省、地整）			
		2.5.2. 設計者・施工者連携方式の検討等合理的な入札契約制度の選定（本省、地方自治体） ① ECI方式の拡大と制度改善 ・ ECI適用範囲の拡大について、国のガイドラインへの記載 ・ 橋梁修繕の他、災害対応も含め適用拡大 ・ 設計段階において施工上の課題や対応に関する意見交換を、発注者・設計者・施工者の三者で行う取組みの好事例の水平展開	ECIについては、設計業務委託の実施中に工事を概略・概算発注する場合に、簡易的な内容で実施しております。設計段階における制度の拡大等につきましては、国や他都県市の取組みを踏まえ検討してまいります。	ECI方式等の合理的な入札制度の導入等については、国や他都県市の取組状況を踏まえて検討して参りたい。	ECI方式の導入については、国や他都県市の動向を注視しながら研究してまいりたい。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	埼玉県	千葉県	東京都
2．技術力による選定	2.3地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成	2.3.1.地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、R5 年度から試行されている「実施能力を評価した選定（実施能力評価拡大型）：評価項目として国交省業務の成績・表彰を省略」、R7 年度には同発注形式での「新規契約の有無」の評価も加わる予定であり、国交省業務実績のない地域コンサルタントの参入拡大が図られています。今後も、継続拡大をお願いします。	本県の総合評価方式では、企業の地域精通度を加点評価しております。また、企業の手持ち業務量の評価において、契約実績のない企業は満点とし新規参入にも配慮しております。 地域の企業の技術力向上については、引き続き、国や他都県市の取組を研究してまいります。	県内に本店等を置く業者も含め、より多くの業者が入札に参加できるよう配慮するとともに、同種又は類似の業務の設定にあたっては、県発注業務に限定せず、原則として、公的機関が発注したものを実績として認めているところです。	建設局では、品確法に基づき総合評価方式の適用を推進しつつ、担い手の育成・確保の観点から、多くの事業者の受注機会を確保することにも留意し、業務内容により、総合評価方式等と価格競争を適切に選定することとしています（令和7年度公共工事の品質確保取組方針より）。
		2.3.2.地域コンサルタントが実施することにより一層の品質向上が期待できる業務等に対する入札契約制度の工夫改善の推進（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、地域性の高い業務について対象地域の本店・支店・営業所の有無による加点を行う総合評価落札方式が導入されています。また、R6 年より総合評価落札方式において災害協定締結の有無を評価する取組みも始まりました。今後も継続拡大をお願いします。 ・ 地域コンサルタントが行うことにより、品質確保・向上が期待される業務※において、地域要件・地域貢献度・地域精通度等の評価項目・運用方法の改善、または地域コンサルタントに限定した発注業務の導入 ※ 地域特性を踏まえた検討が必要となる業務や現地作業が必要となる業務（詳細設計・点検業務など）、地元及び関係行政機関等との協議・調整が頻繁に必要となる業務など ・ 国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進 ・ 地域特性を踏まえた特定テーマを設定する業務のさらなる拡大 ・ 地域コンサルタントと広域コンサルタントのJV 制度の好事例の水平展開	埼玉県中小企業振興基本条例に基づき、県内企業による履行が可能な業務については、県内企業とすることを基本としております。加えて総合評価方式では、災害協定や企業の地域精通度を加点評価しております。 引き続き県内企業の受注機会の確保に努めてまいります。	総合評価落札方式において、「地域貢献度」として災害協定の締結の有無を、「地域精通度」として営業拠点（本店等）の県内における所在地の有無を評価項目としております。 入札参加資格については、広く入札参加者が確保されるよう地域要件を設定しているところですが、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務など、地域コンサルタントの方がより品質の高い成果が期待できる場合については、競争性の確保に留意しつつ、適切な地域要件の設定を検討してまいります。	委託業務の総合評価方式では、履行場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村（他県も含む）で、成績評定点が65点以上の実績がある競争入札参加希望者を評価するなど、地域精通度による品質向上を図っております。 また、災害協定締結の有無についても評価しています。
	2.4. 適切な設計変更	2.4.1.「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更（地整）			
	2.5. 新たな契約制度への対応	2.5.1. 生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大と制度改善（本省、地整）			
		2.5.2. 設計者・施工者連携方式の検討等合理的な入札契約制度の選定（本省、地方自治体） ① ECI方式の拡大と制度改善 ・ ECI適用範囲の拡大について、国のガイドラインへの記載 ・ 橋梁修繕の他、災害対応も含め適用拡大 ・ 設計段階において施工上の課題や対応に関する意見交換を、発注者・設計者・施工者の三者で行う取組みの好事例の水平展開	現状、本県ではECI方式を実施しておりません。 国や他都県市の取組状況や好事例を踏まえ、今後実施していく場合は、関係部局と調整し、適切に対応してまいります。	合理的な入札制度の活用については、国や他都県市の取組を注視してまいります。 令和4年10月から発注者・設計者・地質業者の三者により設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針等の明確化・共有を図り、設計成果に適切に反映させるために、合同現地踏査を実施している。また、各出先機関単位で品質管理担当者を配置し、設計の品質確保に努めており、好事例や改善例については、品質管理担当者会議等により水平展開を図っています。	ECI方式の適用対象は、「東京都ECI方式試行要綱」に基づき、「工事の公告段階で仕様の確定が困難であるもの」としています。ECI方式の採用については、同要綱に従い適切に対応していきます。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	神奈川県	山梨県	長野県
2．技術力による選定	2.3地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成	2.3.1.地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、R5 年度から試行されている「実施能力を評価した選定（実施能力評価拡大型）：評価項目として国交省業務の成績・表彰を省略」、R7 年度には同発注形式での「新規契約の有無」の評価も加わる予定であり、国交省業務実績のない地域コンサルタントの参入拡大が図られています。今後も、継続拡大をお願いします。	業務実績のない地域コンサルタントの参入拡大の導入については、国や他の都道府県の動向等を確認しながら、検討してまいります。	・令和2年度より、総合評価落札方式を導入し県内外企業の技術力を公平に評価することにより、地域コンサルタントの技術力向上と育成に取り組んでいます。 ・令和4年度からは、優良委託業務表彰制度を実施して優良企業を表彰することによりコンサルタントのモチベーションと技術力向上を図る仕組みを導入しています。	・業務の内容に応じ入札参加資格要件に事業所（本店、営業所）の所在地を設けている。さらに総合評価落札方式において地域要件（県内本店）を評価している。 なお、県業務実績は基本的には求めていない点と、受注希望型では業務実績のない地元企業でも落札できる制度としております。
		2.3.2.地域コンサルタントが実施することにより一層の品質向上が期待できる業務等に対する入札契約制度の工夫改善の推進（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、地域性の高い業務について対象地域の本店・支店・営業所の有無による加点を行う総合評価落札方式が導入されています。また、R6 年より総合評価落札方式において災害協定締結の有無を評価する取組みも始まりました。今後も継続拡大をお願いします。 ・ 地域コンサルタントが行うことにより、品質確保・向上が期待される業務※において、地域要件・地域貢献度・地域精通度等の評価項目・運用方法の改善、または地域コンサルタントに限定した発注業務の導入 ※ 地域特性を踏まえた検討が必要となる業務や現地作業が必要となる業務（詳細設計・点検業務など）、地元及び関係行政機関等との協議・調整が頻繁に必要となる業務など ・ 国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進 ・ 地域特性を踏まえた特定テーマを設定する業務のさらなる拡大 ・ 地域コンサルタントと広域コンサルタントのJV 制度の好事例の水平展開	・総合評価方式において災害協定締結における活動実績の有無を評価項目の対象としております。 ・条件付き一般競争入札の地域要件の設定及び「いのち貢献度指名競争入札※」の業者選定に当たっては、委託業務の内容等を勘案し、地域の実情に合わせた運用を行っており、地域の建設コンサルタント業者の受注機会の拡大に努めております。 ※「いのち貢献度指名競争入札」とは、地域の安全・安心を確保するために必要な工事・工事系委託を早期に実施することを目的とした指名競争入札（対象は緊急を要する災害復旧工事等の工事系委託）。	・本県では業務内容を踏まえ、実績のある県内企業の受注機会の確保に努めて参ります。 ・総合評価落札方式においては、地域要件（本店所在地）、災害協定等の地域貢献度、近隣業務実績等の地域精通度を評価項目に取り入れて運用しております。 ・地域コンサルタントと広域コンサルタントのJV 制度については、国や他都県市の動向等を注視していきます。	・業務の内容に応じ入札参加資格要件に事業所（本店、営業所）の所在地を設けている。さらに総合評価落札方式において地域要件（県内本店）を評価している。 なお、県業務実績は基本的に求めておりません。 また、業務特性に応じて、社会貢献として災害緊急調査当番登録や災害時の緊急体制整備への加点を選択できるようにしている。
	2.4. 適切な設計変更	2.4.1.「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更（地整）			
	2.5. 新たな契約制度への対応	2.5.1. 生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大と制度改善（本省、地整）			
		2.5.2. 設計者・施工者連携方式の検討等合理的な入札契約制度の選定（本省、地方自治体） ① ECI方式の拡大と制度改善 ・ ECI適用範囲の拡大について、国のガイドラインへの記載 ・ 橋梁修繕の他、災害対応も含め適用拡大 ・ 設計段階において施工上の課題や対応に関する意見交換を、発注者・設計者・施工者の三者で行う取組みの好事例の水平展開	①本県では該当する事例が少ないため、今後に向けて情報収集してまいります。	合理的な入札制度の導入については、引き続き、国や他都県市の動向等を注視し、対応を検討していきます。	・国や他都県市の導入効果を踏まえメリット・デメリットを検証した上で導入を検討していく。 なお、ECI方式については類似方式として「設計・施工連携型工事」を橋梁補修工事で試行して課題を抽出・分析している。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	さいたま市	千葉市	横浜市
2．技術力による選定	2.3地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成	2.3.1.地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、R5 年度から試行されている「実施能力を評価した選定（実施能力評価拡大型）：評価項目として国交省業務の成績・表彰を省略」、R7 年度には同発注形式での「新規契約の有無」の評価も加わる予定であり、国交省業務実績のない地域コンサルタントの参入拡大が図られています。今後も、継続拡大をお願いします。	市内に本店や支店を置く企業を参加資格とするなど、市内コンサルタントの受注機会の拡大、育成に配慮した発注を実施しています。	技術力向上が図れる仕組みの導入促進については、国や他都県市の動向を注視してまいります。	国や他都県市の事例を参考に、今後研究してまいります。（本市においては市内中小企業を優先しています。）
		2.3.2.地域コンサルタントが実施することにより一層の品質向上が期待できる業務等に対する入札契約制度の工夫改善の推進（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、地域性の高い業務について対象地域の本店・支店・営業所の有無による加点を行う総合評価落札方式が導入されています。また、R6 年より総合評価落札方式において災害協定締結の有無を評価する取組みも始まりました。今後も継続拡大をお願いします。 ・ 地域コンサルタントが行うことにより、品質確保・向上が期待される業務※において、地域要件・地域貢献度・地域精通度等の評価項目・運用方法の改善、または地域コンサルタントに限定した発注業務の導入 ※ 地域特性を踏まえた検討が必要となる業務や現地作業が必要となる業務（詳細設計・点検業務など）、地元及び関係行政機関等との協議・調整が頻繁に必要となる業務など ・ 国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進 ・ 地域特性を踏まえた特定テーマを設定する業務のさらなる拡大 ・ 地域コンサルタントと広域コンサルタントのJV 制度の好事例の水平展開	国や他都県市の動向を注視してまいります。	本市発注の業務委託は、原則、本市内に本店を有する企業を入札参加資格要件としています。 また、総合評価落札方式において、ボランティア活動又は災害活動における地域貢献度を加点評価の対象としています。	国や他都県市の事例を参考に、今後研究してまいります。（本市においては市内中小企業を優先しています。）
	2.4. 適切な設計変更	2.4.1.「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更（地整）			
	2.5. 新たな契約制度への対応	2.5.1. 生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大と制度改善（本省、地整）			
		2.5.2. 設計者・施工者連携方式の検討等合理的な入札契約制度の選定（本省、地方自治体） ① ECI方式の拡大と制度改善 ・ ECI適用範囲の拡大について、国のガイドラインへの記載 ・ 橋梁修繕の他、災害対応も含め適用拡大 ・ 設計段階において施工上の課題や対応に関する意見交換を、発注者・設計者・施工者の三者で行う取組みの好事例の水平展開	合理的な入札制度の選定につきましては、国や他都県市の取組を参考にしながら検討してまいります。	設計者・施工者連携方式等については、国や他都県市の動向を注視してまいります。	本市でもECI方式で令和7年度に発注を行う予定です。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	川崎市	相模原市
2．技術力による選定	2.3地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成	2.3.1.地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、R5 年度から試行されている「実施能力を評価した選定（実施能力評価拡大型）：評価項目として国交省業務の成績・表彰を省略」、R7 年度には同発注形式での「新規契約の有無」の評価も加わる予定であり、国交省業務実績のない地域コンサルタントの参入拡大が図られています。今後も、継続拡大をお願いします。	川崎市契約条例において市内中小企業者への受注機会の増大を図ることを方針としていることから、業者の育成及び経済の活性化を図るため、市内業者への発注を原則としています。	国や他都県市の動向を注視してまいります。
		2.3.2.地域コンサルタントが実施することにより一層の品質向上が期待できる業務等に対する入札契約制度の工夫改善の推進（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、地域性の高い業務について対象地域の本店・支店・営業所の有無による加点を行う総合評価落札方式が導入されています。また、R6 年より総合評価落札方式において災害協定締結の有無を評価する取組みも始まりました。今後も継続拡大をお願いします。 ・ 地域コンサルタントが行うことにより、品質確保・向上が期待される業務※において、地域要件・地域貢献度・地域精通度等の評価項目・運用方法の改善、または地域コンサルタントに限定した発注業務の導入 ※ 地域特性を踏まえた検討が必要となる業務や現地作業が必要となる業務（詳細設計・点検業務など）、地元及び関係行政機関等との協議・調整が頻繁に必要となる業務など ・ 国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進 ・ 地域特性を踏まえた特定テーマを設定する業務のさらなる拡大 ・ 地域コンサルタントと広域コンサルタントのJV 制度の好事例の水平展開	平成28年4月1日、「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」を策定し、地域の中小企業がその活力を最大限に発揮するための環境づくりに努めているところです。今後、このような取り組みを推進するとともに、地域コンサルタントの技術力向上が図れるように国や他都市の動向を注視してまいりたいと考えております。	指名競争入札における業者選定や、一般競争入札の参加条件において、相模原市がんばる中小企業を応援する条例に基づき、地元企業（本店・支店・営業所の所在地が相模原市）を優先して発注するように努めております。
	2.4. 適切な設計変更	2.4.1.「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更（地整）		
	2.5. 新たな契約制度への対応	2.5.1. 生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大と制度改善（本省、地整）		
		2.5.2. 設計者・施工者連携方式の検討等合理的な入札契約制度の選定（本省、地方自治体） ① ECI方式の拡大と制度改善 ・ ECI適用範囲の拡大について、国のガイドラインへの記載 ・ 橋梁修繕の他、災害対応も含め適用拡大 ・ 設計段階において施工上の課題や対応に関する意見交換を、発注者・設計者・施工者の三者で行う取組みの好事例の水平展開	ECI方式の拡大と制度改善については、国や他都県市の取組状況を踏まえて検討して参ります。	国や他都県市の動向を注視してまいります。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	茨城県	栃木県	群馬県
3.品質の確保・向上	3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み	3.1.1. 受発注者合同現地踏査の実施（地整、地方自治体） ・合同現地踏査の継続的実施 ・地質情報の不確実性が高い現場では、必要に応じ地質技術者の参加への配慮	令和6年10月に「茨城県土木部発注の土木関係設計業務委託における合同現地踏査の実施要領」を定め、手戻りなどの発生防止に努めているところです。引き続き国や他都県市の状況を参考にし取り組んでまいります。	合同現地踏査が必要な業務については、打合せ時に提案いただき、現地の特性と課題を的確に把握するよう努めていく。 令和6年度は13件の業務で実施し、受発注者で共通の課題認識が図られた。	群馬県では、「受発注者合同現地踏査」の制度は設けていないが、実際の業務にあたり、地質技術者の参加も含め、監督員と協議のうえ必要があると判断される場合は、現地踏査に監督員が立ち会うことで対応している。制度としての合同現地調査の導入については、国や他の都県市の状況を参考に検討してまいりたい。
		3.1.2.設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、条件明示チェックシートの総合評価落札方式の技術審査段階での公表に取り組んでいただいています。今後、出来るだけ多くの詳細設計業務を対象にした条件明示チェックシートの審査段階公表業務数の拡大と、業務内における確実な条件明示チェックシートの提示をお願いします。	令和6年10月に、「茨城県土木部発注の土木関係設計業務委託における 条件明示チェックシート（案）の活用に関する試行要領」を定め、試行的に実施を始めたところであり、その運用などにつきまして、引き続き、国や他の都道府県の動向等を注視してまいります。	設計条件明示チェックシートの取扱いについては国や他都県市の取組状況を踏まえて検討して参りたい。	関東地方整備局の取組を参考に群馬県でも橋梁詳細設計1業務を対象に「工事発注時チェックシート」の試行に着手したところである。条件明示チェックシートの導入については、国や他の都県市の状況を参考に検討してまいりたい。
		3.1.3.設計照査（的確な条件設定と確認、照査の充実等）（地整）			
		3.1.4. 設計から工事への確実な情報共有			
	3.2. 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保	3.2.1. 詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、指定仮設時の作業増に伴う設計変更が適切に行われています。また、R5年から、関東地整の設計業務等共通仕様書においても、仮設設計が任意仮設であることを示す補足を加えていただきました。今後も、特に指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化、任意仮設と指定仮設の成果の取扱い、その責任所在の明確化の取り組み継続をお願いします。 ① 詳細設計における作業実態と歩掛との乖離の解消 ・設計条件・設計内容の明確化、適切な費用計上の実施 ・特記仕様書における“修正”設計内容および関係機関協議内容の明示 ② 指定仮設と任意仮設の取り扱い ・設計業務等標準積算基準における指定仮設の記載内容の周知 ・指定仮設と任意仮設の仕様書への明記、設計協議における違いの明確化 ・任意仮設と指定仮設の成果の取扱い(任意は参考図、指定は設計図)の認識共有	設計目的・設計条件・成果内容については、特記仕様書へ明示することとしております。また、歩掛については、国に準じ積算基準及び標準歩掛を適用しているところであり、標準歩掛が適用できない場合は、適宜、見積等を活用することとしております。	①設計内容については「栃木県業務委託共通仕様書」に記載しているほか、設計条件等について特記仕様書に記載し、標準歩掛と乖離する作業は、見積りを徴取して適切に業務価格を算出している。 修正設計内容及び関係機関協議内容の明示については国や他都県市の取組状況を踏まえて検討して参りたい。 ②指定仮設と任意仮設の特記仕様書への明記方法については国や他都県市の取組状況を踏まえて検討して参りたい。 任意仮設と指定仮設の成果の取扱いについては上記特記仕様書への明記方法と併せて検討して参りたい。	①作業実態と歩掛の間に乖離が生じる場合は、適宜監督員との協議により適正な積算を行うこととしているため、都度協議いただきたい。また、特記仕様書等において業務内容をより明確化するよう徹底してまいりたい。 ②群馬県では、詳細設計時における指定仮設と任意仮設の記載方法やその取扱いについては明確化していないが、国の取組等を参考としながら一定のルールを設定することについて検討してまいりたい。
		3.2.2. 詳細設計から工事に至る段階（三者協議を含む）でのコンサルタント業務の適切な運用（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、三者協議を適時実施していただいています。現場不一致等の対応策については、現場条件の変化に起因する事象、納品後の設計思想等の変化に伴う事象、現場の取り合いに寄る事象等、受発注者の責任範囲を明確にし、資料の作成、設計の修正が適切に実施できるようにお願いします。 ①追加業務や修正設計の定義の共有化と適切な工期設定、費用計上 ②詳細設計から施工（工事）に至る段階でのコンサルタントの対応に関する説明資料の好事例の水平展開	設計条件の変更、工事発注前の現場条件の変更等で追加業務や修正設計が発生した場合は、別途発注しております。	①②本県では、「栃木県県土整備部工事施工調整会議試行要綱」に基づき、三者協議を適時実施している。設計者に責がない新たに追加業務や修正設計を行う必要がある場合には、発注者が別途契約を行い負担している。引き続き、適切に運用するとともに、説明資料の好事例を各事務所等にも周知を図って参りたい。	①②群馬県では、三者技術検討会を実施する工事の工期については、標準工期に余裕期間（30日程度）を加えることとしている。平成27年5月に改定した「三者技術検討会」の実施要領に基づき、検討会に要する経費は技術管理費に計上することとし、検討会において追加業務や設計変更が生じた場合は、発注者・施工者・設計者の三者において協議の上、適正に対応している。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	埼玉県	千葉県	東京都
3.品質の確保・向上	3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み	3.1.1. 受発注者合同現地踏査の実施（地整、地方自治体） ・ 合同現地踏査の継続的実施 ・ 地質情報の不確実性が高い現場では、必要に応じ地質技術者の参加への配慮	受発注者合同の現地踏査については、必要に応じて実施しており、引き続き、対応してまいります。	合同現地踏査については、令和2年11月に運用を定め、その活用に努めているところです。また、令和4年10月から、必要に応じて、合同現地踏査に地質技術者を参画させ、設計時の留意点を整理する等、業務の一層の充実を図っています。さらに、積極的な実施に向け、令和6年11月から、「合同現地踏査実施要領」を策定し、運用しています。	建設局では、受発注者合同現地踏査は、大規模構造物（橋梁、トンネル、河川構造物等）に関する詳細設計業務については原則対象、その他の業務についても現地踏査が有効な業務においては積極的に実施することとしています。
		3.1.2.設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、条件明示チェックシートの総合評価落札方式の技術審査段階での公表に取り組んでいただいています。今後、出来るだけ多くの詳細設計業務を対象にした条件明示チェックシートの審査段階公表業務数の拡大と、業務内における確実な条件明示チェックシートの提示をお願いします。	令和7年4月から土木設計業務委託条件明示ガイドラインの運用を開始しました。業務発注時に条件明示チェックシートに基づき、設計図書に明示すべき設計条件を特記仕様書等に記載し、契約後に条件明示チェックシートを受注者に提示しております。引き続き、適切な運用に努めてまいります。	千葉県では、令和7年4月1日より、設計業務の品質向上のため、「設計業務等条件明示ガイドライン」を制定し、「条件明示チェックシート」の活用をしています。	設計条件については、仕様書等で明確な記載に努めています。
		3.1.3.設計照査（的確な条件設定と確認、照査の充実等）（地整）			
		3.1.4. 設計から工事への確実な情報共有			
	3.2. 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保	3.2.1. 詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、指定仮設時の作業増に伴う設計変更が適切に行われています。また、R5年から、関東地整の設計業務等共通仕様書においても、仮設設計が任意仮設であることを示す補足を加えていただきました。今後も、特に指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化、任意仮設と指定仮設の成果の取扱い、その責任所在の明確化の取り組み継続をお願いします。 ① 詳細設計における作業実態と歩掛との乖離の解消 ・ 設計条件・設計内容の明確化、適切な費用計上の実施 ・ 特記仕様書における“修正”設計内容および関係機関協議内容の明示 ② 指定仮設と任意仮設の取り扱い ・ 設計業務等標準積算基準における指定仮設の記載内容の周知 ・ 指定仮設と任意仮設の仕様書への明記、設計協議における違いの明確化 ・ 任意仮設と指定仮設の成果の取扱い(任意は参考図、指定は設計図）の認識共有	① ・設計目的・設計条件・成果内容（施工計画書・仮設設計及び設計図・参考図）については、仕様書及び特記仕様書へ明示することとしております。 ・歩掛については、国の基準を準用し定めている。なお、国の基準が無い歩掛については、見積りを徴取し決定しております。 ・任意仮設、指定仮設における設計図書の扱いや責任の所在については、引き続き設計変更ガイドラインに定められているとおりに実施してまいります。 ・ 関係機関との調整状況や設計目的・設計条件等について、仕様書等に条件明示することとしております。 ② ・県でも国と同様に指定仮設について記載をしており、引き続き周知をしてまいります。 ・任意仮設、指定仮設における設計図書の扱いや取扱いについては、引き続き設計変更ガイドラインに定められているとおりに認識の共有を図ってまいりま す。	①設計条件・設計内容の明確化については、品質向上のため、「設計業務等条件明示ガイドライン」を制定し、「条件明示チェックシート」の活用をしています。適切な費用計上については、県では、国の積算基準を使用しており、国の動向を注視してまいります。 ②千葉県では、「土木工事設計変更等ガイドライン」を定め、その中で指定仮設と任意仮設の違いについて記載を行い、内部に周知しております。	建設局では、積算条件の特記仕様書への条件明示、積算基準等に基づく業務の内容に応じた適切な積算に努めています。 指定仮設と任意仮設の使い分けや責任の所在等については、積算基準及び工事請負契約書に定めています。 なお、費用について、例えば、道路詳細設計では指定仮設を検討する場合には別途必要な費用を計上することを定めています。 引き続き、これらの適切な運用について局内へ周知していきます。
		3.2.2. 詳細設計から工事に至る段階（三者協議を含む）でのコンサルタント業務の適切な運用（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、三者協議を適時実施していただいています。現場不一致等の対応策については、現場条件の変化に起因する事象、納品後の設計思想等の変化に伴う事象、現場の取り合いに寄る事象等、受発注者の責任範囲を明確にし、資料の作成、設計の修正が適切に実施できるようにお願いします。 ①追加業務や修正設計の定義の共有化と適切な工期設定、費用計上 ②詳細設計から施工（工事）に至る段階でのコンサルタントの対応に関する説明資料の好事例の水平展開	① 詳細設計から工事に至る段階（三者協議を含む）における追加業務や修正設計の実施に当たっては、「埼玉県県土・都市整備部発注建設工事における三者会議の試行要領」に定められているとおりに、認識の共有を図ってまいります。 追加業務や修正設計の適切な工期設定、費用計上については引き続き適切な対応に努めてまいります。 ② 詳細設計から施工（工事）に至る段階でのコンサルタントの対応に関する説明資料の好事例の水平展開については、事例の収集や展開方法について、研究してまいります。	①追加業務や修正設計、これに伴う工期や費用については受発注者間で協議し適切に対応することとしています。	建設局では、橋梁、トンネル、河川構造物等の大規模構造物に関する工事や三者会議が有効と判断した工事を対象として、三者会議の試行を開始しています。試行にあたっては、実施要領（案）を定め、会議の実施費用については設計委託として扱うこととし、発注者が負担することとしております。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	神奈川県	山梨県	長野県
3.品質の確保・向上	3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み	3.1.1. 受発注者合同現地踏査の実施（地整、地方自治体） ・ 合同現地踏査の継続的実施 ・ 地質情報の不確実性が高い現場では、必要に応じ地質技術者の参加への配慮	・受発注者合同の現地踏査については、必要に応じて実施しており、引き続き、対応してまいります。 ・地質技術者の参加については、地質調査業務を同時に発注している場合には、必要に応じて地質技術者が参加しておりますが、地質調査業務が完了している場合は、地質技術者が参加した事例はありません。国や他の都道府県の動向等を注視してまいります。	合同現地踏査については、平成25年4月から特記仕様書に記載し実施しています。また、トンネル等の地質情報が重要な構造物の設計にあたっては、地質技術者の参加を求めています。	・受発注者協議のうえ必要に応じ、実施可能としている。
		3.1.2.設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、条件明示チェックシートの総合評価落札方式の技術審査段階での公表に取り組んでいただいています。今後、出来るだけ多くの詳細設計業務を対象にした条件明示チェックシートの審査段階公表業務数の拡大と、業務内における確実な条件明示チェックシートの提示をお願いします。	国土交通省の条件明示チェックシート（案）の活用は、適切な設計成果を納品していただくために有効な取り組みであると認識しています。 一昨年より、条件明示チェックシートを試行実施しており、予備設計でチェックシートを作成し、成果品として納品してもらっています。今年度も詳細設計業務の着手時に受注者に対し、履行に必要な設計条件等を明示しています。 今後も、条件明示チェックシートの活用における、効果的な運用・活用方法を確認してまいります。	条件明示チェックシートについては、令和2年4月より導入を開始し、以降、建設コンサルタンツ協会との協議を踏まえ、本年4月に各設計段階における運用方法について改定を行うなど、今後も適切な運用に努めていきます。	・令和6年8月に「設計業務条件明示ガイドライン（案）」を策定し、運用を開始したところ。今後、活用を促進したい。
		3.1.3.設計照査（的確な条件設定と確認、照査の充実等）（地整）			
		3.1.4. 設計から工事への確実な情報共有			
	3.2. 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保	3.2.1. 詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、指定仮設時の作業増に伴う設計変更が適切に行われています。また、R5年から、関東地整の設計業務等共通仕様書においても、仮設設計が任意仮設であることを示す補足を加えていただきました。今後も、特に指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化、任意仮設と指定仮設の成果の取扱い、その責任所在の明確化の取り組み継続をお願いします。 ① 詳細設計における作業実態と歩掛との乖離の解消 ・ 設計条件・設計内容の明確化、適切な費用計上の実施 ・ 特記仕様書における“修正”設計内容および関係機関協議内容の明示 ② 指定仮設と任意仮設の取り扱い ・ 設計業務等標準積算基準における指定仮設の記載内容の周知 ・ 指定仮設と任意仮設の仕様書への明記、設計協議における違いの明確化 ・ 任意仮設と指定仮設の成果の取扱い(任意は参考図、指定は設計図）の認識共有	①設計条件・業務内容および関係者との調整内容は、特記仕様書にて明確化するよう取り組んでおりますが、受注者から業務履行中に設計変更の協議があった場合には、土木設計業務等設計変更ガイドラインに基づき、適切に対応してまいります。 ②県では、指定仮設の場合、仕様書へ明記し別途計上しております。また、指定仮設と任意仮設の成果の取り扱いを適切に行うよう、周知を行ってまいります。	①設計目的・設計条件等については、特記仕様書に明示することとしています。歩掛りについては、国の積算基準に準拠し、また積算基準にないものについては、見積により適切に設定しています。 また、修正設計における設計内容や関係機関協議内容の明示についても、可能な限り特記仕様書に明示して、適切な設計変更に対応できるよう取り組んでいます。 ②指定仮設及び任意仮設の取扱いについては、各現場の状況を考慮し、受発注者間の打合せ協議より決定すると共に、設計照査においても再度確認を行い認識の共有をしております。	①発注にあたっては、設計条件・設計内容を明確化するとともに必要な費用へ適切に計上してまいりたい。 ②国の事例を参考に、指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いを明確化するとともに、任意仮設と指定仮設の成果の取扱いを明確化してまいりたい。
		3.2.2. 詳細設計から工事に至る段階（三者協議を含む）でのコンサルタント業務の適切な運用（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、三者協議を適時実施していただいています。現場不一致等の対応策については、現場条件の変化に起因する事象、納品後の設計思想等の変化に伴う事象、現場の取り合いに寄る事象等、受発注者の責任範囲を明確にし、資料の作成、設計の修正が適切に実施できるようにお願いします。 ①追加業務や修正設計の定義の共有化と適切な工期設定、費用計上 ②詳細設計から施工（工事）に至る段階でのコンサルタントの対応に関する説明資料の好事例の水平展開	①県では、三者協議を適用しており、受注者からの業務履行中に設計変更の協議があった場合には、土木設計業務等設計変更ガイドラインに基づき、適切に対応してまいります。 ②詳細設計から施工に至る段階でのコンサルタントの対応に関する説明資料の好事例があった場合には、積算担当者に対し、周知を行い水平展開を図ってまいります。	①「工事発注後の技術検討会」実施要領により、検討会に要する経費は技術管理費に計上しています。また検討会において追加業務や設計変更が生じた場合には、発注、施工者、設計者の3者で協議の上、適切に対応することとしています。 ②国や都県市の動向や事例等を注視し、対応を検討していきます。	①コンサルタントに責がない新たな追加業務や修正設計を行う必要がある場合には、適切な工期を確保するとともに、必要な経費を計上する。 ②好事例があった場合には、水平展開してまいりたい。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	さいたま市	千葉市	横浜市
3.品質の確保・向上	3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み	3.1.1. 受発注者合同現地踏査の実施（地整、地方自治体） ・ 合同現地踏査の継続的実施 ・ 地質情報の不確実性が高い現場では、必要に応じ地質技術者の参加への配慮	国や他都県市の取組を参考にしながら、必要に応じ対応してまいります。	受発注者合同の現地調査については、必要に応じて実施しております。	必要に応じて受発注者間で協議し実施しております。
		3.1.2.設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、条件明示チェックシートの総合評価落札方式の技術審査段階での公表に取り組んでいただいています。今後、出来るだけ多くの詳細設計業務を対象にした条件明示チェックシートの審査段階公表業務数の拡大と、業務内における確実な条件明示チェックシートの提示をお願いします。	国や他都県市の取組を参考にしながら、必要に応じ対応してまいります。	設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用については、国や他都県市の動向を注視し、対応を検討してまいります。	国や他都県市の事例を参考に、今後研究してまいります。
		3.1.3.設計照査（的確な条件設定と確認、照査の充実等）（地整）			
		3.1.4. 設計から工事への確実な情報共有			
	3.2. 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保	3.2.1. 詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、指定仮設時の作業増に伴う設計変更が適切に行われています。また、R5年から、関東地整の設計業務等共通仕様書においても、仮設設計が任意仮設であることを示す補足を加えていただきました。今後も、特に指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化、任意仮設と指定仮設の成果の取扱い、その責任所在の明確化の取り組み継続をお願いします。 ① 詳細設計における作業実態と歩掛との乖離の解消 ・ 設計条件・設計内容の明確化、適切な費用計上の実施 ・ 特記仕様書における“修正”設計内容および関係機関協議内容の明示 ② 指定仮設と任意仮設の取り扱い ・ 設計業務等標準積算基準における指定仮設の記載内容の周知 ・ 指定仮設と任意仮設の仕様書への明記、設計協議における違いの明確化 ・ 任意仮設と指定仮設の成果の取扱い(任意は参考図、指定は設計図)の認識共有	歩掛記載の通り、指定仮設については標準歩掛の適用範囲外としており、見積により積算しております。指定仮設と任意仮設の仕様書への明記等については、国や他都県市の取組を参考にしながら、必要に応じ対応してまいります。	詳細設計における標準歩掛と実際の作業に乖離があるときは、見積もりを活用するなど、適切な費用計上に努めております。 指定仮設と任意仮設の取り扱いについては、他都県市の動向を注視してまいります。	横浜市の積算基準は、国の基準に準じているため、歩掛の見直しにあたっては国の動向を見ていきます。また、業務内容によって基準が適用できない場合については、見積等により対応してまいります。 設計図書における設計条件や仮設の取扱いについては、特記仕様書等で明確にするよう引き続き努めてまります。
		3.2.2. 詳細設計から工事に至る段階（三者協議を含む）でのコンサルタント業務の適切な運用（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、三者協議を適時実施していただいています。現場不一致等の対応策については、現場条件の変化に起因する事象、納品後の設計思想等の変化に伴う事象、現場の取り合いに寄る事象等、受発注者の責任範囲を明確にし、資料の作成、設計の修正が適切に実施できるようにお願いします。 ①追加業務や修正設計の定義の共有化と適切な工期設定、費用計上 ②詳細設計から施工（工事）に至る段階でのコンサルタントの対応に関する説明資料の好事例の水平展開	三者会議については、平成28年から導入しており、適宜開催しています。追加業務や修正設計についても、必要に応じて対応しています。定義の共有化や好事例の水平展開については、国や他都県市の取組を参考にしながら、必要に応じ対応してまいります。	詳細設計から工事に至る段階での設計業務における受注者の責によらない追加業務や修正設計については、修正業務を発注するなど適切な対応に努めております。	修正設計等の追加業務については、適正に対応してまいります。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	川崎市	相模原市
3.品質の確保・向上	3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み	3.1.1. 受発注者合同現地踏査の実施（地整、地方自治体） ・ 合同現地踏査の継続的実施 ・ 地質情報の不確実性が高い現場では、必要に応じ地質技術者の参加への配慮	受発注者合同現場踏査の実施については、業務の内容により、個別の案件に応じ実施しております。	受発注者合同現地踏査について明確には定めておりませんが、現在も業務内容に応じ、合同で現地踏査を実施しております。
		3.1.2.設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、条件明示チェックシートの総合評価落札方式の技術審査段階での公表に取り組んでいただいています。今後、出来るだけ多くの詳細設計業務を対象にした条件明示チェックシートの審査段階公表業務数の拡大と、業務内における確実な条件明示チェックシートの提示をお願いします。	設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用については、国や他都県市の取組状況を踏まえて検討して参ります。	国や他都県市の動向を注視してまいります。
		3.1.3.設計照査（的確な条件設定と確認、照査の充実等）（地整）		
		3.1.4. 設計から工事への確実な情報共有		
	3.2. 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保	3.2.1. 詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、指定仮設時の作業増に伴う設計変更が適切に行われています。また、R5年から、関東地整の設計業務等共通仕様書においても、仮設設計が任意仮設であることを示す補足を加えていただきました。今後も、特に指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化、任意仮設と指定仮設の成果の取扱い、その責任所在の明確化の取り組み継続をお願いします。 ① 詳細設計における作業実態と歩掛との乖離の解消 ・ 設計条件・設計内容の明確化、適切な費用計上の実施 ・ 特記仕様書における“修正”設計内容および関係機関協議内容の明示 ② 指定仮設と任意仮設の取り扱い ・ 設計業務等標準積算基準における指定仮設の記載内容の周知 ・ 指定仮設と任意仮設の仕様書への明記、設計協議における違いの明確化 ・ 任意仮設と指定仮設の成果の取扱い(任意は参考図、指定は設計図)の認識共有	詳細設計の各工種等における適切な費用計上については、「設計業務等標準積算基準書」に基づくほか、必要に応じて見積もりを活用するなど適正な積算に努めております。また設計条件等については、特記仕様書に明示し、条件の変更が生じた場合は、適切に設計変更を協議しております。	設計時及び設計変更時の費用計上にあたっては、基準書に基づき適切に実施してまいります。 設計業務等共通仕様書の主要な技術基準については、土木設計業務共通仕様書（案）（国土交通省）に準拠することとしております。 指定仮設と任意仮設の取扱いに関する取組につきましては、指定仮設による事例が少ないため、国や他都県市の動向を注視してまいります。
		3.2.2. 詳細設計から工事に至る段階（三者協議を含む）でのコンサルタント業務の適切な運用（地整、地方自治体） 関東地方整備局では、三者協議を適時実施していただいています。現場不一致等の対応策については、現場条件の変化に起因する事象、納品後の設計思想等の変化に伴う事象、現場の取り合いに寄る事象等、受発注者の責任範囲を明確にし、資料の作成、設計の修正が適切に実施できるようにお願いします。 ①追加業務や修正設計の定義の共有化と適切な工期設定、費用計上 ②詳細設計から施工（工事）に至る段階でのコンサルタントの対応に関する説明資料の好事例の水平展開	「川崎市建設緑政局所管工事設計・施工技術連絡会議要領」に基づき、三者協議を適時実施しております。設計条件等の変更が生じた場合は、適切に設計変更を協議しております。	追加業務等が発生した場合の工期設定や費用計上につきましては、別途計上しております。修正設計においても必要になった際には別途発注しております。その他の取組につきましては、国や他都県市の動向を注視してまいります。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	茨城県	栃木県	群馬県
4．災害対応に向けた環境改善	4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立	4.1.1. 災害対応業務への体制整備（本省、地整、地方自治体） ①災害対応業務への従事技術者が対応していた既往業務への効果的な対応※ ※ 業務一時中止命令や工期延期の実施、管理技術者交代要件の緩和 ②広域（複数の発注者）にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備※ ※ 例：国による災害指定に関する対応、災害対応の要請の一元化、官民合同の災害訓練開催、ICT技術の活用など ③災害対応業務への従事技術者に対し、労働基準法第33 条の適切・確実な適用に関する厚生労働省への働きかけ	既往業務の管理技術者が、災害対応業務に従事することとなった場合は、協議により柔軟に対応することとしており、令和5年度より、特記仕様書に災害対応業務を優先することを明記することとして発注しております。	①令和元年東日本台風時における、災害復旧に係る業務委託及び工事の発注については、緊急随契を活用し速やかに対応することができた。 また、実施中の通常業務に係る業務委託及び工事に関しては、必要に応じて「一時中止」、「工期延長」等の柔軟な履行期間等の設定を行うよう通知した。今後も国や他都県市の動向を参考に、迅速かつ適切な対応を図って参りたい。 ②県主催の防災情報伝達訓練に貴会も参加いただき、災害時の体制強化を図っている。	①②令和元年東日本台風（台風第19号）の際には、災害復旧事業における測量・設計業務を円滑に実施するため、必要に応じて「一時中止」や「工期延期」をするための判断基準を定めて柔軟に対応した。また、大きな被害を受けた国道144号鳴岩橋及びその前後道路については、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき国に直轄権限代行を要請し、測量・設計の段階から国・群馬県・嬬恋村が連携して災害復旧を実施した。 さらに、大規模災害時に備えたホットラインを国土交通省及び市町村と連携して構築しており、情報共有及び速やかな対応に努めている。今後も国や他都県市の動向を注視しながら、状況に応じた迅速かつ適切な対応を図ってまいりたい。 ③災害対応業務に従事する技術者への労働基準法第33条の適用については、受発注者間で認識を共有するため、群馬労働局と協議のうえ「よくある質問」に関するQ&Aを整理している。今後も群馬労働局と協議のうえ、Q&Aの充実に努めてまいりたい。
		4.1.2. 災害対応業務への適切な評価（地方自治体） ・ 緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度の拡充と水平展開	国や他都県市の取組みを踏まえ検討してまいります。	緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度の拡充と水平展開については、国や他都県市の取組状況を踏まえて検討して参りたい。	令和元年東日本台風（台風第19号）の際には、甚大な被害に対応するため、災害復旧事業における測量・設計業務に、限られた時間の中で大変な尽力をいただいた。令和2年度の委託表彰ではそのような点も考えて表彰箇所を選定した。その後、幸いにも本県では大きな災害は発生していないが、国や他都県市の動向を注視しながら、状況に応じた迅速かつ適切な対応を図っていきたい。
	4.2. 地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上	4.2.1. 災害申請作業の合理化・適切化（本省、地方自治体） ・ 災害査定の効率化の適用拡大の継続 ・ 大規模災害時の災害査定の効率化及び事前ルール（大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（H29.2））の適正な運用などの好事例の水平展開 ・市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドラインの活用	大規模災害発生時には、「大規模災害査定方針」に基づき、被災箇所の重要性や緊急性を踏まえつつ、査定までの時間的なスケジュールなどを加味し、基本的に査定設計書を簡素化して災害査定を受けることができるよう国と協議しております。	令和元年東日本台風における一連の災害査定においては、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」が適用され、速やかに関係各課および出先事務所、管内市町へ査定説明会及び通知文で周知を図り、効率的な査定を受けることが出来た。	災害申請作業においては、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（R6．5）」に基づき、適切に対応しているところである。今後も、国及び他都県市の事例を参考に、関係機関へ周知を図るとともに、災害査定の効率化に努めてまいりたい。
		4.2.2. 実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算※（地方自治体） ※ 精算例：遠方からの支援の場合の旅費・滞在費精算のルール化など	標準によらない作業となった場合の別途計上については変更協議の対象ととして、その積算基準については、国や他都県の取り扱い等を参考とさせて頂きたいと思います。	災害査定設計書作成に係る業務委託の積算については、標準歩掛りを採用しているが、大規模災害時においては、「災害時の応急対策業務の実施に関する協定書」に基づき、標準歩掛りのないものは参考見積りにより実施していく。	災害査定に係る業務委託においては、「災害時における測量、設計等の業務に関する協定」等に基づき、適切な予定価格の設定に努めており、ここに定めのない歩掛等については、受発注者間協議としている。より実態に即した計上が可能となるよう、国及び他の都県市の状況等を参考に、検討してまいりたい。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	埼玉県	千葉県	東京都
4.災害対応に向けた環境改善	4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立	4.1.1. 災害対応業務への体制整備（本省、地整、地方自治体） ①災害対応業務への従事技術者が対応していた既往業務への効果的な対応※ ※ 業務一時中止命令や工期延期の実施、管理技術者交代要件の緩和 ②広域（複数の発注者）にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備※ ※ 例：国による災害指定に関する対応、災害対応の要請の一元化、官民合同の災害訓練開催、ICT技術の活用など ③災害対応業務への従事技術者に対し、労働基準法第33 条の適切・確実な適用に関する厚生労働省への働きかけ	① 被災地支援等、災害関連業務に携わる場合の既往業務における工期延長や技術者交代については、「埼玉県土木工事委託業務設計変更ガイドライン」及び「共通仕様書」に基づき、受発注者協議の上、適切に対応することとしております。 ② 広域にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備等については、国や他自治体の取組を研究してまいります。	これまでも、県内において大規模な災害が発生した際には、災害応急対策を優先して行うため、既往業務の一時中止やこれに伴う履行期間の延長についての取組を実施してきたところです。管理技術者の変更については、災害発生状況等を勘案の上、案件ごとの対応となることから、国の動向も参考に対応してまいります。 災害時には、発注者と事業者団体が連携を図り、情報の共有や対応策の検討を行う体制の整備が必要と考えています。コンサルタンツ協会等とは災害時における災害応急業務の実施に際し被害拡大防止と被災施設の早期復旧を目的とした協定を締結しています。広域にまたがる支援体制等については、国や他都県市の動向等を注視してまいります。	①　令和6年能登半島地震等の災害時には、災害復旧対策を優先して行うため、既往業務の一時中止やこれに伴う履行期間の延長等について国からの要請に基づく取組を実施しています。 ②③　都有施設については、「一般社団法人 建設コンサルタンツ協会関東支部」、「一般社団法人 東京都測量設計業協会」及び「一般社団法人 東京都地質調査業協会」と災害時等における協力協定を結び、効率的かつ効果的な応急復旧の実現を図っています。広域にまたがる支援体制等については、国や他都県市の動向等を注視していきます。
		4.1.2. 災害対応業務への適切な評価（地方自治体） ・ 緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度の拡充と水平展開	表彰制度以外の災害対応業務への適切な評価の取り組みとして、総合評価方式において、県要請にもとづく災害の緊急対応については活動実績として評価しております。 災害対応業務実施に対する表彰制度については、国や他都県市の取組を研究してまいります。	業務委託における表彰制度については、他県の状況及び制度のあり方や課題等を踏まえ検討してまいります。	建設局では、大規模災害等からの復旧のため、建設局が施行する工事又は委託のうち、迅速な復旧や現場状況に応じた適切な対応等で災害復旧に寄与した団体及び優良な成績を収めた工事等を功労者として表彰し、公表する制度を整備しています。
	4.2. 地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上	4.2.1. 災害申請作業の合理化・適切化（本省、地方自治体） ・ 災害査定の効率化の適用拡大の継続 ・ 大規模災害時の災害査定の効率化及び事前ルール（大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（H29.2））の適正な運用などの好事例の水平展開 ・市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドラインの活用	令和元年東日本台風にかかる復旧においては、国からの要請を踏まえ、既往工事・業務について、災害復旧を優先して行う場合に、受発注者間の協議を踏まえた上で、一時中止を行うこととしました。 今後も国の対応を踏まえた上で、迅速かつ適切な災害対応を図ってまいります。 また、国や他都県市の動向を注視してまいります。	千葉県においては、令和元年の台風災害等における一連の災害査定において、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」の適用を受け、このことを速やかに関係各課および出先の事務所へ周知しました。先進事例の情報が得られた際には、速やかに関係各課および出先の事務所、市町村へ周知しています。今後も国の指導を受けながら、合理的かつ適切な運用を行ってまいります。	災害申請作業は、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（H29.2）」に基づき、適切に対応しているところです。
		4.2.2. 実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算※（地方自治体） ※ 精算例：遠方からの支援の場合の旅費・滞在費精算のルール化など	災害申請の作業に関する費用は、見積りにより対応し、実作業に見合った費用を計上しています。 なお、遠方からの支援の場合の旅費・滞在費については、令和2年11月の基準書改定により、国と同様な積算を実施しています。	災害時においては、実際の作業内容に基づいた内容で見積りを徴収し、積算しております。 旅費や滞在費については、必要に応じて、積算基準に基づき、費用を計上していきます。	宿泊や旅費については、必要に応じて、積算基準に基づき、費用を計上していきます。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	神奈川県	山梨県	長野県
4．災害対応に向けた環境改善	4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立	4.1.1. 災害対応業務への体制整備（本省、地整、地方自治体） ①災害対応業務への従事技術者が対応していた既往業務への効果的な対応※ ※ 業務一時中止命令や工期延期の実施、管理技術者交代要件の緩和 ②広域（複数の発注者）にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備※ ※ 例：国による災害指定に関する対応、災害対応の要請の一元化、官民合同の災害訓練開催、ICT技術の活用など ③災害対応業務への従事技術者に対し、労働基準法第33 条の適切・確実な適用に関する厚生労働省への働きかけ	①本県では、業務の一時中止、受注者の請求による履行期間の延長及び管理技術者の変更にあたっては、標準委託契約約款に基づき、発注者と受注者が協議し適切な対応を行えるようにしております。	①災害時における既往業務の一時中止や工期延期に係る条項について、令和3年度の災害協定より規定しております。 ②複数の発注者にまたがる受発注者協働での支援体制・仕組みの整備については、国の動向を注視し対応を検討したいと思います。 ③労働基準法の適用等に関しては、各企業から各労働局にお問い合わせいただくことになります。	①国や他都県市の状況等を踏まえ、検討していく。なお、大規模災害時においては、災害対応業務を優先し、既往業務の工期の延期等、柔軟に対応している。 ②県をまたがる支援体制・仕組みについては、現時点では確立されていない。国や他都県市の状況等を参考にしたい。 ③労働基準法第33条については、厚労省から都道府県労働局長あて「災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正について」（令和元年6月7日付け基発0607 第1 号）及び都道府県労働局労働基準部監督課長宛て「災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の解釈に当たっての留意点について」（令和元年6月7日付け基監発0607 第1 号）により、災害時の時間外労働に関する許可又は事後の承認の基準などの運用や留意点が通知されており、これに基づき適切に運用されるものと考えている。
		4.1.2. 災害対応業務への適切な評価（地方自治体） ・ 緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度の拡充と水平展開	・「神奈川県優良工事等表彰」のほか、「神奈川県災害復旧工事等に係る功績者表彰」として、災害復旧工事等のうち、危険、困難な条件を克服し、又は迅速に施行し、その功績が特に顕著なものについて、その災害復旧工事等を施行した法人等を表彰しております。なお、令和2年度には委託部門において一般社団法人神奈川県建設コンサルタンツ協会等、計4団体を表彰しております。	・ 緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度については、国や他都県市の動向等を注視していきます。	・県の表彰規則に基づき表彰する（令和元年東日本台風災害に際して災害復旧支援等に取組んでいただいた団体への表彰実績あり）
	4.2. 地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上	4.2.1. 災害申請作業の合理化・適切化（本省、地方自治体） ・ 災害査定の効率化の適用拡大の継続 ・ 大規模災害時の災害査定の効率化及び事前ルール（大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（H29.2））の適正な運用などの好事例の水平展開 ・市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドラインの活用	・大規模災害発生時には、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」に沿って対応してまいります。	・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第18の2を遵守した図面簡略化に取り組んでおり、災害査定の効率化に努めています。 ・令和6年災害における取り組み実績はありませんが、令和5年災害において、1箇所で図面簡略化に取り組みました。 ・公共土木施設災害復旧事業査定方針の対象となる大規模災害が発生した場合には、早期に国と調整を行い、同査定方針を積極的に活用すると共に、事例についても情報提供を行ってまいります。	・大規模災害時においては査定設計書に添付する平面図、横断図について、道路台帳や国土地理院の地図、航空写真またはドローン写真を用いる等、簡素化を実施している。（令和元年、2年、3年で実施） ・市町村が活用できる支援として、県技術職員OBの派遣や建設技術センター、地域の連合会等による支援体制があるが、大規模災害時に長野県技術職員派遣による支援の仕組みが整っていない状況であり、他都県市の取り組み状況等を参考にしたい。
		4.2.2. 実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算※（地方自治体） ※ 精算例：遠方からの支援の場合の旅費・滞在費精算のルール化など	国の標準積算基準を準拠しているため、県独自の積算基準を策定することは困難ですが、国や他の都道府県の動向等を注視してまいります。	旅費や宿泊を伴う業務の場合、必要に応じて、設計業務等標準積算基準書の「旅費交通費の率を用いない積算」により費用を算出し計上しています。	・調査設計に実際にかかった費用については、標準歩掛にない項目などについては見積もりを参考に積算し精算している。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	さいたま市	千葉市	横浜市
4.災害対応に向けた環境改善	4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立	4.1.1. 災害対応業務への体制整備（本省、地整、地方自治体） ①災害対応業務への従事技術者が対応していた既往業務への効果的な対応※ ※ 業務一時中止命令や工期延期の実施、管理技術者交代要件の緩和 ②広域（複数の発注者）にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備※ ※ 例：国による災害指定に関する対応、災害対応の要請の一元化、官民合同の災害訓練開催、ICT技術の活用など ③災害対応業務への従事技術者に対し、労働基準法第33 条の適切・確実な適用に関する厚生労働省への働きかけ	①、②国や他都県市の動向を注視してまいります。	本市における災害発生時の対応として、既往業務の業務中止命令と工期延期を必要に応じ、適切に行うこととしております。 管理技術者の交代要件緩和や広域にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みについては、国や他都県市の動向を注視してまいります。	本市では、業務の一時中止、受注者の請求による履行期間 の延長及び管理技術者の変更にあたっては、「設計・測量等委託契約約款」や「設計・測量等委託業務設計変更ガイドライン」に基づき、発注者と受注者が協議し適切な対応を行えるよう にしております
		4.1.2. 災害対応業務への適切な評価（地方自治体） ・ 緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度の拡充と水平展開	国や他都県市の事例を参考に、今後研究してまいります。	国や他都県市の動向を注視してまいります。	緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度について、国や他都県市の事例を参考に研究してまいります。
	4.2. 地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上	4.2.1. 災害申請作業の合理化・適切化（本省、地方自治体） ・ 災害査定の効率化の適用拡大の継続 ・ 大規模災害時の災害査定の効率化及び事前ルール（大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（H29.2））の適正な運用などの好事例の水平展開 ・市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドラインの活用	国や他都県市の動向を注視してまいります。	本市において、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」が適用された際は、適用に関する国からの情報提供を庁内に通知し、周知をしております。	災害申請作業の合理化・適切化について、今後も国等の動向を注視していきます。
		4.2.2. 実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算※（地方自治体） ※ 精算例：遠方からの支援の場合の旅費・滞在費精算のルール化など	近年の事例が無いため、他都県市の動向を注視してまいります。	災害時などで標準歩掛と実際の作業に乖離があるときは、見積もりを活用するなど、適切な費用計上に努めております。	宿泊や旅費については、必要に応じて、積算基準に基づき、費用を計上していきます。積算基準が適用できない場合は、見積を徴収するなど対応してまります。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	川崎市	相模原市
4．災害対応に向けた環境改善	4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立	4.1.1. 災害対応業務への体制整備（本省、地整、地方自治体） ①災害対応業務への従事技術者が対応していた既往業務への効果的な対応※ ※ 業務一時中止命令や工期延期の実施、管理技術者交代要件の緩和 ②広域（複数の発注者）にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備※ ※ 例：国による災害指定に関する対応、災害対応の要請の一元化、官民合同の災害訓練開催、ICT技術の活用など ③災害対応業務への従事技術者に対し、労働基準法第33 条の適切・確実な適用に関する厚生労働省への働きかけ	①災害応急対策を行うため契約業務の業務一時中止等の打診といった災害対応調整等に取り組んでおります。 ②広域にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備等については、国や他都市の動向に注視してまいります。	本市は神奈川県建設コンサルタント協会等と災害時における設計、調査等の応急対策業務に関する協定を締結し、迅速な災害対応に向け、支援体制を整備しております。 災害対応業務の状況による業務の中止、受注者の請求による契約工期の延長及び管理技術者の変更にあたっては、契約書に基づき、適切に対応しております。
		4.1.2. 災害対応業務への適切な評価（地方自治体） ・ 緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度の拡充と水平展開	国や他都県市の取組状況を注視して参ります。	国や他都県市の動向を注視してまいります。
	4.2. 地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上	4.2.1. 災害申請作業の合理化・適切化（本省、地方自治体） ・ 災害査定の効率化の適用拡大の継続 ・ 大規模災害時の災害査定の効率化及び事前ルール（大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（H29.2））の適正な運用などの好事例の水平展開 ・市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドラインの活用	大規模災害発生時には、「大規模災害査定方針」に基づき、被災箇所の重要性や緊急性を踏まえつつ、基本的には査定設計書を簡素化して災害査定を受けることとしております。	国や他都県市の動向を注視してまいります。
		4.2.2. 実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算※（地方自治体） ※ 精算例：遠方からの支援の場合の旅費・滞在費精算のルール化など	実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算の運用については、国や他都県市の取組状況を踏まえて検討して参ります。	費用については、原則、見積対応としておりますが、積算のルール化などの策定については国や他都県市の動向を参考にしながら取組んでまいります。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	茨城県	栃木県	群馬県
5章．DX推進の環境整備	5.1. 受発注者協働による働き方改革に資するDX 推進：業務効率化の促進	5.1.1.電子入札システム、電子契約システムの活用（本省）			
		5.1.2.情報共有システム（ASP）の運用ルールの改善（本省、地方自治体） ・情報共有システム(ASP)の活用推進、費用面の改善、操作性の向上	業務におけるASPの活用は受注者が活用を選択できるものとしており、その運用ルールについては、国や他都県の取り扱い等を参考とさせて頂きたいと思います。	業務委託の情報共有システム(ASP)ついて、令和6年10月に試行要領を策定し、令和6年度は9件の業務で活用された。今後も引き続き情報共有システム(ASP)の活用を推進して参りたい。	群馬県では、令和6年度より設計金額500万円以上の業務委託について「ぐんま電子納品システム」の利用を義務付けているが、500万円未満の案件についても協議によりシステム利用を可能としているなど、活用推進を図っている。また、現行のシステム利用料金について見直しを含めて改善に向けた検討を進めており、操作性の面では令和7年7月にシステムを県独自仕様からASP標準仕様に移行し、国や他団体との共通化を図っている。
		5.1.3.遠隔臨場の活用推進（本省）			
		5.1.4. DX 環境の整備			
		5.1.5.各発注機関のインフラDX推進計画や実施状況等の情報の公開（本省、地整、地方自治体）	本県ではDXの取り組み状況について、件数などの取り組み状況をホームページに掲載し公表しております。	推進計画について、令和5年3月に「とちぎインフラDX構想」を策定し、インフラ分野のDXにおける目指す方向性や取組の内容を示した。 実施状況について、関係団体等に対して講習会・研修会を通じて情報公開している。	限られた人員や財源で、県土整備分野の最上位計画である「ぐんま・県土整備プラン」を着実かつ計画的に推進するため、県土整備分野のDXに関する取組やその工程等を示した「県土整備プランDXアクション」を策定し、四半期ごとに各取組の進捗状況等をフォローアップし、県ホームページで結果を公表している。
	5.2.BIM/CIMの利用環境の改善	5.2.1. BIM/CIM データ連携の改善（本省、地方自治体） ・設計で作成したBIM/CIM データの活用状況について、設計と工事の意見交換や連携の場の設置	本県のBIM/CIMの導入については、一部の事業において試行的に実施しております。引き続き、県内の取組状況を踏まえ、設計時点と施工時点のデータ連携や、メンテナンスにどのように活用していくかについての検討を進めながら、取り組んでまいります。	本県では、一部の設計業務においてBIM/CIM適用業務を試行しており、令和7年度中に県要領の策定を予定している。 BIM/CIMの推進にあたっては、設計と工事間のデータ連携を強化することが重要であると認識しているので、今後引き続き国の動向を注視して参りたい。	群馬県では、令和4年度より、CIMの試行に着手し、問題・課題の抽出や整理・検証を行っているところである。設計照査をはじめとする、CIMの推進および、デジタル情報の運用・管理については、国や他都県市の事例を参考に、導入・活用に向けた検討を進めてまいりたい。
	5.3. DX の推進の費用面での環境整備	5.3.1. BIM/CIM 活用の業務価格の算定方法の見直し（本省）			
		5.3.2. DX 推進の環境整備のための助成金の創設（本省、地方自治体）	DXの推進のための環境整備については重要と認識しており、国や他都県市の取組みを踏まえ検討してまいります。	国や他都県市の取組状況を踏まえて検討して参りたい。	群馬県では、DX機器の導入等の環境整備に関する補助制度はないが、産業経済部において、DXに関連する新技術開発を支援する補助制度は設けている。DX機器導入等に関する新たな助成金の創設については、他都県市などの状況を注視してまいりたい。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	埼玉県	千葉県	東京都
5章．DX推進の環境整備	5.1. 受発注者協働による働き方改革に資するDX 推進：業務効率化の促進	5.1.1.電子入札システム、電子契約システムの活用（本省）			
		5.1.2.情報共有システム（ASP）の運用ルールの改善（本省、地方自治体） ・情報共有システム(ASP)の活用推進、費用面の改善、操作性の向上	県及び市町村職員向けの操作研修を毎年実施し、情報共有システムの活用を推進しています。また、令和5年度には県内の全市町村を訪問し、情報共有システムの説明等を実施しており、令和6年度にはアンケート結果に基づき、希望のあった市町村を訪問して説明等を実施しています。市町村への個別訪問による説明は今年度も継続して実施して参ります。	令和7年4月から受注者希望型によりASPを適用としました。費用計上については、間接原価等の率計上分に含まれております。	建設局では、令和5年度より土木工事・土木設備工事は原則として、それ以外の工事や委託業務についても、工事情報共有システムの積極的な活用を推進しており、システムのさらなる利用拡大を図るため、受託者をはじめ、委託者側においても、担当する職員に向けた操作講習会を開催しております。 また、本年7月には受注者等提出書類処理基準を改定し、受託者が提出する工事関係書類（※契約関係書類は除く）全てが電子で提出可能となっております。
		5.1.3.遠隔臨場の活用推進（本省）			
		5.1.4. DX 環境の整備			
		5.1.5.各発注機関のインフラDX推進計画や実施状況等の情報の公開（本省、地整、地方自治体）	埼玉県として「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」を策定しており、インフラ分野のDXについてもこの中でビジョンとロードマップを定め、県ホームページにて公開しております。	千葉県では、令和5年3月に「千葉県デジタル・トランスフォーメーション推進戦略」を作成し、県ホームページに公開しています。また、県土整備部ではインフラ分野のDXアクションプランの策定を進めているところです。	令和7年3月に「シン・トセイX　都政の構造改革QOSアップグレード戦略2.0」を策定・公表し、組織・分野を越えた政策DXにより、サービスの質を飛躍的に向上させることを目指しています。 引き続き、国や他自治体のインフラDX推進計画の動向も注視しながら、シン・トセイXを旗印に都政のQOS向上に取り組んで行きます。
	5.2.BIM/CIMの利用環境の改善	5.2.1. BIM/CIM データ連携の改善（本省、地方自治体） ・設計で作成したBIM/CIM データの活用状況について、設計と工事の意見交換や連携の場の設置	（CIMについて） 令和6年5月に埼玉県県土整備部発注の土木関連業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する試行方針及び試行要領を策定し、運用しております。まずは土木関連業務・工事での活用拡大を図り、実績を蓄積していく段階であることから、活用事例の紹介、情報共有を行う場についても、今後提供していけるよう検討しております。 （BIMについて） 営繕工事におけるBIMに関しては県内建築設計団体で構成される「彩の国建築BIM推進会議」に埼玉県はオブザーバーとして参加しており、今後とも活用事例の発信や情報共有を図ってまいります。	令和7年度千葉県版の実施要領等を策定予定です。	建設局ではBIM/CIM技術の活用に向け試行を継続しており、測量、設計、施工および維持管理等の一連の建設生産・管理プロセスの効率化・高度化を図る取組を推進していきます。
	5.3. DX の推進の費用面での環境整備	5.3.1. BIM/CIM 活用の業務価格の算定方法の見直し（本省）			
		5.3.2. DX 推進の環境整備のための助成金の創設（本省、地方自治体）	埼玉県では産業労働部において「埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金」として、中小企業向けにDX等、人手不足対応に資する特定の製品の新規導入や設備更新に対する支援を実施しております。※令和7年度の公募は終了しています。	助成金の創設については、現在ありません。 ICTの普及については、経済産業省の補助金を県内建設団体へ紹介しております。	建設局では、建設業におけるDX推進のため、ICT活用工事や遠隔臨場などでは施策ごとに実施要領を定め、費用計上の枠組みを整備しています。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	神奈川県	山梨県	長野県
5章．DX推進の環境整備	5.1. 受発注者協働による働き方改革に資するDX 推進：業務効率化の促進	5.1.1.電子入札システム、電子契約システムの活用（本省）			
		5.1.2.情報共有システム（ASP）の運用ルールの改善（本省、地方自治体） ・情報共有システム(ASP)の活用推進、費用面の改善、操作性の向上	・県では、測量、調査、設計業務においても、令和7年7月以降に発注する業務を対象として情報共有システム（ASP）を活用できるよう試行要領を改定し、積算担当者向けに説明会を実施しております。	平成28年度に試行要領を定め、建設工事を対象に運用しており、令和6年11月に要領を改定し、対象範囲を委託業務まで拡大しました。 情報共有システムに要する費用については、令和6年度版設計業務等標準積算基準書より、間接原価に含まれているため、これにより計上しています。	・長野県の「情報共有システム実施要領」において、R7年4月からは全ての建設工事に加え、委託業務でも、原則全案件、情報共有システム(ASP)を実施することとしている。 ・現在、委託のシステム利用に要する費用（登録料及び利用料）は、各種経費※に含まれるものとしている。 （※各種経費　測量業務：間接測量費 設計業務：間接原価 地質調査業務：業務管理費） なお、費用面に関して、小規模な業務においては、利用効果に比して、登録料等の負担が大きいという実情を踏まえ、本県では、小規模な業務を適用除外としています。 ・利用するシステムは、「長野県情報共有システム機能仕様書」を満たすものから、受注者が任意選択できることとしているので、操作性向上に関するご意見ご要望等は、各サービス提供者へお伝え願いたい。
		5.1.3.遠隔臨場の活用推進（本省）			
		5.1.4. DX 環境の整備			
		5.1.5.各発注機関のインフラDX推進計画や実施状況等の情報の公開（本省、地整、地方自治体）	県では、県民目線のデジタル行政でやさしい社会の実現に向け、令和6年3月に「神奈川DX計画」を策定し、県のホームページで公開しております。	本県において、現時点でインフラDX推進計画の策定は行っておりません。国主催の関東DX・i-Construction推進協議会や山梨県DX・i-construction連絡会の動向などに注視し、県における各関係者との連絡会議を通じてインフラDXの推進に取り組んでいきます。	・長野県ではR6年3月に「建設部DX実施計画（R5～R9）」を策定、HPで公開し、着実な建設 DX の推進を目指している。
	5.2.BIM/CIMの利用環境の改善	5.2.1. BIM/CIM データ連携の改善（本省、地方自治体） ・設計で作成したBIM/CIM データの活用状況について、設計と工事の意見交換や連携の場の設置	・BIM/CIMデータ連携の改善については、国や他の都道府県の動向等を注視してまいります。	BIM／CIMデータ活用に向け、山梨県i-Construction推進連携会議を毎年開催し、国や建設業協会、コンサルタンツ協会等と意見交換を行い、各段階における課題を抽出し、業務及び工事における要求事項（リクワイアメント）の検証を行い、作業の効率化を目指していきます。	・BIM/CIM 設計照査シートには今後検討してまいりたい。 ・信州BiM/CIM推進協議会を設立し、情報共有を図るとともに、活用事例の収集等に努めている。R7年度からオンライン電子納品の運用開始となり、活用事例の自動収集に向けたシステム改修を検討中。今後の情報発信につなげたい。
	5.3. DX の推進の費用面での環境整備	5.3.1. BIM/CIM 活用の業務価格の算定方法の見直し（本省）			
		5.3.2. DX 推進の環境整備のための助成金の創設（本省、地方自治体）	DX 推進の環境整備のための助成金制度として、「生産性向上促進事業費補助金」などの県独自の補助金制度を設けております。	国や他都県市の動向等を注視し、対応を検討していきます。	・ICT機器等の購入に係る助成金の制度は現在ないが、国や他都県市の状況等を参考にしたい。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	さいたま市	千葉市	横浜市
5章．DX推進の環境整備	5.1. 受発注者協働による働き方改革に資するDX 推進：業務効率化の促進	5.1.1.電子入札システム、電子契約システムの活用（本省）			
		5.1.2.情報共有システム（ASP）の運用ルールの改善（本省、地方自治体） ・情報共有システム(ASP)の活用推進、費用面の改善、操作性の向上	今年度より、工事に加えて委託業務においてもASPを利用できるよう、運用ルールを改善する予定です。	情報共有システム(ASP)については、R7.4.1から土木設計業務等における情報共有システム試行要領を定め、活用推進に取り組んでおります。引き続き、周知徹底を図りながら推進してまいります。	国や他都県市の事例を参考に、今後も引き続き研究してまいります。
		5.1.3.遠隔臨場の活用推進（本省）			
		5.1.4. DX 環境の整備			
		5.1.5.各発注機関のインフラDX推進計画や実施状況等の情報の公開（本省、地整、地方自治体）	国や他都県市の事例を参考に、今後研究してまいります。	現在、インフラDX推進計画策定に向け、具体的な施策の実施状況のとりまとめを行っております。	一部の局においてインフラDX戦略を作成し、HPで公開しています。
	5.2.BIM/CIMの利用環境の改善	5.2.1. BIM/CIM データ連携の改善（本省、地方自治体） ・設計で作成したBIM/CIM データの活用状況について、設計と工事の意見交換や連携の場の設置	BIM/CIM の利用環境の改善や設計と工事の連携の場の設置等については、国や他都県市の状況を踏まえて検討してまいります。	BIM/CIMの活用については、業界団体と意見交換を行いながら、導入に向けた検討を進めていく予定です。	国や他都県市の事例を参考に、今後も引き続き研究してまいります。
	5.3. DX の推進の費用面での環境整備	5.3.1. BIM/CIM 活用の業務価格の算定方法の見直し（本省）			
		5.3.2. DX 推進の環境整備のための助成金の創設（本省、地方自治体）	国や他都県市の動向を注視してまいります。	本市では、「ICT活用等生産性向上支援事業」により千葉市内の中小企業者向けにICT導入等に係る費用を支援しております。	市内の中小企業者が生産性向上を目的として行うDX・デジタル化に関する導入費用を補助する「中小企業デジタル化推進支援補助金」をR3年度より導入しています。

令和7年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
都県政令市　回答

資料－3

項目		要　望	川崎市	相模原市
5章．DX推進の環境整備	5.1. 受発注者協働による働き方改革に資するDX 推進：業務効率化の促進	5.1.1.電子入札システム、電子契約システムの活用（本省）		
		5.1.2.情報共有システム（ASP）の運用ルールの改善（本省、地方自治体） ・情報共有システム(ASP)の活用推進、費用面の改善、操作性の向上	情報共有システム（ASP）の活用推進については、本市では試行実施ガイドラインを策定し活用しております。また費用面については、「設計業務等標準積算基準書」に基づき積算しております。	国や他都県市の動向を注視してまいります。
		5.1.3.遠隔臨場の活用推進（本省）		
		5.1.4. DX 環境の整備		
		5.1.5.各発注機関のインフラDX推進計画や実施状況等の情報の公開（本省、地整、地方自治体）	国や他都県市の実施状況等を注視して参ります。	国や他都県市の動向を注視してまいります。
	5.2.BIM/CIMの利用環境の改善	5.2.1. BIM/CIM データ連携の改善（本省、地方自治体） ・設計で作成したBIM/CIM データの活用状況について、設計と工事の意見交換や連携の場の設置	BIM/CIMにつきましては、国や他都県市の取組状況を注視して参ります。	国や他都県市の動向を注視してまいります。
	5.3. DX の推進の費用面での環境整備	5.3.1. BIM/CIM 活用の業務価格の算定方法の見直し（本省）		
		5.3.2. DX 推進の環境整備のための助成金の創設（本省、地方自治体）	本市では、「川崎市働き方改革・生産性向上推進事業補助金」により、 市内中小企業者が行う、デジタル化やデジタル人材の育成等の働き方改革・生産性向上に資する取組に対して補助を実施しています。	国や他都県市の動向を注視してまいります。